2012/05/24

流山市地域防災計画　風水害等対策編

素　案

流 山 市 防 災 会 議

第 1 章　総　　則 1-1

第 1 節　計画の目的・構成 1-1

第 2 節　計画の基本方針 1-3

第 1　計画の方針 1-3

第 2　計画の修正 1-4

第 3　他の計画との関係 1-5

第 4　計画の周知 1-6

第 3 節　流山市防災会議 1-7

第 1　流山市防災会議の職務 1-7

第 2　流山市防災会議の組織 1-7

第 4 節　市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 1-8

第 1　市 1-8

第 2　県 1-9

第 3　指定地方行政機関 1-10

第 4　自衛隊 1-13

第 5　指定公共機関 1-14

第 6　指定地方公共機関 1-15

第 7　公共的団体及びその他防災上重要な施設管理者 1-17

第 8　市民及び事業所等 1-18

第 5 節　流山市（千葉県）の自然と災害 1-19

第 1　地勢 1-19

第 2　地質 1-23

第 3　気象 1-25

第 4　社会環境 1-25

第 5　過去の災害 1-29

第 2 章　災害予防計画 2-1

第 1 節　訓練及び防災知識の普及計画 2-1

第 1　防災広報の充実 2-1

第 2　職員の防災意識の高揚 2-4

第 3　自主防災組織の整備 2-4

第 4　事業所等の防災組織の整備 2-7

第 5　ボランティアの活動環境の整備 2-8

第 6　防災訓練の充実 2-10

第 2 節　水害予防計画 2-13

第 1　治水対策の推進 2-13

第 2　洪水ハザードマップの作成 2-16

第 3　下水道整備の推進 2-18

第 4　農作物の水害防止対策 2-18

第 5　道路災害による事故防止 2-19

第 6　建造物等の水害予防措置 2-20

第 3 節　土砂災害予防計画 2-21

第 1　危険箇所の調査把握 2-21

第 2　警戒避難体制の整備 2-24

第 3　防災知識の普及・啓発 2-26

第 4　造成地の予防対策 2-26

第 5　土地利用の適正化 2-27

第 6　調整池等災害対策 2-27

第 7　孤立するおそれのある地域対策 2-27

第 4 節　風害予防計画 2-28

第 1　建造物等の風害予防措置 2-28

第 2　農作物等の風害防止対策 2-28

第 3　街路樹等の風害防止対策 2-29

第 5 節　火災予防計画 2-30

第 1　火災予防査察 2-30

第 2　住宅防火対策 2-30

第 3　消防組織及び施設の整備充実 2-35

第４　火災予防についての啓発 2-36
第５　特殊建築物の火災予防 2-37
第６　危険物製造所等の火災予防 2-38
第７　危険物等施設の安全対策 2-38

第６節　雪害予防計画 2-39
第１　道路雪害防止対策 2-39
第２　農作物等の雪害防止対策 2-39

第７節　防災施設・体制等の整備計画 2-41
第１款　通信基盤の整備 2-41
第１　情報収集・伝達体制の整備 2-41
第２　災害通信施設の整備 2-42
第３　県の災害通信施設 2-45
第４　警察における災害通信網の整備 2-49
第５　東日本電信電話(株)東葛営業支店における災害通信施設等の整備 2-49
第６　(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店における災害通信施設等の整備 2-49
第７　KDDI(株)における災害通信施設等の整備 2-49
第８　非常通信体制の整備 2-49
第９　アマチュア無線の活用 2-50
第２款　防災施設の整備 2-51
第１　防災拠点等の整備 2-51
第２　防災用備蓄の推進 2-51
第３　水防用資機材の点検・整備 2-57
第４　河川への消火用水確保施設の整備 2-57
第５　災害対策本部組織体制の拡充 2-58
第３款　広域応援協力体制の整備 2-59
第１　市町村間の相互応援 2-59
第２　国、県の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん 2-60
第３　公共的団体との協力体制の確立 2-60
第４　民間団体との協定締結の推進 2-60
第５　他市町村の災害時における応援活動のための体制整備 2-61

第８節　避難対策 2-62
第１　避難施設等の整備 2-62

第 2　避難誘導体制の整備 2-65
第 3　避難所の開設・運営体制の整備 2-67
第 4　帰宅困難者対策 2-68
第 5　避難所外避難者への支援体制の整備 2-69
第 6　仮設住宅の建設、住宅の提供等対策 2-70

第 9 節　災害医療体制の整備 2-71
第 1　救急・救助体制の整備 2-71
第 2　初期医療体制の整備 2-72
第 3　後方医療体制の整備 2-73

第 10 節　災害時要援護者の安全確保対策 2-75
第 1　災害時要援護者に配慮した社会環境の整備 2-75
第 2　在宅災害時要援護者に対する対応 2-76
第 3　災害時要援護者関連施設等における防災対策 2-81
第 4　外国人に対する対策 2-82

第 11 節　公共土木施設・建築物等の災害予防計画 2-84
第 1　道路及び交通施設の安全化 2-84
第 2　ライフライン施設の強化 2-86
第 3　落下物対策の推進 2-89

第 12 節　ごみ及びし尿処理体制の整備計画 2-91
第 1　ごみ処理体制の整備 2-91
第 2　し尿処理体制の整備 2-92

第 13 節　緊急輸送体制の整備計画 2-94
第 1　陸上輸送の環境整備 2-94
第 2　航空輸送の環境整備 2-95

第 3 章　災害応急対策計画 3-1

第 1 節　災害応急活動体制 3-1

第 1　災害対策本部設置前の活動体制 3-1

第 2　指定行政機関等の活動体制 3-7

第 3　市災害対策本部と国、県及び防災関係機関との連携 3-8

第 4　災害救助法の適用手続等 3-24

第 2 節　情報の収集・伝達計画 3-29

第 1　気象注意報・警報等の伝達 3-29

第 2　通信計画 3-37

第 3　被害情報等収集報告取扱 3-46

第 4　災害広報計画 3-54

第 3 節　消防・救助救急・水防･危険物等対策の計画 3-60

第 1　消防活動 3-60

第 2　救急・救助 3-63

第 3　水防活動 3-67

第 4　危険物等の応急対策 3-74

第 5　惨事ストレス対策 3-76

第 4 節　警備・交通規制計画 3-77

第 1　災害警備計画 3-77

第 2　交通規制計画 3-79

第 5 節　避難計画 3-83

第 1　避難方法 3-83

第 2　実施機関 3-85

第 3　避難準備情報及び避難勧告・指示等 3-85

第 4　警戒区域の設定 3-91

第 5　避難誘導の方法 3-92

第 6　避難所・避難場所の安全確保 3-95

第 7　避難所の開設 3-95

第 8　避難所の運営 3-98

第 9　広域的避難収容 3-105

第 10　避難所外避難者への対応 3-105

第６節　医療救護・防疫等活動計画 3-106
第１　医療救護活動 3-106
第２　防疫活動 3-112
第３　保健活動 3-115
第４　行方不明者の捜索及び遺体収容埋葬計画 3-117
第５　動物対策 3-122

第７節　救援計画 3-123
第１　応急給水 3-123
第２　食糧の配布 3-126
第３　生活必需品等の配布 3-129
第４　緊急輸送 3-132
第５　労働力の確保 3-135
第６　災害救助法に基づく従事者の雇用 3-136

第８節　広域応援・自衛隊派遣要請計画 3-138
第１款　広域応援要請計画 3-138
第１　市町村相互の応援 3-138
第２　県及び国に対する応援要請 3-140
第３　消防機関相互の応援 3-141
第４　水道事業体等の相互応援 3-143
第５　資料の提供及び交換 3-143
第６　応援受入体制の確保と経費の負担 3-143
第７　民間団体等との協定等の締結 3-144
第８　他自治体からの避難者の受入れ 3-145
第２款　自衛隊派遣要請計画 3-146
第１　災害派遣要請 3-146
第２　災害派遣要請の範囲 3-146
第３　災害派遣要請の手続 3-148
第４　自主出動 3-149
第５　自衛隊との連絡 3-149
第６　災害派遣部隊の受入体制 3-150
第７　災害派遣部隊の撤収要請 3-151
第８　経費負担区分 3-151

第９節　生活関連施設等の応急復旧計画 3-152

第１　ライフライン施設等の応急対策 3-152
第２　道路・橋梁 3-158
第３　交通施設 3-159
第４　その他公共施設 3-162
第５　農業用施設の応急復旧 3-162

第 10 節　応急教育計画 3-164
第１　児童・生徒の安全確保 3-164
第２　応急教育の実施 3-167
第３　教材・学用品の調達及び配給方法 3-168
第４　給食措置 3-169
第５　文化財の保護 3-170

第 11 節　障害物の除去・清掃計画 3-171
第１　障害物の除去 3-171
第２　廃棄物処理 3-174
第３　し尿処理 3-176

第 12 節　公的住宅等の提供及び住宅の応急修理計画 3-178
第１　応急仮設住宅の建設 3-178
第２　公的住宅等の提供 3-181
第３　建物の応急対策 3-181
第４　建設資材の確保 3-184

第 13 節　ボランティア協力計画 3-185
第１　公的団体活用計画 3-185
第２　ボランティアの活動分野 3-186
第３　ボランティアとして協力を求める個人、団体 3-187
第４　ボランティア参加の呼びかけ 3-188
第５　ボランティアの受入窓口 3-188
第６　連携体制及び受入体制の確保 3-191

第 14 節　災害時要援護者等の安全確保対策 3-193
第１　災害時要援護者関連施設入所・通所者等の安全確保対策 3-193
第２　在宅災害時要援護者の安全対策 3-195
第３　外国人の安全確保 3-196

第 15 節　雪害対策 3-198

第 16 節　帰宅困難者対策 3-200

第 4 章　災害復旧計画 4-1

第 1 節　市民生活安定のための緊急措置計画 4-1

第 1　相談窓口の設置及び文書等の準備 4-1
第 2　租税及び公共料金等の特例措置 4-2
第 3　雇用対策 4-5
第 4　り災証明書の発行 4-6
第 5　住宅の建設等 4-8
第 6　災害援護資金の貸付 4-10
第 7　生活福祉資金の貸付 4-11
第 8　中小企業への融資 4-14
第 9　農林漁業者への融資 4-15
第 10　義援金品の配布 4-15
第 11　被災者生活再建支援金の支給 4-17
第 12　災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給 4-18
第 13　災害見舞金の支給 4-19

第 2 節　生活関連施設等の復旧計画・復興計画 4-21

第 1　災害復旧・復興の基本方向の決定 4-21
第 2　災害復旧計画・復興計画の作成 4-21
第 3　災害復旧事業に伴う財政援助 4-22
第 4　災害復旧事業の実施 4-23

第 3 節　激甚災害の指定に関する計画 4-25

第 1　激甚災害に関する調査 4-25
第 2　特別財政援助額の交付手続等 4-25

第１章　総　　則

第1章　　総　　則

第１節　計画の目的・構成

1　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条及び流山市防災会議条例（昭和 37 年流山市条例第 18 号）第 2 条の規定に基づき「流山市地域防災計画」の「風水害等対策編」として流山市防災会議が策定するものである。

この計画では、過去の水害記録等から被害の規模を想定したうえで、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある風水害等の災害に対処するため、流山市内での風水害等の災害に係る予防、応急対策及び復旧に関し、必要な体制を確立するとともに、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等（以下「防災関係機関」という。）を含めた総合的かつ計画的な風水害等の対策を整備推進し、市民の生命・身体・財産を風水害等の災害から保護し、被害を軽減することを目的とする。

2　計画の構成

流山市地域防災計画は、「地震災害対策編」、「風水害等対策編」、「大規模事故災害対策編」、「複合災害対策編」の 4 編で構成し、本編はこのうちの「風水害等対策編」である。

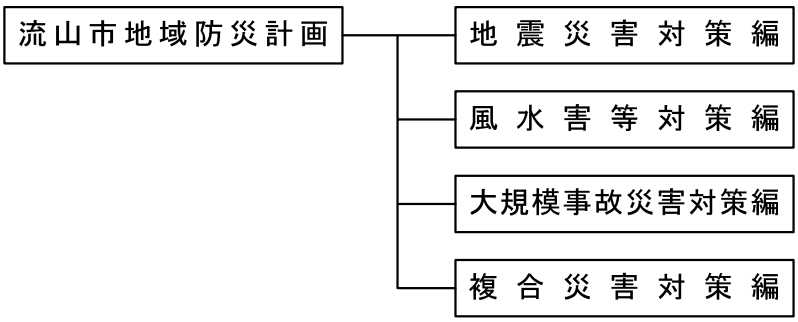

図 1-1-1　計画の構成

「風水害等対策編」は、「総則」、「災害予防計画」、「災害応急対策計画」及び「災害復旧計画」の 4 章で構成する。

また、この計画は、市及び防災関係機関がとるべき風水害等対策の基本的事項を定めるものであり、市及び防災関係機関はこの計画に基づき、具体的な実施計画あるいは手順書（マニュアル）を定め、その推進を図るものとする。

さらに、住民及び民間事業者の基本的な役割にも言及し、風水害等の災害に対する備えを促進するものとする。

本計画の構成と主な内容を表 1-1-1 に示す。

表 1-1-1　計画の構成及び主な内容

構　　成	主　な　内　容
1 章　総　則	風水害等の対策の基本方針、市及び防災関係機関等が風水害等の災害に対して処理すべき業務の大綱並びに風水害記録等
2 章　災害予防計画	風水害等の災害による被害を最小限に止めるために、市及び防災関係機関等が行う災害予防事業並びに住民、事業者等が日頃から行うべき措置等
3 章　災害応急対策計画	風水害等の災害発生から応急対策の終了に到るまでの間において、市災害対策本部及び防災関係機関等が行う災害応急対策に関する体制、措置等
4 章　災害復旧計画	被災者の生活支援や自立復興の促進等、市民生活の早期回復と生活安定を図るための措置、公共施設の復旧事業等

第２節　計画の基本方針

本計画の策定に当たり、施策の展開の基本方針を災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策のそれぞれについて掲げる。

第１　計画の方針

江戸川の堤防が決壊した場合等は甚大な被害が予想されるため、市としては、努めて市の有する能力をもって対処し、足らざる能力について、国及び県等の支援を受けることを基本とする。

風水害等はある程度事前に予想することが可能なため、災害発生前から、あらかじめ活動体制の確立や避難等に当たり、発災直後から、市の全力をもって人命救助や応急活動に当たるとともに国及び県、並びに、他の市等に対して、全面的な支援を要請する。

１　災害予防対策

ア　市民への地震災害に関する知識の普及に努めるとともに、自主防災組織の育成強化に努め、地域防災力の向上を図る。

イ　市職員の防災資質の向上に努める。

ウ　実践的な防災訓練を実施する。

エ　自助・共助・公助それぞれが災害対応力を高め、連携した減災・防災への取り組みを図る。

オ　減災や多重防御の視点に重きを置き、ハード対策とソフト対策を組み合わせた防災対策を推進する。

カ　災害に強い地域づくりを進めるため、土地利用と建築物、構造物の整備を進める。

キ　応援協力体制を整備、推進する。

ク　防災拠点の整備を進めるとともに、各種資機材の備蓄、消防水利の推進及び消防力の強化を進める。

ケ　情報収集・伝達体制の整備と情報通信施設の整備・強化を進める。

コ　食糧備蓄を推進する。

サ　避難誘導体制の確立と安全な避難環境の創出に努める。

シ　高齢者、障害者等の災害時要援護者や女性に配慮した防災対策の推進に努める。

ス　ボランティアの活動環境の整備を進める。

セ　地域・事業所等における防災体制の強化を進める。

ソ　危険物等管理の強化を進める。

タ　今後の災害対策に役立つ各種調査研究を進める。

2　災害応急対策

ア　市及び防災関係機関における初動体制の充実・強化を図る。

イ　気象予警報や被害情報などの災害情報の収集伝達体制を整える。

ウ　広報・広聴活動の充実・強化を図る。

エ　被害情報の一元管理・共有体制の強化を図る。

オ　被災者の安全な避難誘導と避難所の整備に努めるほか、水や食糧等の供給、医療や救助など救援救護活動の充実を図る。

カ　災害時要援護者の安全確保を図る。

キ　必要に応じ、自衛隊や周辺自治体の迅速な応援を得て応急対策を実施する。

ク　消防、水防、警備、緊急輸送、交通規制など応急活動の充実を図る。

ケ　水道、電気、ガス、電話等の生活関連施設等の迅速な応急復旧を図る。

コ　応急教育の確保を図る。

サ　防疫及び保健衛生に関する措置を徹底する。

シ　災害廃棄物の処理及び住宅の応急復旧の迅速な実施を図る。

ス　住宅の危険度判定を迅速に行い、二次災害を防ぐ。

3　災害復旧対策

ア　一般被災者や被災事業者への援護措置の充実を進め、市民生活の安定を図る。

イ　生活関連施設等の迅速な本格復旧を図る。

第 2　計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、他地域の災害事例及び災害の防止に関する科学的研究の成果、市域において発生した災害の状況並びにこれらに対してとられた災害応急対策の効果を考え合わせて毎年検討を加え、必要があると認めるときは流山市防災会議において修正する。したがって、各防災関係機関は、自己の所掌する事項について検討し、毎年 3 月末日（緊急を要するものは、その都度流山市防災会議が指定する期日）までに、計画修正案を流山市防災会議事務局（市民生活部防災危機管理課）へ提出するものとする。

なお、軽微な修正事項については、事務局の責任において修正できるものとし、その際には、後日流山市防災会議に報告して承認を得るものとする。

また、この計画を修正した場合は、後日県へ報告する。

第３　他の計画との関係

この計画は、「千葉県地域防災計画」及び「流山市総合計画」の諸施策と整合性を図り策定する。

したがって、それらの計画に抵触する場合には、流山市防災会議において調整を図るものとする。

１　千葉県地域防災計画との関係

流山市地域防災計画は、本市における過去の風水害記録を踏まえ、本市の特性に合った修正（追加を含む。）を加えるとともに、千葉県地域防災計画と共通する部分については、県の地域防災計画を準用する。

２　流山市総合計画との関係

流山市総合計画では、行政区域全体の行政施策について総合的に計画されており、地域防災に関する各種諸施策については、『生活の豊かさを実感できる流山（生活環境の整備）』として位置付けている。

流山市地域防災計画は、流山市総合計画の分野別計画に位置付けられるものであることから、基本構想及び基本計画を具体化した実施計画（3 か年計画）においても、地域防災計画上の諸施策が組み込まれるべきものである。

３　流山市消防計画との関係

消防計画は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）に基づき、災害から市民の生命・身体・財産を守り、被害を軽減することを目的とした消防機関だけの計画であり、防災に関する総合的な計画である地域防災計画と重複する部分がある。このため、地域防災計画が防災に関する総合的な計画であるのに対し、消防計画はその範囲が消防機関に限定された計画であることから、大規模な災害発生の際にはその対策は地域防災計画に統合・包括されるものとなる。

４　流山市水防計画との関係

水防計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づき、洪水等による水災から市民の生命・身体・財産を守り、被害を軽減することを目的とした計画であり、地域防災計画と重複する部分がある。しかし、地域防災計画が防災に関する総合的な計画であるのに対し、水防計画はその範囲が水害対策に限定された計画であることから、大規模な災害発生の際にはその対策は地域防災計画に統合・包括されるものとなる。

5　流山市事業継続計画（BCP）の策定

災害発生時における災害応急対策及び優先度の高い通常業務を実施するため、職員及び施設等の被災を至当に見積もり、職員の配置、国等に対する職員の派遣要請、臨時雇用、代替施設の確保等を定める事業継続計画（BCP）を作成する。

6　市役所の各組織、施設等毎の計画等の作成

流山市職員防災行動マニュアル（平成 15 年）を修正する。

また、各学校、幼稚園、保育所、出張所、公民館等は、本計画に基づき、各組織、施設等毎の災害対応を具体化した計画を作成するとともに、特に初動時を重視して、各職員等の行動等を定めた「地震災害時職員（初動）行動マニュアル」を作成し、全職員に徹底するものとする。

これらの計画及びマニュアルは、本計画及び流山市事業継続計画（BCP）の修正時のほか、各種訓練、検討の成果を踏まえ、その都度修正するものとする。

第 4　計画の周知

市及び防災関係機関は、常に防災に関する調査、研究、教育及び訓練を実施して本計画の習熟に努めるとともに、その他関係公共機関、住民及び事業所等に対する計画内容の周知徹底に努めるものとする。

第 3 節　流山市防災会議

災害対策基本法第 16 条第 1 項の規定に基づき、本市域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、流山市防災会議を置く。

第 1　流山市防災会議の職務

防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

ア　流山市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

イ　流山市水防計画を調査審議すること。

ウ　市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

エ　前項に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

第 2　流山市防災会議の組織

市長が、防災関係機関又は職員のうちから任命した委員をもって構成し、防災会議の会長は市長が務める。

防災会議の組織は、表 1-3-1 のとおりである。

表 1-3-1　流山市防災会議の組織

会　長	委　　員
市　　長	ア　指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者　2 人 イ　千葉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者　4 人以内 ウ　千葉県警察の警察官のうちから市長が任命する者　1 人 エ　市長がその部内の職員のうちから指名する者　10 人以内 オ　教育長 カ　消防長及び消防団長 キ　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者　5 人以内 ク　その他市長が必要と認め任命する者　6 人以内

《資料 XX　流山市防災会議の構成》

第４節　市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

風水害等の災害予防、応急対策、復旧に関し、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者、市民、事業者等は、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。

第１　市

表 1-4-1　市の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	ア　流山市防災会議及び市災害対策本部に関すること。 イ　防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること。 ウ　災害時における災害に関する被害の調査、報告と情報の収集に関すること。 エ　災害の防除と拡大の防止に関すること。 オ　救助、防疫等り災者の保護及び保健衛生に関すること。 カ　災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること。 キ　被災産業に対する融資等の対策に関すること。 ク　被災市営施設の応急対策に関すること。 ケ　災害時における文教対策に関すること。 コ　災害対策要員の動員、雇上げに関すること。 サ　災害時における交通、輸送の確保に関すること。 シ　被災施設の復旧に関すること。 ス　被災者の生活再建支援に関すること。 セ　管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること。

第２　県

表 1-4-2(1)　県の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	ア　千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること。 イ　防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること。 ウ　災害時における災害に関する被害の調査報告と情報の収集及び広報に関すること。 エ　災害の防除と拡大の防止に関すること。 オ　災害時における防疫その他保健衛生に関すること。 カ　災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること。 キ　被災産業に対する融資などの対策に関すること。 ク　被災県営施設の応急対策に関すること。 ケ　災害時における文教対策に関すること。 コ　災害時における社会秩序の維持に関すること。 サ　災害対策要員の動員、雇上げに関すること。 シ　災害時における交通、輸送の確保に関すること。 ス　被災施設の復旧に関すること。 セ　市が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関すること。 ソ　災害対策に関する自衛隊の派遣要請、国への応援要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関すること。 タ　災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること。 チ　被災者の生活再建支援に関すること。 ツ　市が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること。
東葛飾地域振興事務所	〈 千葉県松戸市小根本７　（TEL）047-361-2111 〉 ア　流山市が処理する事務、事業の指導及びあっせん等に関すること。 イ　災害に関する情報の収集、伝達及び指示に関すること。 ウ　災害救助に係る連絡・調整に関すること。 エ　その他災害の防除と拡大の防止に関すること。
東葛飾土木事務所	〈 千葉県松戸市竹ヶ花 24　（TEL）047-364-5136 〉 ア　県管理に係る河川、道路及び橋りょうの保全に関すること イ　水防に関すること。
松戸健康福祉センター（松戸保健所）	〈 千葉県松戸市小根本７（TEL）047-361-2121 〉 ア　医療救護活動のうち、情報の収集・提供に関すること。 医療施設の被害状況、診療施設の確保状況、避難所、救護所の設置状況、医薬品等医療資器材の需給状況、医療施設、救護所等への交通状況 イ　市と共同での防疫活動その他の保健衛生に関すること。
流山警察署	〈 流山市三輪野山 744-4　（TEL）04-7159-0110 〉 ア　災害情報に関すること。 イ　被災者の救出及び避難に関すること。 ウ　行方不明者等の捜索並びに検視に関すること。 エ　交通規則に関すること。 オ　交通信号施設等の保全に関すること。 カ　犯罪の予防その他社会秩序の維持に関すること。

表 1-4-2(2)　県の事務又は業務の大綱

機関の名称		事務又は業務の大綱
県	東葛飾農林振興センター	＜ 千葉県柏市高田 990-1　(TEL) 04-7143-4121 ＞ ア　農地並びに農業施設の整備及び保全に関すること。 イ　農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること。

第 3　指定地方行政機関

表 1-4-3(1)　指定地方行政機関の事務又は業務の大綱(1/4)

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	＜ 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1　(TEL) 048-600-6000 ＞ ア　管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること。 イ　管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。 ウ　他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること。 エ　警察通信の確保及び警察通信統制に関すること。
関東財務局 千葉財務事務所	＜ 千葉市中央区椿森 5-6-1　(TEL) 043-251-7211 ＞ ア　立会関係 主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関すること。 イ　融資関係 (ア)災害つなぎ資金の貸付(短期)に関すること。 (イ)災害復旧事業費の融資(長期)に関すること。 ウ　国有財産関係 (ア)地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること。 (イ)地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること。 (ウ)地方公共団体が水防、消防及びその他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関すること。 (エ)災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付に関すること。 (オ)県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関すること。 (カ)県又は市町村が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関すること。 エ　民間金融機関等に対する指示、要請関係 (ア)災害関係の融資に関すること。 (イ)預貯金の払戻し及び中途解約に関すること。 (ウ)手形交換、休日営業等に関すること。 (エ)保険金の支払及び保険料の払込猶予に関すること。 (オ)営業停止等における対応に関すること。

表 1-4-3(2)　指定地方行政機関の事務又は業務の大綱(2/4)

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東信越厚生局	〈 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1　（TEL）048-740-0711 〉 ア　管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること。 イ　関係職員の派遣に関すること。 ウ　関係機関との連絡調整に関すること。
関東農政局	〈 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1　（TEL）048-600-0600 〉 ア　災害予防 (ア)ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。 (イ)農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防　除、農地浸食防止等の施設の整備に関すること。 イ　応急対策 (ア)農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 (イ)災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること。 (ウ)災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。 (エ)災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること。 (オ)土地改良機械及び技術者などを把握し、緊急貸出及び動員に関すること。 ウ　復旧対策 (ア)災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地の保全に係る農地及び農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。 (イ)災害による被害農林漁業等に対する資金の融通に関すること。 エ　その他 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関すること。
農林水産省生産局	〈千代田区霞が関 1-2-1　（TEL）03-6744-1354 〉 ア　災害時の政府所有米穀の供給に関すること。
関東森林管理局 千葉森林管理事務所	〈 千葉市稲毛区稲毛 1-7-20　（TEL）043-242-4656 〉 ア　国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持造成に関すること。 イ　災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。
関東経済産業局	〈 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1　（TEL）048-600-0213 〉 ア　生活必需品、復旧資材などの防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 イ　商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 ウ　被災中小企業の振興に関すること。
関東東北産業保安監督部	〈 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1　（TEL）048-600-0433 〉 ア　火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること。 イ　鉱山に関する災害の防止及び、災害時の応急対策に関すること。

表 1-4-3(3)　指定地方行政機関の事務又は業務の大綱(3/4)

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東運輸局	＜ 千葉市美浜区新港 198　　(TEL) 043-242-7335 ＞ ア　災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること。 イ　災害時における被害者、災害必要物資などの輸送調整に関すること。 ウ　災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関すること。 エ　災害時における応急海上運送に関すること。 オ　応急海上運送用船舶の緊急修理に関すること。
関東地方整備局	＜ 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1　(TEL) 048-601-3151＞ ア　災害予防 (ア)防災上必要な教育及び訓練等に関すること。 (イ)通信施設等の整備に関すること。 (ウ)公共施設等の整備に関すること。 (エ)災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。 (オ)官庁施設の災害予防措置に関すること。 (カ)豪雪害の予防に関するること。 イ　災害応急対策 (ア)災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関すること。 (イ)水防活動、避難誘導活動等への支援に関すること。 (ウ)建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること。 (エ)災害時における復旧資材の確保に関すること。 (オ)災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関すること。 (カ)災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関すること。 (キ)海洋汚染の拡散防止及び防除に関すること。 (ク)災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること。 ウ　災害復旧 災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。
江戸川河川事務所	＜ 千葉県野田市宮崎134　(TEL) 04-7125-7311 ＞ ア　河川に関する施設の保全に関すること。 イ　災害危険区域の選定及び指導に関すること。 ウ　災害に関する情報の伝達に関すること。 エ　災害復旧工事の施工に関すること。
東京航空局 成田空港事務所	＜ 千葉県成田市古込字込前 133　(TEL) 0476-32-6547 ＞ ア　災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること。 イ　遭難航空機の捜索及び救助に関すること。 ウ　指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。
東京管区気象台 (銚子地方気象台)	＜ 千葉県銚子市川口町 2-6431　(TEL) 0479-23-7705 ＞ ア　気象、地象、水象に伴う災害に対する気象資料の提供に関すること。 イ　気象、地象（地震にあっては、地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の発表・通報に関すること。 ウ　災害発生時における気象観測資料の提供に関すること。

表 1-4-3(4)　指定地方行政機関の事務又は業務の大綱(4/4)

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東総合通信局	〈 東京都千代田区九段南 1-2-1(TEL) 03-6238-1600 〉 ア　電波及び有線電気通信の監理に関すること。 イ　防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導に関すること。 ウ　災害時における非常通信の確保に関すること。 エ　非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること。 オ　非常通信協議会の育成及び指導に関すること。
千葉労働局	〈 千葉市中央区中央 4-11-1　(TEL) 043-221-4311 〉 ア　工場、事業所における労働災害の防止に関すること。 イ　労働力の確保及び被災者の生活確保に関すること。

第４　自衛隊

表 1-4-4　自衛隊の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊松戸駐屯地	〈 千葉県松戸市五香六実 17　(TEL) 047-387-2171 〉 ア　災害派遣の準備 (ア)防災関係資料の基礎調査に関すること。 (イ)自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。 (ウ)防災資材の整備及び点検に関すること。 (エ)千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画にふん合した防災に関する各種訓練の実施に関すること。 イ　災害派遣の実施 (ア)人命又は財産保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること。 (イ)災害派遣時の救援活動のため、防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関すること。

第５　指定公共機関

表 1-4-5(1)　指定公共機関の事務又は業務の大綱(1/2)

機関の名称	事務又は業務の大綱
東日本電信電話（株） (株) エヌ・ティ・ティ・ドコモ	東日本電信電話（株）　千葉支店 〈千葉市美浜区中瀬 1-3 幕張テクノガーデンビル(TEL)043-274-4034〉 (株) エヌ・ティ・ティ・ドコモ 千葉支店 〈千葉市中央区千葉港 7-5　(TEL) 0120-800-000〉 ア　電気通信施設の整備に関すること。 イ　災害時における緊急通話の取扱いに関すること。 ウ　被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
日本赤十字社	千葉県支部〈 千葉市中央区千葉港 5-7　(TEL) 043-241-7531 〉 ア　災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関すること。 イ　災害救助の協力奉仕団の連絡調整に関すること。 ウ　義援金品の募集及び配分に関すること。
日本放送協会	千葉放送局〈 千葉市中央区中央 4-14-14　(TEL) 043-227-7311 〉 ア　住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること。 イ　住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。 ウ　社会事業団体等による義援金品の募集及び分配に関すること。 エ　被害者の受信対策に関すること。
東日本高速道路（株）	谷和原管理事務所〈茨城県つくばみらい市筒戸 1606(TEL)0297-52-2820 〉 ア　有料道路の保全に関すること。 イ　有料道路の応急復旧工事の施工に関すること。 ウ　災害時における緊急通行路の確保に関すること。
首都高速道路（株）	〈 東京都千代田区霞が関 1-4-1　(TEL) 03-3539-9499 〉 ア　首都高速道路の保全に関すること。 イ　首都高速道路の災害復旧に関すること。 ウ　災害時における緊急交通路の確保に関すること。
独立行政法人水資源機構	千葉用水総合管理所＜千葉県八千代市村上 3139 (TEL) 047-483-0722〉 ア　水資源開発施設（導水路を含む）の新築（水資源機構移行時に着手済みの事業等に限る。）又は、改築及び維持管理に関すること。 イ　水資源開発施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
成田国際空港（株）	〈 千葉県成田市古込字古込 1-1　(TEL) 0476-34-5400 〉 ア　災害時における空港の運用に関すること。 イ　空港施設及び航空機災害に対する防災対策に関すること。 ウ　滞留者対策に関すること。
東日本旅客鉄道（株）	南流山駅〈 流山市南流山 1-25　(TEL) 04-7158-7231 〉 ア　鉄道施設の保全に関すること。 イ　災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 ウ　滞留者対策に関すること。
東京ガス（株）	千葉支店〈 千葉市美浜区幸町 1-6-8　(TEL) 043-246-7705 〉 ア　ガス供給施設（製造設備等を含む）の建設及び安全確保に関すること。 イ　ガスの供給に関すること。
日本通運（株）	千葉支店〈 千葉市中央区今井 1-14-22　(TEL) 043-226-7600 〉 ア　災害時における貨物(トラック)自動車による救援物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

表 1-4-5(2)　指定公共機関の事務又は業務の大綱(2/2)

機関の名称	事務又は業務の大綱
東京電力（株）	東葛支社　〈 千葉県柏市新柏 1-13-2　(TEL) 04-7164-3311 〉 野田営業センター　〈 千葉県野田市宮崎81-1　(TEL) 04-7125-2121 〉 ア　災害時における電力供給に関すること。 イ　被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
KDDI（株）	〈 東京都新宿区西新宿2-3-2　(TEL) 03-3347-5299 〉 ア　電気通信施設の整備に関すること。 イ　災害時における通信サービスの提供に関すること。 ウ　被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
郵便事業（株）	流山支店　〈 流山市西初石 4-1423-1　(TEL) 04-7154-2690 〉 ア　郵便事業に係る業務運行管理、指導及びこれらの施設等の保全に関すること。 イ　災害時における郵便事業に係る業務運行の確保に関すること。 ウ　災害時における郵便事業応急対策に関すること。
郵便局（株）	流山郵便局　〈 流山市西初石4-1423-1　(TEL) 04-7155-7112 〉 ア　災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること。

第６　指定地方公共機関

表 1-4-6(1)　指定地方公共機関の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
（社）千葉県医師会	〈 千葉市中央区千葉港 7-1　(TEL) 043-242-4271 〉 ア　医療及び助産活動に関すること。 イ　医師会及び医療機関との連絡調整に関すること。
（社）千葉県歯科医師会	〈 千葉県千葉市美浜区新港 32-17　(TEL) 043-241-6471 〉 ア　歯科医療活動に関すること。 イ　歯科医師会及び医療機関との連絡調整に関すること。
（社）千葉県薬剤師会	〈 千葉県千葉市中央区 千葉港 7-1　(TEL) 043-242-3801 〉 ア　調剤業務及び医薬品の管理に関すること。 イ　医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること。 ウ　地区薬剤師会との連絡調整に関すること。
京和ガス（株） 京葉瓦斯（株）	京和ガス(株)　〈 流山市江戸川台東 1-254　(TEL) 04-7155-1500 〉 京葉瓦斯(株)供給保安部保安指令センター 〈 千葉県市川市市川南 2-8-8　(TEL) 047-325-1049 〉 ア　ガス施設の防災体制及び災害時における供給対策に関すること。

表 1-4-6(2)　指定地方公共機関の事務又は業務の大綱(2/2)

機関の名称	事務又は業務の大綱
東武鉄道（株） 流鉄（株） 首都圏新都市鉄道（株）	東武鉄道(株)運河駅　＜ 流山市東深井 405　（TEL）04-7152-4050 ＞ 江戸川台駅＜ 流山市江戸川台東 1-3 (TEL)04-7152-9310 ＞ 初石駅　＜ 流山市西初石 3-100　（TEL）04-7154-2818 ＞ 流山おおたかの森駅＜流山市西初石 6-181-3(TEL)04-7153-2277＞ 流鉄(株)　鉄道部 ＜ 流山市流山 1-264　（TEL）04-7158-0117 ＞ 流山駅 ＜ 流山市流山 1-264　（TEL）04-7158-1010 ＞ 平和台駅　＜ 流山市流山 4-483 ＞ 鰭ヶ崎駅　＜ 流山市大字鰭ヶ崎 1438-3 ＞ 首都圏新都市鉄道(株)　＜ コールセンター　0570-000-298 ＞ 流山おおたかの森駅＜流山市西初石 6-182-3(TEL)04-7156-1211＞ 流山セントラルパーク駅＜流山市前平井 119(TEL)04-7150-5211＞ 南流山駅　＜ 流山市南流山 2-1　（TEL）04-7158-4311＞ ア　鉄道施設の整備、保全に関すること。 イ　災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
千葉テレビ放送（株） （株）ニッポン放送 （株）ベイエフエム	千葉テレビ放送（株）＜千葉市中央区都町 1-1-25 (TEL)043-231-3111＞ (株) ニッポン放送＜東京都千代田区有楽町 1-9-3(TEL)03-3287-7622＞ (株) ベイエフエム＜ 千葉市美浜区中瀬 2-6-1WBG マリブウエスト (TEL) 043-351-7878 ＞ ア　住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること。 イ　住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。 ウ　社会事業団体等による義援金品の募集及び分配に関すること。
社団法人千葉県トラック協会 社団法人千葉県バス協会	(社)千葉県トラック協会＜千葉市美浜区新港 212-10　(TEL) 043-247-1131 ＞ (社)千葉県バス協会＜ 千葉市美浜区新港212-2　(TEL) 043-246-8151 ＞ ア　災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
千葉県道路公社	＜ 千葉市中央区中央2-5-1千葉中央ツインビル2号館7階 （TEL）043-227-9331 ＞ ア　所管道路の保全に関すること。 イ　所管道路の災害復旧に関すること。 ウ　災害時における緊急交通路の確保に関すること。

第７　公共的団体及びその他防災上重要な施設管理者

表 1-4-7(1)　公共的団体及びその他防災上重要な施設管理者の事務又は業務の大綱(1/2)

機関の名称	事務又は業務の大綱
とうかつ中央農業協同組合	本店< 松戸市上本郷 2243-1　(TEL) 047-361-2201 > 八木支店< 流山市野々下 1-307　(TEL) 04-7158-2211 > ア　市が行う農作物被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 イ　被災組合員に関する融資及びあっせんに関すること。 ウ　災害時における食糧及び物資の供給に関すること。
土地改良区 (流山市新川、流山市、流山市芝崎、坂川、流山東部、富士川)	流山市新川土地改良区 流山市土地改良区 流山市芝崎土地改良区 流山東部土地改良区 富士川土地改良区 < 流山市中野久木 439　(TEL) 04-7152-6415 > 坂川土地改良区 < 千葉県松戸市栄町西 4-1150　(TEL) 047-363-1296 > ア　土地改良区の水路及び排水施設の整備及び保全に関すること。 イ　被災地の災害復旧及び連絡調整に関すること。
(社) 流山市医師会	< 流山市西初石 4-1433-1 (TEL) 04-7155-2324　(保健センター内) > ア　医療及び助産活動に関すること。 イ　医師会及び医療機関との連絡調整に関すること。
(社) 流山市歯科医師会	< 流山市西初石 4-1433-1 (TEL) 04-7155-3355　(保健センター内) > ア　歯科医療活動に関すること。 イ　歯科医師会及び医療機関との連絡調整に関すること。
流山市薬剤師会	< 流山市西初石 4-1433-1 (TEL) 04-7155-6871　(保健センター内) > ア　調剤業務及び医薬品の管理に関すること。 イ　医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること。 ウ　薬剤師会との連絡調整に関すること。
流山市地区赤十字奉仕団	< 流山市平和台 1-1-1　(TEL) 04-7158-1111(社会福祉課内) > ア　災害救護活動に関すること。 イ　災害時における炊き出しに関すること。
流山商工会議所	< 流山市流山 2-312　(TEL) 04-7158-6111 > ア　災害時における物価安定についての協力に関すること。 イ　救助物資、復旧資材の確保及びあっせんについての協力に関すること。
北千葉広域水道企業団	<千葉県松戸市七右衛門新田 540-5　(TEL) 047-345-3211> ア　用水施設の保全・復旧に関すること。 イ　緊急時の用水に関すること。

表 1-4-7(2)　公共的団体及びその他防災上重要な施設管理者の事務又は業務の大綱(2/2)

機関の名称	事務又は業務の大綱
社会福祉法人 流山市社会福祉協議会	＜ 流山市平和台 2-1-2　（TEL）04-7159-4735 ＞ ア　被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所内の世話業務等の協力に関すること。 イ　ボランティアに関すること。 ウ　その他災害応急対策についての協力に関すること。
（株）ＪＣＮコアラ葛飾	＜ 千葉県松戸市新松戸 3-55　（TEL）047-309-6611 ＞ ア　住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること。 イ　住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。 ウ　社会事業団体等による義援金品の募集及び分配に関すること。
各自治会（自主防災組織、婦人会、青年会等）	ア　避難者の誘導、救出・救護の協力に関すること。 イ　被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所内の世話業務等の協力に関すること。 ウ　被害状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力に関すること。 エ　自主防災活動の実施に関すること。

第 8　市民及び事業所等

表 1-4-8　市民及び事業所等の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
市民	自らの生命・身体・財産の被害を最小限に食い止めるため、気象警報・注意報発令時のとるべき行動の確認や住宅の構造強化等のほか、３日分の食糧・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、ガス機器等の適切な取扱い等の出火防止対策などの手段を講じるとともに、住民自らが隣近所、地域で協力し合い行動できるよう地域コミュニティの形成に努める。 また、市及び県が実施する災害対策に積極的に協力するとともに、自発的な防災活動に積極的に参加し、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与する。
事業所	事業所における防災対策の充実と従業員の安全の確保に努めるとともに、地域の防災活動に積極的に参加し、自主防災組織との連携を図るなど、地域における防災力の向上に寄与する。 また、集客施設を保有する事業所にあっては、来客者の安全確保や食糧・飲料水（ペットボトルを含む）等の備蓄に努める。 更に、事業所等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努める。
ボランティア団体	普段から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与する。

第５節　流山市（千葉県）の自然と災害

第１　地勢

１　位置

流山市は、千葉県の北西部、都心から25km圏内にあり、東経139°52′～57′、北緯35°49′～55′（日本測地系）の間に位置する自然と歴史豊かな住宅都市である。

東は柏市、西は江戸川を隔てて埼玉県三郷市と吉川市、南は松戸市、北は野田市に接しており、市の区域は東西7.96km、南北10.36km、周囲約41kmで、面積は35.28ｋ㎡である。

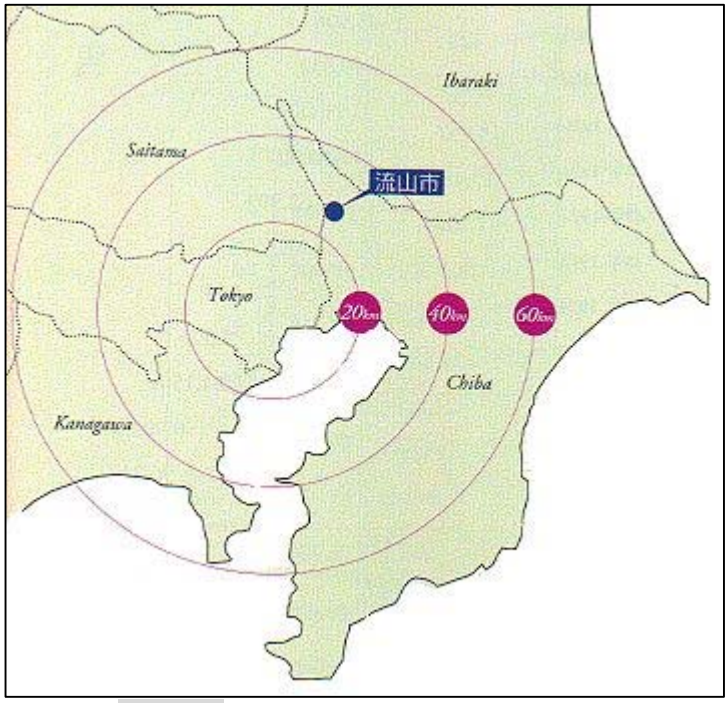

図 1-5-1　千葉県内の流山市位置図

２　地形

本市は、千葉県の北西部に位置する。大部分は洪積台地の「下総台地」で占められるが、市西部の江戸川沿いでは低地がみられる。地形はほぼ平坦で、標高は東部から西部にかけて次第に低くなっており、台地で標高15～20m、低地で標高5～6mである。

本市の地形区分を図に示す。台地面は江戸川台などの住宅地が造成されている。本市と松戸市の境界部では坂川により樹枝状に侵食谷が発達している。一方、本市から野田市にかけて分布する台地斜面は、比高約10mの平滑な崖がゆるい弧を描いて連続する。

市北部の低地では、自然堤防と氾濫原がみられ、耕作地に利用されている。一方、南部では大規模な土地区画整理事業により、広域にわたって地形改変が行われ、都市化が進行している。

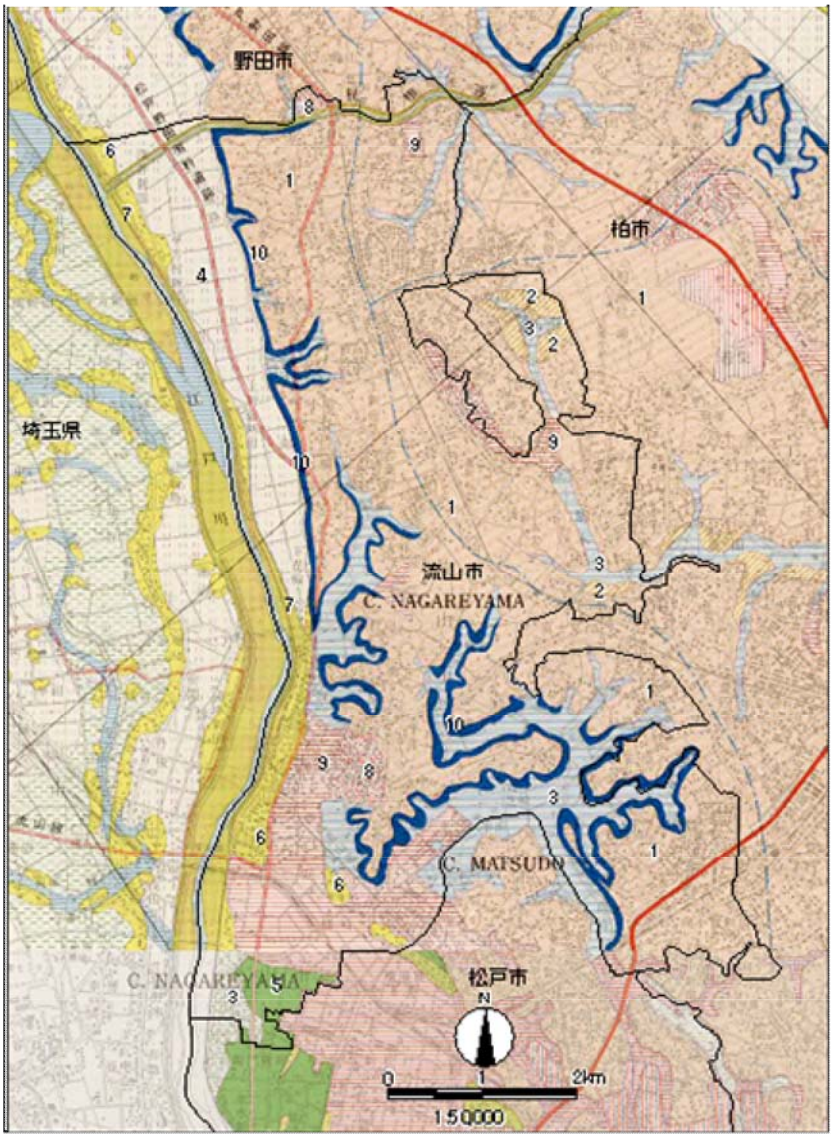

凡　例

記号	地形名称
1	中位砂礫台地 上部面
2	下位砂礫台地
3	谷底平野
4	氾濫原(湿地)
5	後背湿地
6	自然堤防
7	河原
8	切土地
9	盛土地
10	崖(台地斜面)

図 1-5-2　地形分類図

（土地分類基本調査「野田」(昭和 53 年調査)、

「東京東北部・東京東南部」(昭和 58 年調査)より引用）

3　河川

市の河川体系は、江戸川、利根運河、坂川の一部の一級河川（国管理）、坂川の一部、今上落、大堀川、富士川の一級河川（千葉県管理）、神明堀、上富士川、諏訪下川、八木川の各準用河川及びその他の普通河川で構成されている。

(1)　江戸川

一級河川である江戸川は、深井新田地先から木地先に至る延長約 10.0km の区間が市域に接しており、埼玉県との行政境を画している。

排水施設としては国土交通省管理の今上落排水樋管及び流山排水樋管のほか、排水機場のある施設が 3 ヵ所設けられている。

(2)　利根運河

利根運河は、本市の北端に位置しており、利根川と江戸川を連絡する水運の要路として建設されたもので、柏市との行政界である東深井地先から江戸川との合流部である深井新田地先に至る延長約 4.0km が市域内区間である。

(3)　坂川

本市の野々下地先から鰭ヶ崎地先に至る市内延長約 4.0km の河川で、従来かんがい用水路として利用されていたが、都市化の進展に伴い都市河川として改修されている。北千葉導水路としての機能を果たす河川である。

(4)　今上落

本市の深井新田地先から流山 1 丁目地先の江戸川との合流点に至る延長約 6.7km の河川で、都市河川及び農業用水路として利用されている。

(5)　大堀川

本市の美田地先から手賀沼に至る延長約 7.0km の河川で、周辺の開発に伴い都市河川として改修が進められている。

(6)　富士川

本市の前ヶ崎地先から芝崎地先に至る延長約 3.7km の河川で、周辺の開発に伴い都市河川として改修が進められている。農業排水路としても利用されている。

(7)　準用河川上富士川

本市の前ヶ崎地先に位置し、富士川に至る延長約 0.4km の河川で、都市排水の機能を果たしている。

(8)　準用河川神明堀

本市の木地先から松戸市に至る市内延長約 0.73km の河川で、都市排水の機能を果たしている。

(9)　準用河川諏訪下川

本市の東深井地先と柏市大青田地先の市境に位置し、延長約 0.1km の河川で都市排水の機能を果たしている。

(10)　準用河川八木川

本市の野々下地先から坂川に合流するまでの延長約 0.1km の河川である。

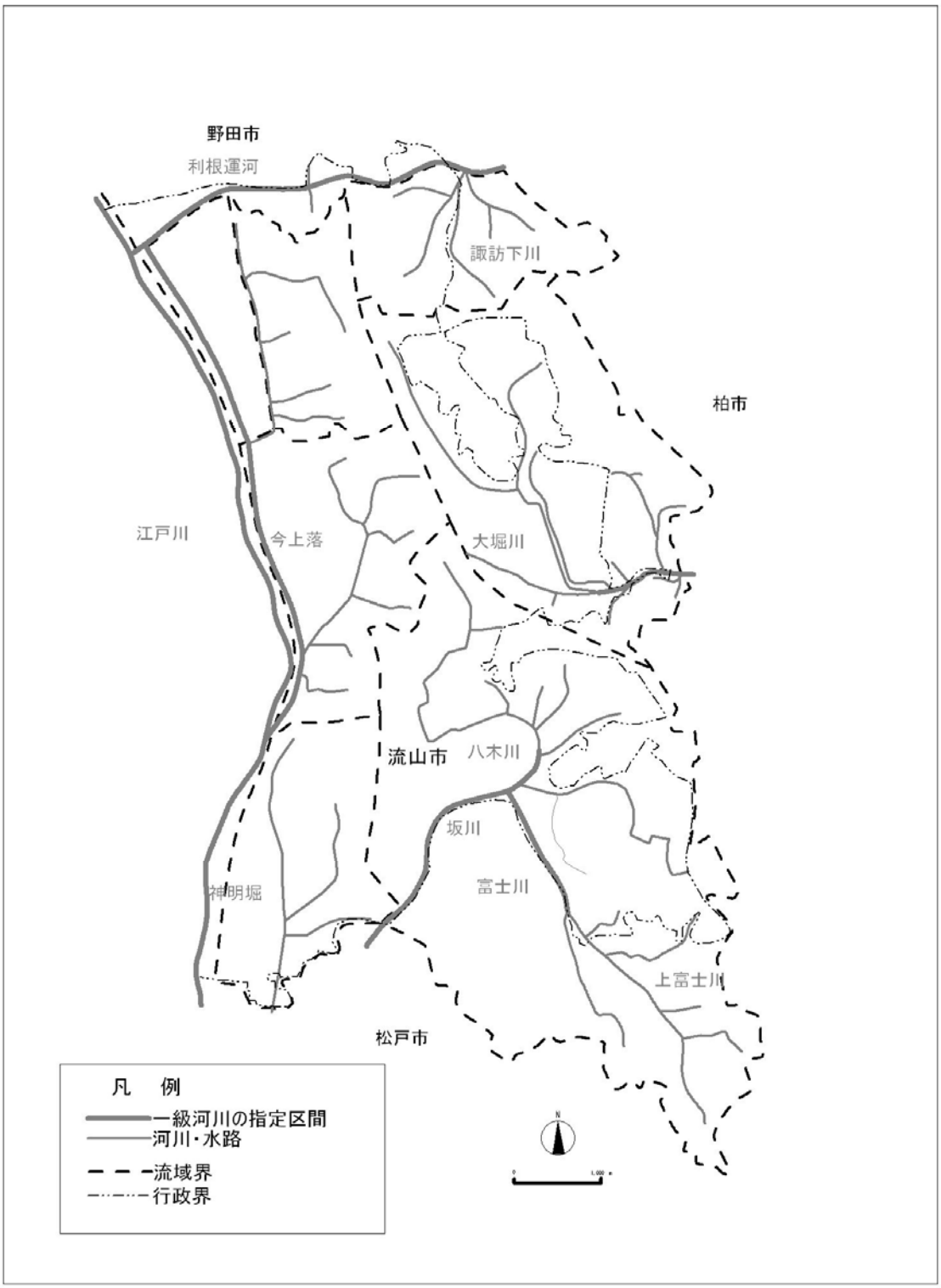

図 1-5-3　流域図

第２　地質

本市域の地質区分を図に示す。房総に分布する主な地層とその対比を表に示す。市の大部分を占める「下総台地」は、更新世の下末吉期の海進時に形成された、砂がちの海成層からなる下総層群（成田層群）と、その上位の層厚 2～5m の関東ローム層によって構成されている。

それを浸食して形成された低地には、完新世の軟弱なシルトや砂が堆積している。本市中心部は、ローム、シルト質砂、砂などで埋め立てられ、人為的な軟弱地盤となっている。

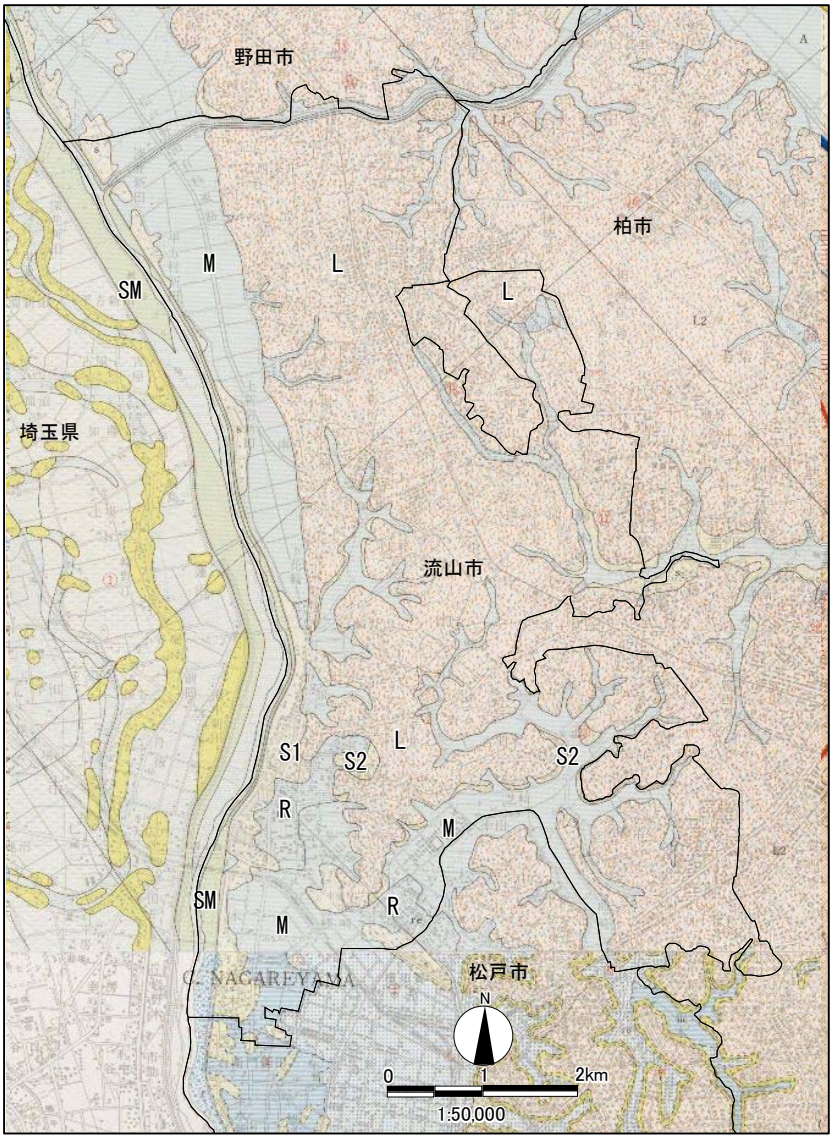

凡　　例

記号	地形名称
R	埋立地堆積物
M	泥がち堆積物
S1	砂がち堆積物
SM	砂泥堆積物
S2	砂
L	ローム

図 1-5-4　表層地質図

（土地分類基本調査「野田」（昭和 53 年調査）、

「東京東北部・東京東南部」（昭和 58 年調査）より引用）

表 1-5-1　房総に分布する主な地層とその対比

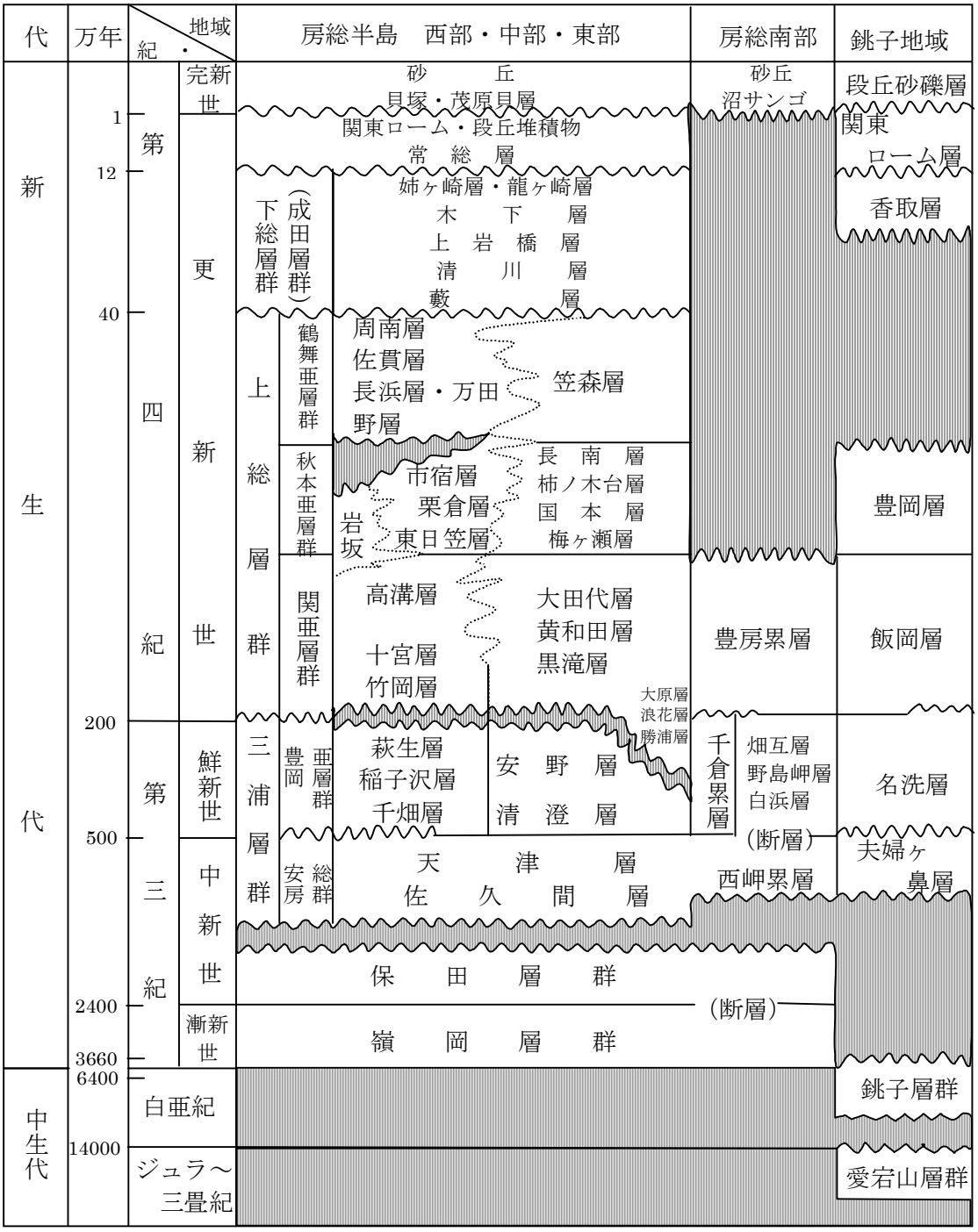

（「千葉県　地学のガイド」森重出版(株)より）

第３　気象

本市の気候は、関東中部の内陸性気候に支配されるため、四季を通じて気温の変化はあるが、寒暑とも激しくなく、一般に温暖で適度の雨量に恵まれている。

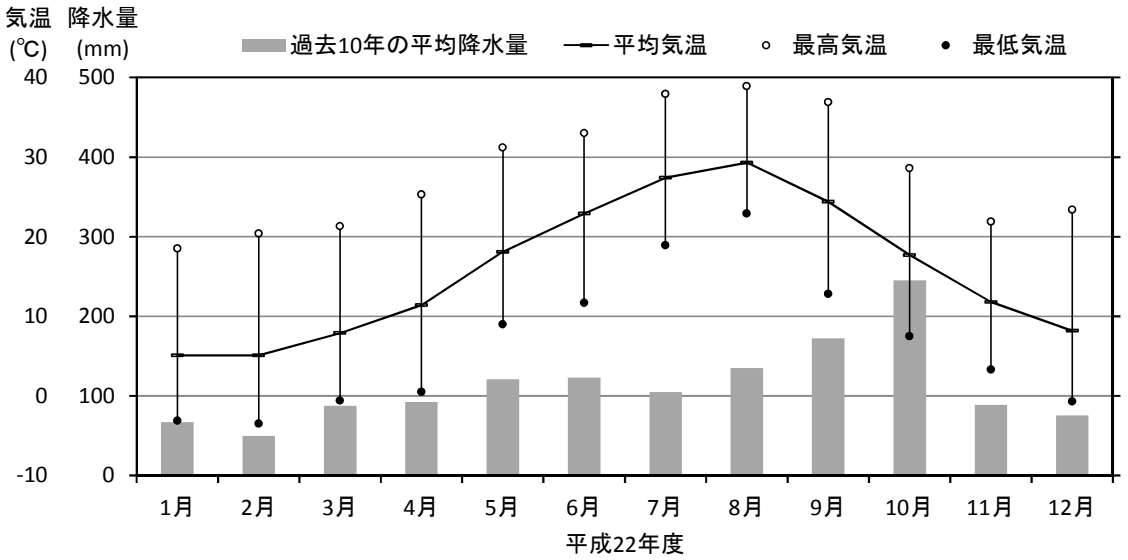

図 1-5-5　年間の降水量と気温の分布

《資料 73　市の気象の概況》

第４　社会環境

1　人口及び世帯

都心から 25km 圏内という立地条件や交通機関の整備、住宅地の造成による都市化の進展により、流山市の人口は、昭和 30 年代から昭和 50 年代後半にかけて急激に増加し、平成 10 年代に鈍化したが、平成 18 年以降に再び増加傾向に転じている。市の人口は平成 24 年に約 16.6 万人となっている。

平均世帯人員（一世帯当たり平均人口）は、徐々に減り続け、平成 24 年は 2.50 人となった。平成 22 年の国勢調査では、高齢者単身世帯と高齢者夫婦世帯の合計は平成 17 年に約 8.5 千世帯であったが平成 22 年には約 11.4 千世帯と 5 年で 1.34 倍と急増している。

また、平成 24 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳によると、生産年齢人口（15～64 歳）の割合が 64.6%（全国平均 63.3%）とやや高い反面、老年人口（65 歳以上）は 21.5%（全国平均 23.7%）と低く、相対的に若い人口構成となっているが、出生率の低下等により、年々高齢化が進んでいる。今後もその傾向は続くものと見込まれる。

《資料 74　市人口の推移》

2　交通体系

市の交通体系は、主要地方道松戸・野田線（県道）と東武鉄道野田線を骨格として形成されており、県道がこれを補完する形で埼玉県三郷市及び柏市・松戸市・野田市と結んでいる。また、市をとりまく広域幹線交通としては、JR 常磐線、JR 武蔵野線、つくばエクスプレス、流鉄流山線、常磐自動車道、国道 6 号及び国道 16 号が挙げられる。

(1)　道路

市の道路網については、常磐自動車道が市の北部地域を東西に横断しており、平成 4 年に開設した常磐自動車道流山インターチェンジにより、道路交通の利便性が飛躍的に向上した。

また、主要地方道松戸・野田線（県道）が市域を南北に縦貫する道路体系の主軸となっており、市域北部を市道 118 号線（旧県道）が縦貫している。また、これらと直交する東西の主要幹線として、柏・流山線、守谷・流山線、草加・流山線等の県道がある。

(2)　鉄道

市の鉄道網については、東武鉄道野田線が市域中央部やや東側をほぼ南北に縦貫し、柏駅で JR 常磐線に接続している。平成 17 年に開通したつくばエクスプレスは、茨城県つくば市と東京都千代田区（秋葉原）を結ぶ新線で、東武鉄道野田線、JR 武蔵野線と交差する流山おおたかの森駅、南流山駅での乗換が可能であり、流山市の新たな動脈となっている。

JR 武蔵野線と流鉄流山線は市の南西部地域を通り、JR 武蔵野線は JR 常磐線の新松戸駅と、流鉄流山線は馬橋駅で接続している。

3　産業

(1)　製造業

流山市は、みりん醸造業を中心として早くから発展したが、昭和 40 年代以降日本の各地で進められた工業化の波は、本市の場合特に目立った形で受けていない。市は、比較的小規模な企業を中心に発展してきたため、経営基盤の弱い中小企業が多く見受けられる。

近年、工業の発展と住環境の保全のため、工業団地の整備や環境管理システムの構築を促進し、工場の集約化と団地化を進めている。

今後は、近年の急激な社会経済情勢の変化に対応し、かつ、本市に適合する新たな産業の創造が必要と考え、中小企業の経営基盤の強化や近代化等を支援するとともに、東葛テクノプラザや周辺大学等の産業情報の交換や先端技術の導入を図りながら、「産・学・官」による新たな産業の創造に努めている。

(2)　商業

市の消費購買力は、全体的には近隣都市の大型商業圏への流出が続いている状況であるが、近年、つくばエクスプレスおおたかの森駅に隣接した大型商業施設の開業に伴い、市外への流出が減少傾向にある。

また、個性と魅力ある商店街づくりの促進と地域に根ざした商店街の活性化を目指すとともに、既存商業地と新たな商業核を含めた商業地間の情報ネットワークの構築、及び高齢者や障害者等が安心して買物ができる商業地の整備を推進し、消費者サービスの向上とバリアフリー化に努めている。

(3)　農業

農地は、市街地における延焼遮断帯としての機能や災害時の緊急の避難場所等、防災上のメリットが高い。しかし、農業を取り巻く環境は、農地の減少や後継者不足といった課題を抱えており、本市においても例外ではない。農家戸数は依然として減少傾向にあり、農地の他用途への転用が進んでいる。

一方、首都近郊に位置していることから、本市では、市場の近接性を生かした野菜の生産が盛んで、主な作物としては、ねぎ、ほうれんそう、えだまめ等がある。

また、観光農園の梨、ブドウ園等は、身近な行楽としても人気を集めている。

4　土地利用

本市の面積は 35.28km^2 で、このうち市街化区域は 21.51km^2 である。一方、市街地を囲む形で市街化調整区域が設定され、農業を中心とした生活と生産の場となっている。

市域の土地利用の現状について地目別の割合をみると、平成 23 年では宅地（住宅地、工業地、商業地等）が 49.2%を占め、田・畑 30.9%、山林 10.0%となっている。

平成 12 年から平成 23 年の 10 年間における土地利用の推移をみると、田・畑・山林が約 1.80km^2 減少し、宅地が約 1.13km^2 増加するなど、市域の約 4.8%が都市的土地利用へ転換されている。

5　市街地の形成

本市における市街地は、鉄道沿線の各駅を中心に形成されてきた。

東武鉄道野田線江戸川台駅、JR 常磐線南柏駅付近は、昭和 30 年代初頭に宅地造成され、優良な住環境を持つ落ち着いた市街地として発展してきている。

一方、流鉄流山線についても、区画整理事業方式を中心とした宅地造成が進み、特に平和台駅を中心とする地域は地形を活かしたまちづくりが進んだところであり、良好な市街地となっている。

さらに、JR 武蔵野線南流山駅を中心とした市街地については、当時施行の土地区画整理事業としては全国でも大規模といわれる 132ha に及ぶ宅地化が行われた地域である。

このように、旧来からの市街地が自然発生的に生活圏の異なった形で進展し、別々の特性を持つ鉄道沿線に形成されてきた。その結果として、市街地が大きく三極に分化しており、まとまりに欠けるといった点は否めない。

この課題に対応するため、つくばエクスプレスと常磐自動車道流山インターチェンジという二つの交通基盤の整備され、市域における交通の要となっている。

今後は、市総合計画の将来都市像である『豊かな自然や歴史・文化を活かし、市民が真の豊かさを実感できるまち「みんなでつくろう価値ある流山」』を継承した「都市計画マスタープラン」のもと、次のように新しい市街地と既存市街地を有機的に結ぶ都市軸を形成する計画である。

ア　新たな市街地創造軸

本市の新しい市街地形成の基軸となるつくばエクスプレス沿線を、「新たな市街地創造軸」と位置付け、周辺の市街地への新しい都市活動の波及効果を考慮し、市内 640ha において土地区画整理事業を実施するなど、計画的・積極的なまちづくりを推進する。また、この軸上に沿って公園や防災調節池などを整備し、都市と自然が融合したまちづくりを推進する。

特に、流山おおたかの森駅を中心とした約 286ha の土地区画整理事業は、将来の流山の中核としての街づくりを行っている。中心核にふさわしい商業・業務・文化機能等の配置し、市の核となる市街地の形成が期待されている。

イ　地域特性を活かした市街地形成軸

既存市街地の基軸である東武野田線沿線を「地域特性を活かした市街地形成軸」と位置付け、それぞれの地域に残されている多くの自然や歴史、文化の特性を活かした魅力あるまちづくりを推進する。

第５　過去の災害

本市における昭和 48 年以降の風水害による主な被害状況は、次のとおりである。

表 1-5-2(1)　昭和 48 年以降の風水害年表(1/4)

年月日	台風等の名称	降水量等(mm)	床上浸水(世帯)	床下浸水(世帯)	家屋被害(件)	非住家被害(件)	崖崩れ(か所)	道路冠水(か所)	その他
昭和 48.　7. 25	台風６号	－	3	22					
8.　4	大雨	68	7	35					
10. 13	大雨	77	1	29					
11.　1	大雨	55	9	45		1		153	鉄道不通１か所 文教施設１棟（ｶﾞﾗｽ破損）
昭和 49.　7. 10	大雨	72	9	35					
昭和 50.　3. 20	大雨	69	8	35					
4. 21	大雨	79	11	35					
7.　4	大雨	28		32					
7. 21	大雨	－	29	32					ブロック塀倒壊２件
10.　5	台風 13 号	72	4						道路亀裂２か所
11.　7	大雨	82	7	21				4	道路損壊１か所
昭和 51.　6. 15	大雨	40		10					
9.　9	大雨	38		10					
9. 13	台風 17 号	12							道路損壊３か所
10.　9	大雨	48	1	10					
昭和 52.　5. 15	大雨	65	5	24					
7. 16	大雨	57	2	39					鉄道不通１か所
8. 18 19	大雨	99		37					田冠水　3ha 畑冠水 7.5ha
9. 19	台風 11 号	110.9							
昭和 53.　4.　6	大雨	80.4		57				12	道路冠水延長 3,460m
昭和 54. 10.　7	台風 18 号	77.5		16					
10. 19	台風 20 号	98.3	1	36	8			1	人的被害損傷２名 鉄道不通１か所
昭和 56. 10. 22 23	台風 24 号	192.3	175	1,084				11	公共建物２棟（ｶﾞﾗｽ破損） 文教施設１棟（ｶﾞﾗｽ破損） 道路損壊等７か所 鉄道不通１か所 通信被害(断線)15 か所 田冠水　366ha 畑冠水　　9ha

表 1-5-2(2)　昭和 48 年以降の風水害年表(2/4)

年月日	台風等の名称	降水量等(mm)	床上浸水(世帯)	床下浸水(世帯)	家屋被害(件)	非住家被害(件)	崖崩れ(か所)	道路冠水(か所)	その他
昭和 57.　6. 19 20	雷雨	68.4		9					田冠水 0.36ha 文教施設 1 棟（ﾌｪﾝｽ倒壊） 道路損壊等 8 か所
8. 31	大雨	90.1		34					道路損壊 1 か所 鉄道不通 1 か所
9. 12	台風 18 号	185.1	125	1,102				15	田冠水　90ha 文教施設 1 棟（ﾌｪﾝｽ倒壊、ｶﾞﾗｽ破損） 道路損壊 3 か所
9. 25	台風 19 号	53.2		13					
11.　3	大雨	74.8	15	74					文教施設 1 棟（通路波トタン破損）
昭和 58.　6.　9 10	雷雨	69.2		17				8	鉄道不通 1 か所
7. 27	大雨 降ひょう	87.2		62					
昭和 59.　7. 11	雷雨	101	13	189				9	道路損壊 1 か所
昭和 60.　6. 19 20	大雨	95.7		7				8	道路損壊 1 か所
6. 30 7.　1	台風 6 号	143.6		21				14	畑冠水 21.4ha 道路損壊 2 か所 崖崩れ 1 か所 停電 80 戸
9.　6	雷雨	52	2	17				5	
昭和 61.　8. 4、 5	台風10号崩れの低気圧	228	28	166				29	道路損壊 3 か所 都市下水路法面崩壊 1 か所 農業排水路法面崩壊 1 か所
昭和 62.　8. 18	雷雨	93		12				12	道路損壊 1 か所 停電 136 戸
昭和 63.　4.　8	大雪	85 (積雪)							農産被害 2,841 千円 鉄道不通 2 か所
平成 元.　8.　6	台風 13 号	113		12					
9. 19 20	台風 22 号	96.5		16					
平成　2.　9. 13	雷雨	40.5 (27)[1)]		2				4	道路損壊 1 か所
平成　3.　9. 19	台風 18 号	255 (42)[1)]	26	216		12	10	34	通行止 9 か所 鉄道不通 1 か所 農産被害 181,971 千円

表 1-5-2(3)　昭和 48 年以降の風水害年表(3/4)

年月日	台風等の名称	降水量等(mm)	床上浸水(世帯)	床下浸水(世帯)	家屋被害(件)	非住家被害(件)	崖崩れ(か所)	道路冠水(か所)	その他
平成 3.10. 11～13	台風 21 号	197.2	1	40		2		7	通行止 1 か所 畑冠水 200ha 農産被害 308,246 千円
平成 5. 8. 27	台風 11 号	237.5 (48.5)[1]	4	170			1	30	道路路肩損壊 4 か所 道路陥没 3 か所 鉄道不通 1 か所 農産被害 3,557 千円
11. 14	大雨	112		12		1			
平成 7. 9. 17	台風 12 号	95							倒木 2 か所
平成 8. 9. 6	大雨	121		2				14	
9. 22	台風 17 号	73.5		8	1			17	通行止め 16 か所 道路路肩損壊 1 か所 車両水没 2 台 倒木 14 か所 塀の崩壊 1 か所
平成 9. 5. 22～25	大雨	131.5							
平成 10. 1. 8～9	大雪	50 (積雪)				1			公共施設内壁損傷 1 棟 農業災害 ぶどう棚　1200 坪 パイプハウス 150 坪
1. 14～15	大雪	150 (積雪)				4			公共施設庇の壁破損 1 棟 文教施設雨樋破損 2 棟
8. 28～31	大雨	121		2			1	23	
9. 15	台風 5 号	83							上耕地運動場及び河川敷野球場グラウンド等の土砂流失
10. 17～18	台風 10 号	38.5							最大瞬間風速 30.9m/s
平成 11. 7. 13～14	大雨	110.5							
7. 21	熱帯性低気圧の影響による大雨	130.5 (123.5)[2]		96				5	くみ取り 100 件 道路損壊 3 か所 通行止め 4 か所 防災行政無線子局故障 14 か所
8. 13～14	大雨	108.0							河川敷野球場グラウンドの土砂流失
平成 12. 7. 7～8	台風 3 号	171.5		116					

表 1-5-2(4)　昭和 48 年以降の風水害年表(4/4)

年月日	台風等の名称	降水量等 (mm)	床上浸水 (世帯)	床下浸水 (世帯)	家屋被害 (件)	非住家被害 (件)	崖崩れ (か所)	道路冠水 (か所)	その他
平成 13. 1. 27	暴風雪	－			1				人的被害軽傷者 3 名
6. 7	雷雨に伴う大雨	26.5							
8. 21 22	台風 11 号	46.0							道路損壊 3 か所
9. 10 11	台風 15 号	88.0		4	1				流山市東深井地区において用水路の増水により避難勧告 98 世帯 297 名 道路損壊 18 か所
10. 10	大雨	163.5							道路損壊 5 か所
平成 14. 7. 10 1	台風 6 号	51.5							公共施設被害 3,230 千円 農産被害 11,160 千円
9. 12	大雨	45.5 (41.0)[2]		12					
10. 1 2	台風 21 号	54.0							人的被害軽傷者 1 名(暴風) 道路損壊 1 か所 鉄道不通 1 か所 公共施設被害 8,782 千円 農産被害 115,280 千円
平成 15. 5. 20	大雨	66.5 (49.5)[1]		5					道路損壊 2 か所
8. 5	大雨	92.0 (71.5)[2]		8					道路損壊 3 か所
10. 13	大雨	66.0 (50.5)[1]		9					道路損壊 2 か所 河川損壊 2 か所
平成 16. 10. 8 9	台風 22 号と秋雨前線に伴う大雨	241.0	4	47					道路通行止め 7 か所 床上浸水 4 棟 床下浸水 47、倒木 10 本
10. 19 20 21	台風 23 号と秋雨前線に伴う大雨	177.5	1	68					道路通行止め 11 か所 自主避難 2 名
平成 17. 8. 12 13	大雨	65.5		1					
8. 25 26	台風 11 号	74.0							自主避難 1 名
平成 20. 8. 30	大雨	127.0 (153.0)[3]	14	142					土砂崩れ 3 ヵ所

注)　1)時間最大降水量。
2)市消防本部北消防署の雨量データ。
3)市消防本部東消防署の雨量データ。他の降雨量等のデータは、市消防本部の測定値である。

(1)　昭和 56 年台風 24 号

昭和 56 年 10 月 22 日から同 23 日未明にかけて襲来した台風 24 号は、192.3㎜の降雨量となり、市内の坂川、富士川、大堀川、準用河川上富士川、同神明堀その他水路が氾濫し、床上浸水 175 世帯等の被害を生じ、本市のほか、市川市、船橋市、松戸市、柏市、我孫子市及び浦安市に災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）（災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 1 条第 1 項第 2 号）が適用された。

(2)　平成 3 年台風 18 号

平成 3 年 9 月 19 日に襲来した台風 18 号は、255.0㎜の降雨量となり、床上浸水 26 世帯、床下浸水 216 世帯、道路冠水 34 路線、道路通行止 9 路線、崖崩れ 10 か所等の被害が生じた。

(3)　平成 3 年台風 21 号

平成 3 年 10 月 12 日に襲来した台風 21 号は、10 月 6 日から停滞していた秋雨前線を刺激し、雨が降り始めた 10 月 6 日から台風が通過した 10 月 14 日までの 9 日間に、市の総降水量は多いところで 305.7㎜（台風 21 号そのものによる降水量は多いところで 197.2㎜）に達し、床上浸水 1 世帯、床下浸水 40 世帯、道路冠水 7 路線、富士川 3 号橋の橋台の後部護岸が侵食（通行止）される被害のほか、畑の冠水による農作物の減収等の被害をもたらした。

また、長雨のため地下水が飽和状態となり、台風通過後、数日間にわたって低地地域に水が溜まり浸水するケースや、湧き水による床下浸水などの現象が出現した。

(4)　平成 10 年台風 5 号

平成 10 年 9 月 15 日から 16 日にかけて襲来した台風は、83㎜の総降雨量となり、諏訪下川が氾濫した。また、江戸川の水位が 9 月 17 日午前 3 時には警戒水位(7.1m)を越える 7.23m を記録し、河川敷野球場が大きな被害を受けた。

(5)　平成 11 年熱帯性低気圧の影響による大雨

平成 11 年 7 月 21 日の熱帯性低気圧の影響による大雨では、消防本部で 56㎜、中央消防署東分署で 27㎜の総降雨量に対し、北分署（当時）では 130㎜の総降雨量を記録し、床下浸水 96 世帯、道路冠水 5 か所、通行止め 4 か所、道路損壊 3 か所、くみ取り 100 件の被害のほか、落雷により 14 か所の防災行政無線子局が故障する被害をもたらした。

(6)　平成 13 年雷雨に伴う大雨

平成 13 年 6 月 7 日に防災業務支援情報から、夕方を中心に時間 20㎜ 前後の強い雨が降る情報が出された。同日 16 時 48 分には千葉県北西部大雨洪水警報が発令され、消防本部では 26㎜、北消防署 24㎜、中央消防署東分署 26㎜、中央消防署南分署 44.5㎜ の総雨量を記録し、道路冠水 5 か所の被害をもたらした。

(7)　平成 13 年台風 11 号

平成 13 年 8 月 20 日から 22 日にかけて台風 11 号が接近した。消防本部で 46㎜、北消防署 55㎜、中央消防署東分署 60.5㎜ の総雨量を記録し、道路損壊 3 か所、倒木 2 か所(市野谷、思井)の被害をもたらした。

(8)　平成 13 年台風 15 号

平成 13 年 9 月 11 日 11 時頃から風が強くなり、13 時ごろをピークに次第に弱まった。中央消防署南分署で 67㎜ の総雨量を記録した。

江戸川の増水に伴い利根運河も増水し、東深井地先諏訪下川の樋門を閉鎖したところ、川の水が溢水し、市営住宅大橋団地(1～4 号棟)の床下浸水、集会所の床上浸水となり、大橋団地内 98 世帯 297 名に避難勧告が出て、老人福祉センター、東深井福祉会館に避難した。

避難所には 33 世帯 85 名が避難し、毛布、非常用食料、飲料水が支給された。

建設協会等の協力を得て、水中ポンプで排水作業が行われた。

(9)　平成 13 年大雨

平成 13 年 10 月 10 日、消防本部で 163.5㎜、北消防署 64㎜、中央消防署東分署 170㎜、中央消防署南分署 134㎜ の総雨量を記録し、道路損壊 5 か所の被害をもたらした。

(10)　台風 22 号と秋雨前線に伴う大雨

平成 16 年 10 月 9 日 1 時から時間雨量が 20㎜ を超える強い雨が降り出し、日中には台風の通過に伴い強風となった。総雨量は消防本部で 241.0㎜、北消防署で 247.0㎜ の総雨量を記録した。

大雨により、道路通行止め 7 か所、床上浸水 4 棟、床下浸水 47 棟の被害をもたらしたほか、強風により、倒木 10 本の被害をもたらした。また、平和台 1 号公園では、高さ 10m、延長 13m に渡り表層崩壊が発生したが、いずれも人的被害はなかった。なお、道路冠水箇所のうち、5 か所については土嚢の要請を行った。

(11) 平成 20 年 8 月 30 日夜の大雨・洪水

平成 20 年 8 月 30 日午後 6 時 7 分、東葛飾地域に大雨洪水警報が発令され、野々下地先国土交通省雨量計で日雨量が 160 ミリメートル、特に、午後 8 時から 10 時までの 2 時間で 140 ミリメートル、午後 9 時から 10 時の間で時間当たり 97 ミリメートルと記録的な雨量を記録した。

大雨により、床上浸水 14 世帯、床下浸水 142 世帯、市立東部中学校の道路沿い法面等土砂崩れ 3 箇所の被害をもたらした。

第 2 章　災害予防計画

第2章　　災害予防計画

第１節　訓練及び防災知識の普及計画

風水害等による被害を最小限に止めるためには、市を中心とする防災関係機関の職員における迅速かつ的確な防災活動を行うための知識習得や意識醸成とともに、市民一人ひとりにおいても、日頃から災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。

すなわち、「自助（自らの命は自ら守る）」、「共助（自分たちの地域は地域のみんなで守る）」を基本理念とし、市民、事業所、行政等との相互連携や相互支援を強め、地域防災力の向上を図ることが重要である。

このため市は、平常時から、防災計画、防災体制、災害時の心得及び避難救助の措置等について可能な限り多様な媒体を用いて広報を行い、市職員や市民に対して防災教育を行うことにより、防災知識の普及に努めるものとともに、防災訓練を通じて災害時の行動への習熟を図るものとする。

第１　防災広報の充実

【防災危機管理課、指導課】

防災知識の普及に関する計画は、市職員並びに市民に対する防災知識の普及に関するもので、災害多発期の前等、その他必要に応じ、効果的に実施することとする。なお、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者への広報にも十分配慮するとともに、地域における生活者の多様な視点を反映したわかりやすい広報資料の作成に努める。

１　広報すべき内容

防災知識の普及に当たっては、特に、市民及び災害関係職員に対して周知徹底を図る必要のある事項を重点的に広報するものとする。なお、広報すべき事項は、おおむね次のとおりである。

(1)　市地域防災計画の概要の公表

災害対策基本法第 42 条第 3 項に基づく「流山市地域防災計画」の要旨の公表は、流山市防災会議が流山市地域防災計画を作成し、又は修正したときに、その概要について行う。

(2)　災害予防に関する事項

災害発生時には、「自分の身の安全を守り、火災を出さず、被害を拡大させず、自らのまちを守る」ように努める必要がある。

そのため、市は、市民に対し災害に対する知識や平常時及び災害時にとるべき措置等、次の内容について教育を行い、周知徹底を図るものとする。

普及すべき内容は、次の項目を想定する。

ア　防災制度の概要

イ　災害の一般知識

ウ　災害の種別と特性（地震、風水害、崖崩れ）

エ　災害に対する心構え

オ　被害報告及び避難方法の徹底

カ　過去の災害の紹介

キ　災害復旧等の生活確保に関する知識

ク　危険箇所の周知

・水害・土砂災害等の災害危険箇所の公表

・ハザードマップの作成・公開

(3)　平常時の備え

地震が発生した場合に備え、平常時から実施すべき以下の事項について周知徹底する。

ア　地域周辺の避難場所の確認

イ　3日分の水や食糧、携帯トイレ、トイレットペーパー、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）等の備蓄

ウ　住宅の耐震補強、家具・ブロック塀等の転倒防止対策

エ　消火器の準備、浴槽への水の確保等、初期消火への備え　など

(4)　災害時の心得

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときにおいて、あらかじめ各世帯が承知しておくべき次の事項の周知に努めるものとする。

ア　気象予警報の種別と対策

イ　避難する場合の携帯品

ウ　避難予定場所と経路等

エ　被災世帯の心得ておくべき事項

2　実施方法

ア　インターネットの利用

ソーシャルネットワークサービス、ホームページ、安心メール等を活用し、防災知識の普及を図る。

イ　広報紙等

広報紙等に防災関係記事を掲載し、また、ハザードマップ及びパンフレット等を住民に配布する等して、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。

・広報ながれやま（市広報紙）の利用
・ハザードマップ及び防災パンフレットの作成、全世帯配布
・ポスター、チラシ等の利用

ウ　ケーブルテレビのデータ放送の利用

ケーブルテレビのデータ放送を利用して、防災知識、災害に関する各種情報を発信する。

エ　新聞の利用

各新聞社の協力を得て防災知識の普及を図る。

オ　防災に関する講演会、説明会、座談会

災害に関する学識経験者、防災関係機関の担当者及び災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、地震、台風、洪水、火災等に関する講演会、説明会、座談会を開催して防災意識の高揚を図るとともに、災害の予防対策に役立たせるため、随時市民及び市職員その他関係者を対象として実施する。

なお、テキスト中心では十分な教育効果が得られにくいため、できるだけ体験・参加型の催しを組み合わせるものとする。

カ　学校教育

（ア）　児童生徒に対する防災教育

小・中学校においては、児童・生徒の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。

指導内容としては、災害時の身体安全の確保方法、災害時の助け合いの重要性、災害のしくみ、防災対策の現状、地域の特徴や災害の教訓等があげられるが、これらの教育に当たっては起震車等の活用や防災マップの作成をはじめとする体験的学習を重視するほか、大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、避難訓練の充実に努める。

また、市域は海に面していないが、外出先などで高潮被害に遭う可能性もあることから、高潮に関する防災教育を行う。

（イ）　教員に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布及び心肺蘇生法の指導者研修会等を通じて、教員の防災指導者としての資質向上を図る。

キ　生涯学習を通じた防災教育

公民館や各種社会教育団体等の実施する生涯学習の中で、防災に関する知識の普及啓発を図る。

3　災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

第 2　職員の防災意識の高揚

【防災危機管理課】

市は、災害時の応急対策が円滑に行えるよう、日頃から研修及び訓練を通じ、職員に対し災害時の役割と体制の周知徹底を図るとともに、地域防災計画に基づく災害応急対策に関する職員行動マニュアル等の整備を図る。

また、市の各部課は、災害時に他の部課とも円滑に連携が図れるよう、情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行う等、部局間の連携体制を整備しておく。

第 3　自主防災組織の整備

【防災危機管理課】

大規模な災害が発生した場合には、災害の防止又は軽減を図るため、市や防災関係機関のみならず、住民が自主的な防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。

このため、地域の事情に応じた自主的な防災組織を設け、日頃から風水害等の災害が発生した場合を想定した予防対策を講じるよう努める。

また、自主防災組織は、日頃地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備に努める。

1　自主防災組織の育成

災害による被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動として住民自ら出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等の所在を把握し、救出救護体制を整備する等の配慮が必要である。

このため、市は、既存の自主防災組織に加え、新たな自主防災組織結成への働きかけ及び支援を積極的に行っていくとともに、自主防災組織の活性化を図るため、日頃から大災害が発生した場合を予想した訓練の実施を推進するものとする。

また、自主防災組織及び消防団等地域の組織との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等に努める。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

(1)　普及啓発活動の実施

市は、防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じ、住民に対し自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発していくものとする。

(2)　自主防災組織の編成

ア　自主防災組織は、地域既存のコミュニティである自治会等を活用し、それらの規模が大きすぎる場合には、ブロック分けする。

イ　地域内の事業所と協議の上、地域内の事業所の防災組織を自主防災組織として位置付け、連携を図っていくものとする。

ウ　地域の昼・夜間人口構成を考慮し、昼・夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成するものとする。

　このため、各自主防災組織の構成員の属性をあらかじめ調査し、昼間の構成員が確保できない組織に対しては、比較的地域内にいることが多い定年退職者や職場が自宅にある人々の参加を促進していくことで構成員の調整を図っていくものとする。

エ　班長等の要職に女性を登用し、女性の意見を取り入れるものとする。

オ　自主防災組織の基本的な編成については、図 2-1-1 に示すとおり。

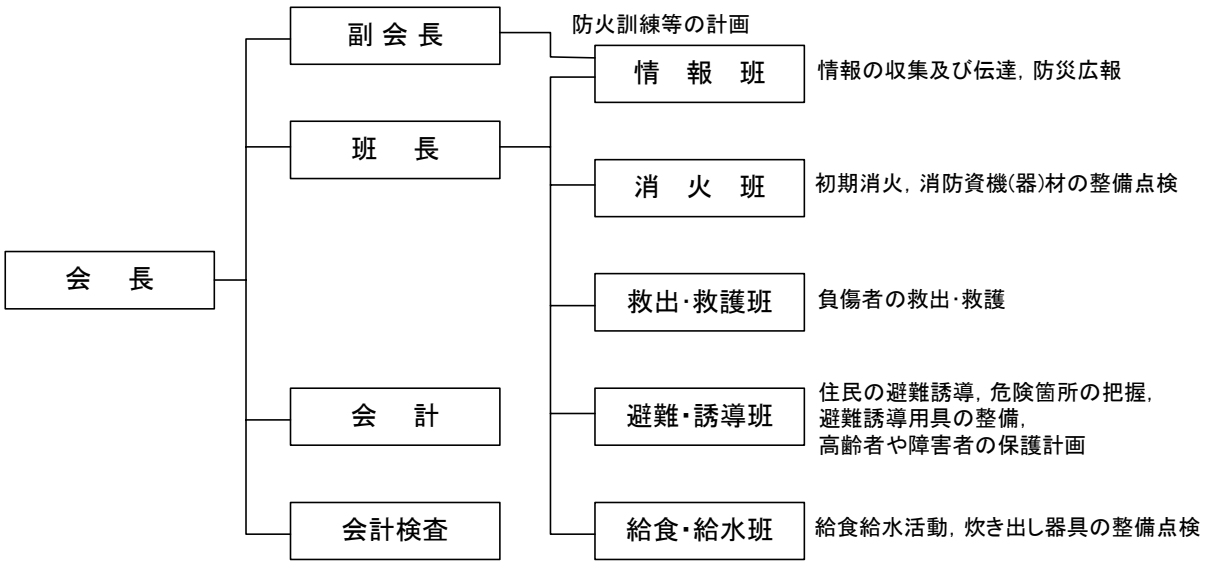

図 2-1-1　自主防災組織系統図

(3)　組織の規約

自主防災組織を円滑に効率よく運営していくためには、各地域の実態を踏まえるとともに、基本的な事項については、自主防災組織規約を設けておく必要がある。

このため、各地域の実態を踏まえた自主防災組織規約の整備を促進する。

(4)　自主防災組織の活動内容

表 2-1-1　自主防災組織の活動

平　常　時	発　災　時
ア　災害時要援護者を含めた地域住民のコミュニティの醸成 イ　出火防止等の日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及 ウ　情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施 エ　消火用及び救助用資機材並びに応急手当用医薬品等の整備・点検 オ　地域を知るため、地域内の避難場所・避難路、地域の危険箇所などの把握及び防災マップの作成 カ　避難所運営マニュアルの作成 キ　その他災害の予防	ア　出火防止及び初期消火の実施 イ　地域内の被害状況等の情報収集・伝達 ウ　住民に対する避難勧告等の伝達 エ　防災関係機関への連絡及び要請 オ　救出・救護の実施及び協力 カ　集団避難の実施 キ　炊き出し及び救助物資の分配に対する協力 ク　災害時要援護者の安全確保 ケ　避難所の運営

2　協力体制の整備及び活動支援

市は、自主防災組織間の協力体制の整備を目的として、連絡協議会などの組織を設置し、組織間の情報交換を行う等連携体制の強化に努めるものとする。

また市は、自主防災組織に対し、資機材の整備を支援するため、その整備に要する費用の一部について補助金を交付するとともに、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員、小中学校、地域のボランティア等による防災ネットワークづくりが必要であることから、県と協力してこれを促進する。さらに、大きな役割を担う中核リーダーを対象とした研修会等を開催し、対応能力の向上に努める。

《**資料** 22～24、**様式** 19～26》

第４　事業所等の防災組織の整備

【予防課・消防署】

１　防災・防火管理体制の強化

学校、病院、百貨店等多数の人が出入りする施設について、管理権原者は消防法第８条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備を行うことになっていることから、消防本部は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、高層建築物、雑居ビル、地下街等の防災体制については、消防法第８条の２の規定により、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、発災時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとれるよう指導する。

なお、平成21年６月から、百貨店・ホテル・オフィスビル等多数の人が利用する大規模・高層の建築物等については、防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成、自衛消防組織の設置及び防災管理点検報告の実施が義務付けられたことから、消防本部は、事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。

２　危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、災害によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応が図られないことが考えられる。

このため、消防本部は危険物施設等管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。また、高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を設立し、相互に効果的な応援活動を行うことができる体制の確立を図り、防災活動に関する技術の向上、防災訓練

の実施等の強化に努める。

3　企業防災の促進

(1)　企業における防災への取組み

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防災、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するように努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施する等防災活動の推進に努める。

(2)　企業への指導・助言

市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

さらに、風水害時における帰宅困難者の発生を抑制するため、気象情報等により鉄道等の停止が予想される場合は、従業員のほか、訪問者・利用者等について、早めの帰宅を促すとともに、状況が悪化した場合は屋内待機し、災害の恐れがなくなってから帰宅を促すよう要請する。

さらに、従業員のほか、訪問者・利用者等について一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を図るよう要請する。

(3)　企業との連携

市は、災害時に協力が得られるよう、積極的に協定等の締結に努め、平常時から企業との連携を図る。

第 5　ボランティアの活動環境の整備

【社会福祉協議会】

災害が発生した場合、行政及び防災関係機関のみで対処することは困難になることが予想される。

このような事態に備え、ボランティアの協力活動が円滑に行えるよう環境整備を図るとともに、平常時からボランティアについて広く住民に呼びかけ、ボランティア意識の啓発や育成に努めるものとする。

1　防災ボランティアの活動分野

防災ボランティアは、一般ボランティアと専門ボランティア（医療、語学、アマチュア無線等）とに区分できる。

次にボランティアの活動内容を示す。

ボランティア活動内容

専門分野

ア　救護所等での医療救護活動

イ　外国語の通訳、情報提供

ウ　災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報

エ　被災者への心理的ケア

オ　高齢者や障害者等災害時要援護者の看護、情報提供

カ　その他専門的知識、技能を要する活動等

一般分野

ア　避難所の運営補助

イ　炊き出し、食糧等の配布

ウ　救援物資や義援品の仕分け、輸送

エ　高齢者や障害者等災害時要援護者の介護

オ　被災地の清掃

カ　その他被災地における軽作業等

2　ボランティアの育成と活動環境の整備

(1)　ボランティア活動の普及・啓発

災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、住民・事業所等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努めるものとする。

具体的には、毎年１月 17 日の「防災とボランティアの日」及び１月 15 日から 21 日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する諸行事を通じ、市民にボランティア意識の醸成を図る。

また、毎年９月１日の「防災の日」及び８月 30 日から９月５日までの「防災週間」を中心に実施する防災訓練や各種啓発行事に積極的にボランティアの参加を求めることにより、その重要性を広報する。

さらに、今後団塊の世代（退職した高齢者）をボランティアに取り入れる等を考慮して、あらゆる方面でボランティア養成に力を入れていく。

(2)　ボランティアコーディネーターの養成

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動中で行政やボランティア団体等との連携や連絡調整の中心的な役割を担うボランティアコーディネーターが必要である。そこで、研修会や講習会を通じて、普段から災害ボランティアコーディネーターの養成を進める。

(3)　研修・訓練

災害時においても、また他都市への支援においても、ボランティア活動が有効に展開できるような活動メニューを盛り込んだ研修・訓練等を実施するものとする。

(4)　ボランティア団体の組織化

市は、平常時から登録ボランティア団体が地域や拠点において相互に交流・協力を深め、それぞれが役割分担をしながら連携をとって有機的な活動を展開できるよう、活動の場の開拓や情報の提供等の連携のための条件整備を行い、ボランティア関係団体の組織化の推進を支援するものとする。

(5)　ボランティアの受け入れ体制

ア　食事、宿泊場所の提供

イ　活動拠点の提供

ウ　資機材の整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器の資機材の整備を進めるものとする。

エ　活動費用の負担

オ　ボランティア保険への加入促進

市は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともにボランティア保険への加入者に対する助成に努めるものとする。

第 6　防災訓練の充実

【防災危機管理課・各課・消防本部・事業所・自主防災組織】

市として、各防災関係機関との連携を重視した図上演習及び実動訓練を実施するとともに、各自主防災組織、事業所等に対して防災訓練の実施を働きかけ、かつ、その実施を支援する。

この際、各種災害の教訓、過去の防災訓練の課題等を踏まえ、各防災訓練毎に、目的を明確に定めるとともに、それを達成するための実施要領を確立し、かつ、訓練実施後には評価を行い、課題等を明らかにして、事後の訓練の資とする。

１　市の全体的・共通的訓練

(1)　防災図上演習[1]

当初、防災危機管理課職員及び他の課の防災担当職員等を他機関が実施する図上演習等に研修させる等によって図上演習の実施要領を体得させる。次いで、市として、限定的な防災図上演習を実施し、段階的に、全職員に対して、図上演習の実施要領を体得させ、努めて早期に関係防災機関、団体、協定締結市町村、企業等も参加する演習を実施して、市職員の災害対処能力、特に、判断能力及び調整能力を向上させるとともに、関係防災機関との連携を強化する。

(2)　実動訓練

ア　総合防災訓練

市の全域にわたる大規模な災害を想定し、１～複数の訓練場において、関係防災機関及び団体の他、努めて多くの一般市民の参加を得て、情報収集、避難誘導、救助、救護、搬送、救急、避難所開設・運営、消火、火炎防ぎょ、水防等を総合的に訓練し、各参加機関の災害対処能力と相互の連携要領を向上させる。

イ　市役所職員非常参集訓練等

軽易に、緊急対策連絡網による伝達訓練を実施するとともに、必要に応じて、実動により参集訓練を実施し、職員の防災意識を高揚させるとともに、参集に要する時間等の資料を収集分析し、本計画、事業継続計画の修正等に反映する。

ウ　通信訓練

新たに導入するＭＣＡ無線機の取扱訓練を実施し、関係職員等を慣熟させる。

また、有線及び県防災行政無線が使用不能になったときに備え関東地方非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。

２　市役所の各組織、施設等毎の訓練

各学校、幼稚園、保育所、出張所、公民館等は、年に１回以上を基準として、本計画及び各組織、施設等毎に作成する計画及びマニュアルに基づき、各々の任務、役割等に応ずる訓練を、ＤＩＧ[2]、ＨＵＧ[3]又は実動で実施する。

---

[1]防災図上演習：各機関、部署等毎に地図を準備し、その上に、それぞれの活動の結果得られた被災状況及び防災機関の活動状況等を表示し、参加者に状況判断をさせつつ、努めて実行動に準じた手段をもって関係者との調整、実行部隊に対する命令・指示、上級組織に対する報告等を実施させる訓練を言う。

演習参加者の他、状況を付与したり、審判を実施する統裁組織、電話、地図台、状況表示板等の資器材が必要であり、準備にも人手と時間を要するが、実動訓練では実施不可能な実際的な状況を想定した訓練を実施して、職員、特に、組織のトップから各部署の責任者に至る職員の判断能力や調整能力を向上する効果が大である。

この際、学校、幼稚園、保育所、出張所、公民館等は、各地域の防災関係機関、自主防災組織、ＮＰＯ、その他の団体、事業所、ボランティア及び住民等と連携して実施する等に着意する。

また、各部局等は、県等が実施する各種訓練に積極的に参加する。

３　自主防災組織、ＮＰＯ、その他の団体、事業所、ボランティア及び住民等の訓練

自主防災組織、ＮＰＯ、その他の団体、事業所及び住民等の訓練等に対して、年 1 回以上を基準として、避難誘導、救助、救護、搬送、消火等に関する訓練の実施を働きかけるとともに、次の事項を重視してその実施を支援する。

ア　事業所や自主防災組織の防災訓練に関する資料を収集、作成及び配布するとともに、研修等の機会を設定する。

イ　ＤＩＧ及びＨＵＧの講習会等を実施して、これを普及する。

ウ　自主防災組織の役員等に対して、防災士[4]の資格取得を奨励しつつ、それに必要な講習会等を実施する。

エ　自主防災組織が必要とする防災資器材を購入するに際して補助金を支給する。

オ　必要に応じて、事業所や自主防災組織が実施するに必要とする関係機関との調整を代行するとともに、関係職員等を派遣する。

カ　ボランティアの防災訓練

市社会福祉協議会の協力を得て、事前に登録したボランティアに対して訓練し、活動に必要な知識や技術を習得させる。

---

[2]ＤＩＧ：参加者全員が、地図等を囲み、その上に、被災状況や防災関係機関の活動状況を書き込み、全員で対応策等を議論しながら進めていく訓練である。準備と実施が容易であり、例えば、帰宅困難者支援施設の職員等が支援要領を、自主防災組織が地域における救助活動をイメージトレーニングする等、特定の組織、部署が少人数で実施するのに適する。

ＤＩＧとは、災害＝Disaster、想像力＝Imagination、ゲーム＝Game の頭文字を取って名付けられたものであり、また、「探求する」「理解する」という意味もある英語の動詞「ｄｉｇ」に掛けられ、「災害を理解する」「まちを探求する」「防災意識を掘り起こす」という意味を込めている。

[3]ＨＵＧ：避難所運営に携わる関係者が、避難所である体育館や教室に見立てた平面図を囲んで議論しながら、避難者の年齢や性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを配置し、その結果生じる様々な出来事への対応を考えながら、避難所の運営について検討或いは訓練するものである。

ＨＵＧとは、避難所（hinanzyo）、運営（unei）、ゲーム（game）の頭文字を取ったもので、あり、抱きしめるという意味の英語「ｈｕｇ」に掛けて、避難者を優しく受け入れる避難所のイメージと重ね合わせて名付けられた。

[4]防災士：地域防災におけるリーダー等として、共助の中核として、かつ、防災関係機関との連携を担うに必要な意識と知識・技能を有する人として、日本防災士機構が認定した者を言う。

第２節　水害予防計画

河川沿岸部は、豪雨による堤防の決壊や、排水機場等の河川管理施設の被災による浸水被害を受けやすい。

市、河川管理者及び防災関係機関は、水害に備えて河川改修の促進及び維持管理の徹底並びに重要水防区域の実態の把握、監視体制の確立等を計画的に実施する。

第１　治水対策の推進

【河川課・宅地課・国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所
・県東葛飾土木事務所】

これまでの河川改修によって、治水安全度は着実に向上しているが、局所集中豪雨や都市化の進展などに起因する水害の発生が未だ多く見られ、最近では、河川からの洪水より、雨水が河川に十分に排水されないことに起因する洪水被害が多くなっている。これは、河川流下断面の不足により河川の水位が高くなってしまうことや、主として市が行う都市下水等の内水排除施設の能力不足に起因している。

このため、市は、都市河川の整備を推進するとともに、貯留施設等により雨水の流出量の削減を図る等の総合的な治水対策を実施し、雨水排水能力の向上を図る。

１　重要水防区域

(1)　江戸川

江戸川に係る本市の関係区域は、深井新田地先から木地先に至る延長約 10.0km である。

江戸川は、関東地方整備局江戸川河川事務所において河川拡幅、堤防・護岸工事等が実施されているが、平方新田地先から松戸市までの区間は、水衝部及び高水護岸未施工区域であること、また、平方新田地先は、陥没の補修が暫定的であることから、重要水防区域に指定されている。

江戸川の重要水防箇所は資料編のとおりである。

《資料●》

(2)　利根運河

利根運河の内、本市に位置する延長約 4.0km の範囲は、東深井地先から深井新田地先の間は、現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足していること、また、堤防高が計画高水流量規模の洪水の水位以下となるあるいはその余裕高に満たないことから、重要水防区域に指定されている。

利根運河の重要水防箇所は資料編のとおりである。

《資料●》

(3)　坂川

坂川の重要水防箇所は資料編のとおりである。

《資料●》

2　重要水防箇所の巡視

大雨等の際、江戸川、利根運河及び坂川については、国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所と連絡を密にし、重要水防箇所を重点として、堤防、樋門及び樋管等の状況を巡視する。

その他の河川については、県東葛飾土木事務所と連絡を取り、土木部、消防本部及び消防団の協力を得て、大雨等の際には巡視する。

《資料 14》

3　河川改修等の事業の促進

市内各河川については、護岸工事及び橋梁の改修等を促進するとともに、住宅地の排水不良による浸水を防止するため、排水路の整備を積極的に推進する。

水門樋管の設置場所は、次のとおりである。

表 2-2-1　水門樋管

河　川	名　称	設置場所	管理者
江戸川	新川第2排水機場	流山市上新宿新田	新川土地改良区
江戸川	流山南部排水樋管	流山市下花輪	流山土地改良区
江戸川	流山排水機場	流山市下花輪	流山市
江戸川	今上落排水樋管	流山市流山1丁目	国土交通省
江戸川	流山排水樋管	流山市流山5丁目	国土交通省
利根運河	西深井第1排水樋管	流山市西深井	国土交通省
利根運河	西深井第2排水樋管	流山市西深井	国土交通省
利根運河	運河樋管	流山市西深井	流山市
坂川	鰭ヶ崎第1樋管	流山市鰭ヶ崎	流山市
坂川	鰭ヶ崎第2樋管	流山市鰭ヶ崎	流山市
坂川	鰭ヶ崎第3樋管	流山市鰭ヶ崎	流山市
坂川	鰭ヶ崎第4樋管	流山市鰭ヶ崎	流山市
坂川	鰭ヶ崎第5樋管	流山市鰭ヶ崎	流山市
坂川	鰭ヶ崎第6樋管	流山市鰭ヶ崎	流山市
坂川	宮園第1樋管	流山市鰭ヶ崎	流山市
坂川	宮園第2樋管	流山市鰭ヶ崎	流山市
坂川	宮園第3樋管	流山市宮園3丁目	流山市
坂川	芝崎第1樋管	流山市芝崎	流山市
坂川	芝崎第2樋管	流山市芝崎	流山市
坂川	芝崎第3樋管	流山市芝崎	流山市
坂川	前ヶ崎樋管	流山市前ヶ崎	流山市
坂川	名都借樋管	流山市前ヶ崎	流山市
坂川	八木南樋管	流山市野々下2丁目	流山市
坂川	野々下樋管	流山市野々下2丁目	流山市
八木川	長崎樋管	流山市野々下2丁目	流山市
大堀川	駒木第1樋管	流山市駒木	流山市
大堀川	駒木第2樋管	流山市市駒木	流山市
利根運河	諏訪下排水樋管	柏市大青田	国土交通省

注）　1.引用資料：流山市河川図（H16.3 印刷）

《資料 12～13》

4　適正な流域対策の促進

流域の保全を図るため、治水施設の整備水準に適合した流域内の整備・開発等を検討し、都市計画行政等との調整により適正な土地利用を誘導するとともに、開発者への啓発・指導を強化するものとする。

第 2　洪水ハザードマップの作成

【河川課・防災危機管理課・国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所
・県東葛飾土木事務所】

河川の整備には時間を要することから、これと並行して、ソフト面から安全度を高めるために、洪水ハザードマップと地震ハザードマップを活用し、市民に周知する。

1　浸水予想区域の調査把握

市は、水害による被害の軽減を図るため、国や県による調査結果等をもとに、浸水予想区域の把握に努めるものとする。江戸川における浸水想定区域図を次頁の図に示す（関東地方整備局江戸川河川事務所作成）。

(1)　浸水予想区域の調査

下記危険度評定基準により、浸水予想区域の調査を行う。

■危険度評定基準■

過去に降雨による浸水により住宅区域に被害が発生したことがあり、その危険性が現在においても解消されていない河川流域で、家屋浸水(床下・床上)の被害が予想される河川。なお、降雨の規模は概ね50㎜/h程度とする。

(2)　地盤沈下の調査

著しい地盤沈下が進行すると、河川沿いの土地では洪水の危険度が高まると同時に、自然排水機能が低下し、わずかの降雨に対しても、日常的な排水に支障をきたすこととなる。ここでは内水による危険区域という面で評価することとし、累積沈下量200㎜の区域を対象として、県が調査を行うこととなっている。

2　浸水予想区域等の公表

市は、水害の危険性を正しく認識してもらうために、浸水想定区域、浸水深、避難経路、避難場所等を記載した洪水避難地図（洪水ハザードマップ）の公開や、広報紙等により、地域住民に対する周知に努めるものとする。

また、市は、洪水ハザードマップを作成するに当たり、国や県から浸水実績図や浸水予想区域図等の提供、指導を受け、関係機関と協議して水防計画の見直し等防災対策の推進を図る。

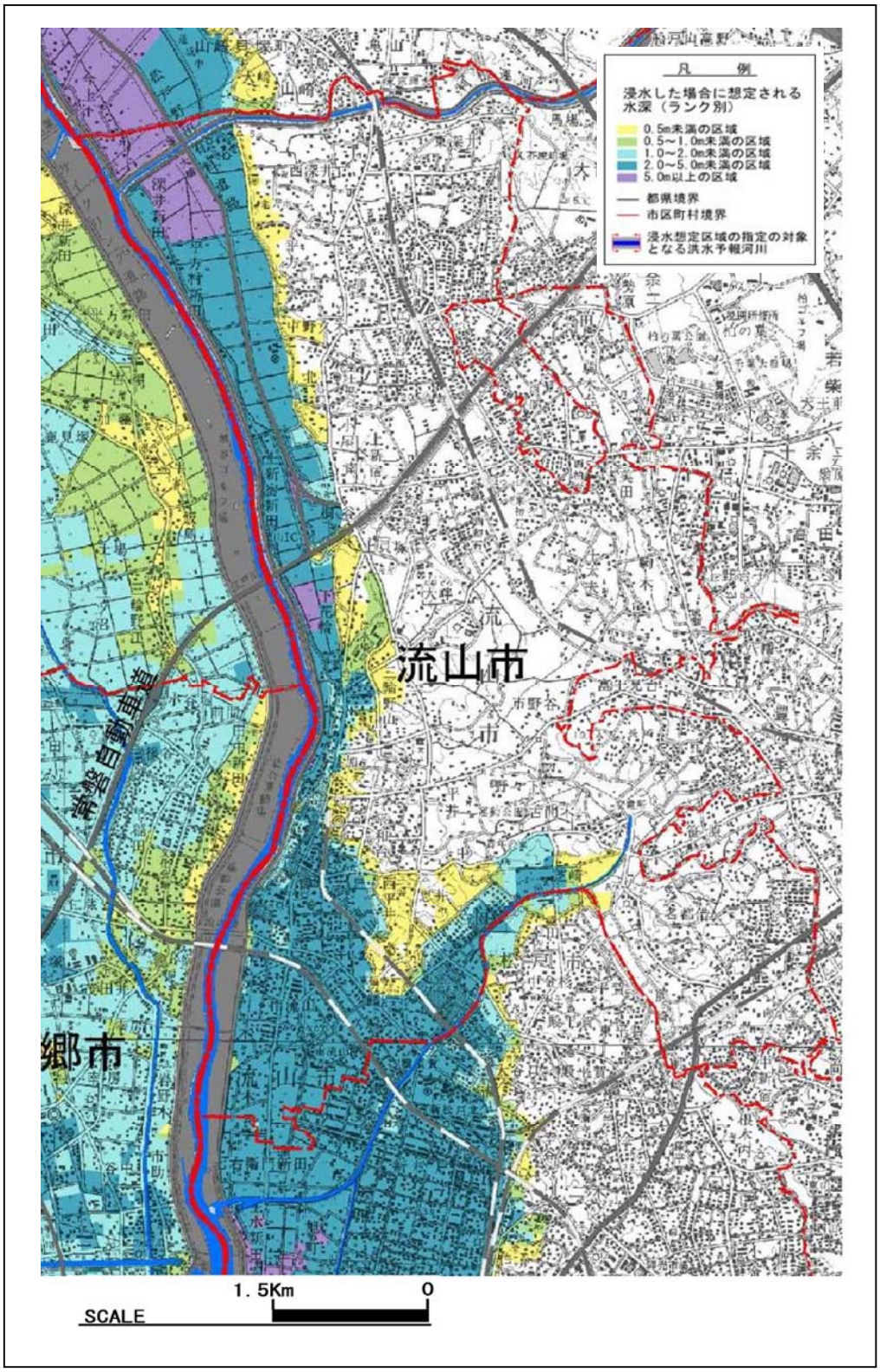

図2-2-1　江戸川浸水想定区域図

第 3　下水道整備の推進

【河川課・下水道業務課・下水道建設課】

浸水被害の防止を図るため、公共下水道雨水幹線についても整備を推進し、河川及び公共下水道との機能分担により、住宅区域における適切な雨水排水システムを構築するものとする。

また、雨水貯留施設及び浸透施設の普及促進に努め、民間施設においても雨水浸透桝や透水性地下埋設管等の活用を指導するとともに、これら施設の普及を促進し、雨水の流出抑制の向上に努める。

第 4　農作物の水害防止対策

【河川課・農政課・農業委員会事務局・とうかつ中央農業協同組合】

大雨によって河川が氾濫して田畑が浸出したり、洪水によって田畑が流失したり、がけ崩れによって田畑が埋没する等、農地に対する直接的な被害や、冠水によって農作物の腐敗と、病害虫の発生等間接の被害も想定される。

1　気象情報の伝達

農作物の水害防止については、気象観測情報や被災後の適正な対処方法等を、正確・迅速に伝達する等により、水稲・畑作の水害対策が効果的に実施されるよう指導する。

2　水害の気象的条件

雨による災害の発生は総雨量もさることながら、一定の時間内の降水量が大きな要因となる。同じ50㎜の雨でも、1日を通して降った場合は災害に結びつくことは少ないが、それが1時間で降った場合は大きな被害を引き起こすことが多い。

大雨の降り方と水害の規模には次の3つのタイプがある。

(1)　短時間強雨

雷雨等、短時間に降る強い雨によって、低地の浸水、土石流、山・がけ崩れ等が多発する。

(2)　短時間強雨を含む大雨(集中豪雨)

台風、低気圧、前線活動による大雨(強雨を伴う)で、山・がけ崩れ、中小河川の洪水・氾濫等大きな災害に結びつくことが多い。

(3)　一様な降り方の大雨

前線活動等による大雨が持続することにより河川が次第に増水し、低地の浸水や洪水等の災害に結びつく。ただし、雨が降り始めてから災害発生までには時間的余裕が

ある。

3　水害に対する恒久的な防ぎ方

(1)　農林業経営の立場からの対策

豪雨や長雨の時期をはずして栽培する、水害に対して抵抗力のある作物を栽培する、農業経営(価格差等)及び水害に対する危険度を考えに入れたうえで利益の期待値を大きくする等の方法がとられている。農業の多角経営もこの部類に入れることができる。要するに、時間と空間と対象を考慮して、水害による被害を最小限にしょうとするものである。

(2)　市の対策

農産物の被害や農地、農林用施設の被害を未然に防止するため、防災事業を行う。

4　湛水防除事業の実施

集中豪雨等の水害から農作物の被害を未然に防止するため、湛水防除事業を実施する。

第５　道路災害による事故防止

【防災危機管理課・道路管理課・警察署】

1　道路施設等の整備

台風や集中豪雨等により落石、法面崩壊、道路冠水等のおそれのある箇所については道路施設等の整備を進め、災害に強い道路づくりに努める。

また、水害時における通行禁止道路の表示体制や迅速な通行禁止の措置について、流山警察署と協議し、検討します。

2　パトロール

道路交通の危険防止と通行の確保のため、「千葉県道路パトロール実施要領」に基づき、パトロール実施の徹底を図る。

3　緊急時における措置

災害が発生した場合には、通行の危険を防止するためのできる限りの応急措置を速やかに講じるものとする。

4　異常気象時における交通規制

異常気象時において、道路災害による事故を未然に防止するため、降雨・出水等により道路状態が悪く、崖崩れ及び道路損壊等が予想され、交通が危険であると認められる場合は、道路法（昭和27年法律第180号）第46条の規定による通行の禁止又は制限を行う。また、雨量が規制基準値に達したときは、「異常気象時における道路通行規制要領」に基づく通行止めの措置をとる。

第 6　建造物等の水害予防措置

【道路管理課・道路建設課・宅地課・建築住宅課・河川課】

建物の床下浸水及び床上浸水の被害を軽減するとともに、雨水の流出抑制等のため、道路及び歩道等の透水性舗装への改良について検討する。

また、宅地開発等による家屋等の建築に際しては、雨水流出抑制策として雨水貯留施設及び浸透施設等の設置指導を行うものとする。

第３節　土砂災害予防計画

災害による被害を未然に防止するためには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地の災害に対する強さに適した土地利用を行う必要がある。

また、災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、住民の生命・財産の確保に努める。

第１　危険箇所の調査把握

【防災危機管理課・道路管理課・宅地課・消防防災課・県東葛飾土木事務所】

１　危険箇所の実態調査及び防災パトロール強化

土砂災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限に止めるためには、まず事前措置として危険予想箇所についての地形、地質、地下水、立木、排水施設の状態及び土砂災害が生じた場合の付近の建物に及ぼす影響等を調査するほか、防災パトロールを実施する。

２　土砂災害防止法に基づく対策の推進

土砂災害（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）から住民の生命及び身体を保護するために、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限を行うことを趣旨とする「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）が平成13年４月に施行された。

この法律に基づく基礎調査及び警戒区域の指定等は県が行うものであり、市は、県へ必要な情報を提供するものとする。

(1)　土砂災害防止法による指定

ア　土砂災害警戒区域

「土砂災害警戒区域」は、土砂災害が発生した場合には、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として、政令で定める基準に該当するものを知事が市長の意見を聞いた上で指定するものである。

イ　土砂災害特別警戒区域

「土砂災害特別警戒区域」は、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制すべき土地の区域として、政令で定める基準に該当するものを知事が市長の意見を聞いた上で指定するものである。

(2)　土砂災害特別警戒区域等における危険回避のためのソフト対策

ア　市は、土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるよう警戒避難体制の整備を図る。

イ　県は、居室を有する建築物は、想定される衝撃等に対して、建築物の構造が安全であるかどうか建築確認を行う。

ウ　県は、住宅宅地分譲や、老人ホーム、病院など災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可する。

エ　県知事は、著しい損壊が生ずるおそれのある建築物の所有者に対して、移転等の勧告を図る。国及び県は、この移転等が円滑に行われるために必要な資金の確保、融通又は、その斡旋に努める。

表 2-3-1　土砂災害危険箇所[1]一覧

箇所番号	場　　所
II-1020	下花輪 1
II-1026	思井 3
II-1022	思井 1
II-1025	思井 2
III-1063	芝崎 1
II-1023	芝崎 1
I-2064	前ヶ崎
II-1029	前ヶ崎 4
II-1027	前ヶ崎 2
II-1028	前ヶ崎 3
II-1021	中 1
I-0242	鰭ヶ崎
I-0243	名都借 1
I-0244	名都借 2

引用資料：千葉県土砂災害危険箇所マップ

表 2-3-2　土砂災害特別警戒区域

指定箇所	区域の名称	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
名都借	名都借 1	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 2 日	千第 136 号	千第 143 号

[1]土砂災害危険箇所：今後、土砂災害防止法に関わる土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域の指定対象区域となるもの

3　急傾斜地の指定及び指定基準の概要

(1)　急傾斜地の指定

急傾斜地の崩壊により、相当数の居住者に危害が生ずるおそれのある地域、及び崩壊を助長、誘発するおそれのある地域で、危険度が高く緊急性があり、かつ、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号。以下「急傾斜地法」という。）第３条の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定に適合する地域については、県は市と協議の上、順次「急傾斜地崩壊危険区域」として指定手続を行うものとする。

(2)　指定基準の概要

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則」第１条の２に基づき、以下に該当する急傾斜地について、県知事が必要と認めるもの。

ア　急傾斜地崩壊危険区域

・急傾斜地の勾配が 30 度以上の場合・急傾斜地の高さが５メートル以上である場合・急傾斜地の崩壊により官公署、学校、病院、旅館等又は５戸以上の人家に危害が生ずるおそれのある場合

イ　急傾斜地崩壊危険箇所

・急傾斜地の勾配が 30 度以上の場合　アと共通

・急傾斜地の高さが５メートル以上である場合　アと共通

・急傾斜地の崩壊により１戸以上の人家に危害が生ずるおそれのある場合もしくは今後新規の住宅立地が見込まれる箇所（急傾斜地崩壊危険個所に準ずる斜面）

なお、本市における県知事が指定している急傾斜地崩壊危険区域は、次のとおりである。

表 2-3-3　急傾斜地一覧

箇所番号	場　所	指定区分
156	鰭ヶ崎	急傾斜地崩壊危険区域指定地
I-0242	鰭ヶ崎	急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家５戸以上）
I-0243	名都借１	
I-0244	名都借２	
I-2064	前ヶ崎	
II-1020	下花輪１	急傾斜地崩壊危険箇所（保全人家１～４戸）
II-1021	中１	
II-1022	思井１	
II-1023	芝崎１	

箇所番号	場　所	指定区分
II-1025	思井 2	
II-1026	思井 3	
II-1027	前ヶ崎 2	
II-1028	前ヶ崎 3	
II-1029	前ヶ崎 4	
III-1063	芝崎 1	急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面 (今後新規の住宅立地が見込まれる箇所)

出典：千葉県地域防災計画　平成 21 年度修正, pp. 750, 766, 791, 848

第 2　警戒避難体制の整備

【防災危機管理課・道路管理課・消防防災課・県東葛飾土木事務所】

1　危険箇所の周知

市は、土砂災害を被るおそれのある場所を地域防災計画に掲載するとともに、土砂災害危険箇所マップの作成、広報誌、パンフレットの配布、説明会の開催、更には現場への標識・標柱の設置等により周辺住民に対し周知徹底を図り、併せて一般への周知に努めるものとする。

また、崖に隣接する住宅地域が発生しないよう、開発行為又は土砂採取時において、指導の徹底を図る。

2　所有者等に対する防災措置の指導

市は、危険箇所調査の結果、必要に応じ危険予想箇所の所有者、管理者、占有者に対し、擁壁、排水施設その他必要な防災工事を施す等の改善措置をとるよう指導するものとする。

なお、防災対策調査により、崩壊の危険性が高いと判定された名都借字宮後と前ヶ崎字八ッ内の 2 地点は、重点的に改善措置の指導を行うものとする。

3　警戒体制の確立

土砂災害は、降雨後時間をおいて発生することもあり、災害発生後は危険度の高い斜面を中心に、危険な徴候がないか警戒することが重要である。したがって、平常時から危険と思われる斜面の監視体制や通信手段等を確立しておくものとする。

また、土砂災害警戒区域等の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努めるものとする。

4　危険箇所の点検

市は、台風期及び豪雨等土砂災害の発生が予測されるときは、随時に防災パトロールを実施し、当該箇所での災害発生の徴候について的確に把握するものとする。

なお、重点的にパトロールを実施する箇所は、前出の本章「第３節 第１表　土砂災害危険箇所一覧」に示す箇所とする。

5　警戒・避難・救護等緊急対策に関する体制整備

市は、土砂災害の発生に対し、警戒、避難、救護等が円滑に実施できるよう、次のような措置により体制の強化を図るものとする。

ア　危険箇所周辺地域の実情に即した警戒、避難誘導、救護の方法を明確化し、住民への周知徹底を図るものとする。

イ　個々の危険箇所について、地域の実情に応じた避難場所及び避難路の確保、整備を図るものとする。

ウ　災害時における指揮命令伝達体制、情報収集伝達体制、及び職員の動員配備体制等の点検整備を図るものとする。

エ　自主防災組織の育成に努め、その組織を通じて土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難勧告等の伝達、地区の情報収集等の防災活動を行うものとする。

6　土砂災害警戒情報の発表

ア　土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨警報が発表されている際、土砂災害発生の危険性が高まったときに、市長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行うための支援と、住民の自主避難の判断等にも利用できることを目的として、気象業務法、災害対策基本法に基づき、千葉県と銚子地方気象台が共同で作成・発表する情報である。

イ　土砂災害警戒情報の発表単位

土砂災害警戒情報は市町村を発表単位とする。

ウ　土砂災害警戒情報の発表基準

大雨警報が発表中であり、降雨の実況及び数時間先までの降雨予測値を基に作成した指標が、当該情報の発表基準に達した場合。

エ　土砂災害警戒情報の解除基準

降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、短時間で再び発表基準に達しないと予想される場合。または、無降水時間が長時間続いているにもかかわらず、指標が発表基準を下回らない場合は、千葉県と銚子地方気象台が協議のうえ、解除できるものとする。

オ　土砂災害警戒情報の伝達経路

土砂災害警戒情報の伝達経路については、警報・注意報と同様とする。

カ　情報の特徴及び利用に当たっての留意事項

(ｱ)　土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害の内、避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。

(ｲ)　個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することはできない。

また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象とはしていない。

第３　防災知識の普及・啓発

【防災危機管理課・消防防災課】

市は、住民に対しインターネット、広報紙、パンフレット等多様な手段により土砂災害に関する知識の普及と防災意識の高揚を図るものとする。

また、全国的に実施される土砂災害防止月間等において、災害発生時における応急対策の迅速・円滑化を図るため、各種防災訓練の実施に努めるものとする。

なお、土砂災害危険箇所については、被害を未然に防ぐため、あるいは被害を最小限におさえるため、県のホームページで公表している。

(http://www.pref.chiba.jp/syozoku/i_kakai/01-bosai/012-dosya/index.html)

第４　造成地の予防対策

【建築住宅課・宅地課】

１　造成宅地等の安全性の確保

新規の宅地造成工事について、盛土造成地の滑動崩落発生を抑制するため、都市計画法又は市開発事業の許可基準等に関する条例の規定に従って措置する。

災害危険区域、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域について原則として宅地造成の工事区域から除外し、工事を規制する。

また、既存の造成宅地において、特に甚大な被害発生の危険性が高く、宅地造成等規制法施行令で定める基準に該当する区域については、宅地造成等規制法第 20 条第 1 項に基づく「造成宅地防災区域」の指定を知事に要請する。

2　人工崖面の安全措置

宅地造成により生じる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、開発者に対して擁壁の設置等の安全措置を講じるよう指導する。

3　軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、開発者に対して地質調査を行わせ、その結果に応じて地盤改良等安全上必要な措置を講じるよう指導する。

第５　土地利用の適正化

【防災危機管理課・まちづくり推進課・都市計画課・建築住宅課・宅地課】

安全を重視した、総合的な土地利用の確保を図るため、市内の災害危険度の把握を的確に行うとともに、これらの災害を周知する。

また、災害に弱い地区については、土地利用について安全性の確保という観点から総合的な検討を行い、土地利用の適正化を誘導する。

第６　調整池等災害対策

【農政課】

老朽化により、降雨、地震等により災害の発生するおそれのある調整池について、県は、「農業用ため池台帳」を整備し、改修を必要とするものから計画的に改修を行うものとする。

第７　孤立するおそれのある地域対策

【防災危機管理課】

水害等で孤立するおそれのある地域の把握に努め、予防措置等を検討する。

第４節　風害予防計画

台風等の暴風雨による被害を防止するため、建物の補強や農作物の風害防止措置等の対策を講じ、風害の予防を図る。

第１　建造物等の風害予防措置

【建築住宅課】

市は、建物の倒壊防止のため、次の措置を指導・啓発して安全を図る。

ア　はがれやすい戸や窓、弱い壁等を筋交い、支柱等で補強する。

イ　屋根を支える構造材は金物等で補強し、トタンには垂木を打つ等して補い、瓦は針金で補強する。

第２　農作物等の風害防止対策

【農政課・農業委員会事務局・とうかつ中央農業協同組合】

農作物等に被害を与える強風には、台風、冬期の季節風、その他フェーン現象や降雹を伴う局地的な強風等がある。強風は、作物に被害を与えるだけでなく、土壌を乾燥し、風による土壌侵食を生ずる。そのため、肥沃な表土が吹き飛ばされてやせ地になったり、飛ばされた土が作物を埋没したりして被害を与える。

農作物の風害防止については、市及び農業協同組合等を通じて適切な指導を行い、被害の軽減に努めるものとする。

１　風害の恒久的対策

(1)　防風林の設置

通年的に平地では北方(冬期の季節風)や南西又は南東方に(暴風雨、台風対策のため)、傾斜地では山背風の流入を防ぐために防風林を設置するが、両側面に設置すると効果的である。

また、防風林用の樹高は、一般に高い方が防風効果も高い。樹種としては、その土地に適し、成長が早く枝条や葉が密生する樹種、耐風性がある他に耐寒性等を持つ樹種が望ましい。

(2)　防風垣の設置

防風垣は、果樹園の周囲に設置するが、風向、風質、風速等により園を細分して囲う必要がある。なお栽植果樹に接近するので、養水分の競合を起こさせない樹種を選

ぶこととする。

(3)　多目的防災網の設置

果樹は、風害対策として、暴風林やネットを設置してきたが、最近は、風だけでなく、降雹、害虫、鳥などを防ぐ多目的に利用できる多目的防災網が開発され、普及しつつある。

この多目的防災網を的確に使用することで、ナシ等の果樹の風害等の被害を未然に防ぐことが可能となる。

強風害及び降雹を伴う強風害の被害等を防ぐために、適期に多目的防災網を設置する必要がある。

第３　街路樹等の風害防止対策

【農政課・道路管理課・みどりの課】

街路樹の風害予防措置としては、根付くまでは支柱で補強する等の措置を講じる。なお、台風等に備え、適時パトロールを実施し、支柱の見直し及び結束への点検等の対策を講じる。

第５節　火災予防計画

第１　火災予防査察

【予防課・消防署】

３月１日から７日間の春季、及び 11 月９日から７日間の秋季の火災予防運動期間中を重点的に、市消防本部は、消防法第４条の規定及び市火災予防の査察に関する規程に基づき、防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

１　予防査察の主眼点

ア　消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。また、消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法令で定める基準どおり設置・維持管理されているかどうか。

イ　炉・厨房設備・ストーブ・ボイラー・乾燥設備・変電設備等火気使用設備の位置、構造及び状況が、市の火災予防条例どおり確保されているかどうか。

ウ　コンロ・火鉢等火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が、市の火災予防条例どおり確保されているかどうか。

エ　劇場・映画館・百貨店等公衆集合場所での裸火の使用等について、市の火災予防条例に違反していないかどうか。

オ　指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取り扱いの状況が、市の火災予防条例に違反していないかどうか。

カ　その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項、及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。

キ　住宅の用途に供される防火対象物において、住宅用火災警報機器が設置及び維持されているかどうか。

第２　住宅防火対策

【建築住宅課・宅地課・予防課・まちづくり推進課・みどりの課・河川課・道路管理課・道路建設課・農政課・農業委員会事務局・消防防災課・西平井･鰭ヶ崎地区区画整理事務所】

木造住宅密集地や都市基盤の未整備地等、都市構造上災害の被害が予想される地域や新たな宅地等の開発地域については、各種都市整備手法による開発指導を行うとと

もに、土地区画整理事業や建築物の耐震不燃化の推進、延焼遮断帯やオープンスペース等の整備を図り、「安全で災害に強いまちづくり」に努めるものとする。

1　建築物の不燃化の促進

市は、建築物が密集し、火災により多くの被害が生じるおそれのある地域については、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進するものとする。

(1)　防火地域・準防火地域の指定

防火地域及び準防火地域の指定に当たっては、該当地域の選定を行ったうえで地元自治会及び住民の理解と協力を得て、指定のための要件が整ったところから順次指定を行うものとする。

ア　防火地域

現在、本市においては、流山おおたかの森駅周辺の商業地域を防火地域に指定している。また、今後集団的地域としての「建物密集地域」、「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の立地する地域」、「避難経路及び避難地周辺地区」等、都市防災上の観点から指定が必要と思われる地域についての検討を行う。

イ　準防火地域

防火地域以外の商業地域、近隣商業地域及び建物が密集し、又は用途が混在し火災の危険が予想される地域等について、検討を行う。

ウ　防火地域・準防火地域以外の地域

防火地域・準防火地域以外の地域では、延焼の防止を図るため建築基準法 22 条及び 23 条により、屋根及び外壁については防火性能の高い材料で建築しなければならない地域として定めている。

表 2-5-1　防火地域・準防火地域の建築規制（建築基準法）

<table>
<tr><th>区分</th><th colspan="3">対　　象</th><th>構　造</th></tr>
<tr><td rowspan="4">防火地域</td><td colspan="2">（ア）階数が 3 以上又は延べ面積が 100m² を超える建築物</td><td rowspan="2">（ウ）に掲げる建築物を除く</td><td>耐火建築物</td></tr>
<tr><td colspan="2">（イ）その他の建築物</td><td>耐火建築物又は準耐火建築物</td></tr>
<tr><td colspan="3">（ウ）・外壁及び軒裏が防火構造で、延べ面積が 50m² 以内の平屋建の付属建築物
・主要構造部が不燃材料で造られた卸売市場の上家又は機械製作工場
・高さ 2m を超える門及び塀で不燃材料で造り又は覆われたもの
・高さ 2m 以下の門又は塀</td><td>制限なし</td></tr>
<tr><td colspan="3">（エ）看板、広告塔、装飾塔その他これらに類する工作物で、建築物の屋上に設けるもの又は高さ 3m を超えるもの</td><td>主要部分を不燃材料で造り又は覆う。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">準防火地域</td><td colspan="2">（ア）地階を除く階数が、4 以上又は延べ面積が 1500m² を超える建築物</td><td rowspan="3">主要構造部が不燃材料で造られた卸売市場の上家、又は機械製作工場等は除く。</td><td>耐火建築物</td></tr>
<tr><td colspan="2">（イ）延べ面積が 500m² を超え 1500m² 以下の建築物</td><td>耐火建築物又は準耐火建築物</td></tr>
<tr><td colspan="2">（ウ）地階を除く階数が 3 である建築物</td><td>耐火建築物、準耐火建築物又は防災上必要な技術基準に適合する建築物</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（ア）、（イ）、（ウ）以外の木造建築</td><td colspan="3">外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分</td><td>防火構造</td></tr>
<tr><td colspan="3">高さ 2m を超える付属の門又は塀で延焼のおそれのある部分</td><td>不燃材料で造るか、覆う。</td></tr>
<tr><td colspan="5">防火地域、準防火地域内にある建築物に対するその他の制限
・屋根：防火地域又は準防火地域においては、建築物の屋根で耐火構造又は準耐火構造でないものは不燃材料で造り、又はふかなければならない。
・開口部：防火地域又は準防火地域にある建築物で、耐火建築物および準耐火建築物以外のものは、その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、政令で定める構造の防火戸その他の防火設備を設けなければならない。
・外壁：防火地域又は準防火地域にある建築物で、外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。</td></tr>
</table>

表 2-5-2　防火地域の指定状況

平成 22 年 4 月 1 日現在

種　類	面　積	区　域　名
防火地域	18　ha	商業地域（東初石 5 丁目、同 6 丁目、西初石 5 丁目、同 6 丁目、大字市野谷の各一部の区域）
準防火地域	61　ha	商業地域（防火地域以外の区域）及び近隣商業地域（加 1 丁目、同 6 丁目、西初石 2 丁目、同 3 丁目、大字東深井、松ヶ丘 2 丁目の各一部を除く。）

(2)　建築物の火災予防

建築物の新築・増改築に際しては、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく指導を行うとともに、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づく指導により、火災予防の徹底を図る。

ア　既存建築物に対する改善指導

百貨店・旅館等の不特定多数の人が集まる特殊建築物の防災性能を適正に維持保全するため、防災、避難施設等の防災査察を通じ指導するとともに、建築基準法第 12 条に基づく定期報告制度の活用により、建築物の安全性の確保と施設改善を指導する。

イ　建築同意制度の活用

消防法の規定による建築同意制度（建築物の新築、増築等について許可、認可又は確認する権限を有する行政庁等が、許可等をする前に所轄の消防長の同意を得る制度）を効果的に運用し、建築段階から火災予防の徹底を図る。

(3)　都市防災不燃化促進事業

大規模な災害等に伴い発生する火災から住民の生命・財産を守るため、避難地・避難路・延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化の促進を図る。

2　市街地の整備

木造家屋が密集している既成市街地及び道路等の公共施設が未整備のまま市街化が見込まれる地域等については、土地区画整理事業等の面的整備事業を推進し、建築物の不燃化や道路、公園、下水道及びライフライン等の都市基盤整備を行う等して、都市の防災化に努める。

また、つくばエクスプレス沿線の土地区画整理事業は、防災上安全で健全な市街地となるようする。

(1)　土地区画整理事業の推進

地方公共団体又は組合等の施行による土地区画整理事業により、道路、公園、公共下水道等の公共施設が一体的に整備された良好な市街地の整備拡大を進めるものとする。

《資料 75》

3　延焼遮断帯の整備

市内を「防災区画」に区分することで広域火災の発生を未然に防止する観点から、道路、公園、河川等の延焼遮断帯としての機能の強化・整備を進めるものとする。

(1)　幹線道路の整備

道路は、平常時には人や物資の運送を分担する交通施設であるが、災害時には避難、救援、救護及び消防活動の動脈となるとともに、火災の延焼を防止するオープンスペースとなる等多様な機能を有している。

道路の新設・拡張は、沿道建築物の延焼化を予防し、災害に強いまちづくりに寄与するところが大きい。このため、都市の構造、交通機能及び防災上の観点から総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の道路について、緊急性の高いものから整備を促進するものとする。

(2)　河川の整備

河川は、都市部の身近な水辺空間として人々に憩いの場を提供するばかりでなく、火災時には火災延焼防止のための延焼遮断帯や避難地・避難路等として貴重なオープンスペースとしての役割を担っている。

このため、堤防の安定性向上を図るとともに、緊急時に河川水を消火用水・生活用水として活用するために水辺へのアクセスを確保する河川整備を促進するものとする。

(3)　その他の大規模な公共施設

公共施設の多くは、災害時の避難場所・避難所や様々な救援及び復旧等の災害応急活動の拠点としての活用が図られるが、学校等の大規模な公共施設用地は、防災施設としての機能の維持向上のため緑化を推進し、防災空間の確保に努める。

4　オープンスペースの整備

公園や緑地等は、災害時における避難場所や火災の延焼を防止するオープンスペースとしての防災上の役割が非常に大きい。このため、公園、緑地等の地区ごとの計画的な配置と空き地の集積等を進め、火災の延焼防止と避難者の安全確保を図ることとする。

さらに、緑地の保全創出・農地の保全に努め、オープンスペースをできる限り多く確保する。

(1)　公園・緑地の整備

防災都市づくりの一環として計画的な都市公園の新設、既設公園の拡充及び再整備を推進するとともに、関係機関との連携を密にして、災害時の防災拠点空間として災害対応施設整備を推進するものとする。また、火災に強い樹木の植栽を行い、防災効果の高い公園の整備に努める。

さらに、公共・公益施設や民間事業所での緑化推進を図ることとする。

《資料 76》

(2)　緑地・農地の保全

現在残されている斜面緑地や市街地周辺の緑地を重点的に保全し、緑の都市空間の整備を推進するものとする。

また、その他生産空間として存在する農地については、貴重なオープンスペースとしての役割も果たしているので、保全を図るものとする。

第３　消防組織及び施設の整備充実

【消防総務課・消防防災課】

木造建築物の密集状況等、地域ごとの特性に配慮しながら、効率的な消防力の増強が図れるよう消防組織及び施設の強化策を推進する。

1　消防署の整備

最近における市街化の動向や地域の特性を踏まえ、各方面の火災に対し迅速な活動が図れるよう、消防署の適切な配置、施設・設備の近代化等を推進し、消防体制の強化を図る。

2　消防力の強化

木造建築物の密集状況等、地域ごとの特性に配慮しながら、効率的な消防力の増強が図れるよう消防組織及び施設の強化策を推進する。

(1)　消防組織の拡充強化

ア　常備消防の強化

市は、災害の態様に応じた消防計画を樹立し、これに基づく訓練の徹底に努め体制の確立を図るとともに、今後とも都市構造、災害態様の変化に応じた適正な消防力の強化を図っていく。

イ　消防団の強化

消防団は、災害時に常備消防を補完して消火活動を行うとともに平常時は住民や自主防災組織に対して出火防止、初期消火等の指導を行っていく。とりわけ、弾力的な運営、他組織との連携・協力、教育訓練における工夫、被用者による消防団活動等の促進などについて配慮していくことが必要である。

消防団員の確保のため市の留意すべき事項

（ア）　消防団に関する住民意識の高揚
（イ）　処遇の改善
（ウ）　消防団の施設・装備の改善
（エ）　女性消防団員の積極的確保、能力活用等

《資料 78・79》

(2)　消防署の整備

最近における市街化の動向や地域の特性を踏まえ、各方面の火災に対し迅速な活動が図れるよう、消防署の適切な配置、施設・設備の近代化等を推進し、消防体制の強化を図る。現在、南消防署建設事業（建替え）を実施中である。

(3)　消防施設等の整備充実

ア　消防設備

地域の危険性に応じた適切な消防活動が行えるよう、消防車両、消防機械器具等の充実を図る。

なお、消防力の充実強化を図るため、市が整備する消防関係施設・設備の整備に関する費用に対し、県が「消防防災施設強化事業補助金」の交付を行っている。

イ　消防水利

火災に備え、耐震性貯水槽の計画的配備を推進するほか、河川、池等の自然水利及びプール等の消防活動上有効な水利は、あらかじめ関係者と協議のうえ消防水利としての活用を図り、水利の多様化及び適正配置に努める。

《資料 80・81》

第 4　火災予防についての啓発

【予防課・消防署】

平常時から、災害に備えた適切な出火防止策が図られるよう、各家庭への指導や重要施設への立入検査、安全指導等の徹底に努める。

1　一般家庭に対する指導

春秋の火災予防運動期間中、市内の一般家庭を対象に防火診断を実施し、各戸の火災予防への取り組みについて指導する。

また、講習会や各種訓練等の機会を通じて、消火器の使用方法、初期消火の方法等について指導を行い、初期消火活動についての的確な知識の普及を図るとともに、防炎製品の活用を推進する。

2　防火管理者等の育成・指導

(1)　防火管理者

防火管理者については、毎年、防火管理者資格取得講習会を実施して資格者を養成し、所属事業所の消防計画を立てさせ、自主防災管理の徹底を図る。

防火管理者の業務は、次のとおりとする。

ア　初期消火、火災通報及び避難訓練の実施

イ　消防用設備等の点検整備

ウ　火気の使用及び取り扱いに関する監督

エ　避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理

オ　建物の収容人員の管理等

(2)　危険物施設関係者

消防本部は、危険物取扱者をはじめ危険物施設の関係者に対し、危険物保安技術協会と協力して、次の事項を実施する。

ア　火災予防運動期間中における予防運動の協力

イ　危険物安全週間中における危険物火災予防の実施

ウ　危険物取扱者の火災予防に対する講習会の実施

エ　火災予防運動週間等における施設及び消防用設備等の適切な維持管理の徹底

第５　特殊建築物の火災予防

【予防課・消防署】

学校、病院、工場、百貨店等の特殊建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による防火対象物の実施に応じた消防計画作成を履行させるとともに、消防計画に基づく事項を遵守させる。

また、各種事業所で組織する流山市防火安全協会を通じ、次のとおり防火思想を啓発し、あるいは消防用設備の維持管理等の重要性について周知する。

ア　自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施

イ　消火、通報、避難等の訓練の実施

ウ　消防用設備の適正な点検、整備の実施

エ　収容人員及び火気の使用又は取扱いに関する監督業務の実施

オ　従業員に対する防災教育の実施

第 6　危険物製造所等の火災予防

【予防課】

出火拡大の際には当該事業所のみならず周辺地域へも大きな被害を及ぼすおそれがある危険物製造所等に対しては、許可申請及び火災予防査察等の機会をとらえ、次により火災予防対策を実施させるとともに、関係事業所で組織する流山市防火安全協会を通じ危険物の安全管理を啓発する。

ア　位置、構造、設備を法令基準に適合させるほか、既存許可施設に対しては、許可内容通りに維持管理させる。

イ　危険物の貯蔵、取扱い及び運搬については、危険物取扱者をして基準通りに実施させる。

第 7　危険物等施設の安全対策

【予防課】

火災等の事故による死傷者を最小限に止めるためには、危険物等（石油類等、高圧ガス、火薬類、毒・劇物、放射性物資をいう。以下同じ。）の取扱施設の現況を把握し、消防法令等関係法令遵守の徹底を図る必要がある。

また、先端技術産業で使用される新たな危険物等の出現、流通形態等の変遷及び施設の大規模化・多様化等、新たな危険物に対する危険防止を図る必要もある。

そのため、各危険物等取扱事業所への災害に対するマニュアル（災害時に対する応急措置・連絡系統の確保等）の作成指導の徹底のほか、消防等関係機関の施設立入検査の徹底を図り、法令に基づく危険物施設の安全確保を推進するとともに、施設全体の安全性の向上を図る。

《資料 82》

第６節　雪害予防計画

本市は、温暖な気候であることから降雪量は少なく、雪害はほとんどないが、銚子地方気象台等の情報に基づき、雪害防止に努める。

第１　道路雪害防止対策

【道路管理課】

(1)　除雪目標

各道路種別に対する除雪目標は、次のとおりとする。

表 2-6-1　除雪目標

道路種別	除雪目標
一般国道	２車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。 全幅員除雪は早期に実施すること。
主要地方道	２車線幅員確保を原則とするが、状況によっては、１車線幅員で待避所を設ける。 全幅員除雪は早期に実施すること。
一般県道	１車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。
市道	１車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。
歩道部及び歩道橋	歩道は、通学路を優先とし、除雪に努めるものとする。 なお、除雪対象の積雪量は定めないが、歩行者に危険の内容処置するものとする。 歩道橋については、特に留意し、積雪のあった場合は、除雪に努める。

(2)　除雪作業

ア　関係業者や市民の協力を得て除雪を実施するものとする。

イ　融雪時の夜間凍結による「スリップ」防止については、通行制限の実施等必要な措置及び砂、散布剤等の諸資機材の準備等道路管理体制の整備を行っておくものとする。

第２　農作物等の雪害防止対策

【農政課・農業委員会事務局・とうかつ中央農業協同組合】

農作物が雪害を被る場合はいろいろあるが、これを分類すると、積雪の重さによるもの、積雪の沈降によるもの、積雪の移動によるもの、長期積雪によるもの、積雪の

崩壊によるものの五つに分けることができる。なお、このほかにも間接的には、雪解けによる洪水又は積雪による冷水の涵養によって生ずる冷水害等があげられる。

農作物の雪害予防については、市及び農業協同組合等を通じて適切な指導を行い、被害の軽減に努めるものとする。

1　事前対策

(1)　野菜

ア　ビニールハウスは、構造が簡単であるため強度が弱く、中でも連棟ハウスや年数を経過したものはさらに弱いので、丸太等で各部を十分補強し、倒壊の防止に努める。

イ　ビニールハウスは、積雪 20cm 以上になると倒壊の危険があるので、屋根の除雪に注意すると同時に、暖房器具の設置してあるものは、事故に留意して加温調節を行い、トンネル栽培についてもハウスと同様に除雪を行う。

(2)　果樹

ア　降雪荷重による枝折れ、裂傷及び倒伏を避けるために支柱を立てること。降雪中に竹竿等を利用して枝をゆさぶり、雪を落とすことが必要で、特に結果樹の除雪は大切である。

イ　降雪後の寒風害を防止するため、防風林、防風網の設置等の整備を行うこと。(防風対策の項参照)

また「寒冷紗」や「コモ」で樹を被覆する。ただし、被覆はかけ方によっては逆に荷重が加わって被害を大きくするので、樹の上部をトンガリ帽子状に被覆する。

また、幼木の被覆は1樹1束とする。

(3)　花き

ア　ハウス等の施設については、積雪荷重による被害を防ぐため、丸太等で各部を十分補強する。特に、パイプハウスは、屋根部が弱いので中柱を立て補強する。

イ　ハウス屋根の積雪は 20cm を超えると倒壊の危険があるので、除雪に努める。

ウ　ハウス内作物の保護は、暖房器具に注意し、停電等による中断や、たき過ぎに特に注意する。

エ　露地ものについては、支柱を立て、フラワーネット等を張って倒伏から守る。

第７節　防災施設・体制等の整備計画

第１款　通信基盤の整備

災害発生時には、国、県、市及び防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとることが、すべての対策の基本となる。被害内容や被災者に関する情報の収集と分析、対応策の伝達・指示、応援の要請等の応急対策の速やかな実施を図るためには、情報を円滑に流通させることが極めて重要である。

そのため、平常時から、ソフト・ハード両面で情報通信ネットワークの強化を図り、情報の収集・伝達を、人・組織の面でも機器設備の面でも支障なく実行できる体制を整備する。

なお、災害時には、通信施設の損壊や送電線の切断等の通信機能への被害が予想されるため、複数ルートによりバックアップされた情報通信システムを整備し、防災関係機関との連絡や市災害対策本部の災害情報の収集・伝達機能を確保するものとする。

第１　情報収集・伝達体制の整備

【防災危機管理課】

災害時には、警察や消防、自主防災組織の「防災リーダー」、さらに市職員を通じて市災害対策本部に情報を集約し、被害状況の早期把握を行う必要がある。

また、市災害対策本部からは、各防災関係機関への指示や応援要請を行うとともに、住民の生命・身体・財産を守り、的確な対応へと導くための情報を伝達しなければならない。

したがって、これらの情報収集・伝達が災害時にも有効に機能するよう、収集・伝達ルートの多重化や役割の明確化等に配慮して通信基盤及び体制を整備するものとする。特に、災害初期の混乱期に迅速な情報収集・伝達を行うために、あらかじめ情報関係の要員を指定・確保しておくものとする。

また、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）等の最近の災害では、被災地情報・安否情報の発信や確認において、インターネットやアマチュア無線の有効性も確認されている。したがって、これらの愛好家の協力も得て、情報収集・伝達体制の補強を図るものとする。

第 2　災害通信施設の整備

【防災危機管理課・消防防災課】

災害時における通信の基本は、防災行政無線等の無線通信であるが、災害時にとりかわされる多種多様な情報を扱うためには、様々なレベルの情報通信手段を活用したネットワークを形成する必要がある。

1　無線施設の現況

本市における災害時の情報収集又は情報連絡に使用する無線施設は、次のとおりである。

(1)　市災害対策本部（市役所）

ア　市防災行政無線

現在、市の防災行政無線としては、固定系と移動系の無線が整備されている。

表 2-7-1　流山市防災行政無線

平成 24 年 4 月現在

システム名		台数
基地局	無線機	1 台
	統制卓	1 台
	交換制御装置	1 台
	遠隔制御器	4 台
	非常用電源	1 台
移動局	車載型無線機	11 台
	可搬型無線機	15 台
	携帯型無線機	3 台
固定局	固定系子局	72 台

イ　MCA 無線

市と避難所、病院、警察、公共交通機関等との通信手段の確保のため、双方向情報通信装置（MCA 無線）の配備を進める。

《資料 26～32、様式 27～34》

(2)　流山市消防本部消防防災課指令係

消防本部及び各消防署間には、次の無線通信網が整備されている。

ア　消防無線

表 2-7-2　消防無線

平成 24 年 4 月

基　地　局	2 局
移　動　局	23 局
携　帯　局	21 局
受　令　局	24 局

(3)　流山市水道局工務課

水道局には、次の無線通信網がある。

ア　上下水道事業用無線

表 2-7-3　上下水道事業用無線

平成 24 年 3 月 31 日

基　地　局	1 局
移　動　局	11 局
携　帯　局	2 局

2　有線の整備

(1)　有線の通信施設

ア　防災関係機関の電話及び FAX

イ　民間協定団体の電話及び FAX

ウ　消防電話

(2)　災害時優先電話

災害時に一般電話が異常輻輳し通話が不能であっても優先的に通話が確保される「災害時優先電話」が、東日本電信電話(株)（NTT 東日本）により市役所、消防、病院のほか市関係施設に設置されている。また、KDDI(株)（au）により、市民生活部長及び防災危機管理課長が保有する携帯電話について、「災害時優先電話」の指定を受けているので、災害時の通信・連絡に有効的な活用ができるよう関係部課は、「災害時優先電話」の所在（設置箇所）を普段から認識しておく必要がある。

3　情報通信設備の整備

市は、災害時の通信手段の確保のため、多様な情報通信施設及び通信網の整備を図るものとする。

(1)　防災行政無線の整備

広く市民に必要な情報を速やかに伝達するための固定系無線局は、平成21年度に親機（操作卓）を更新したが、引き続き、屋外子局の更新整備を進め、施設の機能維持に努める。

また、今後、固定系子局について、福祉施設、学校、公民館等の施設、次いで、要介護者、高齢者世帯等から優先的に、戸別受信機の導入に努めるとともに、双方向通信やデータ通信も可能なデジタル防災無線への移行について検討を進めるものとする。

(2)　消防無線の整備

消防救急無線は、電波法関係審査基準において、現行のアナログ方式から、平成28年5月末日までにデジタル方式に移行しなければならないこととされていることから、平成25年4月の運用開始に向けて、県域を1ブロックとした消防救急デジタル無線網の整備に取り組んでいる。

(3)　MCA無線、PHS、トランシーバー等の拡充

市は、現場において円滑に応急活動を実施するため、MCA無線、PHS、トランシーバー等の拡充に努める。

(4)　インターネットを利用した伝達手段

緊急時に、市民へ正確な情報を入手できるよう、携帯電話やパソコンに電子メールを送る流山市安心メールを導入した。災害時の避難情報や、ひったくり・空き巣などの犯罪発生情報等を配信し活用している。その他、ツイッター、エリアメール（NTT docomo）や緊急速報メール（au、SoftBank）を利用して災害情報等を発信している。

(5)　新たな情報伝達手段の整備

近年の急速に発展している情報通信技術を取り入れ、音声、文字、映像等多様な通信手段により容易な状況把握が可能となるよう検討する。

(6)　情報通信設備の耐震化

情報通信設備の整備を十分に行い、災害時の機能確保に留意するものとする。

ア　バックアップ化

通信回線の多ルート化、制御装置の二重化等に努め、中枢機器や通信回線が被災した場合でも通信が確保できるようにする。

イ　非常用電源の確保

災害時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置及び発動発電機等の整備に努める。

《資料26～28》

第３　県の災害通信施設

【防災危機管理課・県】

１　県防災行政無線（衛星系・地上系・移動系）

県防災行政無線は、防災情報の受伝達を行うための根幹となる通信手段であることから、災害発生時においても安定した運用が確保できるよう地上系と衛星系で二重化した通信回線を整備している。

また、ネットワークの安全性や整備・運用の経済性等を勘案し、地上系は電気通信事業者の光回線とし、衛星系は第２世代地域衛星通信ネットワークを利用する。（災害通信連絡系統図参照）

ネットワークの主な機能等は次のとおりである。

ア　個別通信機能

イ　一斉通報機能

ウ　映像伝送機能

エ　高所カメラシステム

オ　IP データ伝送機能

カ　テレビ会議システム

キ　移動系通信システム

ク　ネットワーク監視システム

(1)　地上系

県庁、地域振興事務所、市町村及び消防本部等の間を光ファイバー回線で、また、県庁、地域振興事務所、土木事務所、気象台の間を多重マイクロ回線で結んでいる。

(2)　衛星系

県庁、県民センター（事務所）等の県出先機関、市町村、消防本部、自衛隊、病院及びライフライン機関等防災機関の間を衛星系通信回線で結んでいる。また、回線設定が容易で県内外から通信が可能な衛星通信車を整備し、災害現場の映像伝送や被災市町村の応急通信回線として多用な活用を図っている。

(3)　移動系

全県を通信エリアとする全県移動系無線及び中継回線としての地上系無線を整備し、運用している。全県移動系無線は、災害時に県庁等と被災地との通信手段として被害状況等を把握する上で重要な回線である。

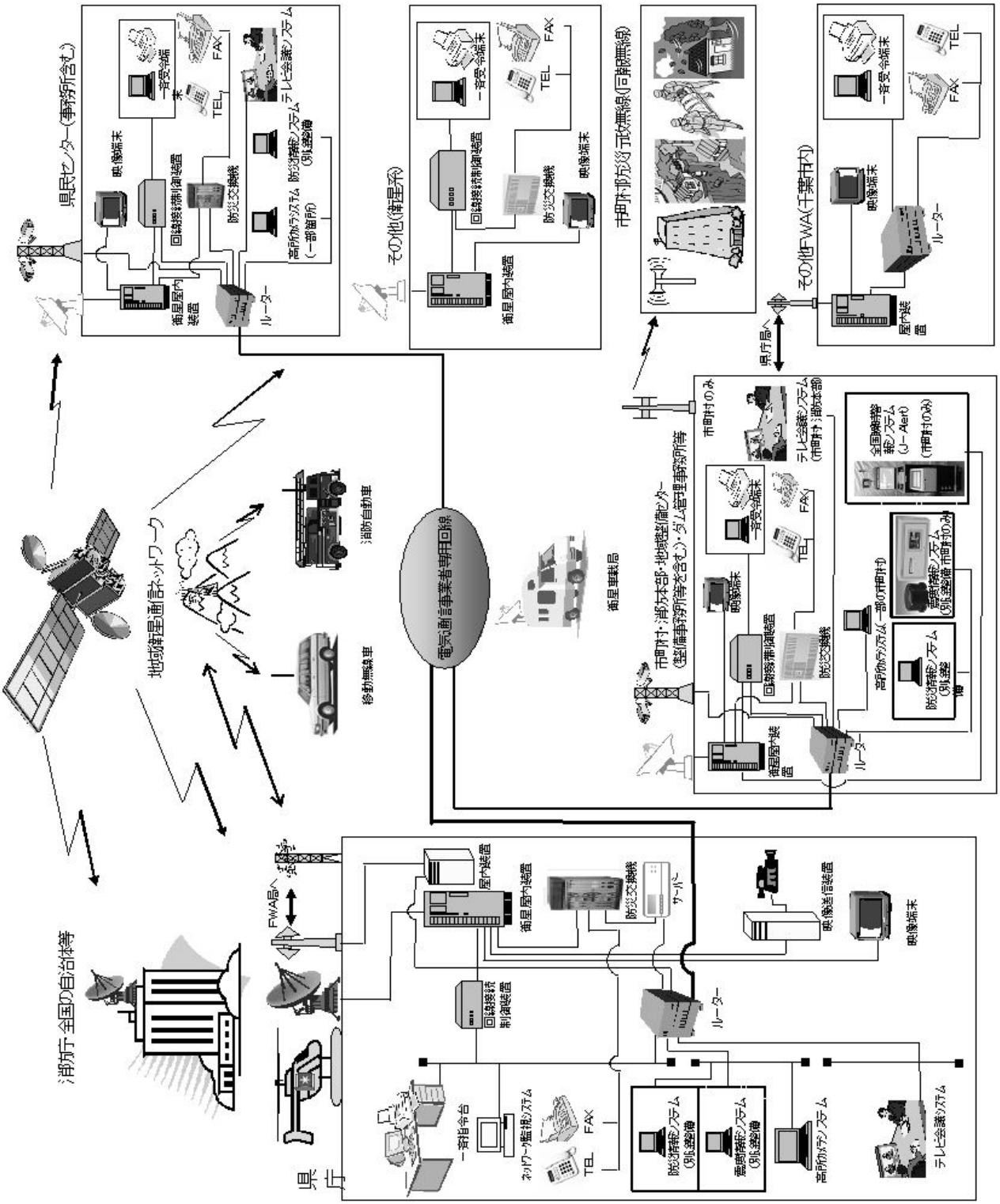

図 2-7-1　災害通信連絡系統図

2　千葉県防災情報システム

県は、災害時における県庁と県出先機関、市町村等の間での、被害情報、措置情報の収集、処理の迅速化、共有化を図るとともに、気象情報等の防災に関する各種情報を関係機関や県民に提供して、的確な防災対策に資するシステムを運用している。

被害情報、気象情報のほか、災害対策調整（地図情報、物資管理情報）、映像情報、県民との情報、職員参集等の機能を持つ。

(1)　システムの特徴

ア　県民との防災情報の共有化

県民へのインターネットによる避難勧告、被害情報、気象情報、ライフライン情報等の提供が行われている。希望者にはメール配信も行われている。

イ　防災情報の迅速かつ的確な収集・伝達・処理

システム機能の充実・強化と通信回線(光化)の高速・大容量化されている。

ウ　情報通信技術(ICT)を活用した災害に強いシステム

各サーバの二重化に加え、県防災行政無線回線をバックアップ回線として利用されている。

(2)　整備概要

ア　県庁内にシステムサーバ群を設置し、県出先機関、市町村、消防本部等 130 機関の端末装置の間を電気通信事業者の光回線で結び、

・ 被害情報、指示情報の収集及び集計
・ 気象情報、地震情報、津波情報等の伝達
・ 物資管理等の防災関連情報のデータベース化

等を行うためのシステムが整備されている。

イ　県民に防災情報を提供するため、システム内に情報を集約した「防災ポータルサイト」が設置されている。

〈ポータルサイト URL〉

http://www.bousai.pref.chiba.lg.jp/portal/index.html（PC 版）

http://www.bousai.pref.chiba.lg.jp/portal/mobile/index.jsp（携帯電話版）

ウ　県災害対策本部審議を情報面で支援するため、被害情報、災害現地の映像等を提供する大型表示装置に更新されている。

(3)　システムの機能

ア　被害情報処理機能

市で把握した被害情報等をシステム端末により登録し、県庁のサーバでデータベース化した後、災害対策本部や端末装置設置期間等に情報提供する。

イ　実況監視処理機能

気象情報提供会社から配信を受けた気象情報や県土整備部が整備した水防テレメータシステムで収集した雨量・水位情報を情報端末装置等から検索し、気象情報等の実況監視を行う。また、緊急を有する情報については、ポップアップ（警告音、回転灯）により通知を行う。

ウ　災害対策調整機能

災害危険箇所・区域、避難所、備蓄物資、災害履歴等の情報を一元管理し、端末装置等から必要な情報を検索する。

（a）地図情報

電子化された基本地図上に災害危険箇所・区域、避難場所及び公共施設等の各種防災情報や被害情報等を表示する。

（b）物資管理情報

県及び市町村で管理する防災用資機材、非常用食糧、医薬品、生活必需品等の備蓄物資情報を管理する。

エ　映像情報処理機能

県警や消防局等のヘリテレ映像や県等が設置する高所カメラによる映像等を蓄積及び配信する。

また、GPS・カメラ付携帯電話を用いて災害現場等からの画像情報を収集し、地図上に表示を行う。

オ　県民との情報共有機能

防災ポータルサイトを通じて気象情報、被害情報等を提供する。

また、希望者あて、防災メールを配信し、防災に関する各種情報を提供する。

カ　職員参集機能

気象情報の種類や規模等に応じて携帯電話のメール機能を活用し、関係職員の自動参集を行う。

キ　その他の付加機能

システム専用パソコンには、関係機関間の連絡用ツールとして次の機能を付加している。

- eメール
- ビデオチャット
- インスタントメッセンジャー

第４　警察における災害通信網の整備

【防災危機管理課・流山警察署】

災害の発生に備え又は災害発生時において、災害救助・災害復旧時等に際し警察活動の能率化のため、警察が設置した警察専用通信設備がある。

市長は、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定により、警察通信施設を使用できる。

《資料 34》

第５　東日本電信電話(株)東葛営業支店における災害通信施設等の整備

【東日本電信電話(株)東葛営業支店】

東日本電信電話(株)東葛営業支店は、市内の防災関係機関等の通信確保のため、移動電源車、可搬型無線車及び衛星車載車等の確保に努める。

第６　(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店における災害通信施設等の整備

【(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店】

(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店においては、県内の防災関係機関等の通信確保のため、可搬型無線基地局装置及び移動電源車を整備している。

また、千葉支店災害対策実施要綱を制定しており、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒態勢及び非常災害時の措置を定めている。

第７　KDDI(株)における災害通信施設等の整備

【KDDI(株)】

KDDI㈱では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう通信設備に分散化、伝送路の多ルート化等を進め、通信局舎及び通信設備の防災設計を行っている。また、主要設備については、予備電源を設置している。

第８　非常通信体制の整備

【防災危機管理課】

市は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信

体制の整備拡充に努める。

1　非常通信訓練の実施

災害時における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時より非常通信の伝送訓練等を行い通信方法の習熟と通信体制の整備充実に努める。

2　非常通信の普及、啓発

防災関係機関に対し、災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について普及啓発を行う。

第 9　アマチュア無線の活用

【防災危機管理課】

市は、災害発生時におけるアマチュア無線ボランティア活動を支援するため、あらかじめアマチュア無線ボランティアの担当窓口を定めておくものとする。

第２款　防災施設の整備

第１　防災拠点等の整備

【防災危機管理課】

市は、自主防災組織の育成を図り、住民の生命、財産を保護する上で重要な役割を占める防災拠点施設等を整備する。

施設としては、平常時、住民や自主防災組織のリーダー等を対象とした地震や防災に対する知識・体験を深めるための啓発・教育施設等と災害時の資機材、物資等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、通信施設等で構成されるものとする。

市は、備蓄拠点を設ける等の体制の整備に努め、生活の維持に必要な飲料水の供給についても施設の整備を進める。また、防災倉庫については日本赤十字社の協力を得て整備する。

第２　防災用備蓄の推進

【防災危機管理課・商工課・農政課・健康増進課・社会福祉課・消防署・水道局工務課・県水道局・日本赤十字社】

市は、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要となる、飲料水、食糧、生活必需品等の物資について、多様なニーズを満たすことが出来るよう、適切な備蓄及び調達・輸送体制を整備する。

また、備蓄を行うに当たって、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量を備蓄するほか、備蓄物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置等を勘案した分散備蓄にも配慮する。

さらに、千葉県防災情報システムの中の「物資管理情報システム」により、市、県、防災関係機関間において備蓄情報の共有化を図るものとする。

１　飲料水の確保

住民の生活維持に必要不可欠な飲料水については、次の対策を推進する。

(1)　供給目標

市は、災害により飲料水を得られない者に対し、1日1人当たり3リットルの飲料水の供給を最小限度として行う。また、市における備蓄、災害時に流通在庫の活用、他市町村の協力、自助による備蓄等により、災害の経過に対応できる供給体制の整備に努める。

(2)　飲料水の確保

ア　給水拠点の整備

災害時には、停電等による水道機能の一時停止も懸念されることから、浄水場の配水池を有効活用して必要な飲料水の確保に努める。

表 2-7-4　配水池一覧表

平成24年4月現在

名　　称	所　在　地	自家発電の状況 燃料の種類貯蔵量	災害時貯水量
おおたかの森浄水場	流山市西初石 5丁目57番地	A重油 10,000㍑	1,050m³
西平井浄水場	流山市西平井 1490番地	A重油 3,000㍑	2,550m³
江戸川台浄水場※	流山市江戸川台 東1丁目255番地	軽油 490㍑	3,400m³
東部浄水場	流山市名都借 395番地	軽油 200㍑	810m³

※平成25年度からは、A重油1,900㍑となる。

イ　拠点給水所の整備

学校や福祉施設等の避難所を拠点給水所とし、応急給水を行う。

ウ　災害用井戸

避難場所及び避難所となる学校施設に、災害用井戸を順次整備する。

また、地域住民に対し、災害時に生活用水として使用することを目的に、井戸の登録を募集する。なお、現在、27件の登録がある。

表 2-7-5　災害用井戸の設置状況

平成 24 年 4 月現在

設置場所	所在地	設置年度
八木北小学校	流山市美田 208	－
流山北小学校	流山市加 1-795-1	平成 8 年度
東小学校	流山市名都借 856	
江戸川台小学校	流山市江戸川台東 3-11	平成 9 年度
鰭ヶ崎小学校	流山市鰭ヶ崎 7-1	
西初石中学校	流山市西初石 4-455-1	平成 10 年度
向小金小学校	流山市向小金 3-149-1	
新川小学校	流山市中野久木 339	平成 11 年度
南流山小学校	流山市木 487	
流山小学校	流山市流山 4-359	平成 12 年度
八木南小学校	流山市芝崎 92	
西深井小学校	流山市西深井 67-1	平成 13 年度
東深井小学校	流山市東深井 879-2	
西初石小学校	流山市西初石 4-347	平成 14 年度
東部中学校	流山市名都借 865	平成 16 年度
南流山中学校	流山市流山 2539-1	
北部中学校	流山市中野久木 577	平成 17 年度
常盤松中学校	流山市東初石 3-134	平成 18 年度
八木中学校	流山市古間木 210-2	
長崎小学校	流山市野々下 2-10-1	平成 19 年度
南部中学校	流山市加 3-600-1	
東深井中学校	流山市東深井 47	平成 20 年度
小山小学校	流山市十太夫 97-1	
南流山センター	流山市南流山 3-3-1	平成 21 年度
初石公民館	流山市西初石 4 丁目 381 番地の 2	平成 22 年度
北部公民館	流山市美原 1 丁目 158 番地の 2	平成 23 年度
東谷地区市有地防災広場	流山市大字流山 965 番地の 1	

(3)　応急給水資機材の備蓄並びに調達体制の整備

市は、水害等により水道施設が損壊し、供給が不能となった場合、速やかに応急給水活動が行えるよう、次の応急給水資機材の備蓄・更新並びに調達体制の整備を行い、給水用資機材及び給水車等の保有状況及び給水能力を常に把握しておく。

ア　給水タンク車

イ　連続自動飲料水袋詰機

ウ　給水タンク

エ　浄水器

オ　ポリ容器

カ　ポリ袋等

2　食糧・生活必需品の確保

食糧及び生活必需品については、備蓄及び供給体制の整備に努める。

(1)　備蓄・調達計画の推進

食糧及び生活必需品については、次の事項を重視し、備蓄・調達計画を作成し、その推進を図り、備蓄・調達目標の達成に努める。

ア　効率的かつ適切な備蓄・調達

市は、被災時に必要となる食糧（ペットボトル水を含む)、生活必需品、燃料等の内容、数量を把握して、現物備蓄、流通備蓄、他市町村との協力、自助による備蓄を組み合わせた効率的かつ適切な備蓄・調達を行う。

イ　現物備蓄の推進

備蓄・調達計画に基づき、現物備蓄が必要とされるアルファ米、クラッカー、毛布、ライト、簡易トイレ等の備蓄については順次備蓄を実施するとともに、品質管理、補充体制を考慮し、避難場所に優先的に備蓄倉庫を整備する。

ウ　災害時要援護者や女性への配慮

食糧・生活必需品の備蓄に際して、災害時要援護者や女性に配慮するとともに、季節性にも配慮した品目を整備する。

表 2-4-6　災害時要援護者や女性に配慮した品目

対　象	品　目
災害時要援護者	小児用オムツ、大人用オムツ、粉ミルク、離乳食、おかゆ、アレルギー除去食、車椅子用トイレ、段ボールベッド等
女性	授乳室用間仕切り、更衣用テント、生理用品、化粧品（化粧水、クレンジング等）等

エ　プライバシーへの配慮

プライバシーに配慮するため、間仕切り等の品目を整備する。

《資料 88》

表 2-4-7　防災倉庫設置状況

平成 24 年 4 月現在

名　　称	設　置　場　所	床面積	構　造	設置年度
南消防署防災備蓄倉庫	流山市南流山 3 丁目 9-6	13.8 m^2	耐火造	平成 3 年度
東消防署防災備蓄倉庫	流山市前ヶ崎 449-1	13.8 m^2	耐火造	平成 4 年度
北消防署防災備蓄倉庫	流山市美原 2 丁目 139-1	13.8 m^2	耐火造	平成 5 年度
総合運動公園防災備蓄倉庫	流山市野々下 1 丁目 29-4	14.4 m^2	アルミ製	平成 8 年度

名　　称	設　置　場　所	床面積	構　造	設置年度
八木北小学校防災備蓄倉庫	流山市美田 208	56.0 m²	耐火造	平成 10 年度
西初石中学校防災備蓄倉庫	流山市西初石４丁目 455-1	63.8 m²	耐火造	平成 14 年度
東部中学校防災備蓄倉庫	流山市名都借 865	64.8 m²	耐火造	平成 15 年度
新川小学校防災備蓄倉庫	流山市中野久木 339	56.0 m²	耐火造	平成 16 年度
江戸川台小学校防災備蓄倉庫	流山市江戸川台東３丁目 11	55.4 m²	耐火造	平成 16 年度
八木中学校（古間木収蔵庫）防災備蓄倉庫	流山市古間木 213-1	56.8 m²	木　造	平成 17 年度
八木南小学校防災備蓄倉庫	流山市芝崎 92	62.1 m²	耐火造	平成 18 年度
長崎小学校防災備蓄倉庫	流山市野々下 2-10-1	12.7 m²	耐火造	平成 19 年度
東深井中学校防災備蓄倉庫	流山市東深井 47	63.8 m²	耐火造	平成 19 年度
東深井小学校防災備蓄倉庫	流山市東深井 879-2	15.8 m²	耐火造	平成 20 年度
南流山中学校防災備蓄倉庫	流山市流山 2539-1	33.8 m²	耐火造	平成 20 年度
小山小学校防災備蓄倉庫	流山十太夫 97-1	46.6 m²	耐火造	平成 21 年度
向小金小学校防災備蓄倉庫	流山市向小金 3-149-1	20.7 m²	鉄骨造	平成 21 年度
西深井小学校防災備蓄倉庫	流山市西深井 67-1	32.9 m²	耐火造	平成 22 年度
文化会館前防災備蓄倉庫	流山市加１-16-2	14.4 m²	アルミ合金	平成 22 年度
東谷地区市有地防災広場防災備蓄倉庫	流山市大字流山 965-1	14.4 m²	アルミ合金	平成 23 年度
木の図書館防災備蓄倉庫	流山市名都借 313-1	14.4 m²	耐火造	平成 23 年度

ウ　流通備蓄体制の整備

流通業者や卸売業者等からの物資調達については、在庫等の活用が可能であり、また、物資の性格上流通備蓄が望ましい物資等については、業者との協定を締結する等、その調達体制の充実に努める。

エ　応援協力体制の整備

市は、他市町村や民間業者等との間に、救援物資の調達や物資輸送についての協力体制を整備する。

《資料 42～46・58・70》

(2)　物資の受入れ

市は、調達した食糧・生活必需品を一時的に集積する災害時物資集積場所（ターミナル）をあらかじめ定めておく。

ただし、住民への速やかな支給が必要とされる物資については、直接避難場所で受入れることができるものとする。

さらに、災害時における物資の支給・受入れ体制を明確にし、住民、市職員及びボランティア等が協力して作業を行えるようにしておく。

3　住民等への備蓄の啓発

市は、公共備蓄の物資が被災者に迅速に供給できない場合を想定し、各家庭で 3 日分を目途に水・食糧・携帯トイレ・トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を準備するほか、各職場においても備蓄の充実に努めるよう防災関連行事やパンフレット、広報誌等により備蓄の啓発を行うものとする。

4　防災用資機材等の備蓄

災害時における救出・救助活動等の迅速かつ適切な活動を確保するため、必要な資機材について備蓄を図る。

5　医療救護資機材、医薬品の備蓄及び調達体制の整備

(1)　常用備蓄の整備

緊急医薬品等については、「災害拠点病院」において、平常時の病院業務の中で可能な限り必要備蓄量を管理・確保する形態での常用備蓄を行う。

《資料 89》

(2)　流通備蓄の整備

緊急用医薬品については、市薬剤師会又は卸売業者等の協力を得て、平常時の薬局等業務の中で医薬品等の在庫量を情報管理・確保する形態で流通備蓄を行う。

ア　「流通備蓄主体」の役割（平常時）

（ア）　「流通備蓄」による災害医薬品等の管理・確保に努めるものとする。

（イ）　県の「救急医療情報システム」へ物品管理状況の情報提供を行うものとする。

(3)　ベッド等の医療資機材の備蓄

緊急に必要となる応急ベッド等の医療資機材については、災害拠点病院及び二次医療圏ごとに一定数を備蓄するものとし、災害発生時には災害規模に応じて、救護所、災害拠点病院又は災害協力医療機関に供給するものとする。

(4)　後方供給体制

災害発生後に県外から支援供給される医療品等（以下「支援医薬品等」という。）の受け入れは県が行い、県から支援医薬品等を受領する。

また、市薬剤師会の協力を得て、支援医薬品等の仕分け等に携わる要員及び搬送車両の確保に努める。

(5)　血液製剤の供給体制

輸血用血液製剤を常時保有する医療機関は、献血者登録制度の充実を図り、災害時の輸血用血液製剤の確保に努めるとともに、血液検査体制の充実に努める。

第３　水防用資機材の点検・整備

【河川課】

市は、洪水、溢水等の緊急事態に対処するため、水防用資機材を整備する。水防用資機材は、堤防損壊、浸水対策をはじめ、道路復旧、崖崩れ等にも対応できるよう整備に努める。また、毎年台風期前に点検整備し、不足の場合は補足配備する。

表 2-4-8　水防倉庫

対象河川	名称	設置場所	管理団体
江戸川	流山市水防倉庫	流山市大字西深井 1471 番地	流山市

第４　河川への消火用水確保施設の整備

【消防防災課】

都市における河川空間は火災の延焼遮断帯としての防災機能のほか、消火用水や災害時の緊急的な生活用水の供給源としての防災機能を併せ持っている。

市は、消火用水の確保、施設の整備が必要な河川等の調査を実施する。

第５　災害対策本部組織体制の拡充

【防災危機管理課】

１　防災拠点等の機能確保

市は、市庁舎や市消防本部庁舎等の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努めるとともに、保有する施設、設備について自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等にも努める。

また、新しく体育館等の防災拠点を新設する場合は、避難所機能だけでなく、医療・防疫活動が行えるような施設となるよう、設備を備える。

さらに、市は、物資の供給が困難な場合を想定し、食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた通信設備の整備を図るものとする。

また、災害時等にライフラインが断絶した場合に備え、防災拠点等において必要な電力の供給や飲料水の提供等が行える物資等供給拠点としての整備について検討する。

２　キャビネット等の転倒防止対策

災害発生時において、庁舎内にいる職員及び来庁者等の安全確保、並びに執務環境の確保のため、庁舎内のキャビネット等の転倒防止対策の徹底を図るものとする。

第３款　広域応援協力体制の整備

市域が大規模災害に見舞われた場合には、市だけですべての対策を実施することは困難であり、また近隣の市町村も同時に大きな被害を受ける可能性もあるため、広域的な地方自治体間の相互応援体制を確立しておくことが必要である。

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市は応援協定の締結等により、他の地方自治体等との相互の連携を強化して、防災組織に万全を図る必要がある。

第１　市町村間の相互応援

【防災危機管理課・消防防災課】

１　協定の締結

市は、市域に係る災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第 67 条の規定に基づき、近隣の市町村に加えて、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との応援協定の締結を推進するとともに、既に締結されている協定については、より具体的、実践的なものとするよう常に見直しを図っていくものとする。

なお、消防関係については、消防組織法第 39 条の規定に基づき、県下の消防間において「千葉県広域消防相互応援協定」を締結しているため、市では、相互の連絡調整を密にし、各種災害に対応するものとする。

《資料 33・36・37・48～53・62・63・68》

２　応援要請体制の整備

市は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行われるよう、担当者名簿の交換、応援要請手続、情報伝達方法、活動拠点、受入れのための設備の整備等についてのマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図るものとする。

また、平常時から協定を締結している他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

3　応援受入体制の整備

市は、応援要請後、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡系統、活動拠点、受入れのための設備の整備等の明確化及び受入マニュアル等を整備するとともに、職員への周知徹底を図るものとする。

また、平常時から協定を締結している他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

第 2　国、県の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん

【防災危機管理課・消防防災課】

市は、災害時の国、県の機関に対する職員派遣の要請及びあっせんが迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図るものとする。

第 3　公共的団体との協力体制の確立

【防災危機管理課】

市は、区域内又は所掌事務に関係する公共的団体に対して、災害時において応急対策に関し積極的な協力が得られるよう、協力体制を整えておくものとする。

このため市は、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図るものとする。

《資料 38・57・59》

第 4　民間団体との協定締結の推進

【防災危機管理課】

災害時に応急対策活動について迅速かつ的確に対応するため、水・食糧、毛布・サバイバルブランケット・マットレス・布団、間仕切り、簡易トイレ、発電機、照明器具、燃料等の製造、流通業者に対し、それらの提供に関する応援協定の締結に努める。

また、市内のショッピングセンター等に対して、帰宅困難者等の一時収容に関する協定の締結に努める。

第５　他市町村の災害時における応援活動のための体制整備

【防災危機管理課】

市は、被災市町村から応援要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられかつ日常業務に支障をきたさないよう、支援対策本部、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両及び作業手順等についてマニュアルを整備しておくものとする。

その際職員は、派遣先の被災地において被災市町村から援助を受けることのないよう、食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで、応援側で賄うことができる自己完結型の体制がとれるようにしておくものとする。

また、日常から研修及び訓練を実施しておくものとする。

第 8 節　避難対策

災害が発生した場合に、住民が安全に避難できるよう、避難場所の確保や避難誘導体制の整備を推進し、避難施設の確保・整備に努める。

第 1　避難施設等の整備

【防災危機管理課・コミュニティ課・市民課・介護支援課・高齢者生きがい推進課・障害者支援課・子ども家庭課・保育課・学校教育課、教育総務課】

災害が発生した場合に、住民が安全に避難できるよう、避難場所の確保や避難誘導体制の整備を推進し、避難施設の確保・整備に努める。

1　避難場所及び避難所等の確保

発災後、危険を逃れるために避難する住民を受け入れる場所を確保するとともに、住居を喪失する等引き続き救助を必要とする者に対しては、収容保護を目的として施設を提供することが必要である。

このため、避難場所及び避難所等の施設の指定及び整備を積極的に行う。

なお、新東谷地区に整備された防災広場は、防災倉庫、災害用井戸、かまどベンチ、マンホールトイレ等を設置されていることから、救援部隊等の活動拠点、ヘリコプターの臨時離着陸場、防災訓練の実施等積極的に活用を図る。

平成 27 年 4 月開校予定の（仮称）新市街地地区小中学校併設校についても、上記と同様の防災広場として整備に努める。

また、平成 27 年度オープン予定の新体育館については、防災備蓄倉庫、電気・ガス 2 系統による空調、非常用発電機、雨水を利用した多目的トイレ等の設備を整備するとともに、1700 人×3 日分の飲料水等を備蓄する。確保等の防災関係施設の整備を行う。

さらに、江戸川の堤防が決壊又は氾濫した場合、浸水想定区域内の住民等が一時的に避難できるよう、浸水想定区域内の小・中学校の屋上への避難も視野に入れた対策を行うとともに、マンション等との協定締結を検討する。

2　避難場所、避難所及び広域避難場所の指定

市は、居住場所を確保できなくなった者に対して収容保護を目的とした安全な場所を考慮し、避難場所、避難所及び広域避難場所を指定する。避難所の整備については

「災害時における避難所運営の手引き（千葉県、平成 21 年 10 月）」と次の点に留意する。

(1)　避難場所の指定

災害発生直後の緊急時における避難場所として、概ね 2,500m^{2}以上の面積を有する都市公園、緑地及びグラウンドのある小・中学校等を指定する。

空き地や田畑の多い市街地周辺部及び農村部で、避難場所までの距離が遠くなる地域については、神社、公園、緑地等を一時避難場所として利用し、これを経由して避難場所へ避難する。

避難場所指定の目安を以下に示す。

・ある程度のオープンスペースが確保されていること。
・耐災害性に優れていること。
・なるべく避難所を兼ねられる施設があること。
・情報の伝達上の便利が得やすいこと。
・なるべく四方に出入口が常時確保されていること。
・なるべく公共施設であること。

(2)　避難所の指定

災害による建物の倒壊、焼失等で住居を失った者を収容し保護するための仮宿泊施設として、小・中学校、高等学校、大学、福祉会館、保育所、公民館等の公共施設を避難所に指定する。避難所施設指定の目安を以下に示す。

・避難所の開設が予定される施設の耐震性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をであること。
・被災者の現在地の最寄り場所に設置できるよう市内全域に確保すること。
・避難所に指定した建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めること。
・避難場所における救護所、通信機器等の施設・設備が整備できること。
・避難場所に避難生活に必要な物資等が備蓄できること。
・避難生活の長期化、高齢者・障害者等の災害時要援護者に対応するため、特別の避難施設（福祉避難所）の整備に努め、簡易ベッド、簡易便所等の整備及び避難時の介助員の配置等についても検討する。
・間切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努めるとともに、女性への配慮、ペット対策などについても適切に対応するように努める。
・公民館については、エアコンや和室、小部屋等の設備・施設が設置されているため、災害時要援護者を優先的に受け入れる体制を整備する。

(3)　広域避難場所の指定

避難場所が災害により危険な状態にある場合には、最終的に避難する場所として広域避難場所を指定する。

広域避難場所指定の目安を以下に示す。

・相当程度のオープンスペースが確保されていること。

・火災による輻射熱から避難者の生命を保護するために必要な距離が考慮されていること。

・情報の伝達上の便利が得やすいこと。

・敷地内に建物がないことが望ましいが、ある場合は原則として、耐火建造物であること。

・なるべく四方に出入口が常時確保されていること。

・オープンスペースは、なるべく公共施設であること。

《資料 83》

3　避難場所及び避難所の備蓄物資及び設備の整備

市は、避難場所及び避難所に必要な食糧及び資機材等をあらかじめ整備し、又は災害時に直ちに供給できるよう準備に努める。

なお、必要と思われる備蓄品の主なものは、次に示すとおり。

ア　食糧、飲料水等

イ　生活必需品（毛布、簡易トイレを含む。）

ウ　ラジオ

エ　通信機材

オ　放送設備

カ　照明設備(非常用発電機を含む。)

キ　炊き出しに必要な資機材及び燃料

ク　給水用資機材

ケ　救護所及び医療資機材（常備薬を含む。）

コ　物資の集積所

サ　仮設のプレハブ又はテント

シ　工具類

ス　避難者情報作成用具類

また、設備については、備蓄物資を保管する備蓄倉庫、応急給水が行える前までの間、水を確保するための防災井戸又は耐震性貯水槽の整備を行うとともに、必要とする規模の非常用発電機等の整備に努める。

4　ヘリコプターの臨時離着陸場等の確保

避難所における緊急時のヘリコプター離着陸場については、特に、避難住民の安全性等を考慮し、避難場所と緊急離着陸場の区別等所要の措置を講じるものとする。

また、市内の民間ヘリポート施設と災害協定締結等の連携強化を図る。

第２　避難誘導体制の整備

【防災危機管理課】

1　避難計画の作成

市及び防火管理者は、平常時から安全な避難場所、災害危険箇所等の所在を住民に周知徹底を図るものとする。自主防災組織（自治会）は、災害時に安全かつ迅速に避難誘導が行えるよう、地域別に避難場所、避難路、避難指示等の伝達体制、避難誘導体制等を示した避難計画を作成して、地域住民の避難の安全・迅速・円滑化を図る。また、市は、避難計画の作成に際し、支援・助言等を行う。

なお、高齢者、障害者、外国人、子供及び乳幼児等の災害時要援護者を適切に誘導するための体制整備に、特に留意する必要がある。

なお、高齢者、障害者、外国人、子供及び乳幼児等の災害時要援護者を適切に誘導するための体制整備に、特に留意する必要がある。

2　安否確認方法の検討

住民の安否確認については、各避難所において、自主防災組織（自治会）、民生委員・児童委員、災害時要援護者支援団体等で行うものとする。

3　避難誘導体制の整備

市は、避難場所に安全に避難できるよう日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、避難路の安全性の点検及び避難場所標示板や案内板の整備や維持管理に努める。また、災害時要援護者にも配慮した分かりやすい表示方法等についても、十分検討する。

4　地下施設からの避難体制の確保

地下空間への浸水は、人命に関わる深刻な被害につながる可能性が高い。本市においては、江戸川の浸水想定区域内に存在する不特定多数の者が利用する地下施設とし

て、首都圏新都市鉄道(株)南流山駅（流山市南流山 2-1）が挙げられる。したがって、このような地下施設からの避難体制の確保を図る。

(1)　避難体制の確保

ア　地下空間の浸水危険性の周知

ハザードマップ等の活用により、地下施設の存在する区域の浸水危険性の事前周知を図るとともに、地下空間の浸水危険性等の啓発を行うための各種啓発活動や広報活動等を検討する。

イ　洪水予報等の的確かつ迅速な伝達

地下空間からの避難は浸水前に完了することが望ましいことを考慮し、地下施設管理者、地下施設利用者等に洪水予報等を的確かつ迅速に伝達することができる手法を確立する。（第 3 章「第 2 節　情報の収集・伝達計画」参照）

ウ　迅速かつ確実な避難誘導の確保

不特定多数の地下空間利用者が迅速かつ確実に避難できるように、分かりやすい避難口・避難路の誘導表示を行うとともに、その周知に努める。また、逃げ遅れた場合や緊急時のために、緊急避難用施設の設置や非常照明灯の設置等の避難対策を検討する。

エ　地下空間の浸水対策

地上出入口部のマウンドアップや防水板等による防水対策を進めるとともに、想定される浸水に対して防水機能及び浸水の遅延機能を十分に発揮できるように、防水堰、防水扉等の設置や自動化、土のう・防水パックの備蓄等を検討する。

また、電源設備等が浸水しないように、主要設備の耐水化、予備電源の確保等に努め、さらに、浸水した水を排水するポンプの拡充等に努める。

(2)　地下施設の避難確保計画の作成

水防法第 15 条第 3 項の規定に基づき、河川管理者より指定された浸水想定区域内に存在する地下街等の所有者または管理者は、単独または共同で、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な計画（「避難確保計画」）を作成し、これを市に報告するとともに、公表しなければならない。

5　災害時要援護者が利用する施設からの避難体制の確保

市は、水防法第 15 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、河川管理者より指定された浸水想定区域内に存在し、主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を

要する者（災害時要援護者）が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時における円滑かつ迅速な避難を確保すべき施設を把握する。

また、同法同条第 2 項の規定により、これらの施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、洪水予報等の伝達方法を別途定めるものとする。

第３　避難所の開設・運営体制の整備

【防災危機管理課・コミュニティ課・市民課・介護支援課・高齢者生きがい推進課・障害者支援課・子ども家庭課・保育課、学校教育課、教育総務課・環境政策課】

１　避難所運営体制の整備

避難所の開設・運営に協力し、避難者の支援活動を円滑に行うため、市は、平常時から避難所運営体制の整備を進めるものとする。

平常時から各避難所に主に避難する自治会や施設管理者等が避難所運営について協議し、避難所ごとに避難所運営マニュアルを作成するとともに、定期的に避難所運営訓練を実施する。

避難所運営体制は、概ね次の構成員とし、役割等や緊急時の行動手順について避難所運営マニュアルに明記する。また、構成員については、女性の参画の促進に努めるものとする。

表 2-8-1　避難所運営体制（構成員及び主な役割例）

構成員	主な役割	避難所開設時の役割
市職員	避難所の責任者 ①本部等との情報連絡 ②調査・各種手配 ③その他	主に休日・夜間等において、避難所の迅速な開設を行う。
施設管理者	避難所の施設の管理者 ①建物の安全確認 ②学校の場合：児童・生徒等の安全確認及び授業の早期再開 ③指定管理者への指示	主に平日の昼間において、避難所の迅速な開設を行う。 市職員到着後、市に引き継ぐ
指定管理者	避難所の施設の管理者 ①建物の安全確認	市と連携し、避難所の迅速な開設を行う。
自主防災組織	避難者の支援、市・各施設への協力 ①食糧・飲料水等の配給 ②避難所生活ルールの作成 ③地域の被災情報等の伝達 ④その他	市職員、施設管理者に協力し、状況に応じた迅速な対応を行う。

2　避難所運営マニュアルの作成

県の「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、各避難所における「○○避難所運営マニュアル」を作成する。

さらに、避難所での生活環境を常に良好なものとするため、災害時要援護者への支援、避難者のプライバシーの確保、女性への配慮等に十分留意し、地域における生活者の多様な視点を避難所運営マニュアルに反映させるものとする。

3　ペット対策

避難所におけるペットの扱いについては、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に関する問題などがあり、ペットの存在は、飼主以外の者にとっては多大なストレスとなるケースがある。

しかし、飼主にとっては家族の一員であるため、ペットとの同行避難ができるよう、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、避難所でペットが共存することの課題を共有するとともに、避難者とペット双方にとって望ましい対応方法を検討し、各避難所運営マニュアルに位置付けるものとする。

また、市は、飼主に対し、災害に備えてペットのために事前に準備しておくべきもの（キャリーやケージ、引き綱、常備薬等）、しつけ及びマナー等について広報する。

さらに、飼い主の被災等により愛玩動物が遺棄されたり逃げ出した動物の保護については、松戸健康福祉センター（松戸保健所）、千葉県獣医師会、動物愛護センター等の関係機関に相談しながら、対策の整備に努める。

第４　帰宅困難者対策

【防災危機管理課】

市は、風水害時における帰宅困難者対策について、関係機関と協力して以下の課題に取り組むものとする。

1　帰宅困難者の発生の抑制対策

(1)　企業・学校等への要請

市は、市内の企業・学校等に対して、気象情報等により鉄道等の停止が予想される場合は、従業員のほか、訪問者・利用者等について、早めの帰宅を促すとともに、状況が悪化した場合は屋内待機し、災害の恐れがなくなってから帰宅を促すよう要請し、風水害時における帰宅困難者の発生抑制対策を図る。

また、従業員、生徒等の一時収容に必要な水・食糧、毛布等の備蓄を要請するとともに、通勤・通学時間帯における発災に際しては、それらの備蓄品を市が実施する帰宅困難者対策の為に提供することを含む協定の締結に努める。

(2)　安否確認手段の周知

市は、日頃から「災害用伝言ダイヤル（171)」や「災害用ブロードバンド伝言板(web171)」、携帯電話事業者の「災害用伝言板」等による安否確認手段について周知する。

2　帰宅困難者への支援対策

(1)　避難場所の確保及び避難誘導体制の検討

市は、帰宅困難者が一時的に滞在する避難場所の確保について検討するとともに、鉄道事業者、県警察、事業所、自主防災組織等と協力して帰宅困難者の避難誘導体制を構築する。また、帰宅困難者に対する避難場所は、あらかじめ広報紙や立看板等を掲示して周知する。

(2)　施設等に避難した避難者・帰宅困難者等への対応の検討

災害時には多数の帰宅困難者等が駅周辺等の避難所等に集まることが想定されるため、市は、帰宅困難者等の避難所への受け入れの可否、サービス提供内容、満員となった場合の対応等について、避難所運営マニュアル等にあらかじめ定める。

また、企業や学校等においても、施設における外部からの避難者、帰宅困難者等への対応をあらかじめ決めておくよう要請する。

(3)　情報収集・提供体制の検討

災害時には、多数の帰宅困難者が駅周辺や駅近くの避難所等に集まることが想定されることから、市は、発災時における交通情報や駅周辺及び避難所等の混雑情報等の収集、また、正確な情報提供に必要な体制を検討する。

第５　避難所外避難者への支援体制の整備

【防災危機管理課】

市は、避難所外避難者マニュアルを整備し、避難所外に避難する被災者や、他の自治体に避難する被災者する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを用意かつ確実に受けることのできる体制の整備を図るものとする。

第 6　仮設住宅の建設、住宅の提供等対策

【建築住宅課・防災危機管理課・コミュニティ課】

1　応急仮設住宅建設候補地の確保

災害救助法が適用された場合、県は、被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理を行う。そのため、市は、定期的に応急仮設住宅建設候補地のデータ更新を行い、災害時に備える。

3　民間賃貸住宅等の把握

市は、災害時における被災者の住宅として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備する。

また、災害時に利用可能な民間賃貸住宅の把握を速やかに行えるよう、不動産関係団体と協定を締結しているほか旅館等とも協議を行う。

第９節　災害医療体制の整備

大規模な災害が発生した場合における死傷者を最小限にとどめるため、救急・救助体制を整備し、救急対応力の強化を図る。また、医療救護活動を円滑に実施するため、医療救護班等の派遣体制を整え初期医療に対応するとともに、これを後方から支援する医療関係機関との協力体制を確立する。

さらに、医療救護班及び救護所の機能を十分に発揮するため、医薬品、医療器具、衛生材料等の備蓄を図る。

第１　救急・救助体制の整備

【防災危機管理課・健康増進課・消防署・消防防災課・消防総務課・医療機関】

市は、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、日本赤十字社千葉県支部等関係機関と協力して、救急・救助要請に的確に対処するため、必要な救急・救助体制の整備・充実を図る。

また、住民の自主救護能力の向上に努める。

１　救急・救助体制の整備

救急医療情報システムの導入により、医療機関との連携を強化するとともに、救急・救助隊の整備充実を図る。また、大規模災害の発生により、多数の傷病者が出た場合を想定し、救急患者のプレホスピタル・ケアに対応する救急救命士の増員、高規格救急車両の配備、その他救急・救助資機材の備蓄を推進する。

また、より高度な知識・技術を持つ消防隊員の指導・育成に努めるとともに、消防団や自主防災組織等と連携し、合同訓練、教育等を推進することにより救護活動能力の向上に努める。

２　住民の自主救護能力の向上等の推進

住民の自主救護能力の向上及び災害時救急医療活動の的確な実施のための事前準備として、応急救護知識、技術についての講習会の開催やパンフレットの作成・配布により、住民への普及に努める。

また、災害時救急医療活動方針に関するPR活動を推進する。

第 2　初期医療体制の整備

【防災危機管理課・健康増進課・医療機関】

1　医療救護班の編成

市は、大規模災害時における迅速な医療救護班の編成を行うため、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会及び日本赤十字社千葉県支部等の関係機関と協議して、緊急医療対策組織の確立及び相互の迅速な通信体制並びに緊急連絡体制の整備に努める。

《資料 40・41・71・84》

2　医療活動の拠点

市は、保健センターを市内の医療活動や医療ボランティアの活動拠点として位置づけ、体制や必要な資機材の整備に努める。

また、平成 27 年度オープン予定の新体育館については、災害時には、事務室を医務室とするほか、感染症発生時には、体育館が医療の拠点となるよう施設を整備する。

3　応急救護所の設置

医療救護班が出動したときは直ちに応急救護所を開設し、負傷者等の収容治療にあたる体制を整える。

(1)　設置場所の確保

市は、医療関係機関等との調整を図り、応急救護所に充てるべき建物等をあらかじめ調査し、把握しておく。

(2)　臨時・移動救護所用設備の整備

市は、災害の状況等により適切な応急救護所用施設が確保できない場合に備え、テント、簡易ベッド等の臨時・移動救護所の設置に必要な資機材等の整備を図る。

4　トリアージ実施体制の整備

市及び医療関係機関等は、初期医療措置の迅速化を図るため、負傷程度により緊急度を判定し、治療順位を決定し、負傷者を振り分けるトリアージ体制の整備を検討する。

また、医療関係機関等との連携を図り、医療機関職員や消防機関職員等への各種研修等を実施し、災害時に多発する傷病者の治療技術、トリアージ技術等の向上に努める。

《様式 42》

第３　後方医療体制の整備

【防災危機管理課・健康増進課・社会福祉課・消防署・医療機関】

１　後方支援体制の整備

救護班による対応が困難な重傷患者等を収容するため、県指定の医療活動拠点や市内の拠点となる民間病院等への要請の後方医療支援体制について、関係機関との調整を図り、その体制整備に努める。

また、県や日本赤十字社の医療救護班等の派遣要請についても関係機関等と調整を図り、その体制整備に努めるものとする。

２　応援医療体制の整備

市及び市内拠点病院は、県が指定した災害時における地域の医療拠点として二次救急を担う後方指定病院との間で、災害時における情報連絡や負傷者の搬送について協議のうえ体制を確立し、そのために必要となる設備機器についての整備を促進する。

３　拠点となる病院の機能強化の要請

市は、市内の医療拠点となる病院について、必要に応じて次の機能強化策を推進するよう要請する。

ア　建物、医療機器等の耐震性の向上及びライフラインの多重化の推進

イ　夜間、休日等の災害発生時における医師、看護師等のスタッフを迅速に確保する体制の整備

ウ　多数の患者を一時受入れ、処置するための体制及び活動に備えたマニュアル等の整備

４　負傷者の搬送体制の整備

(1)　陸上の搬送

陸上の搬送については、道路管理者、警察署及び関係機関等との連携調整を図り、緊急輸送路や緊急輸送車両の確保体制を整備する等、効率的な搬送体制の確立に努める。

(2)　ヘリコプターによる搬送

陸上交通の途絶や一刻を争う緊急搬送の事態に備え、千葉県広域消防相互応援協定に基づく航空特別応援実施要綱により、千葉市消防局警防部指令課へ要請するか、日本医科大学千葉北総病院ドクターヘリコプターや自衛隊ヘリコプターを活用した緊急

搬送を迅速に行うため、あらかじめ随時へリポートを指定するとともに、関係機関との連絡体制等の整備に努める。　《資料 17～23、様式 14～18》

第 10 節　災害時要援護者の安全確保対策

自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、障害者や日本語での災害情報が理解できない外国人等、いわゆる災害時要援護者の安全確保のため、市は、地域住民、自主防災組織及び福祉ボランティア団体等の協力のもと、平常時における地域の災害時要援護者の実態把握と災害時における情報の収集・伝達及び避難誘導等の支援対策の確立に努める。

また、市及び災害時要援護者が入所あるいは通所する災害時要援護者関連施設（幼稚園・保育所・福祉会館等）等の管理者（以下「施設管理者」という。）等は、情報伝達、避難誘導、避難収容等において各種対策を実施し、災害時における災害時要援護者の安全確保に努める。

さらに、市は健康福祉部を中心とした横断的組織を設け、要援護者の避難支援業務を的確に実施する。

なお、市は、国が梅雨前線豪雨、台風等の教訓を活かして策定した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」及び県の作成した「災害時要援護者避難支援の手引」並びに「流山市災害時要援護者避難支援計画」に基づいて、災害時要援護者の安全確保対策に努める。

第１　災害時要援護者に配慮した社会環境の整備

【高齢者生きがい推進課・障害者支援課・災害時要援護者関連施設等管理者】

１　バリアフリー化の促進

市は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、災害時要援護者に配慮した整備はもちろんのこと、都市施設全般のバリアフリー化を促進する。

２　行政と地域住民及びボランティア等との協力体制の整備

災害時においては、行政で対応できる範囲に限界があるため、地域の住民やボランティア等と協力し合い、一体となって災害時要援護者の安全確保に取り組んでいくことが必要である。

したがって市は、施設管理者、地域住民、自主防災組織等の協力やボランティア等とのネットワークにより、平常時から災害時要援護者を地域で支える体制を整備し、災害時にもその体制のもとに災害時要援護者を守るようにしていくものとする。

また、防災だけでなく、声かけ・見守り活動や犯罪抑止活動等、地域における各種活動との連携を深めるとともに、これらの活動等を通じて人と人とのつながりを深める温かいまちづくり、要援護者が自ら地域にとけ込んでいくことができる環境づくりにも配慮する。

第 2　在宅災害時要援護者に対する対応

【高齢者生きがい推進課・障害者支援課・災害時要援護者関連施設等管理者】

1　在宅災害時要援護者の状況把握

災害時に迅速な救助活動を実施するためには、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき、平常時から災害時要援護者の所在等の状況について把握しておくことが必要である。

(1)　災害時要援護者自身の備え（自助）

災害発生時には、民生委員・児童委員や自主防災組織等の支援者自らが被災し、又は、通信・交通状況により、発災後すぐには安否確認や救助等の支援ができない場合がある。

そのため、災害時要援護者自身において、平常時から、隣近所に顔を知ってもらい、助け合える関係づくりに努めるとともに、水や食料等の備蓄対策、家具の転倒防止対策、非常時の連絡先の確認等、できる範囲で自助を行うものとする。

(2)　地域における支援（共助）

災害時における災害時要援護者の安否確認や避難誘導は、隣近所、自治会、民生委員・児童委員などによる地域の支援が重要となるため、平常時からこれらの連携を強めて見守り活動を行う等、地域全体で助け合える体制を整備する。

(3)　災害時要援護者の所在把握

ア　日常業務の中で、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要援護者をリストアップし、どのような要援護者がどこに住んでいるのか取りまとめ、所在情報とする。この場合、災害時には防災関係機関に開示されることなどについて事前に要援護者本人又はその家族から同意を得る必要がある。

イ　在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している要援護者に関しても可能な限り把握しておく必要がある。

(4)　所在情報の管理

ア　最新の所在情報（災害時要援護者の所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自

立度、かかりつけ医等）を把握し、常に内容を更新しておくことが必要である。

イ　災害時における情報の開示時期、どのような機関に対して情報を開示し、どのような協力を得ていくのか、情報の内容をどこまでの範囲にするのか、それぞれ定めておく必要がある。

ウ　災害時要援護者の所在情報は個人情報であり、個人情報保護の観点から必要最低限の限られた範囲での利用が求められていることから、コンピュータを利用して、データ流出の防止等、情報の適切な管理の基に、常に必要最低限の情報が取り出せるように整備することが必要である。

(5)　避難支援プランの作成

災害時要援護者の所在情報に基づき、一人ひとりの要援護者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画（「避難支援プラン」と称する。）を整備し、常に内容を更新しておくことが必要である。

また、災害時要援護者の安否確認、救護及び避難誘導については、自主防災組織（自治会）等の地域住民の協力が不可欠である。災害時に災害時要援護者が孤立しないよう、所在情報に基づき、民生委員・児童委員や自主防災組織（自治会）等が連携して安否確認等行うとともに、情報の共有が行える体制を構築する。

さらに、民生委員・児童委員においては、災害時要援護者の安否確認に係るマニュアルの整備や、それに基づく訓練の実施を検討する。

(6)　災害時要援護者との連絡手段の確認

災害時要援護者及び支援者は、災害時における相互の連絡手段について、日頃から確認しておくものとする。

(7)　電源の確保

市は、関係機関等と連携して停電時に電源を必要とする在宅難病患者を把握し、電源の確保等、対応策について検討する。

(8)　個々の症状に応じた対応

集団で生活を営むことが困難な災害時要援護者に配慮し、空き教室を利用するなど、個々の症状に応じた対応を検討する。

2　情報の伝達及び緊急通報システム等の整備

市は、高齢者や障害者等の災害時要援護者については、その状態に応じた緊急通報システムの整備や文字放送受信装置の普及を行い、情報伝達体制を確立するよう努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による避難指示等の周知を図ることとする。

また、市は、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置等の推進にも努める。

3　相互協力体制の整備

市は、災害時要援護者を対象とする地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織等との連携により、災害時要援護者の安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。

また、市は、自主防災組織等の育成及び指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等地域社会全体で災害時要援護者を支援するための体制づくりを行う。

なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れ、救助体制の中に女性を位置づけるものとする。

4　防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

市は、災害時要援護者の防災行動マニュアルの策定等、災害時要援護者に十分配慮したきめ細かな防災に関する普及・啓発を図る。また、災害時要援護者及びその家族に対し、パンフレット、ちらし等を配布する等、広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

さらに、市は、地域住民（自主防災組織）、地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織等の協力により、災害時要援護者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

5　福祉に配慮した避難所（福祉避難所）の確保

市は、災害時要援護者の避難を想定し、「福祉避難所」（要援護者のための配慮がされた避難所）を指定する。「福祉避難所」とは、バリアフリー化されている等要援護者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である施設を指す。また、避難支援プランの作成を通じて、福祉避難所を活用することが必要な在宅の要援護者の大まかな状況を把握するとともに、平常時から施設管理者等との連携や、施設利用方法の確認、福祉避難所の設置・運営訓練等を進める。

また、特別養護老人ホーム等の社会福祉施設を、福祉避難所として使用することについて社会福祉法人との間での協定締結を進める。

なお、福祉避難所が不足する場合は、必要に応じて、公的な宿泊施設、民間の宿泊施設等の借り上げや、応急的措置として、教室・保健室を含め、一般の避難所に要援護者のために区画された部屋を利用することを予定する。

さらに、市は、災害時要援護者が避難生活を送るために必要な次の資機材等を、あらかじめ避難施設等へ配備するよう努める。

ア　トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者用備品

イ　児童遊具、ミルク、ほ乳びん等乳幼児用備品及び授乳に配慮するための設備

表 2-10-1　福祉避難所

名　　称	設置場所	電話番号	管理団体	備　考
流山市 地域福祉センター	流山市平和台 2-1-2	04-7159-4735	流山市 社会福祉協議会	
春の苑	流山市東深井 518-1	04-7178-3377	社会福祉法人 あかぎ万葉	特別養護老人ホーム
春の苑	流山市東深井 520-1	04-7178-3377		ケアハウス
リバーパレス流山	流山市西深井 142	04-7152-1211	社会福祉法人 旭悠会	特別養護老人ホーム
ハートケア流山	流山市小屋 146-1	04-7178-2200	医療法人社団 愛友会	介護老人保健施設
ナーシングプラザ流山	流山市前ヶ崎 248-1	04-7145-0111		介護老人保健施設
はまなす苑	流山市こうのす台 269-1	04-7155-2222	社会福祉法人 流山あけぼの会	特別養護老人ホーム
あざみ苑	流山市野々下 2-488-5	04-7141-2200		特別養護老人ホーム
流山こまぎ安心館	流山市駒木 649-3	04-7178-5556	社会福祉法人 天宣会	特別養護老人ホーム

6　避難計画の作成

災害時要援護者の避難誘導については、次の事項に留意して、全体的な避難計画及び個々の支援プランを作成するものとする。

(1)　避難誘導

ア　避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。

イ　危険な場所には標示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置すること。

ウ　浸水地にあっては、舟艇又はロープ等を使用して安全を期すること。

エ　状況により老幼病者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両又は舟艇による輸送を行うこと。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期すること。

オ　誘導中は水没、感電等の事故防止に努めること。

カ　避難誘導は収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば自治会又は自主防災組織等の単位で集団的に行うこと。

キ　高齢者、障害者等の災害時要援護者については、その状態に応じた適切な避難誘導を行うとともに、市職員及び自主防災組織の隊員等による避難確認を行うこと。

(2)　避難順位

避難誘導は、移動若しくは歩行困難な者を優先して行うものとし、優先順位は、お概ね次のとおりとする。

ア　介護を要する高齢者及び障害者

イ　病弱者

ウ　乳幼児及びその母親・妊婦

エ　高齢者・障害者

オ　児童生徒

(3)　避難後における災害時要援護者への対応

市は、高齢者や障害者等の災害時要援護者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難場所を確保するとともに、健康状態等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送、災害時要援護者関連施設等への緊急入所を行う。

また、このため緊急入所が可能な災害時要援護者関連施設等の整備を図るとともに、平素より入居可能状況等の把握に努めるものとする。

応急仮設住宅への入居については、高齢者・障害者等の災害時要援護者を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障害者等に配慮した応急仮設住宅(以下「福祉仮設住宅」という。)の設置等を検討する。

(4)　被災した災害時要援護者等の生活の確保

市は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士・介護福祉士・児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。

ア　要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施

イ　被災児童及びその保護者への相談事業の実施

第３　災害時要援護者関連施設等における防災対策

【高齢者生きがい推進課・障害者支援課・災害時要援護者関連施設設等管理者】

１　防災組織体制の整備

施設管理者は、災害時に備えてあらかじめ防災組織を整え、職員の職務分担、動員計画、緊急連絡体制及び避難誘導体制等の整備を図るとともに、防災応急計画を作成するものとする。

また、施設入所・通所者の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度等）について、整理・保管しておくものとする。

なお、市は災害時要援護者関連施設等における防災組織体制の整備を促進し、また風水害等防災応急計画作成についての指導・助言を行い、施設入所・通所者の安全確保を図る。

２　緊急応援連絡体制の整備

施設管理者は、非常用通報装置の設置等、災害時における通信手段等の整備を図るとともに、他の災害時要援護者関連施設との相互応援協定の締結、地域住民（自主防災組織)、ボランティア組織等との連携等、施設入所者の安全確保についての協力体制を整備する。

また、市は施設相互間の応援協定の締結、施設と地域住民（自主防災組織)、ボランティア組織等との連携の確保について必要な援助を行う

３　防災資機材の整備

施設管理者は、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水、医薬品類等の備蓄を行うとともに、停電時に医療用・介護用機器を稼動させるのに必要な最低限の電力の確保及び施設機能の応急復旧等に必要な非常用自家発電機等の防災資機材の整備を行う。また、市は整備の支援について検討する。

４　防災学習、防災訓練の実施

施設管理者は、施設職員や入所・通所者等に対し、防災知識や災害時における行動等について、定期的に防災学習を行う。

また、施設職員や入所・通所者が災害時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所・通所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災

訓練を実施するとともに、夜間又は休日における防災訓練や防災関係機関、地域住民(自主防災組織)、ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的に実施する。

さらに、市は施設管理者に対し、防災知識及び防災意識の普及・啓発を図るとともに、防災関係機関や地域住民（自主防災組織)、ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を推進する。なお、休日は運営していない施設も少なくないため、地域防災訓練においては、曜日や時間を工夫し、施設職員や入所・通所者が参加しやすいよう検討する。

第 4　外国人に対する対策

市は、言語、生活習慣、防災意識が異なり、日本語の理解が十分でない外国人を「災害時要援護者」として位置付け、平常時から外国人に対して必要な支援を講じる。

【企画政策課・市民課】

1　防災知識の普及・啓発

市は、日本語を理解できない外国人が災害発生時に迅速かつ的確な行動ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、外国人の異動届等多様な機会に防災知識の普及・啓発を図る。なお、現在、市ホームページ及び災害時のためのパンフレットは 5 カ国語（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語）に対応している。

ア　英語の広報・パンフレットの充実及びニーズに応じた他言語版の追加

イ　避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化

ウ　外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

2　語学ボランティアの確保

市は、災害発生時に通訳や翻訳等を行うことにより外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するとともに、多言語による防災対策対話集等の作成に努める。

3　情報ネットワークの構築

災害時に外国人に対して速やかに情報提供ができるよう、ネットワーク形成事業として、携帯電話を利用したメルマガ配信等のシステムの構築、また、外国人自らが安否情報の伝達や救助・支援等を求めることができるよう、外国人支援団体が外国人と

双方向で情報のやりとりができるシステムの構築、さらに連絡先の把握等について、市は必要な支援を検討していくものとする。

また、市は、災害メールやツイッターの英語配信について検討を行う。

4　文書等の多言語化

市は、災害時に必要な各種文書について、英語で用意するとともに、ニーズに応じて言語を追加していくものとする。

第 11 節　公共土木施設・建築物等の災害予防計画

道路・橋梁やライフライン施設等の公共土木施設は、住民の日常生活、経済活動及び防災活動上極めて重要なものであり、施設の管理者は各施設の整備改善に努めるとともに、維持管理体制を強化して、災害から施設を防護するように努める。

また、建築物等の防災性能の向上を推進し、「災害に強い安全なまちづくり」に努めるものとする。

第 1　道路及び交通施設の安全化

【道路管理課・道路建設課・県東葛飾土木事務所・東日本旅客鉄道(株)・東武鉄道（株）・流鉄（株）・首都圏新都市鉄道（株）】

道路等の公共土木施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、避難、救援・救護、消防活動等の動脈として、災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。さらに、火災延焼を防止する防災空間としての役割等、多様な機能を担っている。

したがって、これらの公共土木施設については、事前の予防措置を講じておくことが重要である。このため、適切な幅員を確保した幹線道路による都市の骨格的道路網を計画的に形成するとともに、被害を最小限に止めるための整備及び被害軽減の諸施策を実施するものとする。

特に、市内においては、場所によって地形等の自然条件が大きく異なり、公共土木施設の受ける被害の要因や内容が異なってくることから、その場所の自然条件に対応した対策を実施していくものとする。

1　道路施設の整備

市及び他の道路管理者は、災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を円滑に行うため、平常時から道路、橋梁についての危険箇所及び迂回路を調査して、逐次改良及び補修を実施するよう努めるものとする。

(1)　道路施設の耐震性の向上

斜面崩壊等のおそれのある箇所については、法面保護等の災害防止対策を実施する。

(2)　維持補修及び改良

災害による被害の軽減を図るため、危険箇所については可能な限りの補修を行い、狭小な道路で自動車通行の不可能な道路及び通行上危険な場所については、逐次改良するよう努める。

(3)　道路ネットワークの確保

ア　緊急輸送道路については、非常時の緊急車両の停車、走行が可能となるよう停車帯、路肩、歩道等の幅員を広げる等、円滑な道路交通の確保に努める。

イ　市街地の防災区画を形成する道路の整備を推進する。

ウ　円滑な消防活動の実施やライフラインの安全性の向上のため、広幅員の歩道整備に努めるとともに、電線類の地中化を推進する。

(4)　迂回道路の調査

災害時において道路が被害を受け、その早期復旧が困難で交通に支障をきたす場合に対処するため、重要な道路に連絡する迂回道路をあらかじめ調査しておき、緊急事態に備える。

(5)　早期復旧・復興のための事前準備

市では、大規模災害時、速やかに復旧・復興に向けて立ち上げるため、道路区域路線図を作成している。災害に見舞われた地区の街区について、GPS や電子基準点等から復元し、また、道路位置を確定し生活に必要なライフラインの整備を行うことを目的としている。

2　橋梁の整備

災害時における避難、救援・救護、復旧活動等に支障のないように、橋梁の点検や補強工事等の実施を徹底する。特に、災害時の緊急輸送路として重要な路線の既設の橋梁については、緊急度の高いものから順次対策を実施する。

3　鉄道施設の設備強化の推進

鉄道事業者は、線路建造物の災害に伴う被害が予想される高架橋、橋梁、盛土、土留、トンネル等を定期的に検査し、設備強化及びその他の災害による被害防止のチェックによる防災強度を把握し、その機能が低下している場合には補強・取替え等の事業を推進するものとする。

第 2　ライフライン施設の強化

【下水道建設課・水道局工務課・指定公共機関・地方指定公共機関】

上・下水道、電力、電話、ガス等のライフライン施設は、災害発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

また、ライフライン施設が被害を受け、その復旧に長期間を要する場合には、都市機能はマヒし、通常の生活を維持できなくなる等、住民生活に多大な影響を与えることとなる。

したがって、これらの施設については、災害発生後直ちに機能回復を図ることはもちろん、事前の予防措置を講じておくことがより重要かつ有効である。このため、各施設・設備の強化、代替性の確保及び系統多重化等、被害軽減のための諸施策を実施して、被害の軽減や被災時の早期復旧に備えて万全の予防措置を講じるようにする。

1　水道施設

【水道局工務課】

水道施設の安全性を強化するため、老朽化施設の整備・改良を進めるとともに、施設の常時監視・点検を強化して保全に努め、災害発生に伴う被害を最小限に止めるものとする。

(1)　速やかに復旧できる水道づくり

市水道局は、流山市水道事業基本計画（平成23年3月）に基づき、被災しても速やかに復旧できる水道づくりを進める。

(2)　広域的バックアップ体制の整備等

水道施設の被災に迅速に対応するため、日本水道協会、流山市管工事協同組合などのバックアップの強化を行うことにより、被災した場合でも住民に水を供給できる機能を確保する。

2　排水施設

【道路管理課・河川課】

ポンプ設備等の重要施設については、施設の他系統化･複数化、予備の確保等で機能の充実を図り、補修が容易な構造とし、復旧対策に重点をおいた整備を図る。

また、施設の維持･管理においては、日常の点検などによる危険箇所の早期発見と、これの改善を行い、施設の機能維持に努める。

3　電力施設

【東京電力(株)東葛支社】

電力事業者は、各施設の耐災害性強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、風水害等による被害を最小限に止めるよう万全の予防対策を講じるものとする。

《資料 54》

(1)　災害予防計画目標

建物については建築基準法、土木工作物（機器基礎を含む）についてはダム設計基準、港湾工事設計要覧、道路橋設計示方書等の基準水平震度とする。

なお、洪水対策は、洪水により引き起こされる浸水に対するもので、堤防決壊などによる水の流勢については、特に配慮されていない。

(2)　防災施設の現況

ア　変電設備

既往の浸水実績を考慮して対処するとともに、屋外鉄構の強度は風速 40m/s の風圧に耐え得るように設計が行われている。

イ　送電設備

支持物及び電線の強度は、風速 40m/s（地上 15m）を基準にし、風速の上空逓増を考慮した風圧に耐え得るよう設計している。

倒木等による事故を防止するため、平常時から風害発生のおそれのある樹木の伐採に努める。

電線路に接近して倒壊し易い工作物（例えばテレビアンテナ等）を設置しないよう、平常時から PR して一般の協力を求めるが、やむを得ない場合は、倒壊する事がないように施設の強化を依頼する。

(3)　設備の保守・点検

電気工作物を常に法令で定める技術基準に適合するよう保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）並びに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

4　電話施設

【東日本電信電話(株)東葛営業支店】

電話事業者は、災害時においても通信の確保ができるように、平常時から設備の防災構造化を実施するほか、災害が発生した場合に備えて、迅速かつ的確な措置が行えるよう万全の体制を期すものとする。

(1)　局外施設

過去の災害発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため設備の 2 ルート化及び地中化を推進する。

(2)　局舎施設

洪水による局舎及び局内通信設備の浸水被害予防のため、局舎浸水防止措置を計画的に実施する。

また、風害時の停電による通信機器用電源の確保対策を計画的に推進するため、大局における予備エンジンの整備、小局の可搬型電源の配備の重点的実施と移動電源車の配備を実施する。

(3)　無線設備

洪水対策として、鉄塔、パンザマスト等の基礎を流水の洗掘から防護する措置を講ずるとともに、通信機の設置場所もできるだけ 2 階以上にするよう配慮する。

また、停電に対処するため、予備電源装置の設備及び整備を図る。

5　ガス施設

【京和ガス(株)・京葉ガス(株)東葛支社】

設備、施設の設計は、ガス事業法、消防法、建築基準法、道路法等の諸法規並びに建築学会、土木学会の諸規準及び日本ガス協会基準に基づいている。

各施設の安全化のための対策を次のとおりである。

《資料 47・55》

(1)　製造施設

ア　施設の重要度等分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、安全性を確保する。

イ　緊急遮断弁、防消火設備、防液堤の設置及び保安用電力の確保等を行い、二次災害防止を図る。

(2)　供給施設

ア　新設備は、ガス事業法「ガス工作物の技術上の基準」等に基づいた設計とし、既設設備は、必要に応じて補強等を行っている。

（ア）　ガスホルダーやガス導管の設計は、地震力を考慮して設計しているほか、安全装置、遮断装置、離隔距離等を考慮して設計している。

（イ）ガス導管材料は、高･中･低圧別に区別し、それぞれの状態に応じた最適な材料･継手･構造等を採用し、補強に努めている。

特に、低圧導管においては、地盤変位を吸収するポリエチレン管（PE 管）を採用している。

イ　二次災害の発生を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置による緊急遮断、導管網のブロック化、放散塔による中圧導管の緊急減圧措置を行う。

（ア）　導管網のブロック化

災害時に被災地区への供給確保及び早期復旧を進めるため、供給区域をブロック化している。

ウ　放散塔の設置

災害時のガスによる二次災害を防止するため、中圧導管の管内ガスを安全に空中放散する必要があることから、工場、整圧所、幹線ステーション等に放散塔を設置している。

(3)　通信施設

ループ化された固定無線回線の整備及び可搬型無線回線の整備を行っている。

第３　落下物対策の推進

【建築住宅課】

１　落下物の範囲

風害時に落下又は倒壊し、直接人的被害を及ぼす危険のあるものには、以下のようなものがある。

(1)　建築物関連落下物

ア　外装材（外壁タイル、モルタル等）

イ　屋上、屋外広告物

ウ　屋根

(2)　道路上の落下・転倒物

ア　自動販売機

イ　路上への陳列商品等

ウ　屋外広告物

エ　路上に放置された自転車・バイク

オ　倒木

カ　屋根瓦

2　建築物の落下物防止対策

(1)　公共建築物

公共建築物のうち落下物危険度の高い建物を調査把握する。

その他、落下・倒壊防止のための必要な安全対策の徹底を図っていくものとする。

(2)　民間建築物等

民間病院、複合商業施設、文化的施設等の多くの人が集まる施設等については、物品等の倒壊防止、照明器具や屋外広告物の落下防止等の施策を講じるよう管理者に対して、啓発・指導を行う。また、地上 3 階以上の既存建築物を対象に、窓ガラス等の落下による危険性のあるものについては、改修や補修の指導を徹底する。

その他、国道、県道及び主要な幹線道路となる市道に面する建築物の建築確認に際しては、屋外広告物等による落下危険がないよう、安全対策の指導を行っていく。

第 12 節　ごみ及びし尿処理体制の整備計画

風水害等による大量の廃棄物（粗大ごみ、不燃性ゴミ、生ごみ、し尿等）の発生は、住民に著しい混乱をもたらすことが予想されることから、市は、「千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針」に基づき、「市災害廃棄物処理計画」を策定し、災害廃棄物の処理体制の整備を図るものとする。

第１　ごみ処理体制の整備

【防災危機管理課・リサイクル推進課・クリーン推進課】

災害発生時にごみ処理が迅速に行えるよう、ごみ処理施設の構造強化やごみの収集・運搬・管理体制の強化、ごみの一時集積場及び処理方法の検討を行い、ごみ処理体制の整備に努める。

大規模な水害が発生した場合、平常時と同じ収集・運搬・処分では対応が困難となる。本市には浸水想定区域の指定区域ががあることから、洪水ハザードマップ等を参考に適切な災害廃棄物処理計画を作成する。

1　ごみの一時集積場の検討

発災により被災地では大量のごみが排出されるが、交通網の寸断等によりごみ処理施設への搬送ができない場合や効率的な搬送を行うため、ごみの一時集積場としての仮置場を検討する。

また、通常の経路による収集が困難で、ごみ集積場が機能しないおそれのある被災地区や避難所等を想定し、臨時集積場の設置についても検討を進めておくものとする。

2　収集・運搬・管理体制の確立

災害時のごみの排出量は、「千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針」に基づいて算定するとともに、平常時のごみの量を大きく超えることが想定されるため、大規模災害を想定した収集・運搬・管理体制を検討しておくものとする。

また、他県の市及び民間等の協力を得て、災害時における広域応援が迅速に進められるよう体制づくりを確立する。

《資料 35・90》

3　処理方法の検討

収集・搬送したごみの処理については、国、県、その他関係機関と協議して、仮置場への小型焼却炉や破砕機の設置、可燃物の他都市への焼却依頼及び最終処分の他市町村や民間処分場への応援依頼の計画等、適切な処理計画の検討を進める。

第 2　し尿処理体制の整備

【防災危機管理課・リサイクル推進課・クリーン推進課】

本市では下水道普及率が 7 割以上である。地震災害時には上下水道の被害等で水洗便所が使用できなくなる可能性が高い。また、し尿の処理は衛生・防疫の観点から、地震災害発生直後から迅速な仮設便所の配置、収集運搬等の対応が必要となる。

そのため、し尿の発生量を適正に予測し、衛生・防疫について十分配慮し処理することを基本としてし尿処理体制について事前に整備しておく。

1　災害用簡易トイレ等の備蓄

発災時に避難場所、避難所及び下水道施設が使用できなくなった住宅地域等に配備し、共同仮設便所として利用できるよう、災害用簡易トイレ等の適正備蓄を進める。

2　災害用簡易トイレの調達方法及び受入ヤード等の検討

発災時における簡易トイレの配備を考慮し、災害が大規模な場合や長期化する場合に備え、調達先、調達方法及び受入ヤード等の検討を進める。

3　仮設トイレの設置体制の確立

被災時においては、防疫上、避難所等への仮設トイレの設置を最優先し、短期間で行えるよう設置体制を検討し確立する。

4　収集・搬送・管理体制の確立

避難所等のし尿収集は、優先的かつ早急に収集処理されるよう、必要な計画を検討する。また、バキューム車の配車や仮設トイレ等の消毒作業、し尿の搬送・管理体制を検討し確立する。

《資料 35・91》

5　処理方法の検討

収集搬送したし尿の処理については、関係機関と協議して、予備の貯留槽の設置、下水処理場への投入及び近隣市町の処理場への応援依頼の計画等、適切な処理計画の検討を進める。

第 13 節　緊急輸送体制の整備計画

災害時における被災者や応急対策活動に必要な人員、物資等の円滑な輸送を図るため、輸送路及び輸送手段等の確保について、あらかじめ体制の整備に努めるものとする。

第 1　陸上輸送の環境整備

【防災危機管理課・財産活用課】

1　緊急輸送路の選定

市は、県、警察署及び関係機関との調整を図り、災害時において優先的に緊急輸送車両が通行できるよう、あらかじめ緊急輸送路を選定しておく。

表 2-13-1　市内の緊急輸送路

第 1 次緊急輸送路	市外からの支援を受けるための広域的緊急輸送等を担う幹線道路（高速道路、有料道路、国道、県道等） ア　常磐自動車道 イ　水戸街道（一般国道 6 号線） ウ　流山有料道路 エ　松戸野田線（県道 5 号線） オ　草加流山線（県道 29 号）
第 2 次緊急輸送路	第 1 次緊急輸送路と災害活動拠点や避難拠点を連絡する主要道路 ア　白井流山線（県道 280 号）

《資料〇》

2　集積場所・輸送拠点

災害時における物資の受入れ、一時保管及び市内各地域への配布を効率的に行うため、コミュニティプラザを集積場所及び輸送拠点を指定し、指定された施設については、施設の出入口付近等に「災害時物資集積場所」又は「災害時物資輸送拠点」の標識等の設置を検討する。

また、その必要があると認める施設については、緊急度に応じて、災害時の物資の受入れ、保管及び中継物流機能を果たすために必要な施設・設備の整備を順次推進する。千葉県では船橋市中央卸売市場を拠点としている。

3　緊急輸送車両の確保

災害時の緊急輸送車両として市保有車両を確保するとともに、民間業者との応援体制を整備する。

(1)　市保有車両の確保

物資等の輸送手段として使用する車両については、現在保有している車両の円滑かつ効率的な活用が図れるよう、常時点検整備に努める。

《資料 92》

(2)　民間業者からの車両の確保

市は、流山トラック事業協同組合と「災害時における輸送業務に関する協定書」を締結している。さらに、災害時の人員・応急資機材等の輸送を迅速かつ効率的に行えるよう、市内のバス輸送機関及びその他の関係事業所と緊急時の車両等供給協定の締結を推進し、体制の整備に努めるものとする。

また、市は、県を通じて、県が千葉県トラック協会との間で締結している「災害応急対策用貨物自動車供給契約書」に基づき、緊急輸送への協力を要請できる。

(3)　緊急通行車両の事前届出

災害時の交通規制に際し、緊急車両の円滑な確認が受けられるよう、警察署等を経由して県公安委員会に、あらかじめ市保有車両等の緊急通行車両としての届出を行っておくとともに、同届出済証を保管し、災害時に備えるものとする。

《資料 94・95》

(4)　燃料の確保

市は、ガソリン、重油、軽油等の燃料供給に関し、関係団体との協力体制の構築を進める等、優先的確保に努める。

第 2　航空輸送の環境整備

【防災危機管理課・消防防災課】

1　市ヘリコプターの臨時離着陸場の整備

万一、落橋その他の理由により、車両による輸送が不可能になった場合に備えて、空輸による緊急輸送を想定した手段として、ヘリコプターの臨時離着陸場の整備を推進する。

2　ヘリコプターの臨時離着陸場の指定

(1)　指定基準

ア　30m×30m 以上の面積があり、周囲に障害物がないこと。
イ　施設の周辺のうち、少なくとも 1～2 方向に電柱、高圧線、煙突その他の高層建築物がないこと。
ウ　ヘリコプターの離着陸に際しては、約 20m/s の横風があるので、その風圧を考慮すること。
エ　夜間使用の場合は 45m×45m 以上の面積を有すること。

(2)　ヘリコプターの臨時離着陸場の指定状況

広域航空消防応援を受けた場合のヘリコプター離着陸場は、次のとおりとする。

表 2-13-2　ヘリコプターの臨時離着陸場の指定状況

平成 24 年 4 月

名称	所在地	電話	広　さ　m×m
流山市総合運動公園 陸　上　競　技　場	流山市野々下 1 丁目 29－4	04-7159-1212	150×　75
新川耕地 スポーツフィールド	流山市南 267	04-7152-9108	150×125
新東谷防災広場	流山市大字流山 965-1	－	88×77

(3)　設置予定地

現在、ヘリコプターの臨時離着陸場としては、上記の 3 地点を指定しているが、市街化の状況に応じ市内全域について、空輸による緊急輸送が可能となるよう、順次ヘリコプターの臨時離着陸場予定地の指定及び見直しを図り、その適地をリストアップし、ヘリコプターの臨時離着陸場の申請を行うとともに、航空輸送の拠点となりうる場所をあらかじめ想定しておく。

また、設置予定地として指定する施設については、施設管理者の協力を得て、緊急時の開設に備え必要な整備に努める。

《資料 19・21、様式 14～18》

3　空輸物資の集積場所・輸送拠点

集積場所については、災害時に道路・橋梁破損や交通混雑のため陸上輸送が困難となることが予想されることから、空輸による場所・施設を設置する。指定された施設については、施設の出入口付近等に「災害時物資集積場所」又は「災害時物資輸送拠点」の標識等を設置する。

また、その施設については、緊急度に応じて、災害時の物資の受入れ、保管及び中継物流機能を果たすために必要な施設・設備の整備を順次推進する。

4　民間との協定締結の推進

災害時の要員及び応急資機材等の輸送を迅速かつ効率的に行えるよう、民間航空業者と緊急時のヘリコプター等供給協力を推進する。

第３章　災害応急対策計画

第3章　　災害応急対策計画

第１節　災害応急活動体制

風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、速やかに市災害対策本部を設置し、全市を挙げて災害対策活動に従事する必要がある。したがって、適切な応急活動を行うため、市災害対策本部における役割分担を明らかにするとともに、その初動体制、組織及び事務分掌を定める。

第１　災害対策本部設置前の活動体制

【市各班】

風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、迅速な対応を図るため、市災害対策本部が設置されるまでの間は、土木部長を指揮監とし、河川課が中心となり、次の配備基準に定める基準に基づき、準備配備又は注意配備、警戒配備の体制により災害応急活動を行うものとする。

表 3-1-1　災害対策本部設置前の配備基準

配備体制	配備基準	備考 （水防計画）
準備配備	ア　流山市域に次の注意報等の１以上が発表もしくは伝達され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めたとき (ア)気象業務法に基づく予報 a.　大雨注意報 (イ)水防団待機水位（江戸川）	水防準備体制
注意配備	ア　流山市域に次の注意報等の１以上が発表もしくは伝達され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めたとき (ア)気象業務法に基づく予報 a.　大雨注意報 b.　洪水注意報 (イ)水防法（第 10 条の 2）に基づく予報 a.　江戸川はん濫注意情報	水防注意体制

配備体制	配備基準	備考 （水防計画）
警戒配備	ア　流山市域に次の警報の 1 以上が発表され、市長が必要と認めたとき (ア)気象業務法に基づく予報 a.　大雨警報 b.　暴風警報 c.　洪水警報 (イ)水防法（第 10 条の 2）に基づく予報 a.　江戸川はん濫警戒情報 イ　集中豪雨等により被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。	水防警戒体制 水防本部設置
（非常配備） 災害対策本部の設置	ア　水防法（第 10 条の 2）に基づく予報のうち、江戸川河川氾らん危険情報が発表されたとき イ　風水害等による局地災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき ウ　災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助を適用する災害が生じたとき	水防本部を廃止し、災害対策本部へ移行

1　準備配備

(1)　準備配備の基準

ア　準備配備を実施する基準

流山市域に次の注意報等の 1 以上が発表もしくは伝達され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めたとき

（ア）　気象業務法に基づく予報

a.　大雨注意報

（イ）　水防団待機水位（江戸川）洪水注意報

イ　準備配備を終了する基準

（ア）　災害が現に生じておらず、かつ、生じる恐れがないと認めるとき

（イ）　災害は生じているが、その程度が、平素の態勢をもって対処することが可能であり、これが拡大する恐れは無いと認めるとき

（ウ）　その他、必要なしと認めるとき

ウ　準備配備における配備人員の基準

（ア）　防災危機管理課の全職員

（イ）　河川課、道路管理課、消防防災課の課長及び職員数名

（ウ）　各課長等が予め指名する職員（1 名基準）

（エ）　災害の発生その他の状況により必要と認める範囲

(2)　準備配備の決定

ア　流山市域及び隣接市域に次の注意報等の１以上が発表もしくは伝達され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めたとき

ア　河川課長（不在時は河川課長補佐）及び防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）は、準備配備を実施する基準に照らして、準備配備の必要があると判断した場合は、土木部長、市民生活部長及び消防長に、所要の意見を具申するものとする。

イ　上記意見具申を受けて、土木部長、市民生活部長及び消防長は協議して準備配備を決定し、河川課長（不在時は河川課長補佐）及び防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）に対して所要の指示をする。

(3)　準備配備の伝達等

ア　防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）は、準備配備の決定及び市長の指示等を、課業時間内は庁内放送及び庁内情報システムにより、課業時間外はメール及び電話により、各部長等に伝達するとともに、千葉県防災危機管理部、流山警察署警備課及び自衛隊需品学校企画室に報告・通報するものとする。

イ　各部長等は、準備配備の決定及び市長の指示等の伝達を受けた場合は、各課長等に対して、その旨を伝達するとともに、所要の指示をするものとする。

ウ　防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）と秘書広報課長（不在時は秘書広報課課長補佐）は相互に協力し、防災行政無線、安心メール及び報道機関を通じて、準備配備の決定及びその他必要な事項を市民に広報するものとする。

(4)　職員の参集

ア　各課長等は、準備配備決定の伝達を受けた場合は、予め指定した職員を参集させ、所要の指示をするものとする。この際、予め指定した職員が参集出来ない可能性がある場合は、他の職員を参集させるものとする。

イ　予め指定された職員は、報道等によって、準備配備基準に該当する災害情報を覚知した場合及び課長等から参集を命ぜられた場合は、速やかに参集し、所要の業務に従事するものとする。

(5)　情報の収集及び分析

ア　各課長等（不在時は各課長等補佐）は、被災状況等に関する情報を収集し、防災危機管理課に通報するものとする。

イ　河川課長（不在時は河川課長補佐）及び防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）は、自ら得た情報と各課等から通報のあった情報を一元的に分析し、所要の内容を、庁内情報システム、千葉県防災情報システム及びメールを活用して、庁内、千葉県防災危機管理部、流山警察署警備課、陸上自衛隊需品学校企画室等に報告・通報するとともに、安心メール及び防災行政無線等を活用して市民に周知するものとする。

(6)　準備配備の終了

準備配備の終了及びその伝達等は、決定に準じて実施するものとする。

2　注意配備

(1)　注意配備の基準

ア　注意配備を実施する基準

流山市域に次の注意報等の 1 以上が発表もしくは伝達され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めたとき

（ア）　気象業務法に基づく予報

a.　大雨注意報

b.　洪水注意報

（イ）　水防法（第 10 条の 2）に基づく予報

a.　江戸川はん濫注意情報

イ　注意配備を終了する基準

（ア）　災害が現に生じておらず、かつ、生じる恐れがないと認めるとき

（イ）　災害は生じているが、その程度が、平素の態勢をもって対処することが可能であり、これが拡大する恐れは無いと認めるとき

（ウ）　その他、必要なしと認めるとき

ウ　注意配備における配備人員の基準

（ア）　防災危機管理課の全職員

（イ）　河川課、道路管理課、消防防災課、道路建設課、下水道業務課、下水道建設課の課長及び職員数名

（ウ）　各課長等が予め指名する職員（1 名基準）

（エ）　災害の発生その他の状況により必要と認める範囲

(2)　注意配備の決定

ア　河川課長（不在時は河川課長補佐）及び防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）は、注意配備を実施する基準に照らして、注意配備の必要があると判断した場合は、土木部長、市民生活部長及び消防長に、所要の意見を具申するものとする。

イ　上記意見具申を受けて、土木部長、市民生活部長及び消防長は協議して注意配備を決定し、河川課長（不在時は河川課長補佐）及び防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）に対して所要の指示をする。

(3)　注意配備の伝達等

ア　防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）は、注意配備の決定及び市長の指示等を、課業時間内は庁内放送及び庁内情報システムにより、課業時間外はメール及び電話

により、各部長等に伝達するとともに、千葉県防災危機管理部、流山警察署警備課及び自衛隊需品学校企画室に報告・通報するものとする。

イ　各部長等は、注意配備の決定及び市長の指示等の伝達を受けた場合は、各課長等に対して、その旨を伝達するとともに、所要の指示をするものとする。

ウ　防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）と秘書広報課長（不在時は秘書広報課課長補佐）は相互に協力し、防災行政無線、安心メール及び報道機関を通じて、注意配備の決定及びその他必要な事項を市民に広報するものとする。

(4)　職員の参集

ア　各課長等は、注意配備決定の伝達を受けた場合は、予め指定した職員を参集させ、所要の指示をするものとする。この際、予め指定した職員が参集出来ない可能性がある場合は、他の職員を参集させるものとする。

イ　予め指定された職員は、報道等によって、注意配備基準に該当する災害情報を覚知した場合及び課長等から参集を命ぜられた場合は、速やかに参集し、所要の業務に従事するものとする。

(5)　情報の収集及び分析

ア　各課長等（不在時は各課長等補佐）は、被災状況等に関する情報を収集し、防災危機管理課に通報するものとする。

イ　河川課長（不在時は河川課長補佐）及び防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）は、自ら得た情報と各課等から通報のあった情報を一元的に分析し、所要の内容を、庁内情報システム、千葉県防災情報システム及びメールを活用して、庁内、千葉県防災危機管理部、流山警察署警備課、陸上自衛隊需品学校企画室等に報告・通報するとともに、安心メール及び防災行政無線等を活用して市民に周知するものとする。

(6)　注意配備の終了

注意配備の終了及びその伝達等は、決定に準じて実施するものとする。

3　警戒配備（水防本部の設置）

(1)　警戒配備の基準

ア　警戒配備を実施する基準

流山市域に次の警報の１以上が発表され、市長が必要と認めたとき

（ア）　気象業務法に基づく予報

a.　大雨警報

b.　暴風警報

c.　洪水警報

（イ）　水防法（第 10 条の 2）に基づく予報

a.　江戸川はん濫警戒情報

（ウ）　集中豪雨等により被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき

イ　警戒配備を終了する基準

（ア）　災害が現に生じておらず、かつ、生じる恐れがないと認めるとき

（イ）　災害は生じているが、その程度が、平素の態勢をもって対処することが可能であり、これが拡大する恐れは無いと認めるとき

（ウ）　その他、必要なしと認めるとき

ウ　警戒配備における配備人員の基準

（ア）　防災危機管理課の全職員

（イ）　水防本部の本部員、全班長のほか、各班長が定めた所属職員（1/4 基準）、各公共施設の管理者

（ウ）　災害の発生その他の状況により必要と認める範囲

(2)　警戒配備の決定

ア　河川課長（不在時は河川課長補佐）及び防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）は、警戒配備を実施する基準に照らして、警戒配備の必要があると判断した場合は、土木部長、市民生活部長及び副市長の指示を受け、状況により、直接、市長（連絡不能時は副市長、市長及び副市長が共に連絡不能時は土木部長）に、所要の意見を具申するものとする。

イ　市長（連絡不能時は副市長、市長及び副市長が共に連絡不能時は土木部長）は、自らの判断又は上記意見具申を受けて、警戒配備及び水防本部の設置を決定し、河川課長（不在時は河川課長補佐）及び防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）に対して所要の指示をする。

(3)　警戒配備の伝達等

ア　防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）は、警戒配備の決定及び市長の指示等を、課業時間内は庁内放送及び庁内情報システムにより、課業時間外はメール及び電話により、各部長等に伝達するとともに、千葉県防災危機管理部及び流山市防災会議委員に報告・通報するものとする。

イ　各部長等は、警戒配備の決定及び市長の指示等の伝達を受けた場合は、各課長等に対して、その旨を伝達するとともに、所要の指示をするものとする。

ウ　防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）と秘書広報課長（不在時は秘書広報課課長補佐）は相互に協力し、防災行政無線、安心メール、広報車等及び報道機関を通じて、警戒配備の決定及びその他必要な事項を市民に広報するものとする。

(4)　職員の参集

ア　各課長等は、警戒配備決定の伝達を受けた場合は、予め指定した職員を参集させ、所要の指示をするものとする。この際、予め指定した職員が参集出来ない可能性がある場合は、他の職員を参集させるものとする。

イ　予め指定された職員は、報道等によって、警戒配備基準に該当する災害情報を覚知した場合及び課長等から参集を命ぜられた場合は、速やかに参集し、所要の業務（水防本部の事務等については、本章第３節「第３　水防活動」を参照。）に従事するものとする。

(5)　情報の収集及び分析

ア　各課長等（不在時は各課長等補佐）は、被災状況等に関する情報を収集し、防災危機管理課に通報するものとする。

イ　防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）は、自ら得た情報と各課等から通報のあった情報を一元的に分析し、配備検討会議において報告する。

また、所要の内容を、庁内情報システム、千葉県防災情報システム及びメールを活用して、庁内、千葉県防災危機管理部、流山市防災会議委員に報告・通報するとともに、安心メール及び防災行政無線等を活用して市民に周知するものとする。

(6)　対策の実施

各部長等は、市長（連絡不能時は副市長、市長及び副市長共に不在時は土木部長）の命令・指示に基づき、必要な措置をとるものとする。

(7)　警戒配備の終了

警戒配備の終了及びその伝達等は、決定に準じて実施するものとする。

第２　指定行政機関等の活動体制

【河川班・災対本部事務局・各班】

本市域に風水害等の災害が発生した場合、指定行政機関及び指定地方公共機関においては、それぞれの防災計画に基づき、本市や他機関との情報交換を行って自らの応急対策あるいは他機関と連携をとった応急対策の実施体制をとり、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等を行うものとする。

防災関係機関は、市に災害対策本部が設置された場合、その通知を受けて市災害対策本部の関係する各部、各班との連携を確保するとともに、機関相互の連携に努めるものとする。

第 3　市災害対策本部と国、県及び防災関係機関との連携

【災対本部事務局・全職員】

市は、市域で災害が発生した場合、民間団体、住民等も含め一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援・救護に努め、被害の拡大を最小限に止める必要がある。このため市は、防災対策の中枢機関として市災害対策本部を速やかに設置し、防災業務の遂行にあたるものとする。

なお、市災害対策本部は、災害対策基本法第 23 条第 1 項の規定に基づき、本市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、流山市災害対策本部条例（昭和 37 年条例第 19 号）に基づき設置するものである。

1　市災害対策本部の基準

(1)　市対策本部を設置する基準

ア　水防法（第 10 条の 2）に基づく予報のうち、江戸川河川氾らん危険情報が発表されたとき

イ　風水害等による局地災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき

ウ　災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助を適用する災害が生じたとき

(2)　市対策本部を廃止する基準

ア　災害応急対策が概ね完了したとき

イ　その他市災害対策本部長（以下「本部長」という。）が必要なしと認めたとき

(3)　市対策本部設置時における配備基準

災害の規模等に応じ、次を基準として、第 1 配備～第 3 配備を実施する。

表 3-1-2　配備基準

体制区分		配備基準	配備人員
市災害対策本部設置後［非常配備］	第 1 配備	ア　局地災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき	本部員、全班長のほか、各班長が定めた所属職員の概ね 1/3
	第 2 配備	ア　大規模な災害が発生したとき イ　市全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めたとき	本部員、全班長及び副班長のほか、各班長が定めた所属職員の概ね 2/3
	第 3 配備	ア　市全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき イ　災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助を適用する災害が生じたとき	全職員

表 3-1-3　配備要員数

部	班	担　当　課	第１配備	第２配備	第３配備
災対本部事務局		防災危機管理課	全　員		
		河川課（風水害時のみ）			
総務部	秘書広報班	秘書広報課	各 1/3 の職員	各 2/3 の職員	全　員
		企画政策課			
		マーケティング課			
		誘致推進課			
		行政改革推進課			
		工事検査室			
	総務班	総務課			
		人材育成課			
	財務会計班	財政調整課			
		財産活用課			
		会計課			
	情報収集班	税制課			
		市民税課			
		資産税課			
	総務協力班	議会事務局			
救援部	救援庶務班	社会福祉課			
	避難誘導救援班	コミュニティ課			
		市民課			
		高齢者生きがい推進課			
		介護支援課			
		障害者支援課			
		子ども家庭課			
		保育課			
	救護班	健康増進課			
		国保年金課			
	物資輸送班	商工課			
		農政課			
		農業委員会事務局			
	防疫衛生班	環境政策課			
		リサイクル推進課			
		クリーン推進課			
	救援協力班	選挙管理委員会事務局			
		監査委員事務局			
建設部	建設庶務班	道路管理課			
	道路班	道路建設課			
	河川班	下水道建設課			
		下水道業務課			
		河川課			
	都市計画班	都市計画課			
		建築住宅課			
		宅地課			
	都市整備班	まちづくり推進課			
		西平井・鰭ヶ崎地区区画整理事務所			
		みどりの課			
教育部	教育庶務班	教育総務課			
	学校教育班	学校教育課			
		指導課			
	生涯学習班	生涯学習課			
		公民館			
		図書・博物館			
水道部	水道庶務班	経営業務課			
	給水工務班	工務課			

注）　消防部については、消防本部が定める計画による。

2　災害対策本部設置の決定

ア　河川課長（不在時は河川課長補佐）及び防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）は、災害対策本部を設置する基準に照らして、災害対策本部設置の必要があると判断した場合は、市民生活部長及び副市長の指示を受け、状況により、直接、市長（連絡不能時は副市長、市長及び副市長が共に連絡不能時は市民生活部長）に、所要の意見を具申するものとする。

イ　市長（連絡不能時は副市長、市長及び副市長が共に連絡不能時は市民生活部長）は、自らの判断又は上記意見具申を受けて、対策本部の設置を決定し、防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）及び河川課長（不在時は河川課長補佐）に対して所要の指示をする。

3　市災害対策本部の組織構成及び機能

市災害対策本部の組織構成及び組織の機能は以下のとおりとする。

(1)　災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は図（p. 3-12）のとおりである。また、市災害対策本部長、市災害対策副本部長、市災害対策本部員は以下のとおりとする。

ア　市災害対策本部長は、市長をもって市災害対策本部の事務を統括する。

イ　市災害対策副本部長は、副市長をもって充てる。

ウ　指揮監及び指揮監補を設け、各々、市民生活部長及び防災危機管理課長をもって充てる。

エ　市災害対策本部員は、教育長、水道事業管理者及び消防長、流山市部設置条例（昭和 43 年流山市条例第 5 号）第 1 条に規定する部の長、流山市教育委員会組織規則（平成 16 年）流山市教育委員会規則第 5 号第 12 条に規定する部の長、及び、その他市災害本部長が必要と認めるものをもって充てる。

なお、水防管理者（市長）が水防の警戒体制を図る必要があると認めるとき、第 3 節「第 3　水防活動」に準じて流山市水防本部を設置するが、市災害対策本部が設置された場合には、水防本部は市災害対策本部に移行、吸収され、水防本部を廃止する。

さらに、本部長は、災害の状況その他により必要があると認めるときは、特定の部・班に対して種別の異なる配備体制を指示することができる。

(2)　市災害対策本部事務局

ア　市災害対策本部長の補佐機関として、市災害対策本部事務局（以下「災対本部事務局」という。）を設ける。

イ　災対本部事務局長及び同次長には、各々、市民生活部長及び防災危機管理課長をもって充てる。

ウ　災対本部事務局職員は防災危機管理課の全職員及び総務課の職員３名をもって充てる。

(3)　連絡員

ア　市災害対策本部の情報の収集・伝達体制の確立及び市職員全体で情報共有を図るため、各班に連絡員を設けるものとする。

イ　連絡員は、各班長が指名するものをもって各班に配置し、各班で収集した情報を市災害対策本部事務局に伝達するとともに、市災害対策本部事務局で収集・整理された災害情報や活動状況等を自班の班長に伝達するものとする。

(4)　各部の分掌事務

市災害対策本部に置く部の分掌事務を、表（p. 3-13～17）のように定める。ただし、特例として市災害対策本部長は、災害の状況等により必要があると認めるときは、当該災害の状況等に応じた組織編成及び分掌事務を定める。

(5)　活動体制別職員配備数

活動体制別の職員配備数の基準は、原則として本節第３「1　市災害対策本部の基準」によるものとするが、各部長は災害対策状況の推移に応じて適宜職員配備数を増減し、対策の効率的運営に努めるものとする。

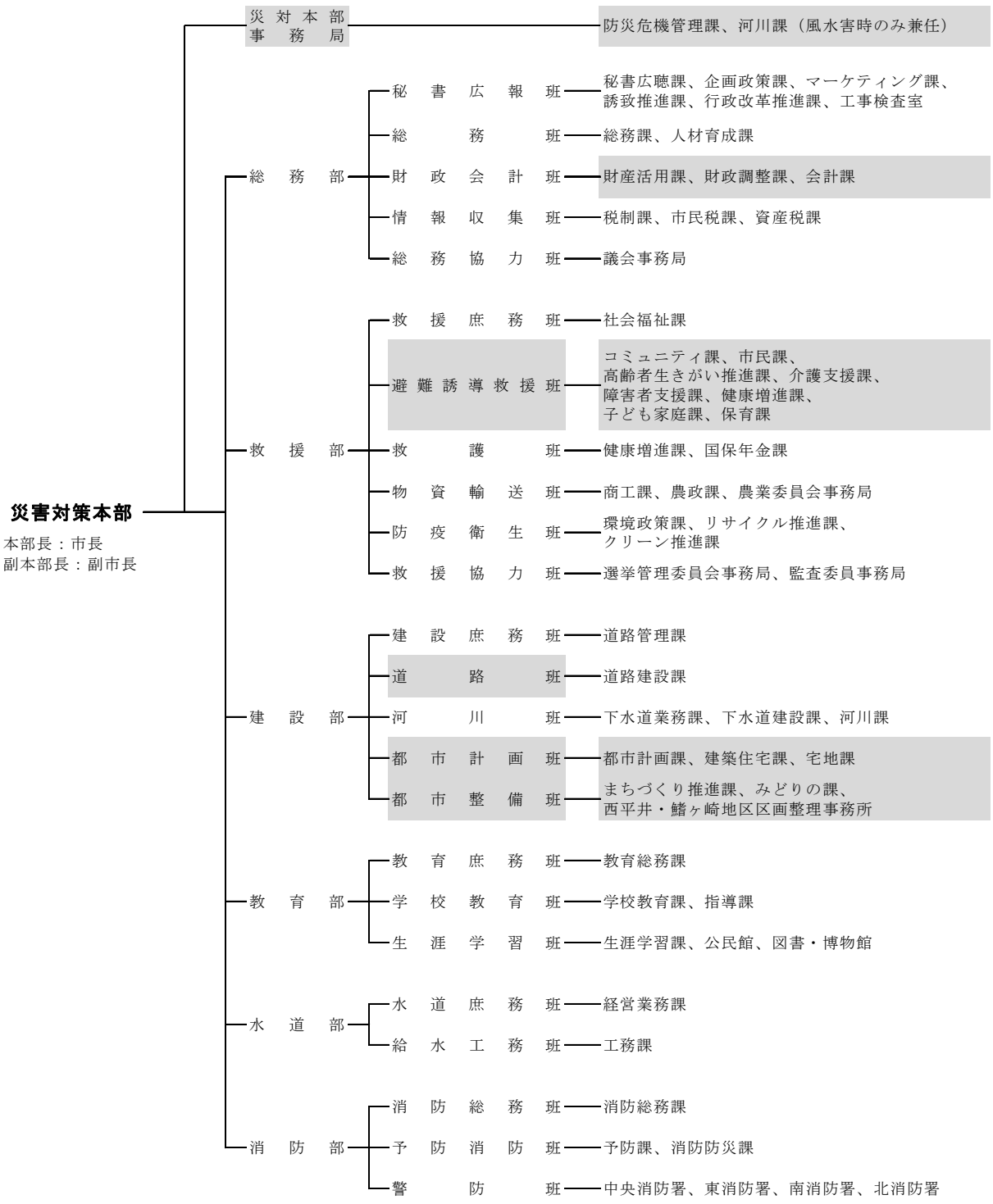

図 3-1-1　市災害対策本部組織図

表 3-1-4　本部室構成

本部	本部長	市長
	副本部長	副市長
	指揮監	市民生活部長
	本部員	教育長
		水道事業管理者
		総合政策部長
		総務部長
		財政部長
		健康福祉部長
		子ども家庭部長
		産業振興部長
		環境部長
		都市計画部長
		都市整備部長
		土木部長
		学校教育部長
		生涯学習部長
		消防長
		その他本部長が必要と認めた者

表 3-1-5(1)　市災害対策本部の編成及び各部各班の事務分掌(1/5)

本部設置時の職名	事務分掌
本部長：市長	災害対策本部の事務を総括する。
副本部長：副市長	本部長を補佐する。本部長不在時及び本部長に命ぜられた範囲で、その職務を代行する。
指揮監：市民生活部長（災対本部事務局長と兼務）	本部長、副本部長を補佐し、その命を受けて災害対策本部事務を掌理し、災害対策本部を代表して関係防災機関等と連絡するとともに、本部員を指揮監督する。 本部長及び副本部長が共に不在時に、本部長の職務を代行する。
指揮監補：防災危機管理課長（災害対策本部事務局次長と兼務）	指揮監を補佐する。 指揮監が不在時及び指揮監に命ぜられた範囲で、その職務を代行する。

局	事務分掌
災対本部事務局 事務局長：市民生活部長（兼務） 事務局次長： ①防災危機管理課長（兼務） ②河川課長（兼務） 事務局次長補佐： 防災危機管理課長補佐	1　災害対策本部の設置及び本部室の運営に関すること。 2　災害情報の総括及び報告に関すること。 3　災害情報の一元管理及び共有に関すること。 4　警報の伝達に関すること。 5　避難の勧告及び指示に関すること。 6　県災害対策本部との連絡に関すること。 7　県及び近隣市町への応援要請に関すること。 8　協定締結市町村への応援要請に関すること。 9　指定公共機関その他関係機関との連絡に関すること。 10　自衛隊への災害派遣要請に関すること。 11　県・市防災行政無線の運用統制に関すること。 12　り災証明書の発行に関すること。

表 3-1-5(2)　市災害対策本部の編成及び各部各班の事務分掌(2/5)

部	班	事務分掌
総務部 総務部長：総務部長 総務部次長： ①総合政策部長 ②財政部長 ③議会事務局長 ④会計管理者	秘書広報班 秘書広報班長： 秘書広報課長 秘書広報班副班長： ①企画政策課長 ②マーケティング課長 ③誘致推進課長 ④行政改革推進課長 ⑤工事検査室長	1　本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2　災害視察及び見舞者の接遇に関すること。 3　災害・復旧・復興情報の広報に関すること。 4　災害時の記録及び撮影に関すること。 5　報道機関との連絡に関すること。 6　広聴活動及び各種相談に関すること。 7　外国人への情報提供及び相談に関すること。 8　情報システムの管理に関すること。
	総務班 総務班長：総務課長 総務班副班長： 人材育成課長	1　労務提供に関すること。 2　職員及び来庁者に対する安全確保に関すること。 3　災害対策従事者名簿の作成に関すること。 4　部の庶務に関すること。
	財務会計班 財務会計班長： 財政調整課長 財務会計班副班長： ①財産活用課長 ②会計課長	1　災害時の応急財政措置に関すること。 2　災害関係経費の出納に関すること。 3　義援金品の受領、保管及び礼状に関すること。 4　流山市部設置条例（昭和43年流山市条例第５号。以下「部設置条例」という。）第１条に規定する総合政策部、総務部及び財政部の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関すること。 5　公用車の集中管理及び自動車の借上げに関すること。 6　庁舎管理及び庁内施設の保全に関すること。 7　応急措置のための土地収用等に関すること。 8　非常用備品等の購入に関すること。
	情報収集班 情報収集班長：税制課長 情報収集班副班長： ①市民税課長 ②資産税課長	1　災害情報の収集及び伝達に関すること。 2　被害の調査及び集計に関すること。 3　家屋の被害認定調査に関すること。
	総務協力班 総務協力班長： 議会事務局次長	部内他班の協力に関すること。
救援部 救援部長：健康福祉部長 救援次長： ①環境部長 ②産業振興部長 ③子ども家庭部長 ④選挙管理委員会事務局長 ⑤監査委員事務局長 ⑥農業委員会事務局長	救援庶務班 救援庶務班長： 社会福祉課長	1　部内各班との連絡調整に関すること。 2　部設置条例第１条に規定する市民生活部、健康福祉部、子ども家庭部、産業振興部及び環境部の所管に属する施設の被害調査及び報告に関すること。 3　救援物資の受領に関すること。 4　災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく事務処理に関すること。 5　日本赤十字社等との連絡調整に関すること。 6　ボランティア活動の受付支援に関すること。 7　福祉会館の避難所開設協力に関すること。 8　福祉避難所の確保に関すること。 9　福祉関係被害状況の調査・報告に関すること。 10　生活福祉資金の貸付、災害見舞金の支給に関すること。 11　被災地支援に関すること。 12　遠方の被災地からの避難者の支援に関すること。 13　部の庶務に関すること。

表 3-1-5(3)　市災害対策本部の編成及び各部各班の事務分掌(3/5)

部	班	事務分掌
(救援部つづき)	避難誘導救援班 避難誘導救援班長： コミュニティ課長 避難誘導救援班副班長： ①市民課長 ②高齢者生きがい推進課長 ③介護支援課長 ④障害者支援課長 ⑤子ども家庭課長 ⑥保育課長	1　避難所の開設・運営に関すること。 2　避難所への誘導に関すること。 3　避難所の記録簿及び物品受払簿の作成に関すること。 4　避難所の秩序維持に関すること。 5　市民等の安否確認及び緊急保護に関すること。 6　災害時要援護者に対する巡回相談に関すること。 7　避難所外避難者への支援に関すること。 8　避難者に対する入浴サービスの提供に関すること。 9　帰宅困難者・滞留者対策に関すること。 10　交通機関等との連絡調整に関すること。 11　防犯活動に関すること。
	救護班 救護班長：健康増進課長 救護副班長： 国保年金課長	1　救護所の設置に関すること。 2　被災者の医療及び助産に関すること。 3　医療機関との連絡調整に関すること。 4　医療品及び衛生機（器）材の調達及び保管に関すること。 5　避難者の身体及び心のケアに関すること。 6　衛生関係被害状況の調査及び報告に関すること。 7　感染症予防対策に関すること。
	物資輸送班 物資輸送班長：商工課長 物資輸送班副班長： ①農政課長 ②農業委員会事務局次長	1　生活必需品の調達、支給及び配送に関すること。 2　主要食糧の確保、支給及び配送に関すること。 3　商工業関係被害の調査及び報告に関すること。 4　農業関係被害の調査及び報告に関すること。 5　商工会議所等関係団体との連絡調整に関すること。 6　り災中小企業者に対する金融措置に関すること。 7　農業関係者への資金融資等に関すること。
	防疫衛生班 防疫衛生班長： 環境政策課長 防疫衛生班副班長： ①リサイクル推進課長 ②クリーン推進課長	1　災害時の防疫及び消毒に関すること。 2　災害時のし尿及びごみの処理に関すること。 3　仮設トイレの確保及び設置に関すること。 4　死体の捜索、一時保存、安置、処理及び埋葬に関すること。 5　動物の死体の処理に関すること。 6　ペット対策に関すること。 7　被災地における環境保全及び公害発生の防止に関すること。 8　災害廃棄物の保管及び処理に関すること。 9　放射能対策に関すること。
	救援協力班 救援協力班長： 選挙管理委員会事務局次長 救援協力班副班長： 監査委員事務局次長	部内他班の協力に関すること。

表 3-1-5(4)　市災害対策本部の編成及び各部各班の事務分掌(4/5)

部	班	事務分掌
建設部 建設部長：土木部長 建設部次長： ①都市計画部長 ②都市整備部長	建設庶務班 建設庶務班長： 道路管理課長	1　部内各班との連絡調整に関すること。 2　災害時の道路管理に関すること。 3　崖崩れ対策に関すること。 4　部設置条例第１条に規定する都市計画部、都市整備部及び土木部の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関すること。 5　障害物の除去に関すること。 6　建設資機材の確保に関すること。 7　建設団体等との連絡調整に関すること。 8　交通規制に関すること。 9　交通安全対策に関すること。 10　部の庶務に関すること。
	道路班 道路班長：道路建設課長	1　道路及び橋梁の応急修理及び復旧に関すること。
	河川班 河川班長：下水道建設課長 河川班副班長： ①下水道業務課長 ②河川課長（兼務）	1　河川及び下水道施設の応急修理及び復旧に関すること。 2　水防活動に関すること。 3　千葉県湛水防除事業流山排水機場の保安に関すること。
	都市計画班 都市計画班長： 都市計画課長 都市計画班副班長： ①建築住宅課長 ②宅地課長	1　応急仮設住宅の建築等に関すること。 2　市営住宅の応急修理及び復旧に関すること。 3　被災建築物の応急危険度判定に関すること。 4　被災宅地危険度判定に関すること。 5　市営住宅や民間住宅等の空き家情報の提供に関すること。 6　住宅の応急措置や応急復旧の相談、指導に関すること。
	都市整備班 都市整備班長： まちづくり推進課長 都市整備班副班長： ①西平井・鰭ヶ崎地区区画整理事務所長 ②みどりの課長	1　公園施設等の復旧に関すること。 2　建物の除去に関すること。 3　部内他班の協力に関すること。
教育部 教育部長：学校教育部長 教育部次長： 生涯学習部長	教育庶務班 教育庶務班長： 教育総務課長	1　部内各班との連絡調整に関すること。 2　流山市教育委員会の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関すること。 3　小・中学校その他の教育施設の応急修理に関すること。 4　部の庶務に関すること。
	学校教育班 学校教育班長： 学校教育課長 学校教育班長： 指導課長	1　教職員が行う園児、児童及び生徒の避難誘導及び保護指導の助成に関すること。 2　災害時の応急教育に関すること。 3　園児、児童及び生徒の心のケアに関すること。 4　学用品等の調達及び支給に関すること。 5　教育関係機関等との連絡調整に関すること。 6　炊き出しの協力に関すること。 7　避難誘導救援班との連絡調整に関すること。
	生涯学習班 生涯学習班長： 生涯学習課長 生涯学習班副班長： ①公民館長 ②図書・博物館長	1　社会教育施設の応急修理に関すること。 2　教育施設に係る避難所開設協力に関すること。 3　文化財の保護及び復旧に関すること。 4　教育関係機関等との連絡調整に関すること。 5　炊き出しの協力に関すること。 6　避難誘導救援班との連絡調整に関すること。

表 3-1-5(5)　市災害対策本部の編成及び各部各班の事務分掌(5/5)

部	班	事務分掌
水道部 水道部長：水道局次長	水道庶務班 水道庶務班長： （水）経営業務課長	1　給水工務班との連絡調整に関すること。 2　水道用資機材の調達及び管理に関すること。 3　流山市水道事業の設置等に関する条例（昭和43年流山市条例第19号）第３条に規定する水道局の所管に属する施設（以下「水道施設」という。）の被害調査の集計及び報告に関すること。 4　水道関係機関との連絡調整に関すること。 5　部の庶務に関すること。
	給水工務班 給水工務班長： （水）工務課長	1　水道施設の応急工事に関すること。 2　水道施設の被害調査に関すること。 3　飲料水の確保及び給水に関すること。
消防部 消防部長：消防長	消防総務班 消防総務班長： 消防総務課長	1　部内各班との連絡調整に関すること。 2　消防に係る関係機関との連絡に関すること。 3　消防資機材の調達に関すること。 4　消防本部及び消防署の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関すること。 5　部の庶務に関すること。
	予防消防班 予防消防班長： 消防防災課長 予防消防班副班長： 予防課長	1　消防隊の総括運用及び指令に関すること。 2　消防災害の情報の収集及び伝達に関すること。 3　消防職員及び消防団員の非常参集に関すること。 4　消防通信の統制運用に関すること。 5　消防に係る災害の調査及び集計に関すること。 6　危険物施設及び防火対象物の災害防止に関すること。 7　消防の相互応援に関すること。 8　予防広報に関すること。
	警防班 警防班長：中央消防署長 警防班副班長： ①北消防署長 ②東消防署長 ③南消防署長	1　消防警戒区域の設定に関すること。 2　消防災害の防御活動に関すること。 3　避難に関すること。 4　現場広報に関すること。

備考
（１）　○数字は、事務局長不在時の代行順
（２）　各班の所属職員は、班の欄に記載するそれぞれの課等の長が業務を掌理する課等に所属する職員とする。
（３）　風水害時においては、河川課の課長は当該課の職員のうちから災対本部事務局及び河川班に配置する職員をあらかじめ指定しておくものとする。

(6)　市現地災害対策本部

ア　組織編成

（ア）　本部長は、早急な諸対策等を行うために必要と認めるときは、市現地災害対策本部を災害発生地域に設けることができる。

（イ）　市現地災害対策本部長は、市災害対策本部の副本部長又は本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

（ウ）　市現地災害対策本部員は、本部長が市現地災害対策本部長と協議のうえ指名する者をもって充てる。

イ　所掌事務

（ア）　被害状況、復旧状況の情報収集

（イ）　自衛隊の災害派遣についての意見具申

（ウ）　本部長の指示による応急対策の推進

（エ）　各種相談業務の実施

（オ）　その他緊急を要する応急対策の実施

ウ　設置場所

市現地災害対策本部の設置場所は、災害現地又はその近隣の公共施設とする。

4　災害対策本部設置の伝達等

ア　防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）は、災害対策本部設置の決定及び市長の指示等を、課業時間内は庁内放送及び庁内情報システムにより、課業時間外はメール及び電話により、各部長等に伝達するとともに、千葉県防災危機管理部、野田市、柏市、松戸市防災担当課及び流山市防災会議委員に報告・通報するものとする。

イ　加入電話が使用不能の場合等、必要に応じて、県が日本放送協会（NHK）千葉放送局、(株)ニッポン放送、千葉テレビ放送(株)及び(株)ベイエフエムと締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じて職員の動員に関する放送を要請し、伝達するものとする。また、(株)JCN コアラ葛飾に対しても放送を要請するものとする。

ウ　各部長等は、災害対策本部設置の決定及び市長の指示等の伝達を受けた場合は、各課長等に対して、その旨を伝達するとともに、所要の指示をするものとする。

エ　防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）と秘書広報課長（不在時は秘書広報課課長補佐）は相互に協力し、防災行政無線、安心メール、広報車等及び報道機関を通じて、対策本部の設置及びその他必要な事項を市民に広報するものとする。

5　職員の参集

ア　職員は、勤務時間外に配備基準に該当する災害情報を覚知した場合は、該当する配備基準に従い、配備指令が伝達される前に自主的に登庁するものとする。

また、市災害対策本部設置後職員は、直ちに所定の班に参集するものとする。参集不能の状態にあるときは、当該職員の所属長を通じて市災害対策本部にその旨連絡するよう努めるものとする。

イ　職員は、所定の場所に参集出来ない場合は、その旨、所属する班又は災対本部事務局に報告するとともに、最寄りの市の施設に参集するよう努めるものとする。

ウ　職員は、参集に際して、食糧（1 食分程度)、飲料水（水筒)、ラジオ等の携行に努めるものとする。

エ　各部は、職員との連絡を確保し、その参集及び被災状況等を把握、所要の職員の早期動員に努めるとともに、その状況を災対本部事務局に通報するものとする。

6　市災害対策本部の場所及び配置

市災害対策本部室を、流山市役所第１庁舎庁議室に常設し、必要な資機材を準備し、円滑な本部会議の運営及び関係者の情報の共有と連携強化を図る。

本部室の配置の基準は次のとおりとする。

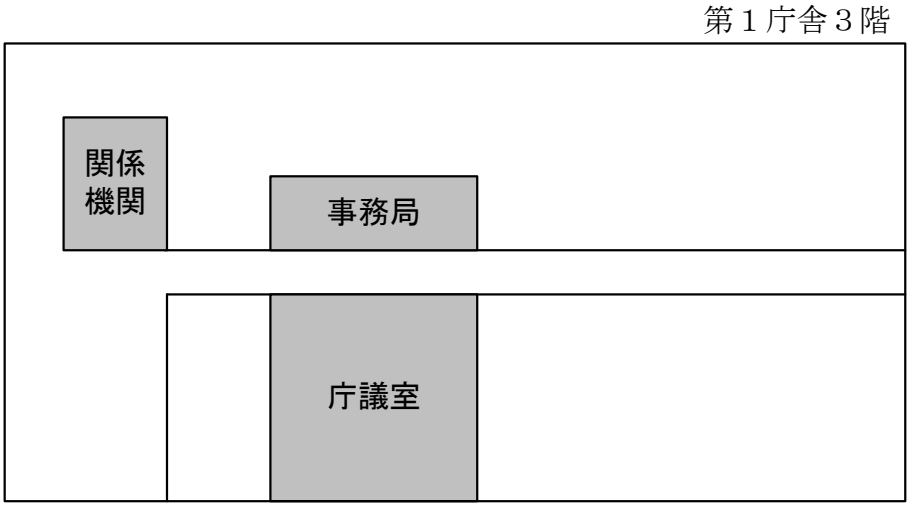

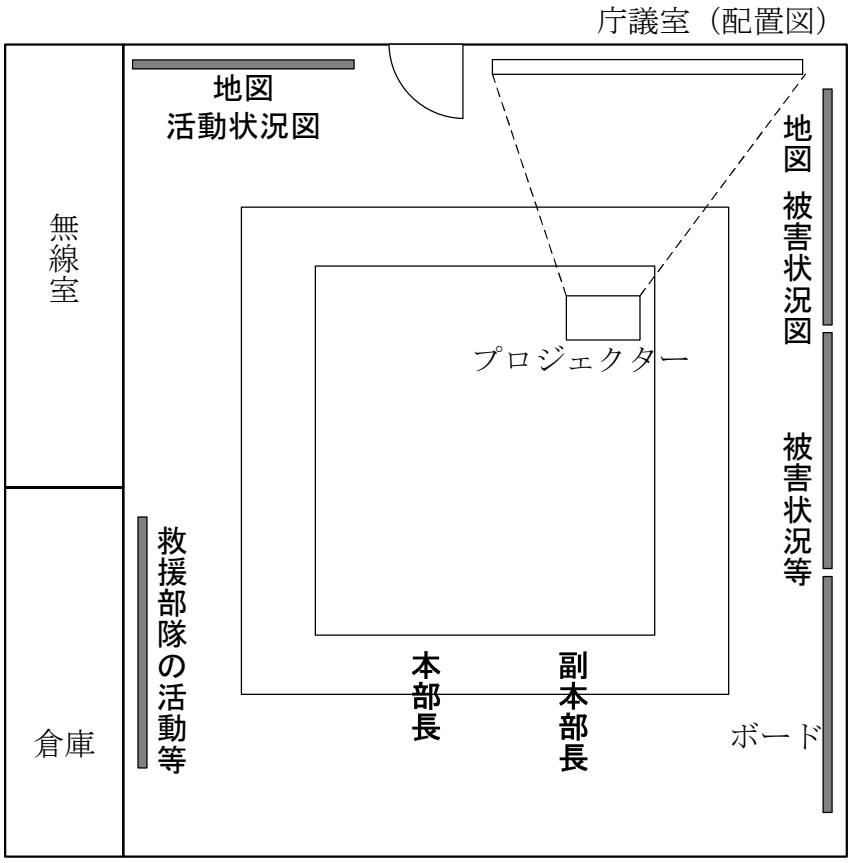

図 3-1-2　災害対策本部の設置場所及び配置図

7　市災害対策本部の運営

(1)　市災害対策本部の運営

市災害対策本部の運営等については、流山市災害対策本部規則（昭和 41 年流山市規則第 33 号）による。

(2)　被災状況等に関する情報の収集及び分析

ア　各部は、被災状況等に関する情報を収集し、災対本部事務局に通報するものとする。

イ　災対本部事務局は、自ら得た情報と各課等から通報のあった情報を一元的に分析して、災害対策室の該当状況図等に記入し、常に最新の状態に維持するとともに、庁内情報システム、千葉県防災情報システム、安心メール及び防災行政無線等を活用して、庁内、千葉県防災危機管理部、流山市防災会議委員及び市民に、報告・通報、周知するものとする。

(3)　災害応急活動状況の把握

各部は、事務分掌に応ずる災害応急活動の状況を、災害対策室の該当状況図等に記入し、常に最新の状態に維持するとともに、庁内情報システム、千葉県防災情報システム、安心メール及び防災行政無線等を活用して、庁内、千葉県庁、流山市防災会議委員及び市民に、報告・通報、周知するものとする。

(4)　市災害対策本部会議

ア　組織及び協議事項

市災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）は、本部長、副本部長、本部員をもって組織し（本章「第１節第３2(4)　図　市災害対策本部組織図)、概ね次に掲げる災害予防、災害応急対策及びその他の防災に関する重要な事項について協議する。

（ア）　災害救助法適用基準の報告又は要請の実施に関すること。
（イ）　市災害対策本部の活動体制に関すること。
（ウ）　災害応急対策の実施及び調整に関すること。
（エ）　応援要請に関すること。
（オ）　自衛隊の災害派遣要請及び配備に係る県との調整に関すること。
（カ）　災害広報に関すること。
（キ）　国に対する要望に関すること。
（ク）　市災害対策本部の廃止に関すること。
（ケ）　その他重要な事項に関すること。

イ　招集

本部会議は、本部長が必要の都度招集する。また、招集の伝達は、災対本部事務局が、勤務時間中においては庁内放送等を通じて行い、勤務時間外においては携帯電話等を用いて実施する。

ウ　第１回開催時間

（ア）　課業時間内に発災した場合

発災１時間後を基準

（イ）　課業時間外に発災した場合

発災２時間後を基準

(5)　防災関係機関等に対する連絡員の派遣要請

本部長は、被害状況及び応急対策実施状況に関する情報を交換し、効率的な応急対策を実施するため必要があると認める場合は、防災関係機関等に対し連絡員の派遣を要請するものとする。

要請を受けた機関は、速やかに連絡員を派遣するものとし、連絡員には所属機関との連絡を確保するための無線機等を携行させるよう配慮するものとする。

(6)　職員の増強

ア　職員の派遣要請

災害応急対策実施のため必要があるときは、災害対策基本法の関係法令及び相互応援協定等により、国、県及び他市町村等に対して職員の派遣を求めるものとする。

イ　退職職員の臨時雇用

災害応急対策の実施について要員が不足した場合は、必要に応じて退職した市職員を臨時職員として雇用するものとする。

(7)　職員の健康管理及び給食等

災対本部事務局長は、職員の健康管理及び給食等に必要な基本的な措置を講じるものとし、各部長及び各班長は、班員の健康及び勤務の状態等に常に配意し、適切な措置をとるものとする。

(8)　関係者以外の立入制限

市災害対策本部は、円滑に業務を行うため、必要に応じて、関係者以外の立入りを制限するものとする。

8　本部及び本部職員の腕章等

災害対策に従事する職員及び自動車について身分等を明確にするため、次のとおり腕章及び標識を定める。

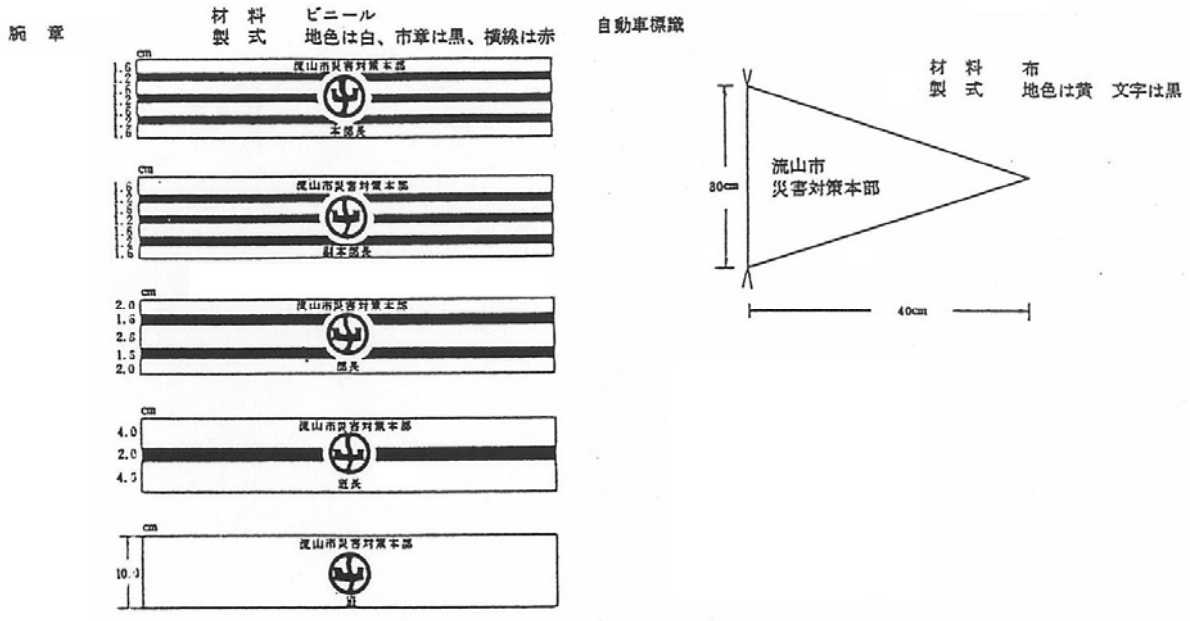

図 3-1-3　腕章及び自動車標識

9　県及び国の対策本部との連携

市は、県の災害対策本部、国の非常（緊急）災害現地対策本部との連携を図り、総合的かつ効果的な災害応急対策を効果的に実施するものとする。国、県、市の総合的な防災体制は次のとおりであり、相互に連絡調整を図るものとする。

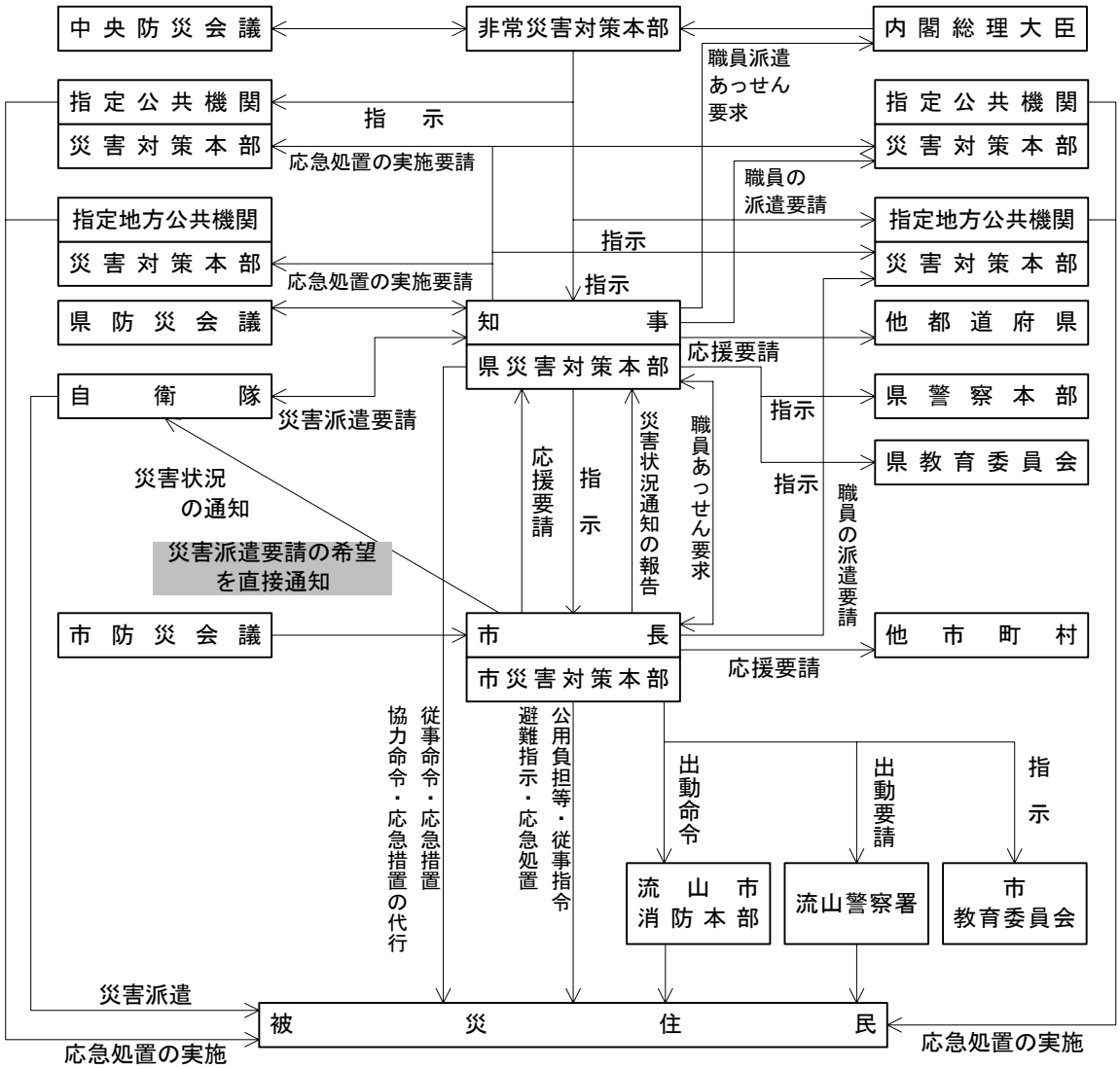

図 3-1-4　総合防災体制図

第 4　災害救助法の適用手続等

【河川班・災対本部事務局・救援庶務班】

災害により、市域の被害が災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用基準に該当する場合は、同法の適用を受けて必要な救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図るものとする。

1　災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、同法施行令第 1 条に定めるところによる。同施行令によると、災害による被害が次に掲げる基準に該当し、県知事が救助を必要と認めたときに、市町村単位にその適用地域が指定される。

表 3-1-6　災害救助法の適用基準（平成 23 年 4 月住民基本台帳人口：164,294 人）

指標となる被害項目	適用の基準	該当条項
市内の住家が滅失（り災）した世帯の数	100 以上	第１項１号
県内の住家が滅失（り災）した世帯の数そのうち市内の住家が滅失（り災）した世帯の数	2,500 以上	第１項２号
	50 以上	
県内の住家が滅失（り災）した世帯の数そのうち市内の住家が滅失（り災）した世帯の数	12,000 以上	第１項３号
	多　数	
多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合	県知事が厚生労働大臣と協議	第１項４号

2　滅失世帯の算定基準

市が、災害救助法適用の判断及びその手続を行うに当たっては、被害情報の収集及び伝達体制により、被害状況の把握及び認定の作業を迅速かつ的確に行うものとする。

また、災害救助法の適用に当たっての被害状況の把握及び認定は、次の基準で行う。

(1)　被災世帯の算定

住家の滅失した世帯の算定に当たっては、住家が半焼する等、著しく損傷した世帯は 2 世帯をもって、住家が床上浸水・土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は 3 世帯をもって、それぞれ住家の滅失した 1 世帯とみなす。

(2)　住家の滅失等の算定

滅失、半壊等の認定は、「被害の認定基準」によるが、住家被害については，以下の表のとおりである。

表 3-1-7　住家被害程度の認定基準

被害の区分	認　定　の　基　準
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、消失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。
住家の半壊	住家がその居住するための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
(1)　全壊、半壊：被害認定基準による (2)　大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行に（平成 (3)　平成 19 年 12 月 14 日付府政防第 880 号内閣府政策統括官（防災担当）通知)」による (4)　本運用指針においては、住家の損害割合により、住家の被害の程度を判定する場合えの具体的な調査・判定方法を定めるものである。	

※　詳細は、内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」による。

(3)　住家及び世帯の単位

ア　住家

住家とは、現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断・独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって 1 住家として取り扱う。

イ　世帯

世帯とは、生計を一にしている実際の生活の単位をいう。

3　災害救助法の適用手続

(1)　災害救助法の適用要請

市域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を県知事に報告し、災害救助法の適用を県知事に要請する。要請は、次に掲

げる事項について松戸健康福祉センターを経由して県知事に要請するものとし、とりあえず口頭又は電話で要請し、後日改めて文書を提出するものとする。

ア　災害発生の日時及び場所

イ　災害の原因及び被害の状況

ウ　適用を要請する理由

エ　適用の有無

オ　既にとった救助措置及びとろうとする救助措置

カ　その他必要な事項

(2)　適用要請の特例

災害救助法施行細則（昭和 23 年千葉県規則第 19 号）第 5 条の規定により、災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに県知事に報告するものとする。その後の措置に関しては県知事の指揮により行うものとする。

また、災害救助期間の延長等の特例申請については、松戸健康福祉センターを通じて行う。

4　災害救助法による救助の内容等

災害救助法が適用された場合は、住民の生命・身体・財産を保護するため、千葉県災害救助法施行細則に基づき、速やかに対策を実施するものとする。

(1)　災害報告及び救助実施状況による報告

災害救助法に基づく「災害報告」には、「発生報告」、「中間報告」、「決定報告」の 3 段階があり、災害発生の時間的経過に添って、その都度県知事に報告するものとする。

また、初期活動から救助活動が完了するまでの間、各救助種目の救助実施状況を日毎に記録・整理し、県知事に報告するものとする。

(2)　救助の程度、方法、期間及び実費弁償等

災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償については、資料 93 参照。

5　救助業務の実施者

災害救助法適用後の救助業務は国の責任において実施されるものであるが、その実施については県知事に全面的に委任されている。

救助は、災害の発生と同時に迅速に行わなくてはならないため、県では次のとおり救助の実施に関する事務の一部を、災害救助法第 30 条の規定に基づき、市長に委任することができる。

なお、この法律の適用以外の災害については、災害対策基本法第 5 条に基づき、市長（本部長）が応急措置を実施する。

《資料 99》

表 3-1-8　災害救助法適用後の救助の種類及び実施者

救助の種類		実施期間	実施者	市への委託の有無
収容施設の給与	避難所	開設 7 日以内	県知事	○
	応急仮設住宅	20 日以内に着工 完成後 2 年後まで存続	県知事 (住宅課)	
炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	炊出しその他による食品の給与	7 日以内	県知事	○
	飲料水の供給	7 日以内	県知事	○
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		10 日以内	県知事	○
医療及び助産	医療	14 日以内	県知事 (救護班・日赤)	
	助産	分娩日から 7 日以内	県知事 (救護班・日赤)	
災害にかかった者の救出		3 日以内	県知事	○
災害にかかった住宅の応急修理		1 か月以内完了	県知事	○
生業に必要な資金の貸与		1 か月以内完了 貸与期間 2 年以内	県知事	
学用品の給与		教科書 1 か月以内 その他の学用品 15 日以内	県知事	○
埋葬		10 日以内	県知事	○
応急救助のための輸送費		当該救助の実施が認められる期間以内	県知事	○
応急救助のための賃金職員等雇上費		当該救助の実施が認められる期間以内	県知事	○
死体の捜索		10 日以内	県知事	○
死体の処理		10 日以内	県知事 (救護班・日赤)	
障害物の除去		10 日以内	県知事	○

第２節　情報の収集・伝達計画

市は、風水害等の災害が発生した場合、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制の迅速な立ち上げを図るとともに、災害救助法の適用等を速やかに判断できるよう、被害状況の的確な把握に努めるものとする。

第１　気象注意報・警報等の伝達

【河川班・災対本部事務局・情報収集班・予防消防班】

１　気象警報等の伝達系統及び方法

(1)　伝達系統

気象警報等は、次のような経路で本市に伝達される。

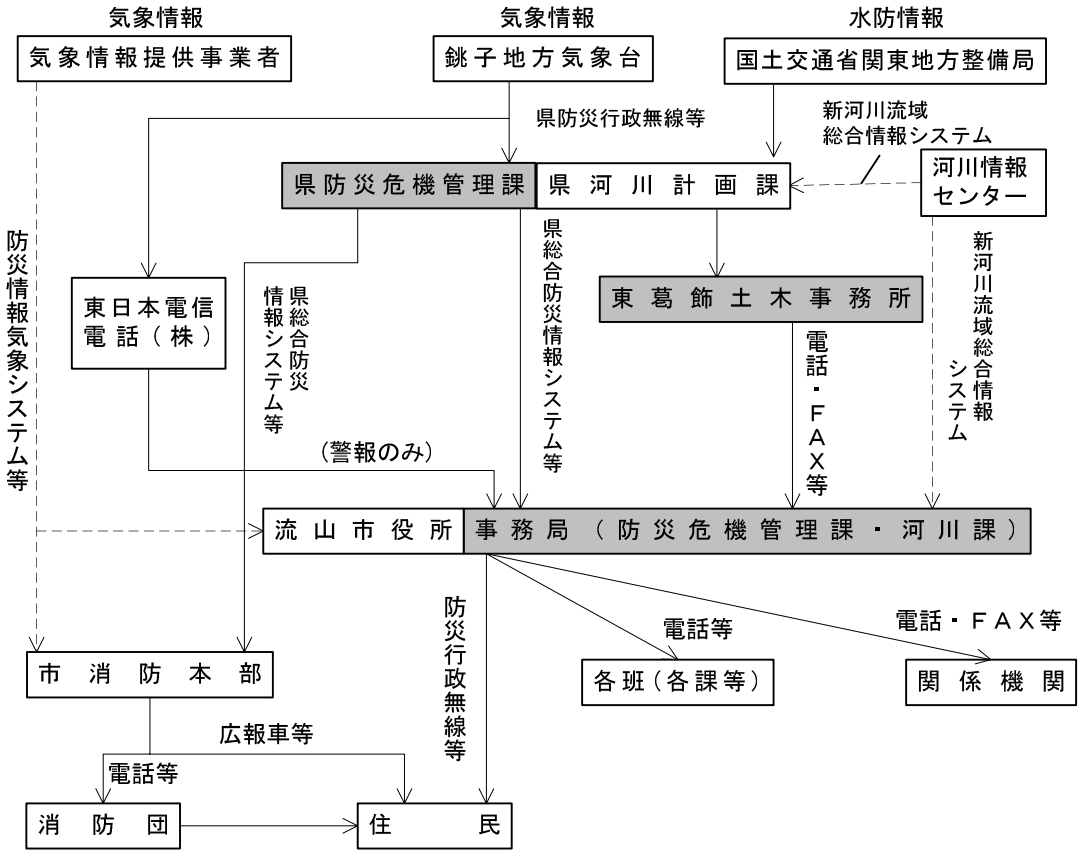

図 3-2-1　気象警報等の伝達系統

(2) 伝達方法

ア　防災危機管理課は、気象警報等を受理したとき必要に応じて関係各課及び関係機関に伝達するほか、防災行政無線等を利用して住民に伝達する。

イ　消防本部は、消防機関に伝達するとともに、広報車等により住民に伝達するものとする。

なお、休日又は退庁後において気象警報等を受理した場合には、緊急性のあるものに限り防災行政無線の遠隔操作を行い、住民に伝達するものとする。

ウ　休日又は退庁後に気象情報等を受理した守衛は、防災危機管理課長に連絡し、指示を仰ぐとともに、河川課長に連絡する。

エ　自治会長は、防災行政無線の戸別受信機もしくは市からの電話連絡により気象警報等を受信した場合は、地域住民に伝達するものとする。

2　気象警報等の種類と発表基準

(1)　注意報

表 3-2-1(1)　気象注意報の種類と発表基準(1/2)

種類				発表基準
注意報	一般の利用に適合するもの	気象注意報	風雪注意報	風雪によって被害が予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 降雪を伴い平均風速が 13m/s 以上と予想される場合。雷を伴う。
			強風注意報	強風によって被害が予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が 13m/s 以上と予想される場合。
			大雨注意報	大雨によって被害が予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 1 時間雨量が 30mm 以上又は土壌雨量指数が基準以上（92）と予想される場合。
			大雪注意報	大雪によって重大な被害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 24 時間の降雪の深さが 5cm 以上と予想される場合。
			濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 濃霧によって視程が 100m 以下になると予想される場合。
			雷注意報	落雷等によって被害が予想される場合。
			乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度が 60%以下で、最小湿度が 30%以下になると予想される場合。
			着氷（雪）注意報	激しい着氷（雪）が予想される場合。
			霜注意報	晩霜によって農作物等に著しい被害が予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 4 月 1 日から 5 月 31 日までに最低気温が 4℃以下と予想される場合。
			低温注意報	低温によって農作物等に著しい被害が予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 夏期最低気温が銚子気象台で 16℃以下が 2 日以上継続、冬期最低気温が銚子気象台で-3℃以下、千葉特別地域観測所で-5℃以下と予想される場合。

表 3-2-1(2)　気象注意報の種類と発表基準(2/2)

種類				発表基準
注意報	一般の利用に適合するもの	※1 地面現象注意報	地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって被害が予想される場合。
		高潮注意報	高潮注意報	
		波浪注意報	波浪注意報	
		※1 浸水注意報	浸水注意報	浸水によって被害が予想される場合。
		洪水注意報	洪水注意報	洪水によって被害が予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 1 時間雨量が 30㎜ 以上又は 1 時間雨量が 20㎜ 以上かつ江戸川流域雨量指数(9)以上と予想される場合。
	※2 水防活動の利用に適合するもの	水防活動用気象注意報	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報に同じ。
		水防活動用高潮注意報	高潮注意報	一般の利用に適合する高潮注意報に同じ。
		水防活動用注意報	洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報に同じ。

注）1. 発表基準欄に記載した数値は、県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の概ねの目安である。
これは、近年宅地開発等により災害発生が多くなり、今後この数値は変わることもある。
2.　※1　この注意報は、標題を出さないで気象注意報と含めて行う。
※2　水防活動の利用に適合する注意報は、一般の注意報のうち水防に関するものを用いて行い、水防活動用の語は用いない。
3. 注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。
また、新たな注意報又は警報が発表される時は、これまで継続中の注意報は自動的に解除又は更新されて新たな注意報又は警報に替えられる。
4. この基準は、平成 22 年 10 月 1 日現在、千葉県流山市のものである。

(2)　警報

表 3-2-2(1)　気象警報の種類と発表基準(1/2)

種		類		発表基準
警報	一般の利用に適合するもの	気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が 20m/s以上以上と予想される場合。
			暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 降雪を伴い、平均風速が 20m/s 以上と予想される場合。雷を伴う。
			大雨警報 (浸水害) (土砂災害)	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 1 時間雨量が 50mm 以上（浸水害）又は土壌雨量指数が基準（115）以上（土砂災害）と予想される場合。
			大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 24 時間の降雪の深さが 20cm 以上と予想される場合。
		※1 地面現象警報	地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
		高潮警報	高潮警報	
		波浪警報	波浪警報	
		※1 浸水警報	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
		洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 1 時間雨量が 50mm 以上又は 1 時間雨量が 30mm 以上かつ江戸川流域雨量指数(9)以上と予想される場合。

表 3-2-2(2)　気象警報の種類と発表基準(2/2)

種類				発表基準
警報	※2 水防活動の利用に適合するもの	水防活動用気象警報	大雨警報	一般の利用に適合する大雨警報に同じ。
		水防活動用高潮警報	高潮警報	一般の利用に適合する高潮警報に同じ。
		水防活動用洪水警報	洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報に同じ。

注）1. 発表基準欄に記載した数値は、県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の概ねの目安である。
これは、近年宅地開発等により災害発生が多くなり、今後この数値は変わることもある。
2. ※1　この警報は、標題を出さないで気象警報と含めて行う。
※2　水防活動の利用に適合する警報は、一般の注警報のうち水防に関するものを用いて行い、水防活動用の語は用いない。
3. 警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。
また、新たな注意報又は警報が発表される時は、これまで継続中の警報は自動的に解除又は更新されて新たな注意報又は警報に替えられる。
4. この基準は、平成 22 年 10 月 1 日現在、千葉県流山市地域のものである。

(3)　注意報・警報の取扱い

ア　注意報及び警報の切替え、解除

注意報及び警報は、新たな注意報又は警報が行われた時に切替えられ、解除されるまで継続するものとする。注意報及び警報の一部を変えるとき又は新しい事項を追加する必要のある場合は、新たな注意報又は警報を行い切替えるものとする。

注意報・警報の必要がなくなった場合は、その注意報・警報を解除するものとする。

イ　地面現象注意報・警報、浸水注意報・警報の取扱い

この注意報・警報は、気象注意報・警報に含めて行い、この注意報・警報の標題は用いない。

(4)　土砂災害警戒情報

ア　土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨警報が発表されている際、土砂災害発生の危険性が高まったときに、市長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行うための支援と、住民の自主避難の判断等にも利用できることを目的として、気象業務法、災害対策基本法に基づき、千葉県と銚子地方気象台が共同で作成・発表する情報である。

イ　土砂災害警戒情報の発表単位

土砂災害警戒情報は市町村を発表単位とする。

ウ　土砂災害警戒情報の発表基準

大雨警報が発表中であり、降雨の実況及び数時間先までの降雨予測値を基に作成した指標が、当該情報の発表基準に達した場合。

エ　土砂災害警戒情報の解除基準

降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、短時間で再び発表基準に達しないと予想される場合。または、無降水時間が長時間続いているにもかかわらず、指標が発表基準を下回らない場合は、千葉県と銚子地方気象台が協議のうえ、解除できるものとする。

オ　土砂災害警戒情報の伝達経路

土砂災害警戒情報の伝達経路については、警報・注意報と同様とする。

カ　情報の特徴及び利用に当たっての留意事項

（ア）　土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害の内、避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。

（イ）　個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することはできない。

また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象とはしていない。

(5)　情報

表 3-2-3　気象に関する情報の種類と発表基準

種　　類	発　　表　　基　　準
気　象　情　報	気象等の予報に関係のある台風その他の異常気象等についての情報を一般及び関係機関に対して具体的に速やかに発表するものをいう。
記録的短時間大雨情報	数年に１度しか起こらないような、１時間に 100㎜ 以上の猛烈な雨を観測した場合、記録的短時間大雨情報を発表する。
火災気象通報	消防法に基づき、火災の危険があると認めたときは、銚子地方気象台がその状況を県知事に通報するものである。 火災気象通報の基準は次のとおりである。 ア　実効湿度が 60％以下で最小湿度が 30％以下になる見込みのとき。 イ　平均風速 13m以上の風が吹く見込みのとき。 ただし、降雨（雪）を伴う時は、火災気象通報を行わないことがある。
大気汚染気象通報	この通報は、千葉県の公害防止担当機関に対し、大気汚染防止に必要な気象状況及び気象予報に関する次の通報を行っている。 ア　大気汚染気象予報 イ　スモッグ気象情報
利根川水系洪水予報の通報	この通報は、水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により、国土交通大臣と気象庁長官が共同して、河川の水位又は流量を示し、以下の予報を関係機関に通報するものである。 ア　利根川はん濫注意情報 イ　利根川はん濫警戒情報 ウ　利根川はん濫危険情報 市内の対象地域は、江戸川であり、千葉県の通報担当官署は国土交通省関東地方整備局及び気象庁予報部である。

3　雨量等の収集

気象状況により、相当量の降雨が予想される場合、防災危機管理課は、中央消防署、東消防署、南消防署及び北消防署における 1 時間毎の雨量をとりまとめ、速やかに各課に伝達するものとする。

4　異常現象発見者の通報義務

(1)　住民

災害対策基本法第 54 条の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を遅滞なく電話等により次の最も近い場所に通報するものとする。

また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

ア　流山警察署

イ　流山市役所（防災危機管理課）

ウ　消防本部及び各消防署

エ　その他の関係機関又は近くの消防職員、市職員

(2)　関係機関職員等

通報を受けた関係機関職員、消防職員、市職員等は、その旨を速やかに市長に通報するものとする。

(3)　市長

通報を受けた場合、市長は、直ちに下記の機関に通報する。

（ア）銚子地方気象台

（イ）その災害に関係のある近隣市町村

（ウ）最寄りの県出先機関（東葛飾地域整備センター、東葛飾土木事務所）及び警察署

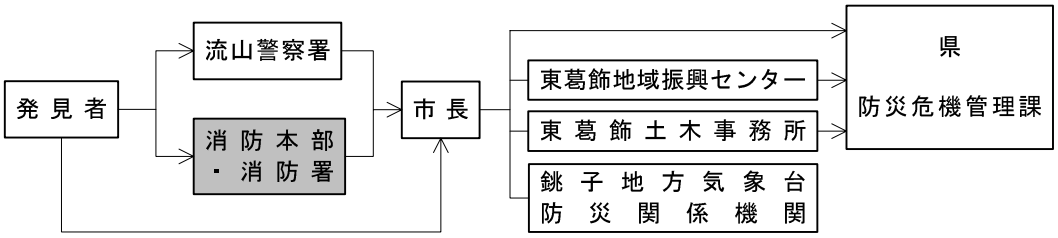

図 3-2-2　異常現象発見時の「市」を経由する通報の流れ

(4)　異常現象

ア　著しく異常な気象現象（例：たつ巻、強い降雹等）

イ　気象に密接に関連する地面及び地中の諸現象

第 2　通信計画

【河川班・災対本部事務局・情報収集班・予防消防班】

1　情報収集・伝達体系

災害時の情報収集・伝達は、防災行政無線、消防無線等により構成され、次の系統に基づく。

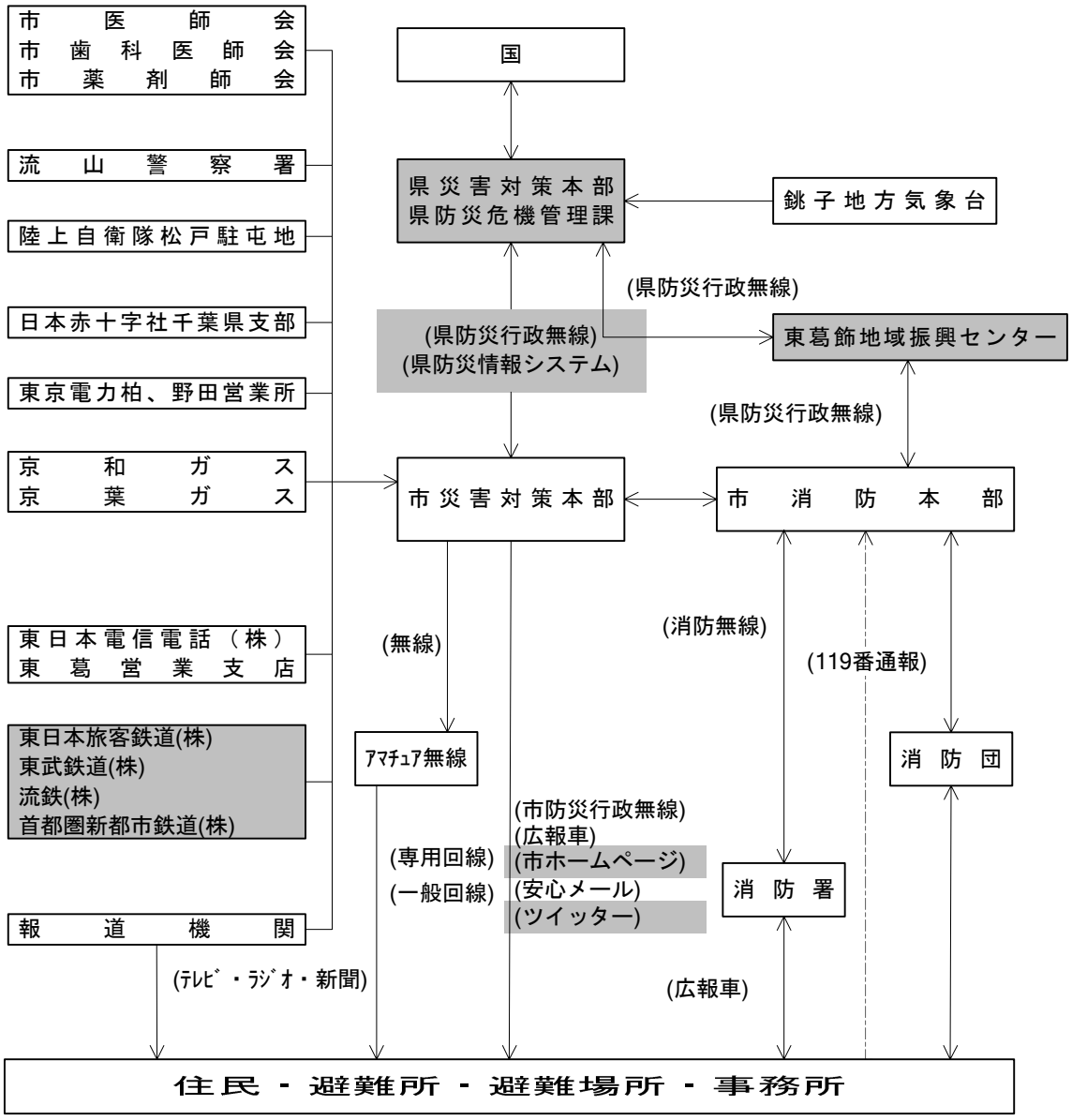

図 3-2-3　情報収集・伝達系統図

2　災害情報の収集・伝達に使用する通信施設

市は、災害発生後における迅速な応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を的確に把握するための多様な通信手段を確保するものとする。

(1)　通信設備の運用

無線、有線通信設備については、災害後直ちに自設備の機能確認を行い、支障が生じている場合には緊急に復旧させる。

なお、保有する設備の機能が確保された場合は、他機関の行う情報連絡を積極的に支援するものとする。

ア　市防災行政無線

（ア）　市防災行政無線移動系

災害時における有線通信網の規制あるいは途絶に備え、災害対策本部と出動警戒にあたる各班との間の迅速かつ正確な情報収集、伝達及び指示等に即応するため、防災行政無線移動系を使用する。

（イ）　市防災行政無線固定系

災害時における市災害対策本部から住民への情報伝達及び指示等は、防災行政無線固定系を使用する。

《資料 26～32、様式 14～18》

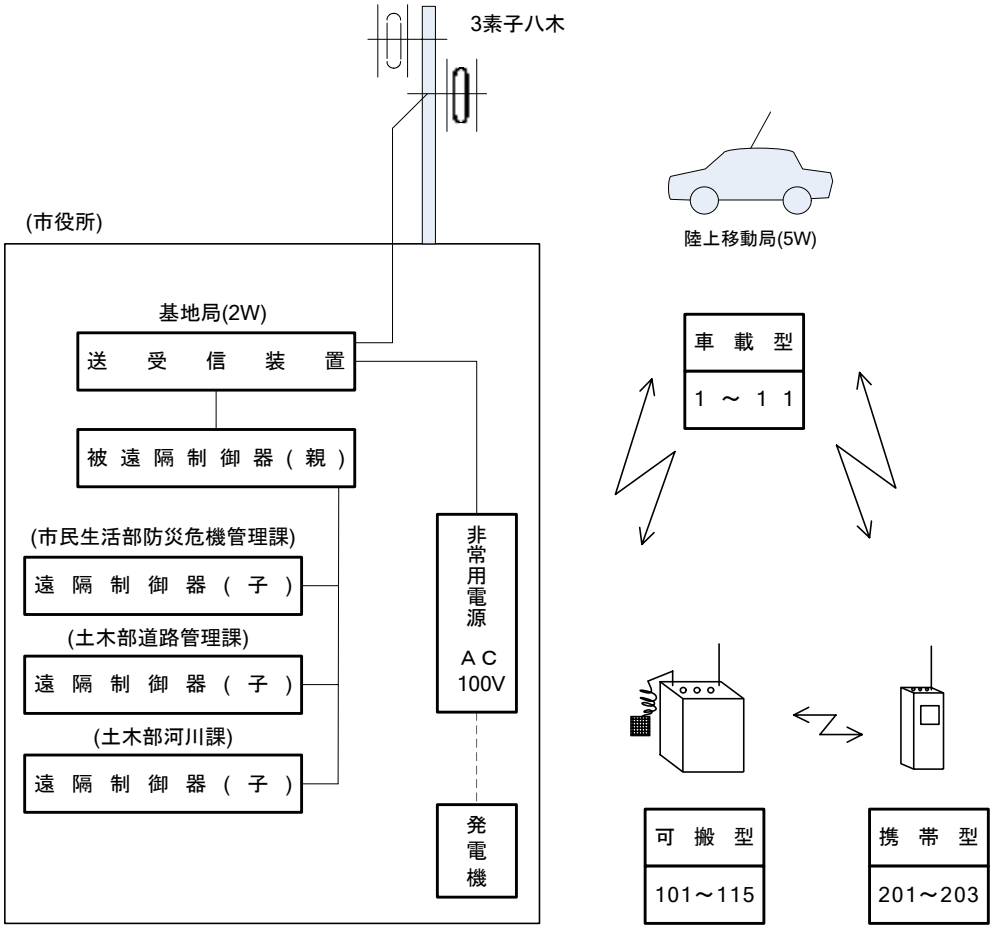

図 3-2-4　市防災行政無線移動系系統図

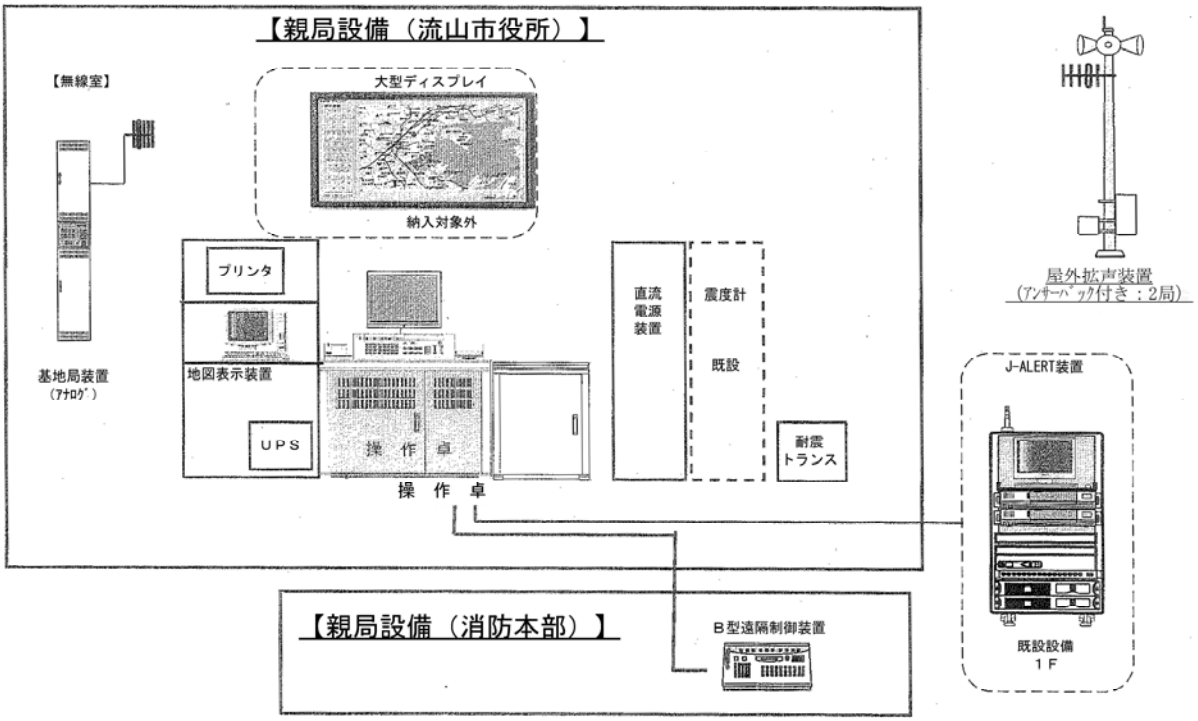

図 3-2-5　市防災行政無線固定系系統図

イ　安心メール

災害や火災、防犯に関する情報を市民に対し、迅速に分かりやすく伝達し、情報の共有化を図るため、携帯電話・パソコン・PHS のメール機能を使用する。

災害情報は、すべての利用者に自動配信される。

ウ　県防災行政無線・県防災情報システム

県との連絡は、県防災行政無線及び県防災情報システムにより行う。

また、国との連絡は県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）により、総務省消防庁へ緊急時の報告を行うものとする。

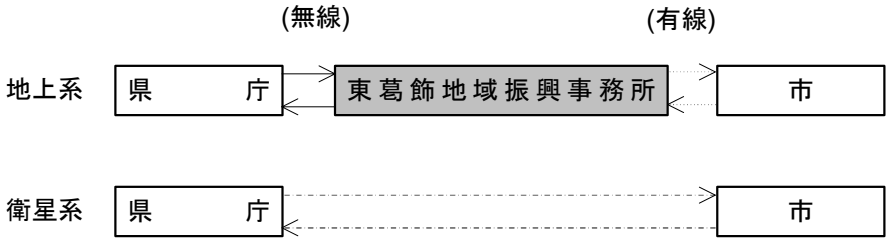

図 3-2-5　県との通信経路

(2)　代替通信機能の確保

応急対策実施上必要な情報通信が著しく困難であり、対策に支障が生じる場合は、次のような代替通信手段を用いるものとする。

ア　一般加入電話における災害時優先電話

東日本電信電話(株)（NTT 東日本）及び KDDI(株)(au)では、非常災害発生による通信混乱時の重要な通信を確保するため、災害時優先電話制度を導入している。

これに基づき防災関係機関及び市内各公共施設の電話番号が登録され、緊急時にはこの回線を利用して連絡を行う。

イ　東日本電信電話(株)（NTT 東日本）の非常・緊急通話の利用

災害時において加入電話が輻輳し、通話が不能もしくは困難な場合で応急対策等のため必要があるときは、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 8 条の規定によりあらかじめ承認を受けた番号の加入電話から、「102 番」に電話し、オペレーター案内による非常・緊急扱い通話又は電報を利用するものとする。

（ア）　非常・緊急通話用電話の指定

防災関係機関は、既設の電話機のうち 1 台を非常・緊急電話に指定して、東日本電信電話(株)（NTT 東日本）東葛営業支店に申請し、承認を受けておくものとする。（事前対策）

（イ）　非常・緊急通話の利用

・加入電話による通話が不能もしくは困難な場合は、非常・緊急通話用電話機相互間で通話を行うものとし、これが困難な場合は次項によるものとする。

・東日本電信電話(株)（NTT 東日本）東葛営業支店の非常・緊急通話受付用指定電話番号又は局番なしの「102 番」をダイヤルして、自己の非常・緊急通話用電話の指定番号、「非常」又は「緊急」の内容及び通話先を告げて申し込むものとする。

なお、本通話は、非常、緊急の順に一般の通話に優先して接続されることになっているが、輻輳の程度に応じて通話時間が制限されるほか、緊急通話は受け付けられない場合もある。

（ウ）　非常・緊急電報の利用

非常・緊急電報を依頼する場合は、電報発信紙の余白欄に「非常」あるいは「緊急」と朱書して、東日本電信電話(株)（NTT 東日本）東葛営業支店に申し込むものとする。

なお、電話により非常・緊急電報を依頼する場合は、自己の電話番号及び依頼責任者名を東日本電信電話(株)（NTT 東日本）東葛営業支店に申し出るものとする。

（エ）　非常・緊急通話及び非常・緊急電報の内容

非常・緊急通話及び非常・緊急電報の内容は、次のとおり。

表 3-2-4　非常・緊急通話及び非常・緊急電報の内容

非常通話・電報	・気象、水象、地象もしくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの ・洪水、津波、高潮等が発生し、もしくは発生するおそれがあることの通報又はその警報もしくは予防のため緊急を要する事項 ・災害の予防又は救援のため緊急を要する事項 ・道路、鉄道その他の交通施設の災害予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項 ・通信施設の災害予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項 ・電力施設の災害予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項 ・秩序の維持のため緊急を要する事項 ・災害の予防又は救援のため必要な事項
緊急通話・電報	・火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事故が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項 ・治安の維持のため緊急を要する事項 ・天災、事変その他の災害に際して、災害状況の報道を内容とする事項 ・水道、ガス等の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項

ウ　非常無線通信の実施

市及び防災関係機関は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに、災害応急対策等のため必要と認めるときは、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 52 条第 4 項の規定による非常無線通信を利用するものとする。

なお、非常無線通信は、無線局の免許保持者が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受するものとする。この場合、あらかじめ関東地方非常通信協議会に対し、非常の際の協力を依頼しておくものとする。

また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常無線通信を実施すべきか否かを判断のうえ行うものとする。

（ア）　通信の内容

非常無線通信における通報（以下「非常通報」という。）の内容は、次に掲げるもの又はこれに準ずるものとする。

・人命の救助に関するもの
・天災の予報(主要河川の水位を含む)及び天災その他の災害の状況に関するもの
・緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
・電波法第74条第1項の規定に基づく実施の指令に関するもの
・非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
・暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
・非常災害時における緊急措置に関するもの
・遭難者救護に関するもの
・非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
・鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの
・中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に受発する災害救援その他緊急措置に関すること
・災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

（イ） 取扱い無線局

官公庁、会社、船舶等のすべての無線局は、非常通報を行う場合には許可業務以外の通信を取り扱うことができることとなっている。

ただし、無線局の機能及び通信可能範囲は様々であるため、各防災関係機関は非常災害時に利用できる無線局の機能(通信範囲)を十分把握しておくものとする。

（ウ） 頼信の手続

非常通報を依頼する場合は、通信文を次の順序で電報頼信紙（なければどんな用紙でもよい。）に電文形式（カタカナ）又は平文ではっきり書いて、無線局に依頼する。

・あて先の住所・氏名又は名称（職名）及び電話番号
・本文はできる限り簡潔に記載し、字数は 200 字（平文の場合はカタカナ換算）以内にする。
・本文中の濁点、半濁点は、字数に数えない。したがって次のマスをあけない。
・応援要請を内容とする場合は、その具体的な項目（例えば「自衛隊 100 名派遣、毛布 1,000 枚を送られたい。」のように）を記入する。
・用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書し、末尾に発信人の住所、氏名(職名)及び電話番号を記入する。

エ　他機関の通信設備の利用

市長は、予・警報の伝達等に際して、緊急通信のため特別の必要があるときは、次の有線電気通信設備もしくは無線設備を使用することができる(災害対策基本法第 57 条)。

また、市長は災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要があるときは、次の者が設置する有線電気通信設備もしくは無線設備を使用することができる(災害対策基本法第 79 条)。

(ア)　使用又は利用できる通信設備

・警察通信設備（流山市三輪野山 744-4　流山警察署内）
・消防通信設備（流山市三輪野山 1-994　市消防本部内）
・水道通信設備（流山市西初石 5-57　市水道局内）
・国土交通省関係通信施設
・日本赤十字社千葉県支部通信施設
・東京電力（株）通信施設
・東日本電信電話（株）通信施設
・県の無線通信施設（県防災行政無線を除く）
・上記以外の機関又は個人の無線通信施設

《資料 34》

(イ)　事前協議の必要

・市は、災害対策基本法第 57 条に基づく他機関の通信設備の使用について、あらかじめ当該機関と使用協定を締結する等の措置を講じておくものとする。(事前対策)
・災害対策基本法第 79 条に基づく、災害が発生した場合の優先使用については、この限りではない。

(ウ)　警察通信設備の使用

市が警察電話（有線電話及び無線電話）を使用する場合には、流山警察署に使用要請を行うものとする。

(エ)　自衛隊の通信支援

市は、自衛隊による通信支援の必要が生じたときは、県を通じて要請手続を行うものとする。

(オ)　消防無線等

市消防本部及び市水道局には、それぞれ専用無線通信施設が設置されているため、非常災害時にはこれらを活用する。

表 3-2-5　消防無線通信施設

平成 23 年 3 月

機関名	施設名		数量	施　設　の　内　容	備　　考
消防本部	基　地　局		2	5W 型	消防波 救急波
	移動局	車　載　型	3	10W 型	消防波
		携　帯　型	2	5W 型	消防波
消　防　署	移動局	車　載　型	20	10W 型	消防波 救急波
		携　帯　型	19	10W 型　1 5W 型　8 1W 型　10	消防波

表 3-2-6　水道局無線通信施設

平成 24 年年 3 月 31 日現在

機関名	施設名	数量	施　設　の　内　容
水　道　局	基　地　局	1	10W 型
	移　動　局	11	5W 型
	携　帯　局	2	5W 型

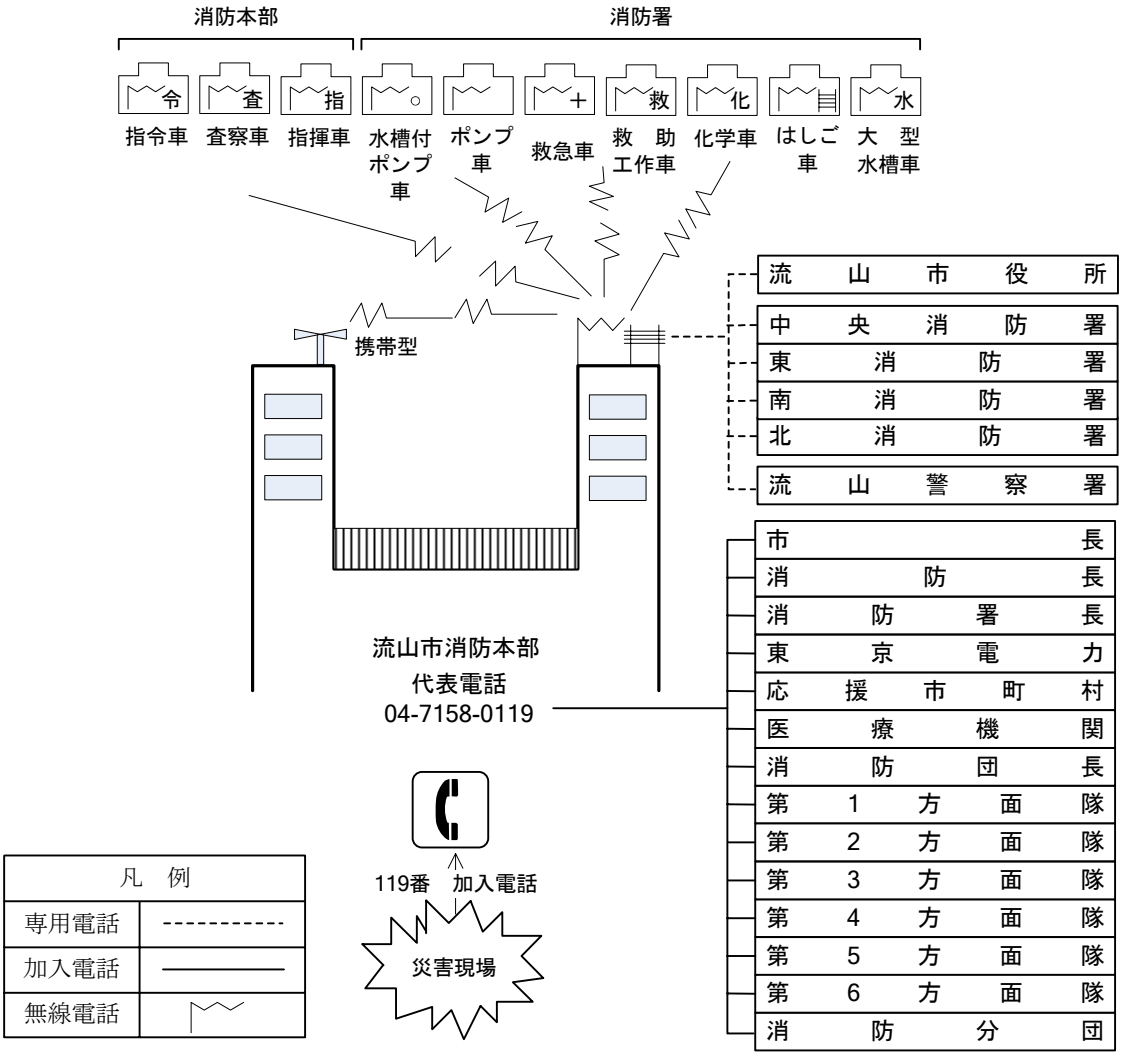

図 3-2-6　消防通信系統図

オ　放送機能の利用

市は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合もしくは著しく困難な場合においては、県が協定している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、災害に関する通知、要請、伝達、予・警報等の放送を、県を通じて日本放送協会千葉放送局、千葉テレビ放送（株）、(株)ニッポン放送、(株）ベイエフエムに要請するものとする。また、市長は、(株)JCN コアラ葛飾に対しても放送要請するものとする。

カ　使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能もしくは困難な場合には、各防災関係機関は使送により通信を確保するものとする。

(3)　アマチュア無線ボランティアの活用

ア　アマチュア無線の利用

大規模な災害により通信系統が途絶した場合には、市内アマチュア無線局の協力を得て、「非常通信」にあたるものとする。

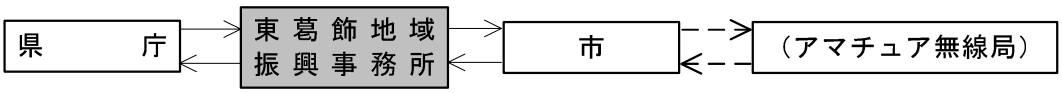

図 3-2-7　アマチュア無線の通信経路

イ　「担当窓口」の設置

市は、災害発生後、災対本部事務局（市民生活部防災危機管理課）にアマチュア無線ボランティアの「担当窓口」を設置し、アマチュア無線ボランティアの受入れを行うものとする。

ウ　「担当窓口」の運営

「担当窓口」における主な活動内容は、次に示すとおり。

・アマチュア無線ボランティアの募集、登録、協力依頼、派遣

・県防災危機管理課「受付窓口」との連絡調整

・その他

エ　アマチュア無線ボランティアの活動内容

・非常通信

・その他の情報収集活動

第 3　被害情報等収集報告取扱

【災対本部事務局・情報収集班・市各班】

災害発生直後における被害概況を正確に把握し、要員や資材等の確保、応援の要請等を迅速に判断するため、災害対策本部は、次の情報収集活動を実施する。

収集した被害に関する情報を各種の応急対策活動に生かすため、関係する防災関係機関相互の密接な連携により、情報の共有化を図ることが必要である。したがって、把握した被害状況については、県災害対策本部に迅速かつ的確に報告し、県並びに広域による連携により、適切な災害応急対策が実施されるようにしていくものとする。

1　災害情報の分析

災対本部事務局で収集した災害情報や活動状況等をもとに、情報を整理・分析し、応急対策活動に活用する。災対本部事務局は、現状を分析し、被害予測を立て、全体を俯瞰したより有効な対応策を検討することにより、災害対策本部の指揮機能の強化を図る。

2　災害情報の一元管理、共有化

災対本部事務局は、応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、収集・発信した情報が錯そうしないよう、情報の一元管理及び全庁での共有化を図る。

3　初動期の情報収集内容

市は、災害発生後概ね 1～2 時間以内に、次のような内容の情報について迅速かつ的確な把握に努める。この場合、部分的な詳細情報よりも、被害の概要を大まかにつかむことに留意する。

表 3-2-7　初動期の情報収集内容

区　　分	情　　報　　の　　内　　容	共　通　内　容
人 的 被 害	1　死者及び負傷者の発生並びに人命危険の有無 2　被災者の状況 3　住民の動向 4　避難の必要の有無及び避難所の状況	1　発生場所 2　発生時期 3　応急対応の状況
火　　災	1　火災の発生及び延焼の状況	
施 設 被 害	1　庁舎等所管施設及び設備の損壊状況 2　道路及び橋梁の被害状況 3　建物の倒壊及び浸水状況 4　崖崩れ及び崖崩れのおそれの状況 5　電気、ガス、水道、電話等の状況	
そ　の　他	災害対策上必要な事項	

《様式 58・59・64》

4　初動期の情報収集体制

情報の収集については、次の表のとおり、関係各班が行い、災対本部事務局に報告する。

収集の手段は、電話、携帯電話、ファックス、無線等の通信手段を用いるほか、バイク、自転車等を活用して速やかな情報収集（概ね 1～2 時間以内）に努めるものとする。

表 3-2-8(1)　初動期の情報収集体制(1/2)

No	情　　報	担　当　班	情 報 提 供 機 関	初動期災害情報内容	通　信　手　段
1	消防情報	予防消防班、消防総務班	消防本部、各消防署及び消防団	火災、延焼、危険物漏洩、救急・救助、死傷者等の概括	電話、携帯電話、市防災行政無線、消防無線
2	警察情報	災 対 本 部 事　務　局	県警察本部、流山警察署	けが人、生き埋め、死傷者等の概括	電話、携帯電話、県防災行政無線、警察無線
				道路交通規制状況	電話、携帯電話
3	ヘリコプター情報	災 対 本 部 事　務　局	県警察本部、陸上自衛隊、千葉市消防局	被災状況の概要全般	電話、携帯電話、県防災行政無線、自衛隊無線

表 3-2-8(2)　初動期の情報収集体制(2/2)

No	情　　報	担　当　班	情　報　提　供　機　関	初動期災害情報内容	通　信　手　段
4	道路河川等情報	道　路　班 河　川　班	国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所、県東葛飾地域整備センター	道路・橋梁・河川等の被害状況	電話、携帯電話、県防災行政無線、市防災行政無線
5	職員参集時情報	総　務　班	各参集場所（市役所出張所、避難所）	建物の浸水被害・火災被害、避難所等の住民行動、避難所開設状況	電話、携帯電話、市防災行政無線
6	市出先機関情報	財務会計班 教育庶務班 生涯学習班	各出先機関	出先機関等からの被害状況、対応状況等の情報	電話、携帯電話 市防災行政無線
7	学校関係情報	学校教育班	各小・中学校、高校、大学等	児童、生徒等の安全と避難	電話、携帯電話、市防災行政無線
8	ライフライン情報	災対本部 事　務　局	東京電力(株) 東日本電信電話(株) 京和ガス(株)　等	電気、ガス、電話等の被害状況と復旧情報	電話、携帯電話
		水道庶務班	県水政課、北千葉広域水道企業団、管工事協同組合	水道の被害状況と復旧情報	市防災行政無線
9	交通機関情報	建設庶務班	流鉄(株)、東武鉄道(株)、東日本旅客鉄道(株)、首都圏新都市鉄道(株)及び各バス会社	電車、バス等公共交通機関の被害情報と復旧情報	電話、携帯電話
10	アマチュア無線情報	災対本部 事　務　局	アマチュア無線クラブ会員、関東地方非常通信協議会	アマチュア無線クラブ会員周辺の被害状況	電話、携帯電話、アマチュア無線
11	タクシー無線情報	災対本部 事　務　局	市内の各タクシー会社	走行中のタクシーが収集した市内の被害状況	電話、携帯電話
12	情報収集班情報	情報収集班	情報収集班の職員	被害状況全般	電話、携帯電話
13	庁舎被害情報	財務会計班	財務会計班の職員	本庁舎被害状況	電話、携帯電話
14	気象情報	事　務　局	銚子地方気象台 民間気象予報会社	気象予・警報等に係る情報	県防災行政無線、電話、携帯電話
15	衛生情報	救　護　班	松戸健康福祉センター（松戸保健所）、医師会、歯科医師会、薬剤師会、日本赤十字社	けが人の把握、救護所の収容状況、医薬品の調達状況	電話、携帯電話、市防災行政無線
16	避難情報	避難誘導救援班	各福祉施設	被災者の安全と避難状況	電話、携帯電話
17	商工情報	物資輸送班	商工会議所、商工団体等	商工業、観光関係被害	電話、携帯電話
18	農林業情報	物資輸送班	農協、農林業団体等	農林業被害	電話、携帯電話

5　初動期の防災関係機関との連携

市は、災害情報の収集を行う場合、警察署、消防署等関係機関と緊密に連絡をとるものとする。

また、管理者が明確なライフライン等に関する被害は、それぞれの管理者が情報を収集し、市災害対策本部は集約した被害情報の連絡を受けるものとする。

さらに市は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が所掌する事務又は業務に係る被害状況について、必要な情報の連絡を求めるものとする。

6　初動期の速報性

情報の収集については、次の表のとおり、関係各班が行い、災対本部事務局に報告する。

市は、災害情報の収集を行う場合、警察署、消防署等関係機関と緊密に連絡をとるものとする。

初動段階では被害に関する細かい数値は不要であり、むしろ災害全体の規模（被害概数）を知ることが重要である。したがって、応援を含めた体制の確保に遅れが生じないようにするため、情報収集担当者は速報性に心がけるものとする。

また、現場の状況等により、具体的調査が困難な場合は、当該地域に詳しい関係者の認定により概況を把握し、被災人員は平均世帯人員により計算して速報するものとする。

7　初動期の被災者・世帯の確認

家屋、建物等の全壊、流失、半壊及び死者、負傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査するものとする。被災人員、世帯等については、現地調査のみでなく、住民基本台帳等の諸記録とも照合し、その正誤を確認するものとする。

8　被害報告等に係る責任者

被害状況等が迅速かつ的確に把握できるよう、次のとおり被害報告等に係る責任者を置く。

(1)　報告総括責任者

報告総括責任者は、市民生活部長が担当し、情報の収集及び伝達を統括する。市民生活部長は、報告取扱責任者から報告を受け、本部長及び副本部長に報告する。

(2)　報告取扱責任者

報告取扱責任者は、防災危機管理課長が担当し、市災害対策本部各部の情報を取りまとめて調整し、報告総括責任者及び防災関係機関等に報告する。

9　報告の実施

(1)　報告が必要な事態

市は、市内で次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、千葉県防災情報システムにより県の災害対策本部及びその他必要とする機関に対して報告するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話・ファクシミリ又は防災行政無線等により報告し、事後速やかに書類を提出するものとする。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

ア　市災害対策本部が設置されたとき。
イ　災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。
ウ　災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき。
エ　災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるとき。

(2)　報告の種別等

市から県災害対策本部への報告の種別、時期及び方法は以下のとおりとする。

表 3-2-9　県に行う被害情報等報告の区分及び様式

報告の種類		報告の時期・方法	報　告　の　内　容
災害緊急報告		①覚知後、直ちに県災害対策本部へ報告 ②第１報告の後、詳細が判明の都度直ちに県災害対策本部へ報告 ［電話・ＦＡＸ・無線機等］	１　庁舎等の状況 ２　災害規模概況 災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、火災発生の有無等の被害状況 ３　応急対策の状況 当該災害に対して講じた応急対策について報告 ４　措置情報 災害対策本部等の設置状況、避難勧告・指示等の状況、避難所の設置状況等について報告
災害総括報告	定時報告	①原則として１日２回９時・15時現在で把握している情報を指定時刻までに県災害対策本部へ報告 ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻までに県災害対策本部へ報告 ［電話・FAX および端末入力］	被害情報及び措置情報の全般的な情報を定時に報告 １　被害情報 市内の人的被害、住家被害及びその他施設等の全般的な被害状況（件数） ２　措置情報 災害対策本部の設置、職員配備及び住民避難等の 状況
	確定時報告	応急対策終了後 10 日以内に管轄支庁へ報告 ［端末入力及び文書］	被害情報及び措置応急対策終了後、10 日以内にシステム端末に入力する。本報告は、災害復旧の基礎となるものであるから、正確を期すること。 １．被害情報 市内の被害状況の確定情報 ２．措置情報 災害対策本部の設置、職員配備、住民避難等の確定情報 ３．被害額情報 市内の施設被害額、産業別被害額
	年報	4 月 20 日までに管轄支庁へ報告 ［端末入力及び文書］	4 月 1 日現在で明らかになった 1 月 1 日から 12 月 31 日までに発生した災害について報告
災害詳細報告	定時報告	①原則として１日２回９時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ［端末入力］ ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで ［ＦＡＸ・電話・無線機等］	災害統括報告で報告した被害情報の内容（日時・場所・原因等）及び措置情報の詳細を報告

※端末入力：千葉県総合防災情報システム端末に入力

⑶　県及び防災関係機関に報告する事項

市の報告内容は次のとおりとする。

ア　災害の原因

イ　災害が発生した日時

ウ　災害が発生した場所又は地域

エ　被害の状況（被害の程度は「被害の認定基準《資料 98》」に基づき判定する）

オ　災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置

（ア）　災害対策本部設置の有無及び職員の配備状況

（イ）　主な応急措置の実施状況

（ウ）　その他必要な事項

カ　災害による住民等の避難状況

キ　災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類

ク　その他必要な事項

《様式 60》

⑷　国（消防庁）への報告

県に報告することができない場合には、国（消防庁）に対して直接報告するものとし、その後速やかにその内容を県に連絡するものとする。

一定規模以上の火災・災害については「火災・災害等即報要領」により、第 1 報等について県と併せて国（消防庁）に報告する。

また、同時多発火災等により住民等から 119 番への通報が殺到している状況である場合には、直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告するものとする。

⑸　被害情報収集活動の応援要請

災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請するものとする。

⑹　収集報告に当たって留意すべき事項

ア　発災初期の情報収集に当たっては、効果的な被害状況等の収集活動にあたるとともに、119 番通報の殺到状況、被災地の映像情報など被害規模を推定するための概括的な情報の収集伝達に特に配慮する。

イ　人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告するものとする。

ウ　被害等の調査・報告に当たっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図るものとする。

エ　市は情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくものとする。特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておくものとする。

オ　被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施するものとする。

カ　市は、り災世帯・り災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期するものとする。

表 3-2-10　県及び関係機関の連絡先

東葛飾地域振興事務所		県政情報課
	NTT　電話 NTT　FAX 県防災行政無線電話 県防災行政無線 FAX	047-361-2175 047-367-4348 502-721･723 502-722
県	勤務時間内	防災危機管理課
	県防災行政無線（地上系）電話 県防災行政無線（地上系）FAX 県防災行政無線（衛星系）電話 県防災行政無線（衛星系）FAX NTT　電話 NTT　FAX	500-7361 500-7298 012-500-7361 012-500-7298 043-223-2175 043-222-5208
	勤務時間外	防災危機管理課防災行政無線統制室
	県防災行政無線（地上系）電話 県防災行政無線（地上系）FAX 県防災行政無線（衛星系）電話 県防災行政無線（衛星系）FAX NTT　電話 NTT　FAX	500-7225 500-7110 012-500-7225 012-500-7110 043-223-2178 043-222-5219
総務省消防庁	勤務時間内	応急対策室
	消防防災無線（地上系）電話 消防防災無線（地上系）FAX 消防防災無線（衛星系）電話 消防防災無線（衛星系）FAX NTT　電話 NTT　FAX	120-90-49013 120-90-49033 048-500-90-49013 048-500-90-49033 03-5253-7527 03-5253-7537
	勤務時間外	宿直室
	消防防災無線（地上系）電話 消防防災無線（地上系）FAX 消防防災無線（衛星系）電話 消防防災無線（衛星系）FAX NTT　電話 NTT　FAX	120-90-49102 120-90-49036 048-500-90-49102 048-500-90-49036 03-5253-7777 03-5253-7553

10　被害の認定基準

被害の認定は、資料編に示す「被害の認定基準」を参照して行うものとする。

《資料 98》

11　被害報告等の伝達経路

被害報告等の伝達経路は、次のとおり。

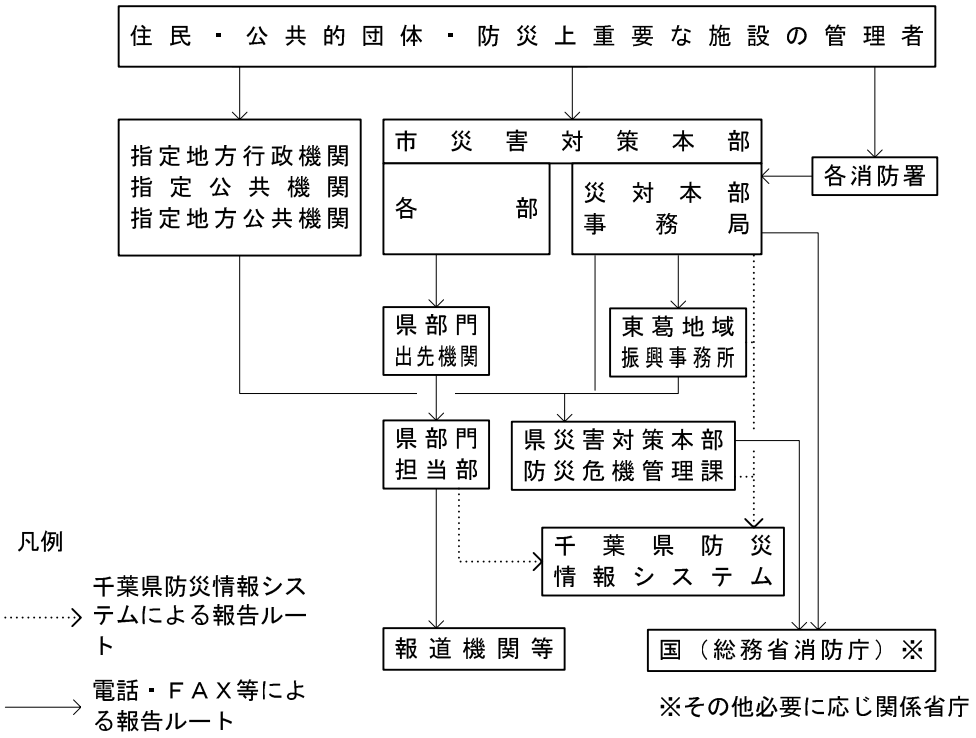

図 3-2-8　被害報告等伝達経路

第 4　災害広報計画

【災対本部事務局・秘書広報班】

防災関係機関は、デマ情報・パニック等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるため相互に協力し、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動を実施するものとする。併せて、住民からの各種相談に適切に対応し、住民の不安解消、安全確保、生活の安定化、生活再建機運の促進等に努めるものとする。

また市は、県や防災関係機関とともに報道機関各社との連携を密にし、特に被災住民への情報提供媒体として活用してもらえるよう、必要な情報の提供を行うものとする。

1　実施機関

秘書広報班は、災対本部事務局で一元管理している災害情報等について、防災関係機関と情報の共有を図り、相互に協力して災害時における広報活動を行う。

2　広報活動

(1)　緊急広報

災害発生初期の緊急を要する広報は、次の方法により行う。

ア　広報車による広報

市は、警察署、消防署と協力して、広報車による緊急広報を行う。

イ　職員による広報

広報車による広報活動が困難な地域については、現地に職員を派遣し、広報を実施する。

ウ　安心メールによる広報

市民に直接関係し、緊急を要する場合において、広報を実施する。

エ　テレビ・ラジオ等による広報

市は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告等が緊急を要する場合においては、各放送機関（日本放送協会千葉放送局、千葉テレビ、ニッポン放送、ベイエフエム）に対し、県を通じて必要事項の放送要請を行う。また、(株)JCN コアラ葛飾に対しても放送要請するものとする。

なお、報道機関に放送を要請する場合は、県があらかじめ定めた「災害における放送要請に関する協定」に基づき、要請を行うものとする。

(2)　一般広報

生活情報、復旧情報等は、次の広報手段により必要に応じて適宜広報する。

ア　防災行政無線、広報車による広報

各担当部は、災害の状況又は復旧に応じて、防災行政無線や広報車による広報を行うものとする。

イ　広報紙等印刷物、ホームページによる広報

市は、住民への提供情報を収集し、災害に関する情報をまとめた広報紙等を発行する。また、印刷を迅速に行うため、平常時から印刷業者との連携を図り、印刷体制を整えておくものとする。

また、ホームページを利用した情報サービスを実施するものとする。

ウ　安心メールやツイッター、エリアメール、緊急速報メールによる広報

市は、市民に直接関係する各種の情報を安心メールやツイッター、エリアメール（NTT docomo）、緊急速報メール（au、SoftBank）で広報するものとする。

エ　テレビ・ラジオによる広報

市は、必要に応じて各放送機関（日本放送協会千葉放送局、千葉テレビ、JCN コアラ葛飾、ニッポン放送、ベイエフエム）に県を通じて放送要請を行うものとする。また、定時的な情報提供枠を確保し、最新情報の提供に努めるものとする。

オ　掲示板等の活用

市は、避難所及び防災拠点施設等に掲示板を設置し、各種の情報を提供するものとする。

カ　自主防災組織との協力

広報紙の配布や掲示板への掲示等、地域の広報活動に関しては、自主防災組織への協力を要請するものとする。

(3)　災害時要援護者への広報

ア　高齢者・障害者等への広報

市は、高齢者のみの世帯や視覚障害者へ防災行政無線の戸別受信器の設置を促進する。また、聴覚障害者には安心メール、ファックス及びテレビ等で広報を行う。

さらに、市は広報誌を各戸へ配布し、自主防災組織、民生委員・児童委員やボランティア等の協力を得て、在宅の高齢者及び障害者等に対し、情報伝達や安否確認をするよう努めるものとする。なお、視聴覚障害者には、ボランティアの協力を得て、広報内容を点字や録音テープ等に直し、配布するものとする。

イ　外国人に対する広報

市は、防災行政無線での広報を平易な日本語で行うことや、想定できる内容は事前に多言語で録音しておく等の検討を行う。また、外国人支援団体のネットワークを活用する。

さらに、通訳ボランティア及び外国人団体等の協力を得て広報紙の翻訳を行い、主要な外国語による広報に努め、平常時より災害の対応に備えることとする。

(4)　報道機関への対応

秘書広報班は、次に掲げる広報事項の関係資料を取りまとめ、本部会議に諮ったうえで秘書広報班長が報道機関に発表するものとする。

ア　広報事項

- 災害の種別及び発生日時
- 被害発生の場所及び発生日時
- 被害状況
- 応急対策の状況
- 住民に対する避難勧告・指示の状況
- 一般住民並びに被害者に対する協力及び注意事項

イ　報道活動への協力

報道機関の独自の記事、番組制作に当たっての資料提供依頼については、市及び防災関係機関は可能な範囲で提供するものとする。

ウ　報道機関への発表

(ア)　災害に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等、本部に報告されたもののうち、本部長が必要と認める情報について、速やかに実施するものとする。また、報道要請は、県があらかじめ定めた「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、行うものとする。

（イ）　報道機関への発表は、原則として秘書広報班長が実施するものとする。なお、本部に報告された情報を必要に応じて各部において発表する場合は、あらかじめ秘書広報班長に発表事項及び発表場所等について了解を得るものとし、発表後速やかにその内容について報告するものとする。

（ウ）　指定公共機関及び指定地方公共機関が、本市の災害に関する情報を報道機関に発表する場合には、原則として市災害対策本部に連絡した後実施するものとする。ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容について市災害対策本部に報告するものとする。

（エ）　秘書広報班長は、報道機関に発表した情報を、市災害対策本部各班のうち必要と認められる班及び関係機関に送付するものとする。

(5)　広報資料の作成

被害状況の写真を含めた各種情報は、被害状況の確認、災害救助法等の救助活動資料及び記録保存のため極めて重要であるので、情報収集班は各部と緊密な連絡を図り、資料作成を行うものとする。

資料は、概ね次に掲げるものを作成、収集するものとする。

ア　市職員及び関係機関の撮影した災害写真、災害映画

イ　報道機関等による災害現場の航空写真

ウ　災害応急対策活動を取材した写真、その他

3　広報内容

広報する内容については、時間ごとに変化するニーズに対応した情報の提供に配慮するものとする。また、災対本部事務局で一元管理している最新の情報を提供するとともに、同時期に異なる情報が流れないよう注意する。

(1)　住民に対する広報内容

市及び防災関係機関は、住民の行動に必要な以下の情報を優先的に広報する。

ア　災害発生直後

・災害情報
・火災防止の呼びかけ（ガスもれの警戒、放火警戒等）
・避難勧告・指示の出されている地域、勧告・指示の内容、避難方法
・デマ情報・パニックの防止の呼びかけ
・治安状況、犯罪防止の呼びかけ
・近隣の助け合いの呼びかけ
・公的な避難所、救護所の開設状況
・市の災害活動体制及び活動状況
・緊急道路・交通規制情報

イ　その後

・全般的な被害状況 ・市及び防災関係機関の対策実施状況 ・電気、電話、ガス、上・下水道の被害状況、復旧状況 ・鉄道、バスの被害・運行状況 ・道路情報 ・救援物資、食糧、飲料水の配布等の状況 ・し尿処理、衛生に関する情報 ・被災者への相談サービスの開設状況 ・遺体の安置場所、死亡手続等の情報 ・臨時休校等の情報 ・ボランティア組織からの連絡 ・市内各施設の復旧状況 ・市の一般平常業務の再開状況 ・医療機関の活動情報等 ・市民生活安定のための緊急措置

(2)　市外に対する広報内容

市及び防災関係機関は、市外の住民に対しラジオ・テレビを通じて、本市での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報を行う。また、必要に応じて、市内向けの情報と同様の内容についても広報するものとする。

ア　避難勧告・指示の出されている地域、勧告・指示の内容 イ　デマ情報・パニックの防止の呼びかけ ウ　治安状況、犯罪防止の呼びかけ エ　見舞い電話自粛の呼びかけ（被災地区外の知人・親戚への被災者の安否情報の伝言の呼びかけ） オ　ボランティア活動への参加の呼びかけ カ　全般的な被害状況 キ　防災関係機関が実施している対策の状況

4　広聴活動

市は、災害時における住民の相談、要望、照会等に応じるため、災害状況が鎮静化し始めた段階において、速やかに広聴相談体制の確立を図り、防災関係機関及び関係各部と連絡を密にしながら、広聴活動を実施するものとする。

(1)　総合相談窓口の設置

秘書広報班は、住民からの問い合わせや相談等に対応するため、災害の状況により必要と認めるときは住民のための総合相談窓口を市役所内に設置し、広聴活動・相談業務を実施するものとする。

この場合、必要に応じ災対本部事務局と調整を図り、関係する各部に相談員の派遣を要請するものとする。

なお、相談窓口の開設に併せて効果的な広報手段により、窓口開設の周知を積極的に行うものとする。

(2)　移動巡回相談の実施

市災害対策本部は、災害後のそれぞれの段階における市民意識や市民ニーズを的確に把握し、市民生活の不安解消を図るため、避難所等における移動巡回相談を実施するものとする。

(3)　災害時要援護者のニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居）、障害者等のケアニーズの把握については、救援庶務班の災害時要援護者担当を中心に、民生委員、ホームヘルパー、保健師等の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図る。また、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの巡回訪問等により、ニーズ把握に努めるものとする。

ア　介護サービス（食事、入浴、洗濯等）

イ　病院通院介助

ウ　話し相手

エ　応急仮設住宅への入居募集

オ　縁故者への連絡

カ　母国との連絡

(4)　女性のための相談窓口の設置

避難所等で生活する女性が抱える多様な悩みに対応するため、医療職等の専門家や女性相談員等による悩み相談の実施、被害者の緊急一時保護等、必要な支援・助言を行う。

(5)　専門相談窓口の設置

秘書広報班は、災害の状況により必要と認めるときは、法律問題や住宅の応急修繕等、専門的な問題の迅速な解決に役立ててもらうため、住民のための専門相談窓口を設置するものとする。

この場合、必要に応じ関係各部と調整を行い、当該部から関係団体への相談員の派遣要請を指示するものとする。

(6)　電話等対応マニュアルの作成

電話や窓口等における被災者からの問合せに迅速かつ的確に対応するため、電話等対応マニュアルを作成する。

(7)　要望等の処理

秘書広報班は、総合相談窓口等に寄せられた苦情・要望等を防災関係機関及び関係各部へ照会・連絡し、適切な処理を行うとともにその回答・処理状況も合わせて時系列的に記録をとっておくものとする。

第３節　消防・救助救急・水防･危険物等対策の計画

第１　消防活動

【消防本部・消防団・自主防災組織】

消防本部及び消防団は、緊密な連携のもと、消火、救助、救急等の消防活動を実施するとともに、防ぎょ活動について定め、迅速かつ適切な消防活動により住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図るものとする。

１　組織

(1)　活動体制

消防長は、特に必要と認める場合には、消防本部に「消防部本部」を設置し、必要な体制の確保を図るものとする。なお、市災害対策本部が設置された場合には、消防部本部は、市災害対策本部内の消防部として活動するものとする。

２　情報通信

(1)　情報収集

災害に係る情報は、施設、通信機器及び連絡網等あらゆる手段により迅速かつ的確に情報を収集し、消防活動に活用するものとする。

３　消防機関による火災防ぎょ活動

消防部は、火災発生及び延焼拡大状況等の情報に基づき防ぎょ活動の基本方針を決定し、消防団を含む各出動隊の効率的な運用を図るものとする。

(1)　火災出動

ア　出動指令

消防隊は、原則として消防防災課からの出動指令により出動する。

イ　火災出動体制

出動体制は、以下のとおり。

（ア）　市街化地域

市街地地域の火災出動は、移動無線局を有する署と分団の消防隊を対とした編成とし、2隊１火災防ぎょを基本とする。

（イ）　周辺部地域

周辺部地域の火災出動は、各消防署及び各分団の管轄する消防隊とし、出動区域は、原則として当該受持区域内とする。

ただし、受持区域内に火災の発生がなかった場合又は火災が発生したが少数隊によりこれを鎮火できると消防署の最高指揮者が判断した場合は、防ぎょ活動隊を除いた分団の消防隊を各消防署に集結させ、消防部本部の指示する地域に出動させるものとする。

ウ　出動途上の留意事項

（ア）　他の火災に遭遇した場合の措置

火災出動途上、他の火災の発見に努め、発見した場合は消防部本部に報告し、指示命令を受ける。

ただし、通信の輻輳等により報告が困難な場合は、火災防ぎょの原則を勘案した指揮者の判断による。

（イ）　救助事故に遭遇した場合の措置

火災出動途上、建物倒壊による人命救助事故を発見した場合でも、原則として火災現場に直行するものとし、その旨を消防部本部に報告するものとする。

なお、この場合においては、付近にいる消防団員あるいは住民に協力を求めるとともに、必要な指示を与えるものとする。

(2)　火災防ぎょ

ア　火災防ぎょの原則

火災の発生状況に応じて、次の原則に従い、それぞれの防ぎょ計画に基づき鎮圧にあたるものとする。

（ア）　避難地及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を最優先とした避難地及び避難路確保の消火活動を行う。

（イ）　重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

（ウ）　消火可能性の高い火災の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火の可能性の高い火災を優先して消火活動を行うものとする。

（エ）　市街地火災消火活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、部隊を集中して消火活動にあたる。

（オ）　重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。

（カ） 火災現場活動の原則

a. 出動隊の指揮者は、火災の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、延焼拡大阻止及び救急・救助活動を総合的に判断し、行動を決定する。

b. 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

c. 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

イ 火災防ぎょ活動

（ア） 発災直後の防ぎょ活動

発災直後の火災防ぎょ活動は、火災防ぎょの原則を考慮しながら、各消防署の指揮体制による分散防ぎょ活動とする。

（イ） 消防部本部による指揮体制への移行

時間経過とともに把握される火災の発生と延焼状況に基づき、必要に応じて消防部本部の指揮体制に移行するものとする。

表 3-3-1 火災現場活動の原則

全火災鎮圧	消防力が火災発生件数より優勢と判断された場合は、全火災鎮圧の火災防ぎょ活動を図る。
重点防ぎょ活動	延焼状況等により分散防ぎょから重点防ぎょに移行する必要があると判断された場合は、市内全域又は一部の地域について重点防ぎょ活動を行う。
拠点防ぎょ活動	延焼火災が拡大し、避難場所等が危険になった場合は、消防部本部の指揮体制による拠点防ぎょ活動を行う。

4 消防団の活動

(1) 出火の防止

各分団は、火災等の災害発生が予測された場合は、当該受持区域内の住民に対し出火防止等を呼びかけるとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火を図るものとする。

(2) 消火活動

各分団は、当該受持区域内における消防部の出動不能もしくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は消防部と協力して行うものとする。

(3) 救急救助

要救助者の救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行うものとする。

(4)　避難誘導

避難の指示、勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させるものとする。

(5)　情報の収集

各分団は、火災が発生した場合、予防消防班が行う当該受持区域内の被害等の把握に協力するものとする。

5　自主防災組織等による消火活動

(1)　出火防止

住民及び自主防災組織等は、火災が発見された場合は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

6　応援要請

大規模な火災等の場合には、自力での消防活動だけでは対応できない場合がある。この場合には、速やかに他市の消防本部に応援を要請するものとする。

なお、他市への消防応援要請は、本章第 8 節第 1 款「第 3　消防機関相互の応援」により要請するものとする。

《資料 15～21・48～53、様式 4～18》

第 2　救急・救助

【警防班・流山警察署・自主防災組織・自衛隊】

災害が発生し、多数の負傷者もしくは救助を必要とする者があるときは、関係機関は迅速に救急・救助活動を実施するものとする。

発災後できるだけ短時間のうちに要救助者を救い出し、医療措置を受けさせることが人命救出のために必須であり、どんなに救出が遅れても、3 日が時間的な限界である。したがって、大規模な災害発生による多数の死傷者が発生した場合には、市災害対策本部は消防署、警察署、流山市医師会、日赤県支部及び自衛隊等の相互の連携を図りつつ、さらに地域住民や自主防災組織の協力のもとに、迅速に救急・救助活動にあたるものとする。

なお、災害救助法が適用された場合については、「災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償《資料 93》」を参照することとする。

1　救出の対象者及び活動期間

市は、災害のために現に生命・身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出して保護するものとする。

(1)　救出の対象者

ア　火災の際に、火煙の中に取り残された者

イ　倒壊家屋の下敷きになった者

ウ　地滑り、崖崩れ等により、生き埋めになった者

エ　その他救出を要する者

(2)　救出期間

災害救助法による救出は、災害発生の日から 3 日以内とする。3 日以後は、遺体捜索として取り扱う。

2　救急・救助隊の出動

災害が発生し、多数の負傷者もしくは救助を必要とする者があるとき又は予想されるときに出動する隊は、次のとおりとする。ただし、消防長が認めるときは、出動する隊を指定して出動させることができる。

第 1 出動	
救急隊	1 隊
救助隊	1 隊
消防隊	2 隊

3　救急・救助活動の原則

大規模な災害では、火災と要救助者が同時に多発するおそれがある。これらに対処する要員、資機材、車両等の消防力は限られているため、より多くの人命を救出することを原則として、活動の優先順位、応援隊との分担を決め、資機材を的確に配分するものとする。

ア　火災現場における人命救助活動を最優先する。
イ　人的災害の規模の大きい現場を優先して、救助・救急を実施する。
ウ　救急・救助は、救命処置を必要とする緊急性の高い傷病者及び高齢者、障害者、幼児等の災害時要援護者を優先する。
エ　延焼火災及び救急・救助事案が多発している場合の活動は、延焼火災現場での人命救助活動を優先する。
オ　延焼火災が少ないときは、多数の要救助者が発生している火災現場を優先する。
カ　救急・救助活動は、救命率の高い事案を優先する。

4　情報収集、伝達

(1)　被害状況の把握

防災関係機関は、119 番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整えるものとする。

(2)　災害状況の報告

消防長は、災害の状況を市長に報告するとともに、応援要請等の手続に遅れが生じないよう努めるものとする。

5　救急・救助の現場活動

(1)　救急活動

ア　傷病者が多数発生している場合は、トリアージを実施し、救命を必要とする者を優先して医療機関に搬送する。

なお、軽傷者には、応急処置用品を支給し、消防隊員、自主防災組織等の協力を得て、自主的な応急手当を依頼する。

《様式 42》

イ　救命措置を必要としている傷病者が多発している場合は、医療関係機関と連携を密にして、効率的な活動を行う。

ウ　傷病者の緊急搬送に当たっては、軽症者の割込みにより救急活動に支障をきたさないよう十分注意し、毅然とした態度で活動する。

なお、このような気配がある場合は、現場の警察官等に協力を依頼し、混乱を避ける。

エ　消防機関は、搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により治療困難な場合も考えられるため、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して情報伝達する。

オ　重傷病者等の搬送については、ヘリコプターの積極的な活用を図る。

(2)　救助活動

ア　災害の特殊性、危険性及び事故内容等を判断し、安全かつ迅速に行う。

イ　隊員相互の連絡を密にし、単独で行動しない。

ウ　指揮者は、隊員の任務分担を明確に指示し、救助技術を効率的に発揮させる。

エ　救助は、救命処置を必要とする者を優先的に救出し、軽傷者は消防団員、自主防災組織及び付近住民に協力を求めて救出を行う。ただし、活動人員に比較し多数の要救助者がある場合は、容易に救出できる者を優先して実施する。

オ　救助後、救急処置を必要とする場合は、付近住民に対し現場付近の医療機関への搬送等必要な措置について指示をする。

(3)　救助用資機材の調達

ア　初期における装備資機材の運用については、各関係機関においてそれぞれ保有するものを活用する。

イ　建物の損壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害に備え、民間の建設業者等とあらかじめ協議のうえ協定を締結しておき、迅速な救助活動を行うものとする。

6　応援派遣要請

本市の消防力では十分な救急・救助活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき、消防本部を通じて他自治体の消防本部に対して、応援を要請するものとする。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できない時は、県知事に対して電話等により、他都道府県への応援要請を依頼するものとする。

《資料 15～21・48～53、様式 4～18》

7　警察署が行う措置

流山警察署は、市、消防署、自衛隊等の関係機関と連携し、負傷者等の救出・救助に当たり応急救護処置を施した後、救護班又は救急隊に引き継ぎを行うものとする。

(1)　救出・救護班の派遣

流山警察署長は、被害の程度に応じて部隊を被災地域に派遣し、倒壊、埋没家屋等からの救出・救助及び避難に遅れた者の発見に努める。

(2)　措置要領

ア　救出・救助活動に当たっては、倒壊建物の多発地帯及び病院、学校、興業場等多人数の集合する場所等を重点に行う。

イ　救出・救助活動に当たっては、保有する装備資機材のほか、あらゆる資機材を活用し、迅速な措置を講じる。

ウ　救出・救助に当たっては、県、市、消防署、日本赤十字社千葉県支部等関係機関と積極的に協力し、警察署の組織、機能を上げて負傷者等の救出・救助に万全を期すものとする。

エ　救出した負傷者は、応急措置を施した後、救急隊、救急班等に引継ぎ、速やかに医療機関に収容する。

8　自主防災組織等による救急・救助活動

住民及び自主防災組織等は、自発的に被災者の救急・救助活動を行うとともに、救急・救助活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。

9　応援隊の派遣

本市が被災していない場合は、消防相互応援協定及び県知事の指示により、救急隊・救助隊・消防隊及び後方支援隊を被災地に派遣し、現地の消防機関と協力して救急・救助活動を行うものとする。

第３　水防活動

【災対本部事務局・河川班・消防本部・県東葛飾土木事務所
・国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所】

水防活動は、洪水等を警戒し、及び防ぎょし、又は被害の軽減を図るため、「流山市水防計画」に基づいて行い、住民の安全を保持するものとする。

1　水防本部

(1)　水防本部の設置

「流山市水防計画」に基づき、次のいずれかに該当する場合であって水防管理者（市長）が水防の警戒体制を図る必要があると認めるとき、流山市水防本部を設置する。

ア　関係官署から水防に関する予報及び警報が発せられ、被害発生のおそれがあるとき。

イ　集中豪雨等により被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。

(2)　水防本部の設置場所

流山市水防本部の設置場所は、流山市役所第１庁舎庁議室とする。ただし、必要に応じてその場所を変更することができる。

(3)　水防組織

水防組織は次のとおりとし、警戒配備に準じた配備人員とする。

ア　本部組織

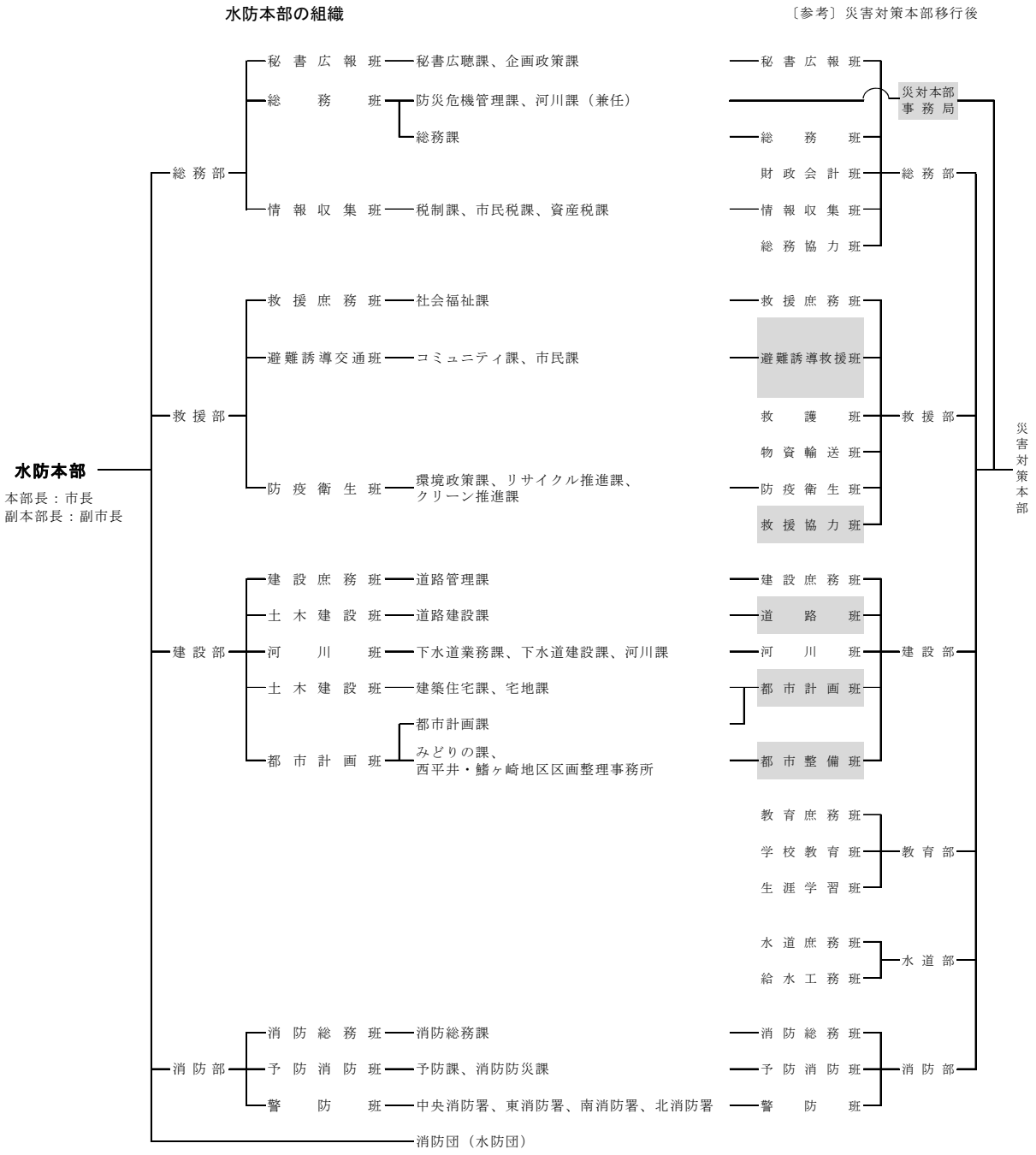

図 3-3-1　市水防本部組織図

表 3-3-2　本部室構成

本部	本部長	市長
	副本部長	副市長
	指揮監	土木部長
	本部員	総合政策部長
		総務部長
		財政部長
		市民生活部長
		健康福祉部長
		環境部長
		都市計画部長
		都市整備部長
		消防長
		消防団長
		その他本部長が必要と認めた者

イ　水防本部各班の事務分掌

表 3-3-3(1)　水防本部の編成及び本部の事務分掌(1/3)

本部設置時の職名	平常時の職名	事務分掌
本部長	市長	水防本部の事務を総括する。
副本部長	副市長	本部長を補佐し、水防事務の円滑な実施を図る。
指揮監	土木部長	本部長、副本部長を補佐し、その命を受けて分掌事務を掌理し、本部員を指揮監督する。
本部員	市民生活部長 総務部長 総合政策部長 財政部長 健康福祉部長 環境部長 都市計画部長 都市整備部長 消防長 消防団長	本部長、副本部長及び指揮監を補佐し、その命を受けて分掌事務を掌理し、班を指揮監督する。

表 3-3-3(2)　水防本部の編成及び各班の事務分掌(2/3)

注）1)　◎印は、各部の部長及び各班の班長とする。

部	班	事務分掌
【総務部】 ◎市民生活部長 ○総務部長 総合政策部長 財政部長	秘書広報班 ◎秘書広報課長 ○企画政策課長	1　本部長、副本部長及び指揮監の秘書に関すること。 2　水防情報関係の広報に関すること。 3　災害時の記録及び撮影に関すること。 4　報道機関との連絡に関すること。
	総務班 ◎防災危機管理課 ○河川課長 総務課長	1　水防本部の設置及び本部室の運営に関すること。 2　職員の動員配置及び労務供給に関すること。 3　水防対策従事者名簿の作成に関すること。 4　水防情報の総括及び報告に関すること。 5　警報の伝達に関すること。 6　避難準備情報に関すること。 7　関係機関との連絡調整に関すること。 8　各部各班との連絡調整に関すること。 9　県・市防災行政無線の運用統制に関すること。 10　部の庶務に関すること。
	情報収集班 ◎税制課長 ○市民税課長 資産税課長	1　水防情報の収集及び伝達に関すること。 2　被害の調査及び集計に関すること。
【救援部】 ◎健康福祉部長 ○環境部長	救援庶務班 ◎社会福祉課長	1　部内各班との連絡調整に関すること。 2　福祉会館等の避難所開設協力に関すること。 3　部の庶務に関すること。
	避難誘導交通班 ◎コミュニティ課長 ○市民課長 防災危機管理課長	1　避難誘導に関すること。 2　交通規制に関すること。 3　交通安全対策に関すること。 4　交通機関等との連絡調整に関すること。
	防疫衛生班 ◎環境政策課長 ○リサイクル推進課長 クリーン推進課長	1　災害時の防疫及び消毒に関すること。 2　災害時のし尿及びごみの処理に関すること。
【建設部】 ◎都市計画部長 ○都市整備部長	建設庶務班 ◎道路管理課長	1　部内各班との連絡調整に関すること。 2　災害時の道路管理に関すること。 3　障害物の除去に関すること。 4　建設資機材の確保に関すること。 5　建設団体等との連絡調整に関すること。 6　部の庶務に関すること。
	土木建設班 ◎道路建設課長	1　道路及び橋梁の巡視、応急修理及び復旧に関すること。
	土木建築班 ◎建築住宅課長 ○宅地課長	1　被災者の救助に関すること。 2　水防通信に関すること。 3　被害調査に関すること。

表 3-3-3(3)　水防本部の編成及び各班の事務分掌(3/3)

部	班	事務分掌
【建設部】 ◎都市計画部長 ○都市整備部長	河川班 ◎下水道建設課長 ○下水道業務課長	1　水防技術に関すること。 2　河川及び下水道施設の巡視、応急修理及び復旧に関すること。 3　水門の監視及び操作に関すること。 4　樋管等閉鎖による内水のいっ水防止に関すること。 5　千葉県湛水防除事業流山排水機場の操作に関すること。
	都市計画班 ◎都市計画課長 ○西平井・鰭ヶ崎地区区画整理事務所長 みどりの課長	1　部内他班の協力に関すること。
消防部 ◎消防長	消防総務班 ◎消防総務課長	1　部内各班との連絡調整に関すること。 2　消防に係る関係機関との連絡に関すること。 3　水防資機材の調達に関すること。 4　消防本部及び消防署の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関すること。 5　部の庶務に関すること。
	予防消防班 ◎消防防災課長 ○予防課長	1　消防隊の総括運用及び指令に関すること。 2　水防情報の収集及び伝達に関すること。 3　雨量、水位等の観測及び報告に関すること。 4　消防職員及び消防団員の非常参集に関すること。 5　消防通信の統制運用に関すること。 6　消防の相互応援に関すること。
	警防班 ◎中央消防署長 東消防署長 南消防署長 ○北消防署長	1　警戒区域の設定に関すること。 2　河川、堤防等の巡視、警戒、防ぎょに関すること。 3　水防工作に関すること。 4　避難に関すること。 5　現場広報に関すること。
消防団 (水防団) ◎消防団長		1　河川、堤防等の巡視、警戒及び水位の観測に関すること。 2　水防工作に関すること。 3　避難活動に関すること。

注）1)　◎印は、各部の部長及び各班の班長とする。
　　2)　○印は、各部の副部長及び各班の副班長とする。
　　3)　各班の所属職員は、班の欄に記載するそれぞれの課等の長が業務を掌理する課等に所属する職員とする。ただし、防災危機管理課の課長は当該課の職員のうちから総務班及び避難誘導交通班に配置する職員を、河川課の課長は当該課の職員のうちから総務班及び河川班に配置する職員をあらかじめ指定しておくものとする。

(4)　水防本部の廃止

市は、「流山市水防計画」に基づき、次のいずれかに該当する場合、流山市水防本部を廃止する。

ア　指定河川及びその他の河川が警戒水位以下に減水し、危険のおそれが解消したとき。

イ　水防本部が災害対策本部に移行、吸収される場合の廃止は、災害対策本部の指示による。

(5)　災害対策本部との関係

前項(4)イに示した市が災害対策本部を設置し、水防本部が災害対策本部に移行、吸収される場合の基準は次のとおりとする。

ア　江戸川はん濫警戒情報が発表されたとき（避難勧告等の発令を判断）

イ　上記以外の河川に災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき

なお、上記イのように災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合には災害対策本部を設置するが、そこまで至らない場合で、集中豪雨等による市内中小河川の氾濫や低地での内水氾濫による被害が発生した場合には、水防本部を設置し、対策活動を実施するものである。

水防本部と災害対策本部の組織の対応関係については、前出の「図　市水防本部組織図」に示している。また、配備基準の対応関係は次表のとおりである。

表 3-3-4　水防本部の配備基準

配備基準		配備人員
水防本部設置前 **水防準備体制**	ア　東葛飾地方及び隣接する区域に次の注意報等の 1 以上が発表もしくは伝達され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めたとき (ア)気象業務法に基づく予報※ a.　大雨注意報 (イ)水防団待機水位（江戸川）	防災危機管理課、河川課、道路管理課、消防防災課（水防 4 課）の課長及び職員数名
水防本部設置前 **水防注意体制**	ア　東葛飾地方及び隣接する区域に次の注意報等の 1 以上が発表もしくは伝達され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めたとき (ア)気象業務法に基づく予報※ a.　大雨注意報 b.　洪水注意報 (イ)水防法（第 10 条の 2）に基づく予報 a.　江戸川はん濫注意情報	防災危機管理課、河川課、道路管理課、消防防災課、（水防 4 課）、道路建設課、下水道業務課、下水道建設課の課長及び職員数名
水防本部設置 **水防警戒体制**	ア　次の警報の 1 以上が発表され、水防管理者（市長）が必要と認めたとき (ア)気象業務法に基づく予報 a.　大雨警報 b.　洪水警報 (イ)水防法（第 10 条の 2）に基づく予報 a.　江戸川はん濫警戒情報 イ　集中豪雨等により被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。	本部員、全班長のほか、各班長が定めた所属職員 各公共施設の管理者
水防本部を廃止し、災害対策本部へ移行	ア　次の警報が発表されたとき (ア)水防法（第 10 条の 2）に基づく予報 a.　江戸川はん濫危険情報 イ　河川に災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき	－

2　被害あるいは変状についての調査

水害によって堤防の強度が低下した場合、堤防の亀裂や、湧水の発生等、何らかの変状が見られる可能性が高い。このような変状の有無を調査し、変状が発見された箇所については迅速に応急補強工事を実施する必要がある。

市は、水害発生後直ちに、浸水区域等の有無の確認及び警戒に当たり、江戸川及び利根運河等の河川堤防の被害や変状について、周辺住民からの情報を収集するとともに現地を調査し、次に掲げるような項目を把握するものとする。

なお、調査結果については、県東葛飾土木事務所に報告するものとする。

ア　堤防の表面又は漏水・湧水の状況
イ　堤防の亀裂の有無
ウ　堤防や傾斜地周辺の建築物・構造物等の損壊の状況
エ　周辺における住民及び滞在者の数
オ　付近の降雨量
カ　その他二次災害予防又は応急対策上参考となる事項

3　応急対策・応急復旧

調査の結果、危険性が高いと判断された堤防については、関係機関や地域住民に周知を図り、土のう積み等の応急工事の実施、警戒避難体制の整備等の応急対策を行い、被害が拡大しない措置を講じるものとする。なお、応急工事に際しては、特に充分な注意、監視を行いながら実施するものとする。

堤防の破壊等については、クラック等に雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等を覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。また、水門及び排水機場等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努めるものとする。

4　避難

堤防の変状や降雨量の状況等から、災害発生の危険が予想され、又は危険が切迫していると考えられるときは、関係住民に対して次のような避難の勧告及び指示を行うものとする。

なお、避難の勧告及び指示については本章第5節第3「1.避難の勧告・指示」による。

第4　危険物等の応急対策

【予防消防班・警防班】

災害による危険物等災害を最小限に止めるためには、危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための応急措置を講じる必要がある。

また、施設の従業員や周辺住民に対する危害防止を図るため、関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を確立するものとする。

1　災害発生時の初動

(1)　被害状況の緊急点検

災害による危険物等施設の損壊を早期に発見することは、その後の二次災害を防止あるいは軽減するために極めて重要なことである。したがって、危険物等取扱事業所は、災害が発生した場合には被害状況を緊急に点検するものとする。

(2)　連絡体制の確保

災害により危険物等施設が損傷した場合には、危険物流出等の二次災害が発生するおそれがある。

このため、これらの事故対策に万全を期すため危険物等取扱事業所は、市、消防本部、他事業所及び防災関係機関との情報連絡体制を確保しておくものとする。

2　危険物流出対策

災害により危険物施設が損傷し、河川等に大量の危険物が流出又は漏洩した場合には、市、消防本部、県防災危機管理課及び危険物取扱事業所は次の対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防止に努めるものとする。

(1)　流出対策の連携

危険物取扱事業所は、災害等により危険物流出事故が発生した場合には速やかにその状況を把握し、市、消防本部、県に通報するとともに、防災関係機関、隣接事業所とそれぞれの対策等について相互に密接な連携を図り、応急措置を迅速かつ的確に行う。

(2)　危険物取扱事業所の自衛対策

危険物取扱事業所は、危険物が大量に流出した場合には、拡散を防止するため、あらかじめ定めた防災マニュアルに基づき、迅速に業務を停止し、オイルフェンスの展張等の自衛措置を実施するとともに、必要に応じ化学処理剤等により処理する。

(3)　県への報告

市及び消防本部は、危険物取扱事業所から危険物流出の連絡を受けた場合には、速やかに被害状況を調査し、その結果を県に報告するものとする。報告を受けた県は、防災関係機関と連携を図り、速やかに応急処置を実施する。

(4)　地域住民に対する広報

災害等により危険物流出事故が発生した場合には、地域住民の安全を図るため、次により広報活動を実施する。

ア　危険物取扱事業所

広報車、拡声器等を利用し、迅速かつ的確に広報するとともに、県、市、防災関係機関に必要な広報を依頼するものとする。

イ　市及び消防本部

広報車、防災行政無線等により、災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て住民への周知を図る。

3　石油類危険物施設の安全確保

(1)　事業所における応急処置の実施

災害による被害が発生した場合、危険物施設の管理者は各危険物施設の災害マニュアル等に基づく応急処置を、適正かつ速やかに実施する。

また、被害状況等については市、消防本部、警察等の防災関係機関に速やかに報告するものとする。

(2)　被害の把握と応急措置

市及び消防本部は、管轄範囲の危険物施設の被害の有無を確認し、被害が生じている場合には消火・救助等の措置を講じるものとする。

また、被害状況を県に報告し、自地域のみでは十分な対応が困難な場合には、応援を要請するものとする。

4　高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保

高圧ガス取扱事業所、液化石油ガス販売事業者及び火薬類取扱事業所は、災害発生後、緊急に行う高圧ガス設備等の点検や応急処置について定めた防災マニュアルに基づき、適切な処置を行うものとする。

5　毒・劇物取扱施設の安全確保

(1)　施設の調査

地震が発生した場合、毒・劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物のタンク及び配管に異常がないかどうかの点検を行うものとする。

また、施設外への毒物又は劇物の流出をおこすおそれがある場合及び流出をおこした場合には、直ちに応急処置を講じるとともに、健康福祉センター（保健所）、警察署、消防署に連絡し、併せて市に連絡するものとする。

(2)　施設付近の状況調査及び住民の避難誘導

市は、毒物又は劇物の流出の届出を受けた場合には、速やかに施設付近の状況を調査し、県に報告するものとする。

また、市は、警察署、消防署と協力のうえで、住民への広報活動及び避難誘導を行うものとする。

6　危険物等輸送車両等の応急対策

事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行うものとする。必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。

第５　惨事ストレス対策

【消防本部】

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は、必要に応じ、県を通じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第４節　警備・交通規制計画

第１　災害警備計画

【予防消防班・警防班・消防団・流山警察署】

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出救助、交通の確保、各種災害の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

１　警備体制

警察本部及び警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

(1)　総合対策本部

大規模被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合

(2)　対策室

災害発生のおそれがある場合又は被害程度が小規模の場合

(3)　連絡室

県内に、大雨、洪水、暴風・高潮警報が発表された場合、又は台風が接近・上陸するおそれがある場合

２　災害警備活動要領

ア　要員の招集及び参集
イ　地震、津波その他災害情報の収集及び伝達
ウ　装備資機材の運用
エ　通信の確保
オ　負傷者の救出及び救護
カ　避難誘導及び避難地区の警戒
キ　警戒線の設定
ク　災害の拡大防止と二次災害の防止
ケ　報道発表
コ　行方不明者の捜索及び迷子等の保護
サ　死傷者の身元確認、遺体の収容
シ　交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）

ス　地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）

セ　協定に基づく関係機関への協力要請

ソ　その他必要な応急措置

3　社会秩序の維持及び社会的混乱の防止

災害が発生した場合、警察は住民の生命・身体・財産を保護するものとする。

また、初期的段階においては、被害実態を早期に把握するとともに人命の保護を第一とし、初期的段階以後は、被災地区の秩序回復、犯罪の予防等、各種地域安全活動や人心の安心を図るための広報及び情報活動を実施するものとする。

(1)　地域安全対策

市及び警察は、被災地における安全な生活を確保するため、災害の発生に便乗した悪質商法、窃盗の予防等、被災地域に密着した活動を実施する。

ア　犯罪の予防等

（ア）　地域安全情報の収集・提供

市及び警察は、被災地における各種犯罪の発生状況及び被災地住民の要望等、各種地域安全情報を収集するとともに、必要な情報を地域安全ニュースとして積極的に提供し、被災地における犯罪の未然防止等に努めるものとする。

（イ）　地域安全活動

a.　警戒警備の強化

市及び警察は、被災地及びその周辺におけるパトロール活動を強化して一般防犯活動に努めるとともに、避難場所、食糧、救援物資、復旧資材その他生活必需物資の集積所等に対する重点的なパトロール活動を行う。

b.　困りごと相談所の開設

市及び警察は、必要により困りごと相談所を開設し、災害時要援護者に対する便宜供与、死傷者の確認、その他の相談活動を行う。

c.　自主防災組織との連携

市及び警察は、自主防災組織と連携してパトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、被災地における各種犯罪・事故の未然防止や被災住民等の不安除去及び安全確保に努める。

イ　デマ情報に対する措置

災害の発生時にはデマ情報が発生して人心の不安を招くほか、パニックや各種犯罪を誘発する要因ともなることから、市及び警察は被災地域等の住民に対し、災害の実態、避難者の状況、関係防災機関の活動状況等の情報を積極的に提供し、住民の不安除去に努めるものとする。

ウ　社会的混乱の抑制

警察は、被災地に限らず災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び市民に対する適切な情報提供を行い、社会的混乱の抑制に努める。

(2)　保安対策

ア　危険物等に対する措置

（ア）　市及び警察は、鉄砲・火薬類の製造、販売業者及び所有者に対し、窃盗、紛失事故のないよう厳重な保管指導に努めるとともに、建物の倒壊等により保管場所が被災した場合には、関係業者への保管委託及び警察署での一時預り措置を行うものとする。

（イ）　市及び警察は、石油類等危険物及び高圧ガス等の製造・貯蔵施設等に対しては、関係機関との連携を図り、警戒要員を派遣して警戒区域(警戒線)内の立入禁止制限、避難誘導、広報等を実施し、危険物による災害の未然防止と拡大防止に努める。

第 2　交通規制計画

【建設庶務班・道路班・県東葛飾土木事務所・流山警察署・県警察本部】

1　緊急輸送道路の確保

(1)　緊急輸送道路の確保順位

ア　確保順位

市民の足となる道路交通を確保し、災害応急対策活動を迅速かつ効果的に推進するため、災害対策用緊急輸送道路として次の順位により確保する。

（ア）　第 1 次路線：被災地域へ通じる市道及び県道

（イ）　第 2 次路線：その他応急対策活動上緊急度の高い道路

表 3-4-1　市内の緊急輸送路

第 1 次緊急輸送路	市外からの支援を受けるための広域的緊急輸送等を担う幹線道路（高速道路、有料道路、国道、県道等） ア　常磐自動車道 イ　水戸街道（一般国道 6 号線） ウ　流山有料道路 エ　松戸野田線（県道 5 号線） オ　草加流山線（県道 29 号）
第 2 次緊急輸送路	第 1 次緊急輸送路と災害活動拠点や避難拠点を連絡する主要道路 ア　白井流山線（県道 280 号）

イ　緊急輸送道路以外の路線

指定の路線を確保することが困難な場合もしくは応急対策上重要となる路線については、必要に応じその他の路線を確保する。

ウ　国・県への通知

国・県管理の路線について、市が災害対策実施上の必要から啓開作業をする場合は、各管理者に対してその旨を通知する。

エ　緊急道路の復旧

道路の復旧に当たっては、市内建設業者に機材や資材ストックの提供を含めた協力を要請し、相互に協力して緊急道路の交通確保に努める。

(2)　緊急輸送道路の応急復旧

市は、市内の緊急輸送道路の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握し、速やかに県東葛飾土木事務所に報告するとともに、所管する緊急輸送道路については、応急復旧作業を実施するものとする。なお、作業の実施に際しては、他機関の所管する道路における応急復旧作業の進捗に配慮し、効率的な輸送路の確保を図るものとする。

なお、災害時の緊急輸送活動を支援する道路応急復旧作業を迅速に行うための人員及び資機材の確保を目的として、あらかじめ応急復旧作業と関係する建設業界等との協力体制の強化を図っておくものとする。

(3)　応急復旧用資機材等の整備

建設部及び消防部は、道路復旧に必要な資機材を確保するため、事前に建設業界等の協力を得て、その状況を把握しておくものとする。

(4)　応急復旧作業

ア　市道路班

建設部長は、本部長の指示があった場合もしくは大規模な災害が発生した場合は、次のとおり緊急輸送路の確保のための作業を実施するものとする。

（ア）　緊急輸送路の被害状況を確認し、本部長に報告するものとする。

（イ）　本部長から指示又は要請された応急復旧工事の必要区間の 2 車線通行確保を図るものとする。

なお、被害の状況により応急修理ができないと判断される場合は、警察署長と協議の上、通行止め・迂回規制等の必要な措置をとるものとする。

また、やむを得ない事情により、独自の判断で交通規制を行った場合は、速やかに警察署長の長に通知するものとする。

（ウ）　緊急輸送路の確保作業が完了した場合及び交通規制を行った場合は、速やかに本部長にその旨を報告するものとする。

イ　県東葛飾土木事務所

道路上の障害物の状況を調査し除去対策を立て、関係機関と協力の上、所管する道路の障害物の除去等を実施するものとする。

なお、応急復旧は、原則として２車線の通行が確保できることを目途とするものとする。

ウ　東日本高速道路（株）

災害が発生した場合においては、速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を行うものとする。この場合において、通行止めを実施しているときは、走行可能な状態に復旧させるものとする。

本部長は、救助活動等のための東日本高速道路（株）が管理する道路については特に速やかな応急復旧対策を要請するものとする。

エ　流山警察署

交通確保の観点から交通の障害となっている倒壊樹木、垂れ下がっている電線等の障害物の除去については、各道路管理者及び関係機関に連絡して復旧の促進を図るとともに、これに協力するものとする。

2　道路管理者の交通規制措置

道路管理者は、道路施設の被害により危険な状態が予想されもしくは発見したとき又は通報等により承知したときは、速やかに必要な範囲の規制をするものとする。

また、交通規制を実施するときは、警察等関係機関と緊密な連携をとるとともに、道路法、道路交通法もしくは災害対策基本法に基づく道路標識等を設置し、又は現場における警察官の指示等により行うものとする。

(1)　緊急交通路の交通規制

災害応急対策の実施において、人員及び救援物資の輸送を迅速かつ円滑に行うことは極めて重要である。このため市は、緊急輸送を早期に開始できるよう、関係機関と協議の上、指定の緊急輸送道路の被害状況を迅速に把握し、緊急輸送道路の啓開作業を行うものとする。また、緊急交通路の確保、被災地並びにその周辺道路の交通渋滞の解消等を目的とした交通規制を迅速・的確に実施するものとする。

(2)　区間指定による交通規制

道路管理者は、道路法46条の規定により、道路の破損、決壊、そのほかの事由により交通が危険であると認められる場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。

3　緊急通行車両の確認等

(1)　緊急通行車両の確認

ア　車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両（道路交通法第 39 条第 1 項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）であることの確認を求めることができる。

イ　前項アにより確認したときは、知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第 6 条に定める標章及び確認証明書を交付する。

ウ　前項イにより交付を受けた標章は、当該車両の助手席側の内側ウインドガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付する。

　なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

エ　届出に関する手続は別に定める。

(2)　緊急通行車両の事前届出・確認

ア　公安委員会は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有する車両等で、災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。

イ　公安委員会は、前記アにより緊急通行車両に該当すると認められるものについては、届出済証を交付する。

ウ　届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、前記(1)アの確認を受けることができる。この場合においては、確認審査を省略して前記(1)イの標章及び確認証明書を交付する。

エ　事前届出・確認に関する手続は、別に定める。

《資料 94・95》

4　交通情報の収集及び提供

ア　交通情報の収集は、自動車、オートバイその他の機動力を活用して行う。

　なお、警察本部においては、隣接市町村、隣接都県及び警察庁（管区警察局を含む。）と連携を密にし、交通情報の収集を行う。

イ　交通規制等の交通情報の提供は、県及び警察を通じて行う。

第５節　避難計画

市は、災害が発生し又は発生するおそれがあるとき、被災者及び危険地域の住民等を速やかに安全な場所へ避難誘導するため、避難の勧告・指示基準や伝達、誘導等の方法を定め、また、避難住民の生活を維持するため、避難所の設置及び管理運営の方法について定めるものとする。

第１　避難方法

【災対本部事務局・避難誘導救援班】

災害発生時の避難方法は、次のとおりとする。

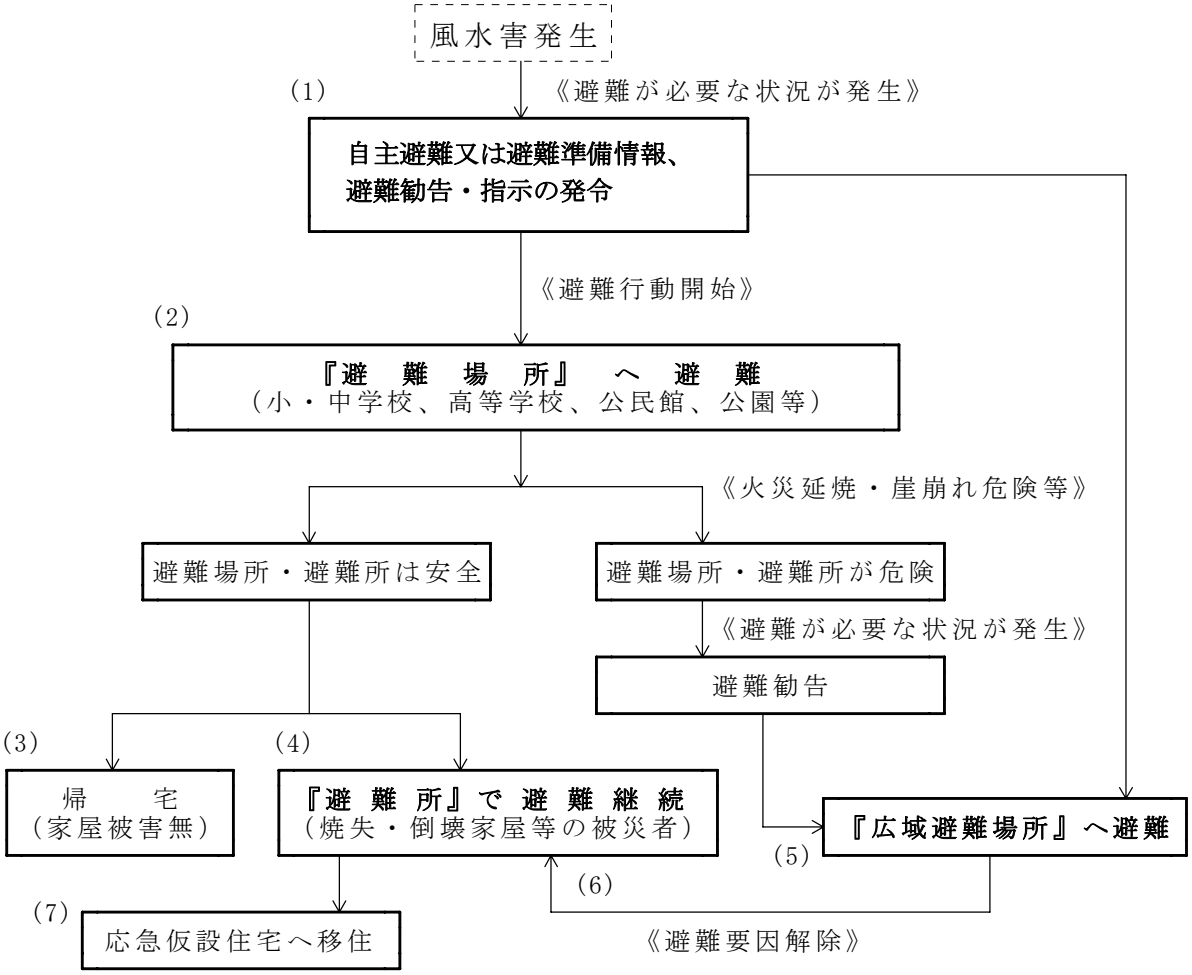

図 3-5-1　避難フロー図

(1)　自主避難又は避難準備情報、避難勧告・指示の発令による避難

火災や崖崩れ、浸水等の危険が迫り、住民の自主判断で避難が必要な状況が発生したり、避難準備情報が提供された場合は、避難行動を開始するか、もしくはいつでも避難できるよう態勢を整える。さらに、避難勧告・指示が発令された場合は、速やかに避難行動を開始する。

(2)　避難場所・避難所への避難

避難行動を開始した住民は、事前に指定された避難場所等へ危険回避のために避難を行う。

(3)　避難者の帰宅

一時的に避難した住民のうち、地域や自宅の危険が去り、自宅の被害が免れた又は被害が軽微な住民は、それぞれの自宅に帰宅するものとする。

(4)　避難所での避難者収容

市は、避難所が火災延焼等の危険性がなく、安全が確保された場合において、焼失や倒壊等により自宅に帰れなくなった被災者等を避難所で収容するものとする。

(5)　広域避難場所への避難

火災延焼等により当該避難場所が危険な状況になり避難勧告・指示が出された場合には、事前に定められている広域避難場所へ避難するものとする。

《資料 83》

(6)　広域避難場所から避難所へ移動し避難者を収容

広域避難場所は、比較的大きな公園等の屋外空間であることから危険要因が去った後、市は安全性が確保された避難所へ最終避難させるものとする。

(7)　隣接市の避難所への避難

避難経路の途絶等の理由によって、市が指定、開設した避難場所及び避難所に避難することが危険又は困難な場合においては、予め協定を締結し、或いは、臨機に要請した隣接市の避難場所又は避難所に避難させるものとする。また、市の指示を待つ暇が無いと判断した場合は、住民自らの判断によって、最寄りの隣接市の避難場所又は避難所に避難するものとする。

(8)　避難者数が避難所の収容能力を超過した場合の処置

避難者数が避難所の収容能力を超過する場合は、民間施設を含む施設を新たな避難所として確保、広域避難場所等に天幕等による臨時の避難所を開設しつつ、隣接又は努めて近傍の自治体に避難所を確保する。

このため、収容能力を超過する可能性がある場合は、発災直後から、国及び県等に対して、天幕等、臨時避難所の開設・運営に必要な資器材の支援、並びに、隣接又は努めて近傍で、かつ、避難所に余裕のある可能性の高い自治体に対して避難者の受け入れを要請する。

(9)　応急仮設住宅への移住

避難所開設の後、応急仮設住宅が建設された場合、市は被災者を応急仮設住宅での生活に移行させるものとする。（第 3 章「第 12 節　公的住宅等の提供及び住宅の応急修理計画」参照）

第２　実施機関

【災対本部事務局・河川班・流山警察署・自衛隊】

１　避難の勧告又は指示

避難の勧告又は、指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一次的な実施責任者である市長を中心として、相互に連携をとり実施するものとする。

ア　市町村長（災害対策基本法第 60 条）

イ　知事（災害対策基本法第 60 条 5 項）

ウ　警察官又は海上保安官（災害対策基本法第 61 条、警察官職務執行法第 4 条）

エ　水防管理者（市町村長、市町村水防事務組合管理者、水防予防組合管理者《水防法第 29 条》）

オ　知事又はその命を受けた県職員（水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条）

カ　災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。《自衛隊法第 94 条》）

２　避難所の設置

ア　避難所の設置は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

イ　市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことが出来ないときは、救助に着手するものとする。

ウ　災害救助法が適用された場合においても、知事が救助を迅速に行う必要があると認めているときは、知事の指示により市長が救助を行うものとする。

エ　市独自で対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

第３　避難準備情報及び避難勧告・指示等

【災対本部事務局・河川班・流山警察署・自衛隊】

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、市長等は関係機関の協力を得て、住民に対して避難準備情報の提供や避難勧告・指示を行い、また安全に住民を誘導して未然に被害をくい止めるものとする。

1　避難準備情報及び避難勧告・指示

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、本部長は、その状況に応じて適切な避難準備情報の提供及び避難勧告・指示をするものとする。

表 3-5-1　避難情報の種類

種　類	内　容
避難準備情報	住民に避難の準備を促すほか、避難に時間がかかる災害時要援護者の方々にいち早く安全な場所に避難していただくために発令する情報であり、避難勧告に先んじて発令する。
避難勧告	その対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め、又は促すものである。
避難指示	被害の危険が目前に切迫している場合等に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を避難のため立ち退かせるものである。

(1)　避難の基準

災害時における避難の勧告・指示の発令は、災害の発生により危険が切迫し、地域住民を緊急に安全な場所へ避難させる必要があると認められるときとする。

避　難　基　準

ア　河川警戒水位（はん濫注意水位）を突破する等洪水のおそれがあるとき。
イ　避難の必要を予想される各種気象警報が発せられたとき。
ウ　火災が拡大するおそれがあるとき。
エ　爆発のおそれがあるとき
オ　大量の有害又は有毒ガスあるいは可燃性ガス又は液体の流出等があったとき。
カ　がけくずれ等によって危険が切迫したとき、あるいは斜面において落石、亀裂、湧水、地鳴り等普段と異なる状況（災害の兆候）が確認されたとき。
キ　その他住民の生命、身体又は財産を災害から保護するため必要と認められるとき。

留　意　点

ア　重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換する。

イ　想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努める。

ウ　堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行う。

エ　千葉県と気象庁による土砂災害警戒情報の運用が開始された場合は、これを避難勧告の基準として活用する。

江戸川の洪水時における避難勧告等は、以下の基準を参考に、気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

表 3-5-2　江戸川の洪水時における避難の基準

避　難	発令時の状況	住民に求める行動	基　準 江戸川：西関宿、野田
避難準備情報 （災害時要援護者避難）	災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。	災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）。 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始。	■水位：6.10m（西関宿） 6.30m（野田） 到達時。 （江戸川はん濫注意情報の発令）
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始。	■水位：8.30m（西関宿） 8.70m（野田） 到達時。 （江戸川はん濫警戒情報の発令）
避難指示	前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 人的被害の発生した状況。	避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は生命を守る最低限の行動。	■水位：8.50m（西関宿） 8.90m（野田） 到達時。 （江戸川はん濫危険情報の発令） ■河川管理施設の異常（漏水等破堤につながるおそれのある被災等）を確認。 ■破堤を確認。 ■河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認。

※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の２階等に避難することもある。

情報の入手先　　指定河川洪水予報：銚子地方気象台　　（TEL 0479-24-2714：自動応答）
（TEL 0479-23-7705：防災業務課）
江戸川の水位：　関東地方整備局江戸川河川事務所（TEL 04-7125-7311）
千葉県：　　（TEL 043-223-3156：河川環境課）

(2)　避難対象地域

ア　警戒すべき区間・箇所（第２章 第２節 第１「1.重要水防区域」参照）

・江戸川流域（深井新田～下花輪～南流山～木地先）

・利根運河流域（流山市東深井～西深井地先）

・坂川流域（古間木～野々下二丁目地先）

イ　避難すべき地域（第２章第２節「第２　ハザードマップの作成」参照）

過去の被害の実績や浸水被害結果などを踏まえながら不測の事態等も想定されるため、事態の進行・状況に応じて、避難勧告等の発令区域を適切に判断する。

なお、浸水想定区域は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る災害が発生する可能性があることと、平均的な地盤高等を用いて計算されており、細かい地形が反映されていないことに留意する。

ウ　浸水想定区域内の地下施設及び災害時要援護者が利用する施設（第２章「第８節　避難対策」参照）

浸水想定区域内における、地下施設及び高齢者・障害者・乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者（災害時要援護者）が利用する施設においては、あらかじめ定めた避難計画に基づき円滑かつ迅速に避難誘導を行う。

エ　土砂災害危険箇所（第２章「第３節　土砂災害予防計画」参照）

避難勧告等は、気象予測や土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

(3)　避難の勧告・指示

ア　市長の措置（災害対策基本法第 60 条）

（ア）　市長は、火災、崖崩れ等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに避難のための立ち退きの勧告又は指示を行うものとする。

ただし、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市が実施すべき立ち退きの勧告又は指示に関する措置の全部又は一部を知事が市長に代わって実施する。

（イ）　市長は、自力での避難に時間を要する住民に対して特に配慮するものとし、国が作成した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、避難勧告等の判断基準の策定に努める。

イ　警察官の措置（災害対策基本法第 61 条、警察官職務執行法第４条）

警察官は、災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある事態が発生し、市長が措置をとることができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき、直ち

に当該地域住民に避難のための立ち退きを指示するものとする。なお、立ち退きを指示した場合は、直ちに市長へ通知する。

ウ　自衛官の措置（自衛隊法第 94 条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる住民に当該区域からの退去を命じることができる。

エ　知事の措置（水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条）

知事は、河川のはん濫及び地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対し避難のための立ち退きを指示するものとする。

●市災害対策本部からの避難の勧告・指示の場合

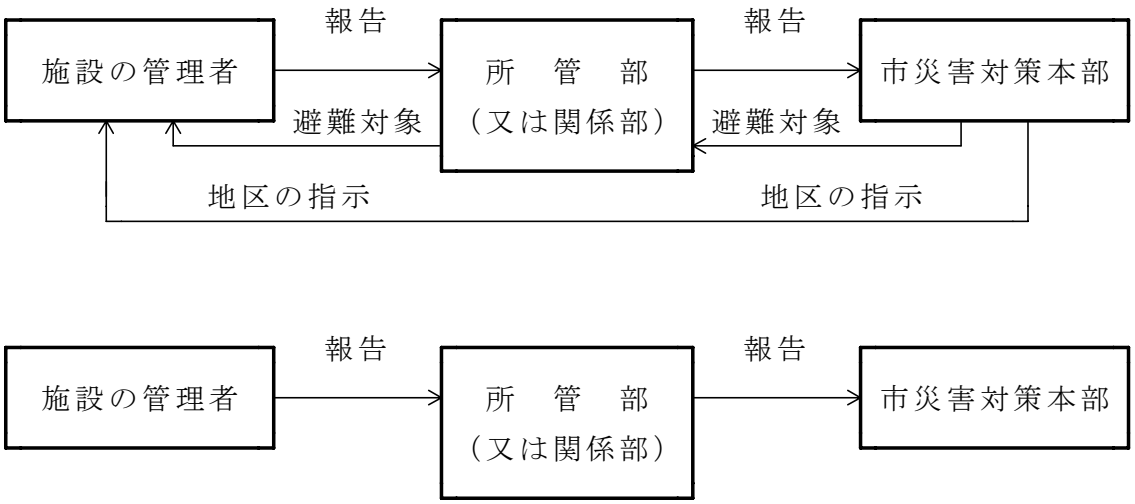

図 3-5-2　避難の勧告・指示の系統図

(4)　避難勧告・指示の内容

避難の勧告・指示は、次の内容を明示して実施するものとする。

避難の勧告・指示の内容

ア　避難対象地域（町名・施設名等） イ　避難先（避難所・避難場所の名称） ウ　避難経路（安全な避難経路） エ　避難勧告・指示の理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等） オ　その他必要な事項（避難行動時の最小携帯品、要援護者等の優先避難、介助の呼びかけ等）

なお、避難所については、市長が関係機関と協議して最も適当な避難所を指示し、開設するものとする。

《資料 83》

(5)　避難措置と周知

避難の勧告・指示をした者は、当該地域の住民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに関係機関に対して連絡するものとする。

ア　住民への周知徹底

避難の勧告・指示を行った者は、速やかにその旨を住民に対して周知するものとする。また、避難の必要がなくなった場合も、速やかに周知するものとする。

・直接的な周知として、防災行政無線、広報車等を活用する。
・消防機関、警察、行政連絡員等を通じて周知する。
・報道機関等の協力を得て、間接的に住民に広報する。
・自治会等の自主防災組織において率先して避難行動を促すようなリーダーによる伝達や地域コミュニティ間での直接的な声かけを行う。
・災害時要援護者等の事前登録者や緊急連絡先、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者への伝達（ＦＡＸや携帯電話メールの活用も含む）を行う。
・インターネット上のホームページや安心メール、エリアメール（NTT docomo）、緊急速報メール（au、SoftBank）、ツイッターによる対象地域の住民も含めた不特定多数への伝達を行う。

イ　関係機関相互の連絡

避難の勧告・指示又は解除を行った者は、その旨を県及び関東地方整備局江戸川河川事務所、流山警察署等の関係機関に連絡し、現場での情報混乱を未然に防止するものとする。

第４　警戒区域の設定

【災対本部事務局・警防班・流山警察署・自衛隊】

１　警戒区域の設定

(1)　市長

市長は、住民の生命に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第 63 条の規定により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りの制限・禁止又は退去を命じるものとする。

(2)　警察官

警察官は、市長もしくはその職権を行う職員が現場にいない場合、又はこれらの者から要請があった場合、災害対策基本法第 63 条第 2 項の規定により、市長の権限を代行するものとし、直ちに市長に対して通知するものとする。

(3)　自衛官

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長及び警察官が現場にいない場合に限り、災害対策基本法第 63 条第 3 項の規定により、市長の権限を代行するものとし、直ちにその旨を市長に通知するものとする。

(4)　消防及び水防団員

消防及び水防団員は、消防・水防活動を確保するために警戒区域を設定し、防災関係者以外の者の当該区域への立入りを制限しもしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じることができる(消防法第 28 条、水防法第 21 条)。

《様式 40》

2　警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告・指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行うものとする。

第 5　避難誘導の方法

【避難誘導救援班】

1　警戒区域の場合

本部長は、警戒区域においては、あらかじめ指定する避難場所及びその都度指示する要所となる地点に市職員の派遣を命じるものとする。

派遣された職員は、市災害対策本部又は消防部からの指示・情報の収受にあたるとともに、警察官、消防団員、自治会組織、自主防災組織等の協力により、住民等を警戒区域内から安全な地域への避難誘導に努めるものとする。

なお、災害対策基本法において、警戒区域における市長の当該区域への立入りの制限・禁止又は退去命令について従わない場合には、罰則規定がある。

2　その他地域の場合

指定地域以外の地域における緊急避難については、次のとおり行うものとする。

ア　本部長は、必要と認める避難場所に市職員を派遣し、避難収容者の整理及び市災害対策本部からの指示・情報等の収受にあたらせる。

イ　地域内から避難場所までの避難誘導は、市職員、消防団員、自治会組織、自主防災組織及び現場の警察官等が行う。

3　学校、事業所等の場合

学校、幼稚園、保育園（所）、事業所、百貨店及びその他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な統制を原則とする。

ただし、学校、幼稚園、保育園（所）、福祉施設及び夜間に多数の人が集まっている場所等については、災害の規模、状況により市災害対策本部が必要と認めるときは市職員を派遣し、その施設の責任者、管理者等に協力して、安全な場所への避難誘導等の必要な措置を講じるものとする。

4　交通機関等の場合

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定める防災計画、避難計画に基づき、各交通機関施設の組織体制により必要な措置を講じるものとする。

5　避難誘導の方法

市、消防機関、警察等が行う避難誘導は、災害の規模、状況に応じて、混乱なく安全かつ迅速に避難できるよう、次の事項に留意して速やかに行うものとする。

ア　高齢者、乳幼児、児童、障害者、外国人等の災害時要援護者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、地域住民（自主防災組織）やボランティア等の協力を得て、相互の助け合いにより全員の安全避難を図る。

イ　避難経路の選定に当たっては、できる限り危険な道路、橋梁、堤防、危険物取扱施設を避け、その他危険物、パニックが発生するおそれ等のない経路を選定するものとする。

また、状況が許す限り、指示者があらかじめ経路の実際を確認して行うように努める。

なお、避難経路は、本部長から特に指示がないときは避難の誘導にあたる者が指定するように努める。

ウ　危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期する。

エ　選定した道路に重大な障害があり、取り除くことが困難であるときは、建設部に対して避難路の啓開等を要請する。

オ　自主防災組織その他適切な者に依頼して、避難者の誘導措置を講じる。

カ　避難誘導は、収容先での救援物資の配給等を考慮して、基本的には自治会等の単位で行う。

6　住民の避難対応

(1)　避難の優先

避難に当たっては、病弱者、高齢者、障害者等の災害時要援護者の避難を優先する。

(2)　携行品の制限

緊急を要する場合は、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券等）、手拭、チリ紙等、円滑な避難行動に支障をきたさない最小限度のものとする。

(3)　避難方法

ア　以下の理由から、避難方法は原則として徒歩によるものとする。

・多くの避難者が自動車等を利用した場合、渋滞や交通事故等のおそれがあること。

・自動車の利用が徒歩による避難者の円滑な避難を妨げるおそれがあること。

イ　避難者数が避難所の収容能力を超過して、他市の避難所へ輸送する必要がある場合は、国及び県等の支援を得るとともに、努めて、市独自で輸送手段を確保して輸送する。

このため、収容能力を超過する可能性がある場合は、発災直後から、国及び県等に対して、バス、自衛隊車両、ヘリコプターの支援を要請するとともに、バス会社等と交渉を開始する。

7　住民の安否確認

住民の安否確認については、各避難所において、自主防災組織（自治会）、民生委員・児童委員、災害時要援護者支援団体等で行うものとする。

8　来訪者・入所者等の避難

(1)　避難計画の策定

市の公共施設の管理者は、来訪者・入所者等の安全・避難のための避難計画を策定するものとする。

また、その他多数の従業員・来訪者が勤務もしくは出入りする主要な商業施設、事務所、工場等の管理者は、施設内における従業員・来訪者の安全な避難対策を講じるように努めるものとする。

(2)　避難の完了報告

大規模な災害が発生し、避難の勧告・指示が発令されたときもしくは自主的に各施設において来訪者・入所者・職員・従業員等の避難を実施したときは、各施設の管理者は所轄部を通じて市災害対策本部へ避難の完了報告を行うものとし、救援部長は、あらかじめその周知徹底に努めるものとする。

第６　避難所・避難場所の安全確保

【警防班・流山警察署】

１　消防署の任務

消防署は、避難の勧告又は指示が出された地域の住民が避難を行う場合に、災害の規模、道路及び橋梁の状況、災害の拡大経路、消防隊の運用等を勘案して、最も安全と思われる方向を本部長及び警察署に通報するものとする。

また、住民の避難が開始された場合には、広報車、当該地域に出動中の消防車両車載拡声器等の活用により、円滑な避難誘導に協力するとともに、付近にいる消防団員に対して、住民の誘導、避難準備情報、避難の勧告・指示の伝達の徹底にあたるよう要請するものとする。

２　警察署の任務

警察署は、避難準備情報、避難勧告・指示が発令された旨の通報を受けたときは、直ちに避難誘導員を要所に配置するものとする。避難誘導員は、夜間時の照明資機材の活用等をはじめとして安全な避難交通の確保に努めるとともに、活発な広報活動を実施し、避難者の混乱による事故やもめごと等が発生しないよう、適切な誘導を行うものとする。

また、避難場所及び避難所には、所要の警戒員を配置し、関係機関の職員と密接に連絡を取りながら、避難者の保護及び避難場所等の秩序保持に努めるものとする。

第７　避難所の開設

【避難誘導救援班】

避難誘導救援班は、災害によって住居の使用が困難になった被災者、避難準備情報及び避難勧告・指示に従って避難した住民を収容する場所として、避難所を開設する。

１　避難所収容の対象者

避難所に収容する対象者は、災害により現に被害を受け又は受けるおそれのある者とする。

２　避難所の開設

避難所の開設（安全確認、解錠、早期の避難者誘導）は、平日は施設管理者が行うものとし、休日・夜間は施設管理者又は本部長が避難所に派遣する職員（避難所要員）が行うものとする。なお、指定管理者により管理を行っている施設に関しては、指定管理者が平日及び休日・夜間においても対応する。

避難所は、原則としてあらかじめ指定された公共施設を利用する。

《資料 83》

3　避難所の点検

避難所の開設に当たっては、避難所として施設が被災している可能性があるため、建物内への立ち入りに当たっては安全を確認した上で避難所を開設する。必要に応じて、応急的な安全措置を実施し、目視で危険が認められる箇所は立ち入りを禁じる表示をする。また、早急に避難所の応急危険度判定を実施する。（第 3 章第 12 節「第 3　建物の応急対策」参照）

4　福祉避難所

市は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者の避難を想定し、「福祉避難所」（要援護者のための配慮がされた避難所）として、バリアフリー化されている等要援護者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である施設を確保する。

また、特別養護老人ホーム等の社会福祉施設を、福祉避難所として使用することについて社会福祉法人との間で締結した協定に基づき、福祉避難所を開設する。

なお、福祉避難所が不足する場合は、必要に応じて、公的な宿泊施設、民間の宿泊施設等の借り上げや、応急的措置として、和室等を備えた公民館、小部屋が利用できる教室や保健室を含め、一般の避難所に要援護者のために区画された部屋を「福祉避難室」として対応する。

5　臨時の避難所

災害の規模や状況により、あらかじめ指定した避難所に収容することが不可能な場合には、次により処置するものとする。

ア　既存の他の公共施設を利用する。

イ　既存の他の施設（社寺・会社・工場等）を利用する。

ウ　公共用地にテント、応急仮設住宅等を設置する。

エ　高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮し、被災地以外にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を避難所として借り上げる。

オ　市内で収容不可能な場合は、近隣市町その他関係機関の応援を得る。

6　避難所開設の公示及び報告

市は、避難所を開設したときは直ちにその旨を公示するとともに、消防長、県災害対策本部事務局等関係機関に対して開設の状況を連絡・報告するものとする。

局等関係機関に対して開設の状況を連絡・報告するものとする。

(1)　避難所開設の報告

連絡すべき事項は、おおよそ次のとおりとする。

ア　地区名、施設名

イ　施設の被災状況

ウ　避難者の入所状況

エ　負傷者等の状況

オ　運営スタッフの配置状況

カ　緊急に必要な応援物資等（飲料水、食料、寝具等）

キ　連絡手段の確保状況（通信可能な電話機、ファクシミリ、パソコン等）

(2)　避難所開設の周知

市は、避難所を開設した場合は、防災行政無線や広報車、市ホームページ、安心メール、ツイッター等を用いて、広く周知する。

7　避難所の開設期間

避難所の開設期間は、災害が発生した日から事態が終息するまでの期間とする。

なお、災害救助法による避難所の開設期間は、災害発生から７日間である。

ただし、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難場所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

8　登録窓口の設置

市は、発災後、避難所を開設した場合には避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢等について登録できるよう、避難所に登録窓口を設置する。

また、各避難所との情報連絡を密にし、避難者の氏名や家族構成等の情報を逐次、パソコン等を活用して把握に努めるとともに、広報や問い合わせに対応するものとする。

避難所要員は、登録された避難者の情報について避難誘導救援班に報告する。

9　ペットの対策

市は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようルールの作成に努める。

10　災害救助法適用の場合の経費内容及び限度額等

(1)　経費内容

ア　賃金職員等雇上費

イ　消耗器材費

ウ　建物の使用謝金

エ　器物の使用謝金、借上費又は購入費

オ　光熱水費

カ　仮設便所等の設置費

キ　福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費

(2)　限度額

ア　基本額

100 人 1 日当たり 30,000 円以内とする。

イ　加算額

冬期（10～3 月）についてはその都度定める額とする。

第 8　避難所の運営

【避難誘導救援班】

避難所の運営責任は市とし、避難所の運営については、あらかじめ定めた各避難所マニュアルに基づき、避難所運営組織が中心となって行うものとする。

また、県の「災害時における避難所運営の手引き」を参考とし、被災者のプライバシー及び安全の確保に努めるとともに、災害時要援護者や女性への配慮、ペット対策などについても適切に対応するよう努めるものとする。

1　避難所運営組織の設置

市は、避難所運営組織の緊密な連携のもとに、各避難所マニュアルに基づいて、避難所の運営を行うものとする。

なお、平常時において避難所運営体制について協議されていない避難所においては、避難所の運営を円滑に行うため、避難所の責任者は、自主防災組織（自治会）、市職員、施設管理者、指定管理者及びボランティア代表による協議の場を設け、調整を行い、避難所運営組織を結成する。避難所運営組織の構成員については、女性の参画の促進に努めるものとする。

表 3-5-3　避難所運営組織（構成員及び主な役割例）

構成員	主な役割	避難所開設時の役割
市職員	避難所の責任者 ①本部等との情報連絡 ②調査・各種手配 ③その他	主に休日・夜間等において、避難所の迅速な開設を行う。
施設管理者	避難所の施設の管理者 ①建物の安全確認 ②学校の場合：児童・生徒等の安全確認及び授業の早期再開 ③指定管理者への指示	主に平日の昼間において、避難所の迅速な開設を行う。 市職員到着後、市に引き継ぐ
指定管理者	避難所の施設の管理者 ①建物の安全確認	市と連携し、避難所の迅速な開設を行う。
自主防災組織	避難者の支援、市・各施設への協力 ①食糧・飲料水等の配給 ②避難所生活ルールの作成 ③地域の被災情報等の伝達 ④その他	市職員、施設管理者に協力し、状況に応じた迅速な対応を行う。

2　管理運営体制

避難所の運営は、本部長が派遣する職員（うち１人は責任者）が担当するものとし、男女双方の職員を配置するよう努める。

避難所内での各活動場所の指定等の調整業務は、避難所運営組織において行うとともに、避難所の管理運営について避難者等との連携体制を構築し、次の事項について的確に行う。

ア　避難所での秩序の維持（班の編成等）と衛生管理（仮設トイレ等）
イ　避難者に対する情報伝達
ウ　テレビ、ケーブルテレビ、ラジオ、ミニ広報紙、伝言板等の利用
エ　仮設住宅等の応急対策状況の周知徹底
オ　本部長への報告
カ　各避難所の責任者（現地災害対策本部長）は、避難所の情報を逐一本部長に防災行政無線、携帯電話、ファックス等により連絡する。

なお、避難所における責任者の業務は、市災害対策本部との連絡調整等の対外業務及び施設管理を主体とし、避難所においては対応すべき事柄が多岐にわたることを考慮し、運営は原則として避難所運営組織により行われるようにするものとする。

また、施設管理者は、施設の避難所利用に対してアドバイスをするほか、避難所運営について協力するものとする。さらに、被災者の精神的ストレスや避難者同士のトラブルの発生の解消、学校教育の再開等に努めるものとする。

3　運営業務

ア　世帯ごとの避難者名簿の配布及び作成整理
イ　避難所内の居住スペースの割り振り
ウ　食糧、生活必需品の請求、受け取り及び配給
エ　避難所の運営状況の報告
オ　避難所の運営記録の作成
カ　発電機・燃料の管理

4　避難所の生活環境の保持

本部長は、避難所の生活環境に常に注意を払い、良好に保つよう以下の対策を実施するものとする。

(1)　避難者情報の管理

各避難所において作成した避難者名簿を巡回回収し、市内の避難者の情報を一括管理し、災害応急対策活動、避難者の自立支援策等の基礎資料として活用する。

(2)　災害時要援護者対策

ア　避難所の責任者は、自治組織等の協力を得て、避難所における高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者について把握し、健康状態について聞き取り調査を行う。

イ　避難所の責任者は、調査結果に基づき、これらの者が必要とする食糧、生活必需品等の調達を手配するとともに、避難所内の落ち着いた場所を提供する等、避難所での生活について配慮する。

ウ　必要に応じて、福祉避難所、老人福祉施設、病院等への入所が行えるよう連絡調整を行う。

(3)　医療・保健体制

避難者の健康・精神的ケアについて、救護班を巡回派遣する。避難所生活が長期化する場合は、保健師又は看護師等の常駐等の措置をとる。

(4)　男女のニーズの違いに応じた支援

男性と女性では、避難所に対するニーズが異なるため、それに配慮した運営を行う。

ア　性別に配慮した避難所の設計（男女別の更衣室・トイレ・浴室、授乳室等の設置）

イ　避難所運営への女性の参画

女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

ウ　女性スタッフの配置

生理用品、女性用下着等については、女性による配布とするよう努める。

エ　女性のためのクリニック、生活支援相談窓口の設置

オ　女性向け物資の備蓄

(5)　避難所生活長期化への対応

避難所生活が長期化する場合には、必要な設備・機器を業者等から調達する。なお、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館等への移動を避難者に促すものとする。

ア　生活用品等の確保

衣類、炊事設備、洗濯機、乾燥機、テレビ、掃除機、冷暖房設備、冷蔵庫、畳、カーペット等生活用品の配備充実に努める。

イ　入浴・洗濯支援

仮設入浴場や仮設洗濯場等の整備を図る。

ウ　プライバシーの保護

避難者同士のプライバシーを保護するため、間仕切り等を利用して世帯間を仕切るよう配慮する。（目安：避難所１ヶ所当たり間仕切り用パネル 200 枚）

エ　健康相談の実施

体調や持病の悪化、エコノミークラス症候群、インフルエンザ等の感染症等、震災関連死の軽減を図る。

オ　交流スペース等の確保

避難所の空きスペースの状況を勘案し、子供の遊戯・学習部屋や避難者の交流スペースの確保に努める。

カ　施設等の利用頻度の確保

避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。具体的には、施設の利用ニーズを把握し、入浴施設、洗濯機、医師・看護師の巡回及びごみ処理等の頻度を確保できるよう努める等がある。

(6)　季節対策

災害発生の不測性や避難生活の長期化等を考慮して、季節の移り変わりに対応できる環境作りを行う。

表 3-5-4　季節対策

季　節	品　　目
冬　季	毛布、マット（布団）、木炭、カセットコンロ、ストーブ、カイロ、防寒着、マスク
夏　季	タオルケット、扇風機、クーラー、氷・保冷剤、殺虫剤、蚊取り器、トイレ消臭剤

(7)　ペットの対策

市は、各避難所のマニュアルに基づき、ペット対策を行うものとする。各避難所のマニュアルを定めていない場合は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようルールの作成に努める。

また、飼い主の被災等により愛玩動物が遺棄されたり逃げ出した動物の保護については、本章第6節「第5　動物対策」によるものとする。

5　管理運営上留意すべき事項

(1)　運営手段の留意点

ア　避難者名簿の作成

避難者名簿は、避難所運営のための基礎資料となる。

避難所の責任者は、避難所を開設し、避難した住民等の受入れを行った際には、まず避難者名簿を配り、避難した住民に対して、各世帯単位に記入するよう指示するものとする。また、避難所入所記録簿は、集まった避難者名簿を元にして、できる限り早い時期に作成し、事務所内に保管するとともに、本部長を通じて避難誘導救援班長へ報告するものとする。

イ　居住スペースの割り振り

部屋の割り振りは、可能な限り地域地区（自治会等）ごとにまとまりをもてるように行う。

各居住区域は、適当な人員（30 人程度を目安とする）で編成し、居住区域ごとに代表者（班長）を選任してもらい、以後の情報の連絡等についての窓口役となるよう要請するものとする。

代表者（班長）の業務は、次のとおり。

（ア）　市災害対策本部からの指示、伝達事項の周知
（イ）　避難者数、給食数、その他物資の必要数の把握と報告
（ウ）　物資の配布活動等の補助
（エ）　居住区域の避難者の要望、苦情等のとりまとめ
（オ）　防疫衛生班が行う消毒活動等への協力
（カ）　施設の保全管理

ウ　食糧、生活必需品の請求、受け取り及び配給

避難所の責任者は、避難所全体で集約された食糧、生活必需品、その他物資の必要数のうち、現地での調達が不可能なものについては避難誘導救援班長を経由し本部長に報告し、本部長は物資輸送班へ調達を要請する。

また、到着した食糧や物資を受け取ったときは、その都度物品受払簿に記入のうえ、各居住区域ごとに配給を行うものとする。

エ　避難所の運営状況及び記録の作成

避難所の責任者は、避難所の運営状況について、適宜本部長へ報告するとともに、避難所の運営記録として避難所日誌を作成するものとする。

なお、市災害対策本部への報告は、各避難所の責任者が避難誘導救援班長へ報告する。また、傷病人の発生等、特別の事情のあるときは、その都度必要に応じて報告する。

オ　被災者の移送等

（ア）　被災者の他地区・他市町村への移送

本部長は、市内に被災者の収容余力がない場合は県知事に対して、安全な場所もしくは小被害地である他市町村又は隣接県地区への移送を要請するほか、県の計画の定めるところによるものとする。

（イ）　他市町村からの被災者の受入協力

本部長は、県知事より他市町村からの被災者を受入れるための避難所の開設の指示を受けた場合は、県の計画の定めるところにより積極的に行うものとする。

（ウ）　入浴施設の確保対策

本部長は、災害時等において避難所の生活が長期に及んだ場合や水道・ガス等の供給停止が長期に及んだ場合には、必要に応じ一般公衆浴場やシャワー等の設備を備えたスポーツ施設等及び自衛隊と協力し、関係機関と連携のもと住民の入浴機会を確保するための対策を講じるものとする。

カ　学校の避難所対応

（ア）　教育委員会の基本的対応

教育委員会は、学校の開設、施設設備の補修・調達、教育課程の正常な運営等を第一義とし、避難所の運営等については市災害対策本部から派遣された責任者と連絡・調整を図りながら行うものとする。

（イ）　幼児・児童・生徒の在校時の基本的対応

幼児・児童・生徒の在校時の初動体制としては、幼児・児童・生徒の安全な避難誘導・掌握・安全確保、保護者への連絡・引き渡し、人的・物的な被害状況の把握、及び報告等の業務を行うものとする。

初動以後においても、学校開設に向けての施設・設備の整備に対する対応、幼児・児童・生徒の状況の把握、一日でも早く正常な教育課程を実施するための物的・人的対応及び幼児・児童・生徒の心のケア等に関する対応を第一義とするものとする。

（ウ）　幼児・児童・生徒が在校していないときの基本的対応

幼児・児童・生徒が在校していない場合（放課後、休日、祝日等）の初動体制としては、幼児・児童・生徒及び職員の安否、所在確認、施設・設備の被害状況の把握と報告、また、登校か休校か等の判断と連絡等に関する業務を行うものとする。

（エ）　教職員の避難所対応

幼児・児童・生徒の在校時、在校していないときにかかわらず、学校が避難所として開設される場合に備え、あらかじめ各学校における初動体制に対応する教職員を決めておき、迅速に対応できるようにしておくものとする。

また、教職員は、避難所の運営が軌道に乗るまでの期間においては、幼児・児童・生徒に関する業務等、本務に支障のない範囲内で避難所の運営業務を行うものとする。

（オ）　避難所運営の責任

避難所の運営についての責任は、市災害対策本部から指定又は派遣された責任者にあるが、責任者は施設設備の使用等を含めて、学校の管理責任者である当該学校長と相談・協議等を行い、その運営にあたるものとする。なお、市災害対策本部が責任者を指定するに当たっては、できるだけ避難所に近い者を当てるものとする。

（カ）　教育委員会の直近要員者の扱い

教育委員会の直近要員者は、できるだけ教育関係施設の避難所対応に当たり、市災害対策本部から派遣された責任者や職員とともにその運営にあたるものとする。

（キ）　地域等との連携

地域の自治会組織や団体及び学校と市災害対策本部が連携をとり、自主防災組織を育成していく中で、避難所運営に関わる開錠の問題（学校、備蓄倉庫、井戸等）や食糧・寝具の配布等を含めた避難住民の掌握、避難所生活に関すること等について、市災害対策本部から派遣された責任者や職員と協力して、避難所の円滑な運営がなされるようにするものとする。

（ク）　公民館等教育関係施設の避難所対応

公民館等教育関係施設の避難所の開設については、避難所に指定されている小・中学校に準じて対応する。

(2)　その他の留意点

ア　避難所の維持管理体制の確立
イ　市災害対策本部からの指示及び伝達事項の周知
ウ　避難者数、給食者数その他物資の必要数の把握と報告
エ　自治組織、施設管理者及び行政による連携
オ　避難者の要望、苦情等のとりまとめ
カ　環境衛生保護と維持
キ　避難者の精神的安定の維持
ク　施設の保全管理
ケ　避難者の減少等に伴う避難所の規模縮小又は統合等の措置をとる場合、平常体制への復帰に努める。

第９　広域的避難収容

【避難誘導救援班】

市は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等を考慮し、被災区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、県に広域避難収容に関する支援を要請するものとする。

第 10　避難所外避難者への対応

【避難誘導救援班】

自宅近くに避難でき、プライバシーも保てる等の利点により、指定避難所以外の自動車やビニールハウス、テント等へ避難する避難者、また、親戚等を頼って市外へ避難する被災者が多く発生することが想定される。

1　避難所外避難者の把握及び支援

市は、自主防災組織等の協力を得て、避難所外にいる避難者（場所、人数、支援の要否・内容）の把握に努めるとともに、情報の提供、食糧・物資等の提供等必要な支援に努める。

また、在宅の災害時要援護者等に対しては、複数の民生委員等の訪問による安否確認を行った上で、その後も訪問回数を増やして不安感の軽減を図りながら、求めに応じた支援を行う。

2　健康対策

避難所外避難者は、自動車等狭い空間での運動不足や、トイレに行く回数を減らすために水分摂取を控える等から、エコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、市は予防法等を避難者に呼びかけを行う。

3　市外避難者への対応

市は、市外へ避難した住民の安否を把握するため、市外避難者に対し、避難先及び安否について市に連絡するよう、市ホームページや報道機関等を通じて呼びかけを行う。また、地域住民や自主防災組織の協力を得て市外避難者に関する情報を収集し、市外へ避難した注民の把握に努める。

第６節　医療救護・防疫等活動計画

医療救護活動は、災害のため医療機関の機能が停止し、又は医師の不足等により被災地の住民が医療・助産の途を失った場合には、関係機関は迅速かつ的確な医療活動を実施し、負傷者の適切な保護を図るものとする。

防疫・保健活動は、災害後の感染症の発生、流行等を未然に防止するため、被災地における防疫活動を迅速に実施するものとする。また、住民の健康を保持するため、被災者に対する保健衛生活動を実施するものとする。

第１　医療救護活動

【救護班・警防班・財務会計班・医療機関・市医師会・市歯科医師会・市薬剤師会・日本赤十字社・松戸健康福祉センター】

災害発生時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため市は、災害時における応急医療体制を確立し、関係医療機関及び各防災関係機関との密接な連携の下に、一刻も早い医療救護活動を行うものとする。

１　情報の収集・提供

市（救護班）は、消防本部（予防消防班）、及び流山市医師会等の協力のもとに以下について状況を把握し、県へ情報提供を行う。

ア　医療施設の被害状況、診療機能の確保状況

イ　避難所、救護所の設置状況

ウ　医薬品等医療資器材の需給状況

エ　医療施設、救護所等への交通状況

オ　その他参考となる事項

２　医療救護活動

(1)　実施機関

ア　医療救護は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

イ　市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことが出来ないときは、救助に着手するものとする。

ウ　市独自で対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2)　救護班による医療活動

ア　救護班の出動要請

市長は、必要に応じて市医師会長、市歯科医師会長、市薬剤師会、日本赤十字社千葉県支部長にそれぞれ救護班の出動を要請し、知事及び他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずるものとする。

救護班の出動を要請するときは、次の事項を明らかにして電話等により要請（日本赤十字社千葉県支部は県を通じて要請）するものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

（ア）　災害発生の日時及び場所

（イ）　災害の原因及び被害の概況

（ウ）　出動を要する人員（班）及び資機（器）材

（エ）　出動の期間

（オ）　その他必要な事項

表 3-6-1　関係機関

医療機関	所在地	電話
流山市医師会	流山市西初石 4-1433-1 保健センター内	04-7155-2324
流山市歯科医師会	流山市西初石 4-1433-1 保健センター内	04-7155-3355
流山市薬剤師会	流山市西初石 4-1433-1 保健センター内	04-7155-6871
日本赤十字社千葉県支部	千葉市中央区千葉港 5-7	043-241-7531

《資料 40・41・71・84》

イ　救護班の編成

救護班は、医師１名、看護師又は保健師２名、事務担当者２名で編成する。

ウ　現場指揮

具体的な現場指揮は、災害の態様、現場の状況等に応じ、関係機関で協議の上、統一を図るものとする。

エ　救護班の業務内容

（ア）　傷病者に対するトリアージ作業の実施

（イ）　傷病者に対する応急措置

（ウ）　後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

（エ）　軽症患者等に対する医療

（オ）　避難所等での医療

（カ）　助産救護

《様式 42》

(3)　救護所の設置

市長は、救護所を設置するものとし、救護班は救護所において医療救護活動を実施する。

ア　救護所指定順位

救護所は、概ね次の順位により開設する。

（ア）　外科施設を有する病院又は診療所

（イ）　（ア）以外の病院又は診療所

（ウ）　病院もしくは診療所のない地区又はこれらの施設で間に合わないときは、保健センター、学校、集会所、公民館等

イ　救護所の表示・広告

市は、応急救護所を開設した場合はその表示を行って一般に周知するとともに、夜間は文字表示の赤色灯を掲げるものとする。

(4)　現地総括者及び現地医療指揮者

ア　現地総括者

現地総括者は、救援部長又は救護班長が指名する者が務め、災害現場において現地医療指揮者及び現場出動の各部門責任者と現場活動が円滑に推進するよう必要な連絡協議を行い、業務の総合調整にあたる。

イ　現地医療指揮者

現地医療指揮者は、市医師会長が務める。市医師会長は、災害現場及び救護所における各救護班の医療活動の指揮をとる。

(5)　避難所救護センターの設置への協力

県は、被災者の避難所における避難生活が長期にわたると見込まれるときは、避難所内に避難所救護センターを設置し、医療救護活動を行う。市はこれに協力する。

(6)　医薬品等の調達

ア　医薬品、医療資器材の確保

市は、被害の状況に応じて次に掲げる機関に対し、医薬品等の確保について協力要請を行うものとする。

表 3-6-2　医薬品の調達先

名　　称	所在地	電話番号
松戸健康福祉センター （松戸保健所）	松戸市小根本 7	047-361-2121
流山市薬剤師会	流山市西初石 4-1433-1 保健センター内	04-7155-6871

《様式 41》

イ　血液製剤の確保

市は、血液製剤が必要な場合は、県に対して確保、調達を要請するものとする。

3　傷病者の搬送

(1)　後方医療施設の確保

救護班による応急手当の後、入院治療を要する傷病者の収容施設を必要に応じて広域的に確保するものとする。

表 3-6-3　県内の主な災害拠点病院

基幹災害医療センター	日本医科大学千葉北総病院 総合病院国保旭中央病院 医療法人鉄蕉会亀田総合病院 国保直営総合病院君津中央病院
地域災害医療センター （東葛北部）	総合病院国保松戸市立病院 東京慈恵会医科大学附属柏病院

(2)　傷病者の搬送体制

市は、災害時の傷病者搬送を円滑に行うために、消防部と医療機関の間に通信手段を確保したうえで、救急自動車やヘリコプターを利用した広域搬送体制を確立するものとする。

なお、救急自動車が確保できない場合は、市は輸送車両の確保に努めるものとし、ヘリコプターによる患者搬送に当たっては、関係機関と協議の上、次の受け入れ体制を確保する。

ア　離発着場の確保、病院から離発着場までの搬送手配及び安全対策

イ　傷病者の搬送先の離発着場及び受け入れ病院への搬送手配

《資料 19～21、様式 14～18・43》

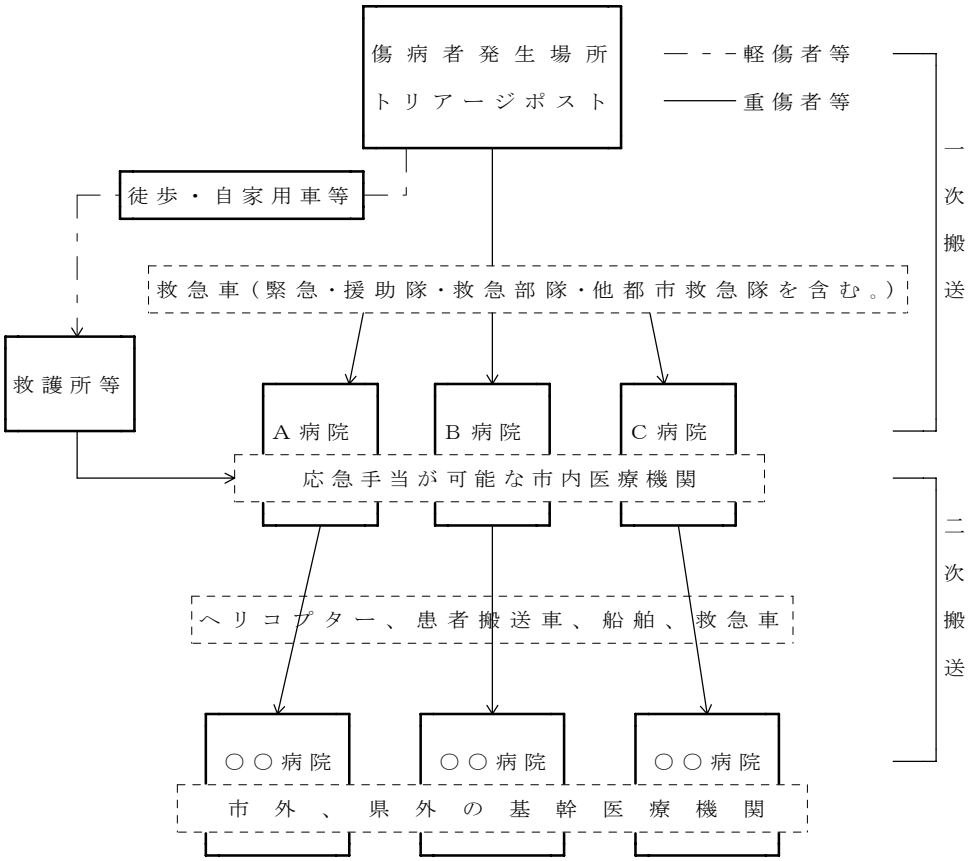

図 3-6-1　搬送システム

4　医療ボランティアの活用

大規模な風水害による多数の傷病者への医療救護活動においては、あらかじめ計画された救護班だけでは十分な対応が困難と予想されるため、市は医療ボランティアを確保し、災害時に迅速に対応できる体制を整備するものとする。

(1)　「担当窓口」の設置

救護班（健康福祉部健康増進課）は、災害発生後直ちに「医療ボランティア担当窓口」を設置し、医療ボランティアの受入れを行うものとする。

(2)　「担当窓口」の運営

「医療ボランティア担当窓口」における主な活動内容は、次に示すとおり。

ア　医療ボランティアの募集、登録、協力依頼、派遣

イ　県の「受付窓口」との連絡調整

ウ　その他

(3)　医療ボランティアの活動内容

ア　医師・看護師等

（ア）　救護班に加わり、応急救護所で医療活動を行う。

（イ）　被災地の医療機関において医療活動を行う。

（ウ）　後方医療施設において医療活動を行う。

イ　薬剤師

（ア）　救護班に加わり、応急救護所で調剤業務を行う。

（イ）　医薬品の仕分け・在庫管理等の業務を行う。

ウ　保健師等

避難所等を巡回し、被災者の健康管理や栄養指導を行うとともに、医療ニーズを把握し、救護班に連絡する。

エ　歯科医師・歯科衛生士

避難所等を巡回し、被災者の歯科診療を行う。

5　助産活動

災害のため助産の途を失った者に対して、分娩の介助及び分娩の前後にわたる処置を確保し、その保護を図るものとする。

(1)　実施機関

ア　助産活動は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

イ　市独自で対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2)　災害救助法が実施された場合の実施基準

ア　助産の対象

災害発生の日以前又は以後の 7 日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者に対して実施する。

イ　助産の範囲

助産は次に掲げる範囲で行う。

（ア）　分娩の介助

（イ）　分娩前後の処置

（ウ）　脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ　費用

支出できる費用は、救護班及び産院その他の医療機関による場合は使用した衛生材料及び処置費等の実費、助産師による場合は慣行料金の 8 割以内の額とする。

エ　期間

助産を実施し得る期間は、分娩した日から 7 日以内とする。

第 2　防疫活動

【防疫衛生班・救護班・松戸健康福祉センター（松戸保健所）・医療機関】

災害による衛生環境の悪化や被災者の身体的・精神的な抵抗力の低下を背景として、被災地に感染症等が発生する可能性があるため、防疫活動を迅速に行い、混乱の防止を図っていくものとする。

1　実施主体

災害時の防疫は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）（平成 10 年法律第 114 号）に基づき、市及び松戸健康福祉センター（松戸保健所）が実施する。

2　防疫体制の確立

市及び松戸健康福祉センター（松戸保健所）は、災害時における応急防疫に関する計画を作成して実施するが、必要に応じ関係機関、隣接市町の協力を得るものとする。

(1)　組織体制整備

市及び松戸健康福祉センター（松戸保健所）は、感染症等の蔓延及び食中毒発生の未然防止を目的とした防疫体制を確立するとともに、必要な防疫担当職員の教育訓練を行うものとする。

また、必要な消毒薬・器具機材や要員の確保が迅速にできるよう、防疫体制を整備するものとする。

(2)　防疫計画の策定

市及び松戸健康福祉センター（松戸保健所）は、被害の状況等を考慮し、できるだけ詳しい防疫計画を作成するものとする。

ア　消毒方法

感染症患者及び保菌者発生家屋の内外、便所、給食施設等の薬品による消毒の実施

イ　鼠族昆虫等駆除方法

汚染地域の鼠族昆虫等の発生場所に対する薬剤の散布及び発生原因の除去

ウ　臨時の予防接種

感染症予防上必要があるときは、臨時の予防接種を実施する。

エ　検病調査

患者及び保菌者の早期発見に努めるため、迅速かつ計画的に検病調査（健康診断及び検便）を行う。

3　応急防疫活動の実施

市及び松戸健康福祉センター（松戸保健所）は、感染症法に基づく、防疫措置等を行うものとする。

(1)　薬剤・器具機材・人員等の確保

市及び松戸健康福祉センター（松戸保健所）は、災害時の防疫措置に必要な薬剤・器具機材等を迅速に調達し、防疫活動を行う人員を確保するものとする。

災害の規模により、市が保有する医薬品及び資機（器）材等が不足する場合は、その都度調達するものとする。

《資料 40・41・71》

(2)　防疫衛生班の編成

救援部長は、被災地の感染症、食中毒等の発生を未然に防止するため、松戸健康福祉センター（松戸保健所）と密接な連携のもと、救援部を中心として、応援職員及び作業員等により、災害の規模に応じた防疫衛生班の体制を編成する。

(3)　消毒の実施

防疫衛生班は、災害により家屋周辺が不衛生になった場合等の必要に応じて感染症法第 27 条の規定により、松戸健康福祉センター（松戸保健所）との連携により消毒を実施する。

なお、住民においても、自治会長等を通じて配布された薬剤（クロール石灰、逆性石けん、次亜塩素酸ナトリウム等）を用いて自ら家屋等の消毒を行うよう、市及び松戸健康福祉センター（松戸保健所）は指導するものとする。

(4)　感染症患者等の入院

松戸健康福祉センター（松戸保健所）は、感染症の蔓延を防止するため必要があると認めるときは、感染症法 19 条の規定により、患者又は保菌者に入院を勧告するものとする。

(5)　防疫に関する広報の実施

地区住民の社会不安の防止を図るため、広報活動の強化に努める。

4　記録の整備及び状況等の報告

市は、災害発生後警察署及び消防署等とも連絡をとり、被害状況等の情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域又は場所等を把握し、相互に情報の伝達を行うものとする。

また、医療機関においても、被災者に係る感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合もしくは疑いのある場合には、市及び松戸健康福祉センター（松戸保健所）への通報連絡を迅速に行うものとする。

なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にするものとする。

市は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時松戸健康福祉センター（松戸保健所）に報告する。

5　食品衛生監視

市（防疫衛生班）及び松戸健康福祉センター（松戸保健所）は、被災地において供給される炊出しによる食事及び他の場所から調達される弁当等の食品の安全を確保するため、炊出し場所や弁当調製施設の衛生指導を行うとともに、次の食品衛生監視活動を実施するものとする。

(1)　被災地周辺の営業施設及び臨時給食施設の指導

ア　手洗い消毒の励行

イ　食器及び器具の洗浄消毒

ウ　原材料及び食品の適正保管

エ　飲料水の衛生的取扱い

(2)　被災地の営業施設の監視指導

ア　停電により腐敗又は変敗した食品の供給防止

イ　施設、機械又は器具の洗浄消毒

ウ　使用水の現場検査

エ　従事者の衛生管理

6　飲料水の安全確保対策

松戸健康福祉センターは、災害により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、ただちに巡回チームを編成し、安全を確保する。市はこれに協力し、被災者に対し、適切な広報及び指導を行う。また、必要があれば、県に水質検査の実施を要請するものとする。

第３　保健活動

【防疫衛生班・救護班・庁内のPSW（精神保健福祉士）・松戸健康福祉センター（松戸保健所）・医療機関】

市及び松戸健康福祉センター（松戸保健所）は、避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により、被災者の健康が損なわれることのないよう、次のとおり保健対策を講じるものとする。

1　健康管理

(1)　被災者の健康状態の把握

ア　市は、松戸健康福祉センター（松戸保健所）の助言・指導を得て、医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所ごとの被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を行うとともに、医師会への協力を要請していく。

イ　巡回相談で把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、チーム会議において効果的な処遇の検討を行う。

ウ　継続的内服が必要な者及び食事指導の必要な者についても配慮する。

エ　継続的内服が必要な精神障害者や服薬中断により病状が悪化する可能性のある者で内服薬を被災により紛失した者の把握に努め、県と協力して保険証の有無にかかわらず処方できるよう努める。

オ　自動車の中等狭い場所にいる避難者は、いわゆるエコノミークラス症候群（急性肺動脈血栓塞栓症）を発症するおそれがあるため、定期的に身体を動かすこと等を指導し、注意を喚起する。

カ　被災高齢者においては、避難生活の長期化等により、歩行をはじめとする活動（生活行為）が低下し、生活不活発病（廃用症候群）が発生する。そのため、パンフレットの配布等を通じ、高齢者等の要介護者、保健医療福祉介護専門職、ボランティアに対する理解促進を進め、生活機能低下、特に生活不活発病の早期発見及び予防・改善に努める。

(2)　継続的要援助者のリストアップ

市は、援助者が変更しても継続援助が提供できるよう個別的に継続援助が必要な者について、健康管理票及びリストを作成するものとする。

(3)　関係機関との連携の強化

市は、症状の安定のために一時的な入院が必要な者及びターミナルケアが必要な者に対して、福祉施設、一般病院、精神病院等と連携を図り、入院を勧奨するものとする。

また、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないよう、継続的な援助を行うものとする。

《資料 84》

2　精神保健、カウンセリング

(1)　被災者のストレス軽減

ア　市は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象にレクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努めるものとする。

イ　市は、避難所に遊び場を確保し、ボランティア等の協力を得ながら幼児や児童の保育を行う。

(2)　心のケアの実施

市は、被災による PTSD(心的外傷後ストレス障害)に陥らないように、被災者の心理状態を把握し、相談等の必要なケアを行う。また、症状を呈している者について、カウンセリング等による心のケアを実施する。被災者の心理状態は変化していくため、被災者のニーズを把握し、時期に応じた柔軟な対応を行うものとする。

なお、心のケアに当たっては、各精神科医療チームの派遣等支援体制の進展に応じて、次の活動を実施するように努めるものとする。

ア　第一段階

医師による診療、松戸健康福祉センター（松戸保健所）から避難所への巡回診療及び訪問活動

イ　第二段階

（ア）　精神科医療チームによる巡回診療、近隣の精神科医療機関による診療再開

（イ）　松戸健康福祉センター（松戸保健所）による長期の継続が必要なケースの把握、対応

ウ　第三段階

メンタルヘルスケアシステムの構築、夜間巡回等

エ　第四段階

（ア）　仮設住宅入居者、帰宅者等への巡回診療、訪問活動

（イ）　PTSD（心的外傷後ストレス障害）への対応

(3)　児童、高齢者、障害者、外国人等に対する心のケア対策の実施

市は、ボランティアの支援を得ながら、医師や臨床心理士等児童精神医学等の専門家によるプレイセラピーを実施するとともに、高齢者等に対しても十分配慮するほか、情報の入手が困難な外国人に対しても適切なケアを行うものとする。

適切なケアの実施のために、要援護者名簿を整備し、必要な情報が提供できるようにしておくこととする。

(4)　心のケアに対する正しい知識の普及及び相談窓口の設置

被災者の心理的ケアに対応するため、市は「心のケア」や「PTSD（心的外傷後ストレス障害)」に関するパンフレットを被災者に配布するとともに、避難所の閉鎖後も継続して「心のケア」に対する相談窓口を設置するものとする。

(5)　災害救援スタッフへのメンタルヘルスケア

被災者のみならず、行政関係者、ボランティア等の災害救援スタッフも被災者と同じ状況に置かれていることから、市は、災害救援スタッフの心身の変調については十分注意するとともに、必要に応じてメンタルヘルスケアを実施する。

第４　行方不明者の捜索及び遺体収容埋葬計画

【防疫衛生班・市医師会・市歯科医師会・流山警察署・予防消防班・自衛隊】

市は、災害により行方不明者が発生したときは関係機関と協力して、迅速に捜索活動を実施するものとする。

また、災害現場から遺体が発見されたときは速やかに身元確認等を行い、遺体の安置、火葬、埋葬の処理を行うものとする。

１　行方不明者の捜索

(1)　行方不明者の捜索

ア　警防班は、災害の状況から判断して必要があると認めるときは行方不明者の捜索及び救出を、警察署、自衛隊等関係機関の協力を得て遅滞なく実施するものとする。

イ　市庁舎に「行方不明者相談所」を開設し、捜索依頼・届出受付の窓口とする。

ウ　行方不明者の届出を受けたときは、氏名、身体的特徴、着衣等について可能な限り詳細に聞き取り、記録する。

エ　行方不明者の届出については、まず避難所収容記録簿を確認する。

オ　市災害対策本部で把握している災害の規模、被災地の状況に関する情報資料、安否情報等により、すでに死亡していると推定される者の名簿（死体調書）を作成する。

(2)　行方不明者の調査及び迷子等の保護

ア　行方不明者相談所の開設

市及び警察署は、必要に応じて警察署及びその他の場所に、行方不明者相談所を開設し、行方不明者の捜索及び迷子等の保護に関する相談活動を行うものとする。

イ　行方不明者の措置

（ア）　市及び警察署は、行方不明者の捜索願いを受理したときは、避難所、病院その他関係施設に必要な手配を行う等、該当者の発見に努める。

（イ）　市及び警察署は、行方不明者が多数に及ぶときは必要により部隊を編成し、大規模な被災地域を重点とした捜索活動を行い、行方不明者の発見に努める。

ウ　迷子等の措置

（ア）　市及び警察署は、迷子等を保護したときは、避難所、病院その他関係機関・施設に対する必要な照会、手配を行い、保護者等の発見に努める。

（イ）市及び警察署は、保護した迷子等のうち、保護者等の引取人がない者及びそれが容易に判明しない者については、児童相談所、福祉事務所に通告又は引き継ぐ。

(3)　救出活動の実施

行方不明者の捜索、救出活動に当たっては、市災害対策本部、警防班、消防団、警察署、自衛隊等の関係機関が連携を密にし、迅速に必要な人員、資機材を投入して救出活動に万全を期すものとする。

2　死体の捜索処理等

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の死体を捜索し又は災害の際に死亡したものについて死体識別等のための処理を行い、かつ死体の応急的な埋葬を実施するための計画とする。

(1)　実施機関

ア　遺体の捜索、収容、処理及び埋葬は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

イ　市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことが出来ないときは、救助に着手するものとする。

ウ　災害救助法が適用された場合においても、知事が救助を迅速に行う必要があると認めるときは、遺体の捜索及び埋葬については、知事の指示により市長が救助を行うものとする。

エ　市独自で対応不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2)　遺体の捜索

ア　災害救助法が適用された場合の実施基準

（ア）　対象

遺体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。

a.　死亡した者の居住地に災害救助法が適用されたか否かは問わないこと。

b.　死亡した者の住家の被害状況は関係がないこと。

c.　死亡した原因は問わないこと。

（イ）　支出費用

遺体の捜索のために支出する費用は、舟艇その他捜索のための機械器具の借上費又は購入費、修繕費、燃料費、輸送費及び人件費の実費とする。

（ウ）　実施期間

遺体の捜索の実施期間は、原則として災害発生の日から 10 日以内とする。

(3)　遺体の取扱い

ア　遺体の取扱い

（ア）　災害現場から遺体を発見した者は、直ちに警察署又は交番にその旨を通報する。

（イ）　警察は、遺体の見分・検視を行う。

イ　漂着遺体の処置

（ア）　市長は、市域に漂着した被災遺体について、身元の判明したものから直ちに当該市町村へ連絡し、状況によっては一時保管するほか、仮埋葬の処置をとる。

（イ）　遺体が他の自治体に漂着したと推定される場合は、関係自治体に対し、遺体の捜索及び処理について協力を要請する。

ウ　遺体の安置

（ア）　遺体は、関係各部、各機関の協力を得て、死体収容所（安置所）へ輸送する。

（イ）　安置所について、遺体が多数の場合は、避難所に指定されていない公共施設又は寺院を利用するものとする。なお、適当な既存建物が確保できない場合は天幕等を設置して代用する。

（ウ）　遺体の安置に当たっては、ドライアイス、納棺用品・仮葬祭用品等必要な資材を協定締結業者から調達する。

エ　遺体の検案

（ア）　遺体の検案は、市医師会、市歯科医師会等の協力を得て行う。

（イ）　遺体の検案は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行うとともに、検案書を作成する。

（ウ）　遺体の検案書に基づき、死体調書を作成する。

（エ） 棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。

（オ） 身元不明者については、遺体及び所持品等を証拠写真に撮り、合わせて指紋採取、人相、所持品、着衣、その他の特徴を記録し、遺留品を保管する。

オ 遺体の引渡し

（ア） 警察、地元自治会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努める。

（イ） 警察は、見分・検視及び医師による検案が終了し、遺族その他から遺体引き受けの申し出があったときは、死体処理票により照合の上引き渡す。

（ウ） 市は、遺族等の引き取り者がない場合又は遺族等が火葬・埋葬を行うことが困難な場合には、応急的措置として火葬を行う。ただし、遺族等が火葬を拒否した場合を除く。

（エ） 埋葬又は火葬に付する場合は、埋葬台帳により処理する。

(4) 遺体の処理

ア 災害救助法が適用された場合の実施基準

（ア） 対象

災害の際死亡した遺体の処理は、その遺族等が混乱のため行うことができない場合は、関係機関の協力のもとに実施するものとする。

実施に当たっては、防疫又は遺体の尊厳の確保等を図るため、遺体の円滑な輸送手段及び適切な安置施設並びに遺体の保存等に十分配慮するものとする。

（イ） 支出費用

次に掲げる費用は、災害救助法施行細則によるものとする。

・下表 a による処理に要する費用は、1 体当たり 3,300 円以内とする。

・下表 b による処理に要する費用は、既存建物を利用する場合は当該施設の借上費とし、既存建物を利用できない場合は、1 体当たり 3.3 平方メートル範囲内で 3.3 平方メートル当たり 5,000 円以内とする。

なお、ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。

・下表 c による処理に要する費用は、救護班によらない場合に限り、当該地域の慣行料金の額以内とする。

a. 遺体の洗浄、縫合、消毒のための費用
b. 遺体の一時保存のための費用
c. 救護班によらない検案のための費用
e. 遺体処理のため必要な輸送費及び人件費

（ウ） 実施期間

遺体処理の実施期間は、原則として災害発生の日から 10 日以内とする。

(5) 遺体の埋葬

ア 災害救助法が適用された場合の実施基準

（ア）　対象

災害の際死亡した者に対して、その遺族が埋葬を行うことが困難な場合又は死亡した者に遺族がいない等のため埋葬が困難な場合。

（イ）　埋葬の方法

・埋葬は、原則として死体を火葬に付すことにより実施する。

・埋葬は、原則として棺、骨つぼ等の現物支給及び火葬、納骨等の役務の提供による。

（イ）　支出費用

埋葬のため支出できる費用は、1 体当たり大人（12 歳以上）201,000 円以内、小人（12 歳未満）160,800 円以内とする。

（ウ）　実施期間

遺体の埋葬は、原則として災害発生の日から 10 日以内とする。

イ　原則として、災害応急納骨堂を市内の民間墓地内に確保する。

また、縁故者の判明しない焼骨又は縁故者が墓地を有していない焼骨は、一時保管し、縁故者が判明次第又は墓地を確保次第引き継ぐものとする。なお、無縁の焼骨は、無縁故者納骨堂に収蔵するか、寺院の無縁墓地に埋葬するものとする。

表 3-6-4　火葬場

名称	所在地	電話	緊急時最大火葬件数	
ウイングホール柏斎場	柏市布施 281-1	04-7131－6649	2～3 日間	36 件/日
			10 日間	20 件/日

《様式 55》

(6)　広域火葬への対応

県は「千葉県広域火葬計画」（平成 17 年 4 月）に基づき、葬祭関係団体との災害時における応援協定を締結している。したがって、市は必要に応じて、県に依頼して葬祭関係団体に協力要請を行い、次の支援を受ける。

ア　棺、葬祭用品の供給業務

（ア）　棺や納棺のために必要な物品の遺体検案所等への供給

（イ）　骨つぼ、骨箱の火葬場への供給

イ　遺体の搬送業務

（ア）　遺体安置所から火葬場への遺体の搬送

第 5　動物対策

【防疫衛生班】

1　動物の保護・救助等

松戸健康福祉センター（松戸保健所）及び動物愛護センターは、飼い主の被災等により愛玩動物が遺棄されたり逃げ出した場合には、(社)千葉県獣医師会等関連団体及びボランティアとの連携により、これらの動物を救助及び保護する。

ア　獣医師会、動物愛護団体等を母体として「動物救護センター」を設置する。

イ　救援活動は、飼育動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療・保管、飼育困難動物の一時保管、所有者・新しい飼い主捜し、その他の相談を行う。

ウ　保護動物の予防接種等を適宜実施する。

なお、避難所におけるペットとの同行避難については、第 5 節「第 8　避難所の運営」を参照する。

2　危険動物への対応

危険動物が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関との連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。

3　死亡獣畜の処理

災害によって死亡した獣畜等の処理は、飼い主が自らの責任で行うものとするが、自らの責任で処理できない場合又は路上に放置されている場合には、住民の通報等により、保健所と協議のうえ市が処理するものとする。

ア　集中処理

死亡獣蓄で移動可能なものは、適当な場所に集めて覆土又は焼却の措置を行う。

イ　個々の処理

移動の難しいものについては、その場で他の影響を及ぼさないように個々に処理を行う。

第７節　救援計画

市は、災害によって住家に被害を受け、自宅で炊飯等ができず、日常の食事に支障をきたした被災者や被服等生活必需品を喪失した被災者に対し、応急的な炊出しや食糧、生活必需品の供給を行い、被災者の生活の安定を図るものとする。

第１　応急給水

【水道庶務班・給水工務班・県水道局・北千葉広域水道企業団】

生命を維持していくためには、飲料水の確保が不可欠である。災害による水道機能の停止等により飲料水の確保が困難になった場合は、市は避難所などで応急給水活動を開始し、飲料水の供給に万全を期すものとする。

応急給水活動に当たっては、飲料水の確保と給水に必要な資機材を利用できる機動力を動員し、円滑な給水作業を維持するものとする。

なお、災害救助法が適用された場合については、「災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償《資料 93》」を参照すること。

1　実施機関

ア　飲料水の供給は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

イ　市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことが出来ないときは、救助に着手するものとする。

ウ　災害救助法が適用された場合においても、知事が救助を迅速に行う必要があると認めているときは、知事の指示により市長が救助を行うものとする。

エ　市独自で対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

2　応急給水計画の作成

(1)　水道機能の被害状況の早期把握

飲料水の供給に当たり市は、水道機能の被害状況を早期に把握し、断水状況に即した応急給水計画を確立するものとする。

(2)　供給目標水量の設定

１日１人当たり３リットルの給水を基準とする。水道施設の復旧の進捗により順次増量する。また、病院等の救援・救護活動に必要な用水は別途確保する。

(3)　給水期間

給水期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。

3　応急給水資機材の調達

市は、給水計画に基づき、必要となる応急給水資機材等の調達を実施する。被害状況によっては、給水用の車両や資機材が不足する可能性があることから、相互応援協定に基づき、他市町村の水道事業者に応援を求め、さらに必要と認められる場合は県に調達を要請するものとする。

表 3-7-1　応急給水資機材保有状況

応急給水器具	容　量、数　量
給水車	2 トン×2 台
給水タンク	200 リットル×3 個、2,000 リットル×8 台
角型ポリ容器	20 リットル×233 個
ポリ袋	10 リットル×4,200 袋、6 リットル×64,400 袋
連続自動飲料水袋詰機	各浄水場 1 台、計 4 台、 1 リットル×11 万袋製造可能

出典；平成 22 年度　水道事業年報　流山市水道局, p. 54

4　応急給水活動の実施

市は、浄水場及び各小学校に設置を進めている災害用井戸等の水を有効利用し、さらに災害救助のため、緊急に飲料水が必要となった場合は、事業所や自家用井戸に飲料水の供給を要請して、応急給水所に輸送するほか、給水車等により応急給水を実施する。なお、浄水場からの輸送は、市保有車及び調達車両等によって行うものとする。

また、本市の資源及び資機材だけでは十分な給水活動が行えない場合は、相互応援協定に基づき、日本水道協会や他市町村の水道事業者に応援を求め、なお不足の場合は県に支援を要請するものとする。

(1)　給水拠点

給水拠点は、資料編の資料 85 を参照。

(2)　車両（給水車等）による給水

避難所等に収容されている被災者及び集合住宅等の被災者で、本部長が必要と認めた被災者に対して、給水車等により応急給水する。

(3)　角型ポリ容器等による給水

ア　病院、診療所等で緊急給水の必要があると本部長が認めるものに対しては、20 リットル容器を必要個数配備する。

イ　本部長が必要と認める場合は、一般被災者に対し 10 リットル容器を配備する。

(4)　ポリ袋による給水

避難所が小さく、かつ点在している場合で、容器等の備えのない被災者及び一般の被災者に対し配給する。

(5)　給水活動の配慮事項

給水活動の実施に当たっては、次のような点に配慮する。

ア　優先的な給水

継続して多量の給水を必要とする救急病院等に対しては、優先的に給水を実施する。

イ　的確な広報

給水の場所や時間等の内容については、防災行政無線、貼り紙、チラシ、マスコミ等を用いて迅速かつ確実に伝達する。

ウ　衛生面の配慮

水の保管上の注意事項について広報を実施し、応急給水された水の衛生管理を確保する。

エ　災害時要援護者への配慮

家屋等に被害がない断水地域では、避難所への避難をせず、水道の復旧まで在宅のまま過ごす住民も多いと考えられる。

しかし、住民の中には、給水拠点まで出向くことが大きな負担になる高齢者や障害者等も存在することが考えられることから、このような災害時要援護者に対する給水にも配慮するものとする。

オ　住民の協力

市は、給水時の混乱防止、高齢者等の災害時要援護者や中高層住宅の住人等が行う水の運搬への支援について、自主防災組織やボランティアに協力を依頼するものとする。

5　取水（水源）

ア　飲料水の取水は、公設消火栓を原則とする。

イ　応急仮配管による応急給水とする。

ウ　消火栓取水が不能のときは、各浄水場の貯水池とする。

6　水質検査の実施

市は、車両輸送が困難な場合や配水管の破損等による一時的な断水が生じた場合等、井戸、プール、河川等の水を飲用しなければならない場合において、それらの水源を浄水処理した水の飲用の適否を調べるための検査を行うものとする。また、必要があれば、県に水質検査の実施を要請するものとする。

7　給水施設の復旧対策

災害時には、給水区域内において漏水する事態が発生し、水源地自体も被害を受けることが予想されるため、市は作業員の動員体制を確立し、漏水防止のための制水弁操作及び臨時給水栓の設置等の応急復旧を速やかに行うものとする。

8　生活用水の確保及び供給

トイレ、炊事、風呂、洗濯等、普段の生活では 1 世帯当たり 1 日約 200 リットルを使うと言われており、被災後の時間推移に伴って生活用水についてのニーズも高まってくるため、市は、要給水住民数と給水体制を勘案しながら、漸次 1 人当たり給水量を増やしていくものとする。

《資料 39》

第 2　食糧の配布

【物資輸送班】

市は、災害によって被災者が炊事はもちろんのこと食糧の確保さえも困難になった場合に、被災者の生命・身体の安全を確保するため、迅速に食糧の供給活動を行うものとする。また、必要に応じて、応急対策に従事する者に対しても食糧の供給を行うものとする。

なお、災害救助法が適用された場合には、「災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償《資料 93》」を参照すること。

市の備蓄品の現状については、資料 88 を参照。

1　実施機関

ア　食糧の供給は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

イ　市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことが出来ないときは、救助に着手するものとする。

ウ　災害救助法が適用された場合においても、知事が救助を迅速に行う必要があると認めているときは、知事の指示により市長が救助を行うものとする。

エ　市独自で対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

2　食糧供給の対象者

ア　避難所に収容された者
イ　住家が全壊、全焼、半壊、半焼、又は床上浸水等により被害を受けたため、炊事ができない者
ウ　病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
エ　災害現地において災害応急対策に従事する者で、食糧の供給を行う必要のある者（この場合は、災害救助法による措置としては認められない。）

3　食糧の調達

政府所有米穀の調達については、千葉県を通じて行うものとする。また、米穀類の調達先は、協定に基づき、流山市米穀商組合とする。

乾パン、その他副食品は、備蓄のほか必要に応じて市内主要商店に緊急連絡し、現品確保の協力を求めるものとする。

《様式 47・48》

(1)　農林水産省からの調達

ア　政府所有米穀の調達は、市長が必要とする米穀の数量を知事に要請し、知事は、農林水産省生産局長に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとする。

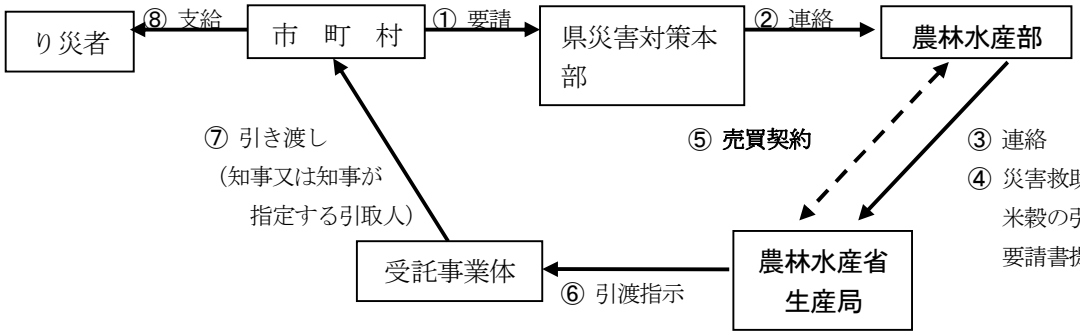

イ　市が千葉県と連絡がつかない場合

交通通信が途絶し、被災地が孤立化してアの手続がとれないときは、市長は農林水産省生産局長に災害救助用米穀の引渡要請書《様式 47》により要請する。

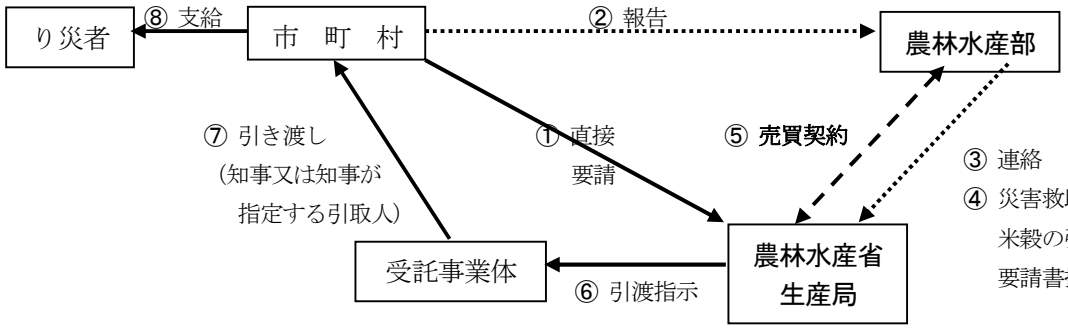

(2)　精米計画

上記(1)の調達計画のうち、米穀販売業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるから、米穀販売事業者等の精米機により精米し、供給する。

4　食糧の供給

(1)　供給計画の作成

物資輸送班は、本部長の指示に基づき緊急食糧の配給計画を策定し、必要な食糧の調達及び炊出しを行うものとする。なお、食糧の調達に当たっては、高齢者や乳幼児、アレルギー疾患患者等に配慮する。

(2)　調達の処理

物資が大量であり、かつ迅速な処理を必要とする場合は、他部の職員及びボランティアの協力を得て行うものとする。

また、集積した物資の仕分けや配送は、必要に応じて物流企業に協力を要請する。

(3)　食糧の配分及び炊出しの実施

市は、災害による被災者及び応急対策に従事する者に対する応急食糧の供給を、食糧の配分及び炊出しの実施によって迅速かつ円滑に行うものとする。

ア　自立段階に応じた食糧供給

避難所を開設した場合の食糧の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を行うよう心がけるものとする。

（ア）　第一段階（生命の維持）：おにぎり、パン等すぐに食べられるもの

（イ）　第二段階（心理面・身体面への配慮）：温かい食べもの（煮物等）、生鮮野菜、野菜ジュース等

（ウ）　第三段階（自立心の誘発）：食材の給付による避難者自身の炊き出し

イ　炊出しの実施方法

（ア）　炊出しは、市長が赤十字奉仕団等の協力を得て、避難所内又はその近くの適当な場所を選定して実施する。

（イ）　配分もれ又は重複支給者がないようにするため組・班等を組織し、各組に責任者を定め、対象者を掌握する。

《様式 49・50》

5　食糧集積地の指定及び管理

(1)　食糧集積地の指定

市はとうかつ中央農業協同組合八木支店、流山支店、新川支店を食糧の集積地として活用し、調達した食糧の集配を行うものとする。

表 3-7-2　食糧集積場所の連絡先

集　積　場　所	電　話	保管責任者
とうかつ中央農業協同組合八木支店	04-7158－2211	とうかつ中央農業協同組合代表理事組合長
とうかつ中央農業協同組合流山支店	04-7159－1001	
とうかつ中央農業協同組合新川支店	04-7152－3171	

(2)　集積場所の管理

市は、食糧の集積場所に管理責任者及び警備員等を配置し、食糧管理の万全を期するものとする。

第３　生活必需品等の配布

【災対本部事務局・物資輸送班】

住居の被害等により、衣料や生活必需品等の確保ができなくなった住民に対しては、生活を維持していくために必要な物資を迅速に供給するものとする。

なお、災害救助法が適用された場合については、「災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償《資料 93》」を参照することとする。

1　実施機関

ア　被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品の給与又は貸与は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

イ　市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことが出来ないときは、救助に着手するものとする。

ウ　災害救助法が適用された場合においても、知事が救助を迅速に行う必要があると認めているときは、知事の指示により市長が救助を行うものとする。

エ　市独自で対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

オ　市はあらかじめ協定を締結した業者や商工団体等との連携のもと、生活関連物資等応急時に必要な物資の迅速な供給を行う。

2　衣料・生活必需品の供給の対象者

住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等であって次に掲げる者とする。

ア　被服、寝具その他生活上必要な最少限度の家財を喪失した者

イ　被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

3　衣料・生活必需品の供給

災害のため住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品をそう失又はき損し日常生活を営むことが困難である者に対し、一時の急場をしのぐ程度の被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与を行う。

(1)　基本的な供給物資

供給品目は、以下に挙げたものを基本とするが、状況に応じて次のような点を考慮するものとする。

ア　発災時期、被害や被災者の状況の考慮

衣料・生活必需品の供給に当たっては、災害発生の季節やライフライン機能の被害状況に応じた品目を供給する。

また、避難所等における被災者の人数、年齢構成、健康状態等を把握し、状況に即した品目の選定及び必要数量の設定を行うとともに季節等の実情も考慮する。

イ　要求変化への対応

避難生活が長期化した場合、被災者の生活必需品に対するニーズも発災直後とは異なってくる。生活必需品の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を行うよう心がけるものとする。

ア　第一段階：生命の維持

例）毛布（季節を考慮したもの）

イ　第二段階：心理面・身体面への配慮）

例）下着、タオル、洗面用具、生理用品等

ウ　第三段階：自立心の誘発

例）なべ、食器類の供給、テレビ、ラジオ、洗濯機等の設置

このような変化に対応した物資の調達・供給を行うため、被災地内で必要とされている物資についての情報を被災地外へ発信して、効果的な救援物資を要請するものとする。

供給を行う物資は、次のとおり。

ア　寝具(毛布等)
イ　日用品雑貨(石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ等)
ウ　衣料品(作業着、下着、靴下、運動靴等)
エ　炊事用具(鍋、釜、やかん、包丁、缶切等)
オ　食器(箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等)
カ　光熱材料(ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LP ガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等)
キ　燃料
ク　その他(ビニールシート等)

(2)　供給の方法

調達、供給は物資輸送班が担当し、関係班の協力を得て行うものとする。市は可能な限り避難者、自主防災組織、ボランティア等の自主的活動により運営及び供給する。

なお、物資配布時には女性スタッフを配置し、生理用品、女性用下着等は、女性による配布とするよう努める。

(3)　生活必需品等物資の調達先

衣料・生活必需品等物資の調達先は次のとおりとし、あらかじめ市と締結している協定に基づき、調達するものとする。

表 3-7-3　物資の調達先

物資の調達先	調達品目
流山市 LP ガス協会	プロパンガス、灯油
流山市呉服寝具小売商組合	寝具一式
(株) イトーヨーカ堂	生活必需品
(株) マルエツ	生活必需品
流山市米穀商組合	米の供給
生活協同組合（生活協同組合ちばコープ，生活協同組合エル生活クラブ生活協同組合）	生活必需品
流山石油商組合	物資、燃料
(株)セブン－イレブン・ジャパン	食料等
利根コカ・コーラボトリング（株）	飲料水

4　県、近隣市町への協力要請

市は、多大な被害を受けたことにより、市内において生活必需品の調達が困難と認めるときは、県及び近隣市町に対して協力を要請するものとする。

5　物資の保管場所

購入した物資及び救援物資の一時保管場所はコミュニティプラザとし、文化会館、公民館及び小・中学校への振り分けを行うものとする。

第 4　緊急輸送

【災対本部事務局・財務会計班・流山トラック事業協同組合・物資輸送班】

市は、災害発生時における救援物資の輸送や重症患者の搬送、応急対策要員の派遣等を迅速に実施するため、緊急輸送路や緊急輸送車両を確保するとともに、ヘリコプターの活用による輸送体制を確保するものとする。

1　輸送車両等の確保

市は、災害応急対策の実施において、人員及び救援物資の輸送を迅速かつ円滑に行うため、関係機関と協議の上、車両やヘリコプター、船舶等の輸送手段の確保を行うほか、救援物資の輸送拠点の整備等を行うものとする。なお、緊急通行車両の事前届出・確認については、本章第 4 節第 2「3.緊急通行車両の確認等」を参照。

(1)　緊急輸送体制の構築

市は、被害状況を勘案しながら、道路、河川、ヘリポート等を総合的に活用し、災害対策活動の拠点間を効率的に結ぶ緊急輸送ネットワークの整備を図るものとする。

また、このような輸送手段の連結性を考慮した位置にある施設を、災害時の物流拠点として指定するものとする。

(2)　輸送車両等の確保

市災害対策本部の各部や防災関係機関は、原則として自己が保有もしくは直接調達できる車両等により輸送を行うものとするが、災害対策の実施に当たり必要とする車両等が不足もしくは調達不能のため輸送が不可能となった場合は、民間業者又は関係機関等に対して調達の要請をし、輸送力を確保するものとする。

なお、災害救助法が適用された場合については、「災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償《資料 93》」を参照することとする。

《資料 57・92、様式 43》

ア　車両

（ア）　市有車両の確保

市災害対策本部の総務部長は、災害の種類・規模等に応じ、財務会計班を通じて災害活動用の市有車両を確保するものとする。

（イ）　調達

市有車両が不足する場合は、車両等の調達必要数及び調達先を明確にし、次により調達するものとする。

a.　市内での調達が不可能な場合には、必要に応じて県に対し調達の要請を行う。

b.　市内の自家用及び営業用車両保有者に対して、あらかじめ協力を依頼しておき、災害の程度に応じて出動要請を行う。

c.　市は、流山トラック事業協同組合に対して、あらかじめ締結している「災害時における輸送業務に関する協定書」に基づき、協力の要請を行う。また、千葉県トラック協会に対しては、県があらかじめ締結している「災害応急対策用貨物自動車供給契約書」に基づき、県を通じて協力要請を行うものとする。

（ウ）　配車

市災害対策本部各班への車両の配分は、被害の状況に応じて財務会計班が行うものとする。

イ　鉄道

道路の被害等により車両による輸送が不可能なとき又は遠隔地において物資を確保した場合等においては、必要に応じて東日本旅客鉄道(株)（ＪＲ東日本）等に協力を要請するものとする。

ウ　船舶

陸上の交通が途絶する等の場合には、緊急船着場（三郷緊急船着場、松戸緊急用船着場）を利用し、水上輸送により行うものとする。

エ　ヘリコプター

ヘリコプターが必要な場合は、電話等により必要事項を明らかにして県に要請するものとする。

また、さらにヘリコプターが必要な場合には、県を通じて自衛隊に派遣を依頼するものとする。

表 3-7-4　県の連絡先

勤務時間 内／外	連絡先名称	NTT 電話番号	県防災 行政無線 電話番号	県防災 行政無線 FAX 番号	NTT FAX 番号
勤務時間内	防災危機管理課	043-223-2175	500-7361	500-7298	043-222-5208
勤務時間外	防災危機管理課	043-223-2178	500-7225	500-7110	043-222-5219

表 3-7-5　ヘリコプター離発着場

名称	所在地	電話	広さ m×m
流山市上耕地運動広場	流山市南字上耕地 267	04-7152－9108	150×125
流山市総合運動公園 陸上競技場	流山市野々下 1 丁目 29－4	04-7159－1212	150×　75

2　緊急輸送の実施

緊急輸送は、次の優先順位に従って行い、物資輸送班が担当するものとする。

なお、救援物資の緊急輸送に当たっては、被害状況によって必要な物資が異なるのに加え、発災後の時間推移に伴い物資の充足度や被災者のニーズが異なってくることから、被災地区の状況に十分配慮して物資を調達し、効率的な輸送を行うものとする。

《様式 44・51》

(1)　総括的に優先されるもの

ア　人命の救助、安全の確保

イ　被害の拡大防止

ウ　災害応急対策の円滑な実施

(2)　災害発生後の各段階において優先されるもの

ア　第 1 段階（風水害等の災害発生後の初動期）

・救急・救助活動・医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資
・消防・水防活動等、災害の拡大防止のための人員及び物資
・市外の医療機関へ搬送する負傷者及び重症患者
・市等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
・緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ　第２段階（応急対策活動期）

・前記「ア　第１段階」の続行 ・食糧、飲料水等の生命の維持に必要な物資 ・傷病者及び被災地外へ退去する被災者 ・輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ　第３段階（復旧活動期）

・前記「イ　第２段階」の続行 ・災害復旧に必要な人員及び物資 ・生活必需品の供給 ・郵便物の配達 ・廃棄物の搬出

第５　労働力の確保

【総務班】

市は、災害応急対策を円滑に実施し、その成果を上げるため、労働力の雇用による労務供給体制を整えるものとする。

１　雇用の内容

市は、災害関係職員の動員、県や近隣市町職員の応援及びボランティアの動員等によるほか、次の作業を実施するため必要とするときは、従事者を雇用するものとする。

ア　被災者の避難救出作業

イ　救助物資の輸送及び支給

ウ　医療助産のための移送及び医薬品の輸送

エ　飲料水等の輸送

オ　復旧作業及び機器の輸送・操作

カ　遺体（行方不明者を含む。）の捜索

キ　その他の応急対策作業

２　職業安定所への求人

市は、従事者を必要とするときは、次の事項を付し松戸公共職業安定所（ハローワーク松戸）所長へ申し込むものとする。

ア　職種別所要労働者数

イ　作業場所及び作業内容

ウ　労働条件

エ　宿泊施設の状況

オ　その他必要な事項

第6　災害救助法に基づく従事者の雇用

【総務班】

災害救助法に基づく従事者の雇用については、次のとおりとする。

1　雇用の基準

総務部長は、要員に不足を生じることが明らかな場合には県知事の許可を得て、市災害対策本部長名をもって従事者を雇用する。

2　雇用の対象業務

ア　医療、助産のための搬送業務

（ア）　救護所で処置できない重症患者及び緊急処置を必要とする患者を病院等に搬送する業務

（イ）　医師、看護師等の搬送業務

（ウ）　重症患者等を必要により搬送する業務

イ　被災者救出のために使用する機械器具の操作及び資材の運搬業務

ウ　遺体の捜索及び遺体の捜索に必要な機械器具の操作及び資材の運搬業務

エ　遺体の洗浄、消毒等の処置及び収容場所等への搬送業務

オ　飲料水の供給のために使用する機械器具の操作及び運搬、浄化用薬品の配分、配送業務

カ　救援物資等の整理、配分及び配送業務

（ア）　炊出し用の食糧品、調味料及び燃料等

（イ）　医薬品等

（ウ）　被服、寝具及びその他の日用品

（エ）　学用品

3　雇用の期間

県知事があらかじめ厚生労働大臣の承認を受け、救助の実施が認められている期間とする。ただし、延長が承認された場合は、自動的に期間が延長される。

4　雇用のあっせんの要請

従事者の雇用は原則として現地で行うものとし、雇用が不可能な場合は総務部長が市災害対策本部長名をもって、次の事項を明らかにして県知事に対しあっせんを要請するものとする。

ア　応援を必要とする理由

イ　作業内容及び従事場所

ウ　必要人員

エ　その他の参考事項

5　雇用状況報告等

雇用状況について市は、救助種別（災害救助法第 23 条第１項）ごとに日報形式で従事者雇用状況報告を作成するとともに、賃金台帳を作成するものとする。

ア　従事者雇用状況報告（日報形式）

イ　賃金台帳

第 8 節　広域応援・自衛隊派遣要請計画

市は、風水害等の災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、迅速・的確な応援要請の手続を行うとともに、受入体制の確立を図るものとする。

第 1 款　広域応援要請計画

第 1　市町村相互の応援

【災対本部事務局・予防消防班】

市は、大規模な災害が発生した場合、災害の規模、初動期の状況等に基づき、現有の人員及び備蓄資機材では災害応急対策及び復旧対策の実施が困難であると判断したときは、関係法令、相互応援に関する協定等に基づき、速やかに協定締結市町村に応援を要請するものとする。

1　他市町村への応援要請

市長は、市域にかかる災害について適切な災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、以下の応援協定に基づき、他市町村の長に対し応援要請を行うものとする。

なお、大規模災害時には、本市だけですべての対策を行うことは困難であるため、隣接市町のみならず、防災関係機関等及び広域的な市町村間での応援を要請するものとする。

表 3-8-1　他市町村との応援協定締結状況

協定の名称	締結先市町村名
災害時における東葛飾地域市町間の相互応援に関する協定（資料 36）	市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市
災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定（資料 33）	千葉県及び千葉県下 54 市町村
流山市・相馬市災害時の応援に関する協定書（資料 37）	福島県相馬市
流山市・野田市消防相互応援協定（資料 49）	野田市
柏市・流山市消防相互応援協定（資料 50）	柏市
千葉県流山市・埼玉県三郷市消防相互応援協定（資料 51）	埼玉県三郷市
松戸市・流山市消防相互応援協定（資料 52）	松戸市
災害時の応援に関する協定書（資料 62）	長野県信濃町
災害時の応援に関する協定書（資料 63）	石川県能登町

協定の名称	締結先市町村名
流山市と北上市の災害時相互応援に関する協定書（資料 68）	岩手県北上市
災害時の相互応援に関する協定書（資料●）	大阪府池田市

《資料 33・36・37・48～53・62・63・68》

2　他市町村への応援・派遣

市は、他市町村において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、自力による応急対策が困難なために応援要請された場合には、支援体制を速やかに確立し、災害対策基本法に基づき他市町村に対し応援を実施するものとする。ただし、緊急を要し要請を待ついとまがないと認められる場合には、自主的に他市町村への応援を開始するものとする。

(1)　密接な情報交換

市は、災害が発生した他市町村への応援を効果的に実施するために、平常時から他市町村と応援についての情報交換を密接に行っておくものとする。

(2)　被害情報の収集・伝達体制の整備

市は、応援実施の判断等を迅速に行うため、他市町村との被害情報の収集・伝達体制を整備しておくものとする。

応援要請が予測される災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、県や他市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行うものとする。

(3)　支援体制の発足及び運営

市は、他市町村において地震による大規模な災害が発生した場合には、関係部局で構成する支援体制を速やかに発足し、被災市町村への物資の供給や職員の派遣等の指示及び調整を行うものとする。なお、支援体制は、市災害対策本部に準じて組織し、運営するものとする。

(4)　被害情報の収集

市は、応援を迅速かつ的確に行うため、被害情報の収集を速やかに行うものとする。

(5)　応援の実施

市は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、被災市町村への職員の派遣及び物資の供給等、適切な応援方法を選択して実施するものとする。

なお、職員を派遣する場合には、職員が派遣先において援助を受けることのないよう、食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで、応援側で賄うことができる自己完結型の体制とするものとし、派遣の単位は１週間～週間程度とする。

(6)　被災者受入施設の提供等

市は、必要に応じて、被災市町村の被災者を一時受入れるための公的住宅、医療機関並びに災害時要援護者を受入れるための社会福祉施設等の提供もしくはあっせんを行うものとする。

第２　県及び国に対する応援要請

【災対本部事務局】

市は、大規模な災害が発生した場合、災害応急対策及び復旧対策の実施のために必要があると認めたときは、県及び国に応援を要請するものとする。

１　県への応援要請又は職員派遣のあっせん

市長は、県知事に対し、応援要請又は指定地方行政機関職員派遣のあっせんを求める場合は、県に対し次の事項を記載した文書をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(1)　応援要請時に記載する事項

ア　災害の状況
イ　応援(応急措置の実施)を要請する理由
ウ　応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
エ　応援(応急措置の実施)を必要とする場所
オ　応援を必要とする活動内容(必要とする応急措置内容)
カ　その他必要な事項

(2)　職員派遣あっせん時に記載する事項

ア　派遣のあっせんを求める理由
イ　派遣のあっせんを求める職員の職種別人員
ウ　派遣を必要とする期間
エ　その他職員派遣のあっせんについて必要な事項

２　国に対する応援要請

(1)　指定地方行政機関に対する職員派遣要請

市長は、市域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請するものとする。

ア　派遣を要請する理由
イ　派遣を要請する職員の職種別人員
ウ　派遣を必要とする期間
エ　その他職員の派遣について必要な事項

第 3　消防機関相互の応援

【消防本部】

消防部長（消防長）は、災害の規模が大規模になることが予想され、現有消防力では対応が困難と判断されるときは、本部長(市長)の指示を受け、「流山市消防計画の広域応援･受援計画」により、他の消防機関に応援を要請するものとする。

1　広域応援体制

消防長は、広域大規模災害に対処するため、消防組織法第 39 条の規定に基づき、次の体制をとるものとする。

この体制は、主に発災直後から国の要綱に定める緊急消防援助隊(消防庁長官の措置（消防組織法第 44 条第 5 項）)による体制が機能するまでの間、実施される。

(1)　千葉県広域消防相互応援協定に基づく体制

締結市町村等は、県内消防機関による広域的な応援が必要と認めるときは、この協定及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、迅速な相互応援を行う。

《資料 19・21・48、様式 14～18》

(2)　大規模災害消防応援実施計画に基づく体制

全国の消防機関は、「大規模災害消防応援実施計画」に基づき、応援が必要と認めるときは、都道府県ごとの応援出動計画に基づき、応援活動を実施する。

2　緊急消防援助隊

県内の消防力を結集しても消防力に不足が生じる場合、県知事は消防庁長官に対し応援を要請する。消防庁長官は、必要があると認めるときは、消防組織法第 44 条第 5 項の規定に基づき、他都道府県の知事又は当該都道府県内の市町村の長に対し、緊急消防援助隊の出動のため必要な措置をとることを指示する。

なお、市は、緊急消防援助隊が後方支援を行うための応急対策活動拠点として、次の施設を準備するものとする。

表 3-8-2　緊急消防援助隊の応急対策活動拠点

名　　称	所 在 地	連 絡 先	目　標	面積（㎡）	土地の状況	車両駐車可能台数
流山市総合運動公園駐車場	野々下 1-29-4	04-7158-0119（流山市消防本部）	流山市民総合体育館	4,800	アスファルト	20 台
流山市下花輪福祉会館駐車場及び広場	下花輪 227	04-7158-0119（流山市消防本部）	流山市クリーンセンター	6,600	アスファルト、芝生	50 台

3　近隣市町との消防相互応援協定

消防組織法第39条の規定に基づき、消防相互応援協定を締結している近隣市町に対し、要請する。

表3-8-3　消防相互応援協定締結状況

協　定　の　名　称	締　結　先　市　町　村　名
消防相互応援協定（資料49～52）	松戸市、野田市、柏市、埼玉県三郷市
千葉県広域消防相互応援協定（資料48）	千葉県下67市町村及び一部事務組合
茨城県高速自動車道等における消防相互応援協定書(資料53)	埼玉県三郷市他28市町村及び一部事務組合

《資料15～18・20・48～53、様式4～13》

4　ヘリコプターの派遣要請

消防長は、必要と認めるときは「千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱」に基づき、千葉市消防局に対し、ヘリコプターの派遣を要請する。

また、状況により航空輸送を必要とするときは、国・県・他自治体・自衛隊のヘリコプター出動の要請を行うものとする。

なお、自衛隊ヘリコプターの要請については、本節「第2款　自衛隊派遣要請計画」による。

《様式4～8》

5　応援要請の手続・方法

ア　本部長は、被害状況等の収集情報により応援要請の必要性を判断する。なお、判断に必要な被害情報等の初動期の情報は、概括的情報であっても応援要請の判断に用いるものとする。

イ　応援要請は、千葉県広域消防応援協定に基づき、電話、その他の方法により要請し、事後速やかに必要な文書を提出するものとする。なお、応援要請するときの事項は、次のとおり。

ア　災害の種別
イ　災害発生の場所
ウ　応援を要する人員、機械器具、消火薬剤等の種別、数量
エ　応援隊受入れ場所
オ　その他必要な事項

6　応援隊との連携

予防消防班は、指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、千葉県消防広域応援基本計画に基づき、応援隊との連携により効率的な消防応援活動を行うものとする。

ア　災害状況の情報提供、連絡・調整

イ　応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示

ウ　補給・休憩宿泊施設の整備・提供（学校・体育館等）

エ　消防活動資機材の調達・提供

第４　水道事業体等の相互応援

【水道庶務班・給水工務班・県水道局】

本市の資源及び資機材だけでは十分な給水活動が行えない場合は、相互応援協定に基づき、他市町村の水道事業者に応援を求め、なお不足の場合は県に支援を要請するものとする。

第５　資料の提供及び交換

【災対本部事務局】

防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。市長は、災害応急対策に必要な職員の派遣措置が講じられるよう、あらかじめ関係資料を整備しておく。

第６　応援受入体制の確保と経費の負担

【災対本部事務局・財務会計班】

1　地方自治体等の応援受け入れ時の体制と経費

(1)　受入体制の確立

ア　連絡窓口の明確化

県及び他市町村等との連絡窓口は、災対本部事務局とする。

イ　受入施設の整備

市は、国、県及び他市町村等からの物資や人員等の応援を速やかに受け入れるための施設を定めるものとする。

また、防災ボランティア等の人的応援については、受入施設を定めておくものとする。

(2)　経費の負担

経費の負担は災害対策基本法施行令第 18 条に従う。原則として、応援を受けた次に掲げる費用は、市の負担とする。

ア　職員等の応援に要した交通費、諸手当、食糧費

イ　応援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等

2　消防機関の応援受け入れ時の体制と経費

(1)　受入窓口の明確化

応援受入窓口は、予防消防班とする。

(2)　受入施設の整備

予防消防班は、人員、物資等の応援を速やかに受け入れるための施設を整備しておくものとする。

(3)　経費負担

応援隊による応援活動を受けた費用の負担方法は、所定の方法による。

第７　民間団体等との協定等の締結

【災対本部事務局】

市は、災害時応援協定を締結している民間団体に対し、必要に応じて所定の手続により、協定に基づく協力業務、資機材等の提供について協力を要請するものとする。

1　協力要請の手続・方法

ア　本部長は、被害状況等の収集情報により、協力要請の必要性を判断する。

なお、判断に必要な被害状況等の初動期の情報は、概括的情報であっても協力要請の判断に用いるものとする。

イ　協力要請は、概ね下記事項について、とりあえず電話又は口頭で連絡し、後日文書により改めて処理するものとする。

（ア）　被害の状況・協力を求める理由 （イ）　協力を希望する活動内容、人員数 （ウ）　協力を希望する地域及び期間 （エ）　協力を希望する物資、食糧、資機材等の品名、数量及び受領場所 （オ）　その他必要な事項

ウ　応援要請に際しては、各協定等に定められた者が要請するものとする。

《資料 42～47・54～58・61・63～67・69・70》

第８　他自治体からの避難者の受入れ

【避難誘導救援班】

市は、他自治体において災害が発生し、他自治体からの避難者の受入れについて要請があった場合、若しくは、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等を考慮し、必要があると判断した場合は、他の自治体からの避難者を受け入れるものとする。

第 2 款　自衛隊派遣要請計画

市長は、災害が発生し、生命・身体・財産の保護のため必要があると認めるときは、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づき、県知事を通じて自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

なお、通信の途絶等により、県知事への依頼ができない場合には、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知し、速やかにその旨を県知事に通知する。

第 1　災害派遣要請

【災対本部事務局】

自衛隊の災害派遣を必要とする被害があるか否かについては、災害発生後できるだけ早期に判断しなければならない。そのためには、被害の概要を災害発生後できるだけ短時間で把握する必要がある。市長は、災害の規模や収集した被害情報から自衛隊の災害派遣要請の必要性を速やかに判断し、必要があれば直ちに要請するものとする。

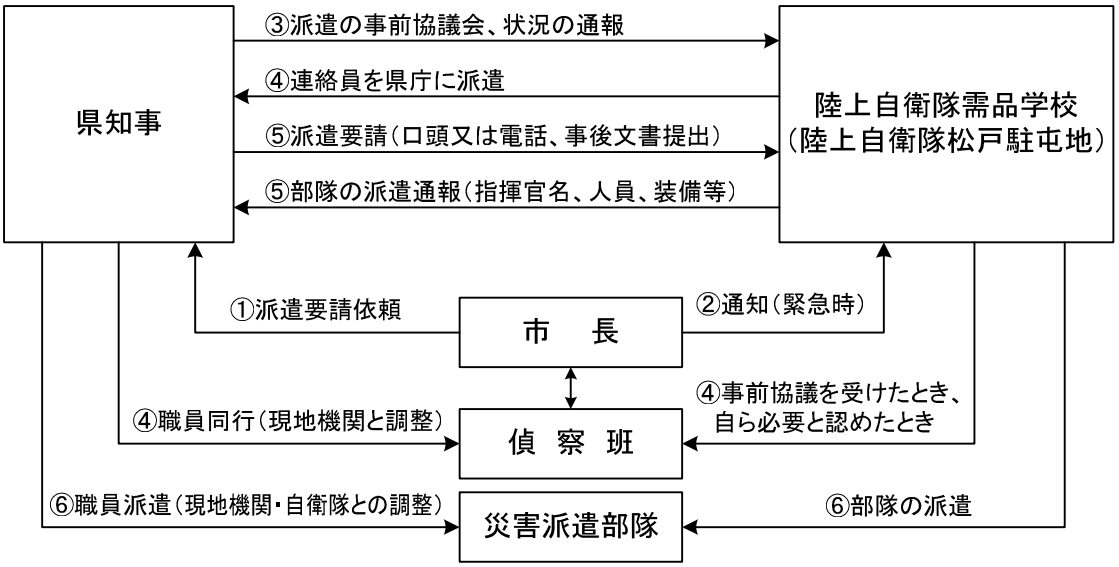

図 3-8-1　自衛隊災害派遣要請系統図

第 2　災害派遣要請の範囲

【災対本部事務局】

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命又は財産の保護のため必要であり、かつ事態やむを得ないと認められるときで、他に実施する組織等がない場合とする。

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員及び装備等によって異なるが、通常次に示すとおりとする。

表 3-8-4　自衛隊の災害派遣を要請できる範囲

項　目	活　動　内　容
被害状況の把握	車両・航空機等状況に適した手段による情報収集活動を実施、被害状況を把握。
避難の援助	避難者の誘導、輸送等による避難の援助
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等の捜索救助（ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施）
水防活動	堤防・護岸等の決壊に対する土のう作成、積込み及び運搬
消防活動	利用可能な消防車、防火用具による消防機関への協力
道路又は水路等交通路上の障害物の排除	施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去、街路、鉄道、線路上の転覆トラック、崩山等の排除、除雪等（ただし、放置すれば人命及び財産の保護に影響すると考えられる場合）
診察・防疫・病虫防除の支援	大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は県又は市が準備）
人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）
炊飯及び給水の支援	緊急を要し、他に適当な手段がない場合
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）による。（ただし、譲与は、県、市その他の公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ生命・身体が危険であると認められる場合に限る。）
交通規制の支援	自衛隊車両の交通が輻輳する地点における車両を対象とする。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについての火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
予防措置	風水害等の災害を未然に防止するため緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合
その他	県知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議し決定する。

第 3　災害派遣要請の手続

【災対本部事務局】

1　災害派遣要請の手続

市長は、市域に係る災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、文書により県知事に対してその旨を申し出るものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により依頼を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。依頼を受けた県知事は、その内容を検討し必要があると認められるときは、自衛隊に対して直ちに派遣を要請する。この場合、市長は、必要に応じて、その旨及び市域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。

なお、県知事は事態の推移に応じ、派遣を要請しないことを決定した場合は、直ちにその旨を市長に連絡するものとする。

《様式 38》

ア　提出（連絡）先	県防災危機管理課
イ　提出部数	1 部
ウ　記載事項	
・災害の状況及び派遣を要請する理由	
・派遣を希望する期間	
・派遣を希望する区域及び活動内容	
・連絡場所、連絡責任者、宿泊施設等その他参考となるべき事項	

また、事態が急迫し、県知事に要請するいとまがない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊等の長に通知するものとし、事後速やかに所定の手続を行うものとする。

2　災害派遣の要請先

県知事は、原則として千葉災害隊区長である第 1 空挺団長を通じて自衛隊に対する災害派遣要請を行うものとする。ただし、突発災害等において、人命の救助等のため緊急に災害派遣を必要とする場合は、最寄の駐屯地の部隊長に要請し、その旨を第 1 空挺団長に通報する。

表 3-8-5　自衛隊の連絡先

部隊名	連絡責任者	左記以外	NTT 電話番号 （　）は当直司令	県防災行政無線電話
陸上自衛隊第１空挺団（習志野）	第３科防衛班長	駐屯地当直司令	047-466-2141 内線 218、235、236（302）	632-721 632-725（当直）
陸上自衛隊需品学校（松戸）	企画室副室長	駐屯地当直司令	047-387-2171 内線 202、203（302）	636-721 636-722(FAX) 636-723（当直）

第４　自主出動

【災対本部事務局】

自衛隊は、災害が発生又は発生のおそれがある場合で、災害派遣要請を受けた場合は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要性の有無を判断し、部隊等を派遣する。

ただし、災害に際し、その事態に照らして特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣する。

なお、要請を待たないで災害派遣を行う場合における判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおり。

ア　災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
イ　災害に際し、都道府県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
ウ　災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
エ　その他災害に際し、上記に準じて特に緊急を要し、都道府県知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

第５　自衛隊との連絡

【災対本部事務局】

派遣部隊との円滑、迅速な措置を図るための連絡調整は、災対本部事務局が行うものとする。

第６　災害派遣部隊の受入体制

【災対本部事務局】

１　受入体制

市長は、派遣部隊の受入れに際しては次の事項に留意して、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるように努めなければならない。

(1)　災害派遣部隊到着前

ア　応援を求める活動内容について、派遣部隊到着後速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備する。

イ　派遣部隊及び県との連絡職員を指名し、連絡する。

ウ　派遣部隊の宿営地及び駐車場等を準備する。

(2)　災害派遣部隊到着後

ア　派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう、派遣部隊指揮官と協議する。

イ　派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を県防災危機管理課に報告する。

２　作業計画及び資機材等の準備

市長は、県知事に対し自衛隊の要請を依頼するに当たっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により立てるとともに、作業実施に必要とする十分な資機材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解をとりつけるよう配慮するものとする。

ア　作業箇所及び作業内容

イ　作業箇所別必要人数及び必要機材

ウ　作業箇所別優先順位

エ　作業に要する資機材の種類別保管（調達）場所

オ　派遣部隊の連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

３　派遣部隊の使用施設

市長は、自衛隊派遣が決定されたときは次の施設等を、自衛隊の使用等に講じるものとする。

ア　本部事務室
イ　宿営地
ウ　材料置場、炊事場（野外の適切な広さ）
エ　駐車場（車１台の基準は 3m×8m）
オ　ヘリコプターの発着場

4　ヘリコプターの発着場

市長は、上耕地運動場及び総合運動公園陸上競技場を自衛隊用の臨時ヘリポート（飛行場外離着陸場）とする。

臨時ヘリポートは、次の要領により設営するものとする。

ア　着陸地点には、「H」記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

イ　危害予防の措置

（ア）　離着陸地帯への立入禁止

離着陸地帯及びその近傍等、運行上の障害となるおそれのある範囲には、人を立ち入らせない。

（イ）　防塵措置

ヘリコプターの進入方向に留意して、散水等の措置を講じるものとする。

第７　災害派遣部隊の撤収要請

【災対本部事務局】

市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、文書により速やかに県知事に対して撤収要請を依頼するものとする。なお、県知事は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう、市長及び派遣部隊の長と協議して行う。

《様式 39》

第８　経費負担区分

【財務会計班】

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

ア　派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上料及び修繕費

イ　派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

ウ　派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等

エ　その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と市が協議するものとする。

オ　本市を含む他の自治体にわたる活動に対する経費は、当該自治体間の協議により決定するものとする。

第９節　生活関連施設等の応急復旧計画

市は、豪雨による土砂災害の危険箇所や災害時における危険物施設等について、速やかに点検及び応急措置等を実施し、二次災害の防止に努めるものとする。

また、都市生活の基盤をなす水道・下水道・電気・ガス・電話・交通機関等のライフライン施設等の被害は、都市機能を麻痺させ、住民の生活や社会活動にきわめて大きな影響を与える。このため、市及び各事業者は相互に連携を図り、応急復旧や二次災害の防止活動に努めるものとする。

第１　ライフライン施設等の応急対策

【災対本部事務局・秘書広報班・給水工務班・河川班・防疫衛生班・ライフライン関係機関（東京電力㈱東葛支社・東日本電信電話㈱東葛営業支店・京和ガス㈱・京葉ガス㈱東葛支社）】

上・下水道、電気、ガス及び電話等のライフライン施設は、住民の日常生活及び社会経済活動、風水害等の災害発生時における被災者の生活確保等の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。これらの施設が災害により被害を受け、その復旧に長期間要した場合、都市生活機能は著しく低下し、麻痺状態となることが予想される。このため、それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講じるとともに、迅速に応急復旧体制を整備するものとする。

ライフライン施設の応急対策活動を迅速に進めるためには、風水害等の災害発生後各施設の被害状況を速やかに把握して、それに対応した応急対策計画を策定し、実施していく必要がある。このため各ライフライン事業者は、被害情報の収集・伝達体制を確立するものとする。

また、風水害等の規模によっては、本市だけでなく広範囲かつ大量にライフライン施設の被害が発生し、当該事業者だけでは復旧が進まないこともある。こうした場合に備えて各事業者は、相互に連携を図りつつ、県内及び県外の同業者に協力を求めて応援体制を確立し、円滑な対策の実施を図るものとする。

１　情報収集・伝達手段の整備

災害発生後、水道、下水道、電力、ガス、通信のライフラインの被害情報及び復旧情報は、被災者にとって重要な情報である。

ライフライン情報の収集・伝達系統は、次の図のとおりとする。ライフライン各社がライフラインの復旧情報を市の災対本部事務局に提供し、市災害対策本部を通じて、秘書広報班から防災関係機関、マスコミ等へライフライン情報の提供を行うものとする。

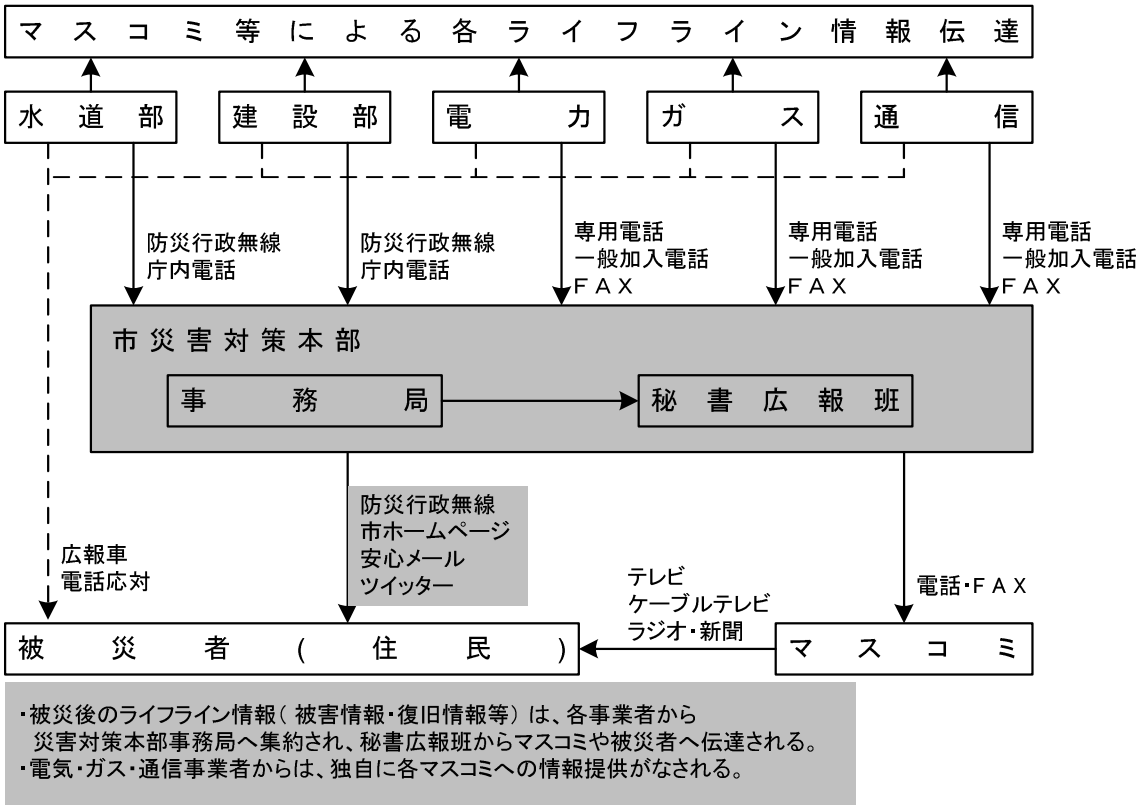

図 3-9-1　災害時ライフライン情報の収集・伝達系統

2　電力施設の応急復旧

(1)　非常災害前の対策

ア　公衆感電障害事故防止

新聞、有線放送、テレビ、ラジオ、PR 車、ビラ、その他適切な方法をもって一般公衆に対し、次の事項を周知徹底し、事故防止に努める。

（ア）　無断昇柱、無断工事を禁止すること。

（イ）　不良個所（電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等）を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ連絡すること。

（ウ）　断線又は垂下している電線には絶対に触らないこと。

（エ）　浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気機器は、危険なため使用しないこと。又、使用する場合は絶縁検査を受けた上で使用すること。

(2)　災害発生時の対策

ア　各設備の運転保守について

（ア）　災害発生時といえども需要家サービス並びに治安維持のため、原則として送電を継続する。

（イ）　浸水、建物倒壊により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合又は運転不能が予測される場合は、運転を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じ退避する。なお、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。

イ　被害状況の周知

（ア）　本部の情報班は、速やかに被害状況の全般を掌握し、新聞、テレビ、ラジオ、有線放送、PR 車、ビラ等を利用し、その状況（被害数、復旧見込み等）の周知に努める。

（イ）　監督官公庁に報告あるいは連絡し、復旧作業に対する協力を要請する。

《資料 54》

3　電話施設の応急復旧

(1)　東日本電信電話(株)

ア　応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

（ア）　通信の利用制限

（イ）　非常通話、緊急通話の優先、確保

（ウ）　無線設備の使用

（エ）　特設公衆電話の設置

（オ）　非常用可搬型電話局装置の設置

（カ）　臨時電報、電話受付所の開設

（キ）　回線の応急復旧

（ク）　伝言・取次サービスの実施

イ　災害時の広報

害のため通信が途絶、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

（ア）　通信途絶、利用制限の理由と内容

（イ）　災害復旧装置と復旧見込時期

（ウ）　通信利用者に協力を要請する事項

（エ）　災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始

(2)　(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ

ア　応急措置

災害により通信設備に被害が生じた場合、又は異常輻輳時の事態の発生により通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次の通り応急措置を行う。

（ア）　通信の利用制限

（イ）　非常通話、緊急通話の優先、確保

（ウ）　可搬型無線基地局装置の設置

（エ）　携帯電話、衛星携帯電話による臨時電話の運用

（オ）　回線の応急復旧

イ　災害時の広報

災害のため通信が途絶し、若しくは利用の制限を行った時は、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に通知する。

（ア）　通信途絶、利用制限の理由と内容

（イ）　災害復旧措置と復旧見込時期

（ウ）　通信利用者に協力を要請する事項

(3)　KDDI(株)

KDDI(株)では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。

災害発生時には、中継局の停電対策のため、移動電源車の出動を準備する。

通信に輻輳が発生した場合には、通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともにとともに、一般市民を対象に災害伝言板サービスによる安否情報の伝達に協力する。

4　ガス施設の応急復旧

(1)　応急対策

非常災害発生時におけるガス施設の応急対策は、住民一般に及ぼす影響が大きく、迅速かつ適切に実施する必要があるため、社内規程に基づき、日常保安の確保を基本に、非常災害対策を行うものとする。

(2)　消費者に対する広報

県や市、消防署、警察署等の官公庁及び報道機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害復旧の現状と見通し等について適切に報告及び連絡を行い、周知に努める。また、災害時には、住民の不安除去、波及的災害事故を防止するため、広報車による巡回のほか、消防署、警察署、報道機関関係に協力を要請し、あらゆる手段をつくしてガス施設の復旧の見通し、被災地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の注意事項等についての広報に努める。

《資料 47・55》

5　水道施設の応急復旧

(1)　水道停止時の代替措置

応急給水活動は、本章第 7 節「第 1　応急給水」に示した要領で実施する。

(2)　応急復旧の実施

ア　作業体制の確保

市は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立するものとする。

また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」のもと、県に対し協力を要請するものとする。

市が協力要請を行った場合には、県は他の関係機関に対し協力を要請する等、広域的な作業体制の確保に努めるものとする。

イ　応急復旧作業の実施

市は、次に示す応急復旧の行動指針に基づき、応急復旧作業を実施する。その際、医療施設、避難場所、福祉施設、老人施設等の施設については、優先的に作業を行うものとする。

応急復旧の行動指針

・施設復旧の完了の目標を明らかにする。
・施設復旧の手順及び方法を明らかにする。特に、応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や避難所等への配管経路を明らかにする。
・施設復旧にあたる班編成（人員・資機材）の方針を明らかにする。その際には、被災して集合できない職員があることを想定して行うものとする。
・被災状況の調査、把握方法を明らかにする。
・応急復旧の資機材の調達方法を明らかにする。
・応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期の広報等、応急復旧実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにする。

（ア）　配管設備破損の場合

配水管の破損が小規模な場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網より給水を行うものとする。

また、配水管の破損が大規模な場合は、復旧が困難な地区に対して、路上又は浅い土被りによる仮配管を行い、仮設給水栓を設置するものとする。

（イ）　水道水の衛生保持

水道施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないよう処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合には、水道の使用を一時停止するよう住民に周知するものとする。

ウ　応急復旧資機材の確保

市は、削岩機、堀削機等の応急復旧用資機材が不足する場合は、県に対し調達を要請する。市が要請した場合には、県は他の関係機関に対し協力を要請する等、資機材の確保に努めるものとする。

エ　住民への広報

市及び水道工事店等は、断・減水の状況、応急復旧の見通し、応急給水所の設置等について、住民への広報を実施するものとする。

《資料 39》

6　下水道施設の応急復旧

(1)　公共下水道停止時の代替措置

ア　公共下水道使用制限の周知

市は、下水道管（汚水）の使用が不可となった区域に対して防災無線、広報車等により使用を制限する周知を行う。

イ　仮設トイレの設置

市は、避難場所等に仮設トイレを設置するものとする。

(2)　応急復旧の実施

ア　作業体制の確保

市は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。

また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請するものとする。

イ　応急復旧作業の実施

市は、管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努めるものとする。

ウ　住民への広報

市は、被害状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施するものとする。

第2　道路・橋梁

【道路班】

風水害等の災害発生時の避難、救護及びその他応急対策活動上重要な公共施設をはじめ、道路等の公共土木施設は、住民の日常生活及び社会経済活動はもちろんのこと、災害時の応急対策活動においても極めて重要な役割を果たすものである。

したがって、これらの施設についての応急対策実施体制を整備し、迅速な対応を図るものとする。

1　応急対策実施体制の確立

(1)　応急対策実施計画の策定

道路等の公共土木施設の応急対策は、災害後の利用者の安全確保や市民生活及び社会経済活動の確保の面からも迅速に行っていく必要があるため、風水害等の災害発生後各施設の被害状況を速やかに把握し、それに対応した応急対策計画を策定し、直ちに対策を実施するものとする。

なお、事前対策として、各公共土木施設管理者が施設被害状況の収集・伝達体制の整備を図っておくことが必要である。

(2)　協力体制の確立

市や民間業者等は、施設の応急対策に関し、行政と民間業者、また地域間や業者間の連携・協力を図り、効率よく作業を進めるものとする。

2　道路の応急復旧

(1)　応急措置

市は、被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握するため、パトロールカーにより巡視を実施するとともに、地域住民等からの道路情報の収集に努めるものとする。

また、情報収集に基づき道路、橋梁に関する被害状況を把握した後は、交通規制及び広報等の対策と、必要に応じて迂回路の選定を行い、交通路の確保に努めるものとする。

なお、道路に埋設されている上・下水道等の各施設の被害を発見した場合にも、道路管理者及び各施設管理者に通報するとともに、住民の安全確保に努めるものとする。

(2)　応急復旧対策

市は、被害を受けた道路を速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に、緊急輸送道路を最優先に、復旧作業を実施し、機能確保に努める。

第３　交通施設

【各鉄道機関・各バス会社】

1　鉄道施設の応急対策

大規模な災害が発生したときには、多数の乗客が大量輸送する鉄道においては直接人命に係る被害が発生するおそれがある。

各鉄道機関は、地震発生時の安全確保と万一の場合の被害を最小限に止め、迅速かつ適切な応急措置を講じるものとする。

(1)　災害時の活動体制

ア　災害対策本部等の設置

災害により被害が発生した場合、各交通機関は全機能をあげて旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置するものとする。

イ　通信連絡体制

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて無線車、移動無線機等を利用して行う。

(2) 発災時の初動措置

ア　乗務員の対応

表 3-9-1　発災時の鉄道乗務員の対応

機　関　名	乗　務　員　の　対　応
東日本旅客鉄道（株）	ア　列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。 イ　列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は、進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。 ウ　列車を停止させた場合、最寄りの停車場の駅長等と連絡を取り、その指示を受ける。
その他の民営鉄道	ア　列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。 イ　列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は、進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。 ウ　列車を停止させた場合は、指令所又は最寄りの駅に連絡を取り、その指示を受ける。

イ　その他の措置

（ア）　旅客誘導のための案内放送

（イ）　駅員の配置手配

（ウ）　救出、救護手配

（エ）　出火防止

（オ）　防災機器の操作

（カ）　情報の収集

(3) 乗客の避難誘導

ア　駅における避難誘導

（ア）　駅長は、係員を指揮して、あらかじめ定めた臨時避難場所に混乱が生じないよう誘導し、避難させる。

（イ）　旅客を臨時避難場所に誘導した後、市があらかじめ定めた避難場所の位置、災害に関する情報等を旅客に伝達し、秩序維持に協力する。

（ウ）　避難の措置情報については、可及的速やかに市災害対策本部に通報する。

イ　列車乗務員が行う旅客の避難誘導

列車が駅に停車している場合は、駅長の指示による。

列車が駅間の途中に停止した場合は、原則として乗客は降車させない。ただし、火災その他により、やむを得ず旅客を降車させる場合は次による。

（ア）　地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い、旅客を降車させる。

（イ）　特に要援護者に注意し、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。

（ウ）　線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

(4)　事故発生時の救護活動

災害発生時には、駅従業員、乗務員が救急救護活動にあたるとともに、非常災害対策規則に基づき、対策本部、復旧対策部に救護班を編成し、救護活動にあたる。

(5)　災害時の広報活動

ア　駅では、災害の状況を考慮して旅客及び公衆に動揺、混乱を招かないよう注意するとともに、災害の規模、建造物の状態、落下物への注意、列車の運行状況、駅周辺の被害状況等について、放送案内を行う。

イ　乗務員は、相互に連絡及び情報を交換し、運輸指令からの指示、伝達等について旅客に案内するとともに、停止の地点、理由、被害の状況、運行の見通し、今後とるべき措置等について放送案内し、旅客の動揺、混乱を防止するよう努める。

2　バス輸送機関の応急対策

(1)　運転中の対応

ア　運転士は、風水害による被害を受けた場合、又は受ける可能性の高い場合は、道路左側の安全な場所に停車させエンジンを止め、車内乗客に対し冷静な行動を呼びかける。

イ　バスを停車させる場合には、その停止位置がガソリンスタンド、高圧ガス貯蔵所、崖崩れのおそれのある場所、交差点、トンネル、橋の上又は橋の下、急坂、消火栓の周辺、電柱や塀の脇、高圧線の真下、その他危険と思われる場所は極力避ける。

　また、やむを得ず車内客を乗せたまま近くに移動するときは、進路の安全を確認の上、その旨を乗客に伝えてから移動する。

ウ　車両への防災上必要な措置

(2)　応急活動

災害が発生した場合、被害の状況等により、災害対策本部等の設置及び要員の確保等、あらかじめ各機関で定めている防災体制を早期に確立し、速やかに次の措置を講じて被害の拡大防止に万全を期すものとする。

ア　被害状況の把握
イ　負傷者の救出救護
ウ　旅客の安全確保、避難誘導（負傷者、幼児、障害者、高齢者、女性等を優先）、混乱防止
エ　出火防止及び初期消火
オ　車両、停留所施設、通信施設、電気設備等の点検、保全及び応急復旧
カ　通信による災害情報の緊密化、防災機関との連携
キ　応急輸送活動

第 4　その他公共施設

【道路班・河川班】

災害が発生した場合、河川、急傾斜地崩壊防止施設の被害状況を速やかに把握し、各施設の機能確保を図るため、各機関は災害活動を実施するとともに応急措置を行うものとする。

(1)　河川管理施設

出水等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けた時、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して施設の応急措置を行う。

(2)　急傾斜地崩壊防止施設

大雨、出水等により急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けた時、又はそのおそれのある時は関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

第 5　農業用施設の応急復旧

【河川班・物資輸送班】

1　水害に対する応急的な防ぎ方

水害に対する応急的な対策は、大別して二つがある。第 1 は水害直前の対策、第 2 は水害発生中ないし直後の対策である。なお、具体的な技術対策については、「農林業災害対策資料(千葉県農林水産部作成)」を参照するものとする。

(1)　水害直前の対策

水害が予想されるときは、河川の堤防の補強、土のうの配置、あるいは臨時の堤防を築く等のほか、ポンプ排水等を行って洪水の防止に努める。また、被災物を外に移動することも行われる。しかし、農林災害の対象となるものの多くは移動が不可能である。

水害の予想されるときは、溝を補修して水はけをよくしておくこと、排水のための準備、避難の準備をしておくこと等も重要である。

(2)　水害直後の対策

水害を受けた農作物に対する応急処置は、作物によっても異なるが、一般的なものとしては、水路の阻害物を除去したり、排水ポンプ等により耕地の停滞水をなるべく早く除去すること、浸水のため根元が現れたときは、他から土をもってきて根株を固定すること、収穫期にある農作物は水が引いたならば、なるべく早く収穫してよく乾燥させること、病害虫防除の対策をとること、回復の見込みのないものは取りかたづける、弱っている作物に生育を促す肥料をやる、といったことが必要である。また逆に、窒素肥料は水稲の水害を大きくするので控えるといった注意も必要である。

2　風害による応急対策

「農林業災害対策資料(千葉県農林水産部作成)」を参照するものとする。

第10節　応急教育計画

市教育委員会及び各学校（園）長は、災害が発生した場合は児童・生徒の安全確保を最優先するとともに、災害のため平常の学校教育の実施が困難となった場合は緊密に連携して関係機関の協力を得て教育活動を確保し、学校教育の目的を達成するため、学校教育の早期再開に必要な応急措置を迅速に実施するものとする。

また、避難所との共存等については、市災害対策本部から派遣された責任者と連絡・調整を図りながら行うものとする。

第1　児童・生徒の安全確保

【教育庶務班・学校教育班・各学校】

市教育委員会及び各学校（園）長は、災害発生が登校時間、在校時間あるいは夜間・休日のそれぞれの場合に応じ、あらかじめ整備した連絡系統を用いて体制を整え、児童・生徒の安全確保あるいは安否確認を行うものとする。

1　情報等の収集・伝達

災害発生時間を問わず、市は市教育委員会を通じ、学校に対して災害情報を伝達するとともに、学校は災害に対応する体制を確立するものとする。

ア　市は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、市教育委員会を通じて学校（園）長に対し災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。

イ　学校（園）長は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合には、教職員に対して速やかに伝達するとともに、自らもテレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努めるものとする。

ウ　学校（園）長は、児童・生徒及び学校施設に被害を受け又はそのおそれがある場合は、直ちにその状況を市教育委員会に報告するものとする。

エ　教職員は、夜間・休日の場合は登校する等、あらかじめ定められた災害時の体制に基づき、対応するものとする。

2　児童・生徒の避難等

(1)　在校時の措置

在校時に災害が発生した場合、災害の規模の状況を把握するとともに、各学校における防災に関する計画に基づき応急措置を講じるものとする。

在校時に風水害が発生した場合の初動体制としては、幼児・児童・生徒の安全な避難誘導・掌握・安全確保、保護者への連絡・引き渡し、人的・物的な被害状況の把握、及び報告等の業務を行うものとする。

ア　情報の伝達

児童・生徒への災害情報の伝達に当たっては、混乱を防止するよう配慮して行う。

イ　避難の指示

学校（園）長は、的確に災害の状況を判断し、児童・生徒の避難、集合場所の確認、避難場所等を迅速に指示する。なお、状況によっては、各学校の防災マニュアルに準拠した指示を行うものとする。

ウ　避難の誘導

学校（園）長及び教職員は、児童・生徒の安全を確保するためあらかじめ定める計画に基づき誘導を行う。なお、状況により校外への避難が必要である場合は、市やその他関係機関の指示及び協力を得ながら、状況によって適切な避難誘導を行うものとする。

エ　休校措置

学校（園）長は、必要に応じ休校（園）の措置をとる。

オ　下校時の危険防止

学校（園）長は、通学路等の安全が確認された場合は、児童・生徒を下校させる。下校途中における危険・事故を防止するため、児童・生徒に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ通学区域毎の集団下校又は教員による引率等の措置を講じる。

カ　校内保護

学校（園）長は、災害の状況により児童・生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、速やかに保護者への連絡に努めるものとする。

なお、市に対し、速やかに児童・生徒数その他必要な事項を報告するものとする。

キ　引き渡し

児童・生徒等の保護者への引き渡しについては、あらかじめ定めた方法で確実に行う。

ク　帰宅できない児童・生徒等への対応

小学校、保育所や放課後児童クラブ（以下、「学校等」という。）において、児童・生徒等の保護者が交通機関等の停止により帰宅困難となり、保護者への引き渡しができない場合は、氏名・人員等を確実に把握し、学校等で保護するものとする。

連絡方法についてはあらかじめ定めておくものとし、迅速に保護者と連絡を取り、児童・生徒等の状況等を連絡するとともに、保護者の状況等を児童・生徒等に伝え、不安や緊張感をやわらげるよう努める。

ケ　保健衛生

学校（園）長は、災害時において建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童・生徒の保健衛生について必要な措置を講じるものとする。

コ　心のケア対策に関する内容

児童・生徒等の心のケア対策として、必要に応じ次の措置をとるものとする。

・精神的に不安定な状態にある児童・生徒等の心の健康について相談に応ずる係を教育委員会内並びに学校に設ける。 ・被災した児童・生徒等（教職員も含む。）の心理的ストレス等に対し、学校カウンセラーや精神科医等、専門家の協力を得て、学校等を巡回相談する体制を整える。 ・児童・生徒や教職員自身に対する心のケア対策についての研修を実施し、その充実を図る。

(2)　在校時以外の措置

夜間・休日等に災害が発生した場合の初動体制としては、各学校の定めている連絡網により連絡をとりあい、幼児・児童・生徒及び職員の安否、所在確認、施設・設備の被害状況の把握と報告、また、登校か休校か等の判断と連絡等に関する業務を行うものとする。

また、教職員は、大規模災害が発生した事を知った場合には学校長からの指示・連絡を待つことなく、自主的に所属の学校に参集し、安否の確認等に従事するものとする。

ア　休校措置

休日や夜間、早朝（登校前）に休校の措置を決定した場合は、直ちに広報車、防災行政無線の緊急放送等により、保護者又は児童・生徒に連絡するものとする。

イ　安否確認

教職員は、学校（園）長の指示のもと、児童・生徒の安否確認を行うものとする。

主な確認ルートは、次のとおり。

・学校（教職員）の調査に基づく確認 ・PTA、自主防災組織その他の調査による確認 ・その他防災関係機関による調査に基づく確認

ウ　応急教育計画の実施についての準備

(3)　校外学習等旅行先での避難等

ア　引率責任者は状況に応じて最も安全な場所へ児童生徒を避難誘導する。

イ　交通手段による移動中の場合、その機関の指示に従って避難する。

ウ　可能な手段で学校との連絡をとり、学校は市に対し速やかに状況を報告し、指示及び協力を得る。

エ　旅行先の災害対策本部と連絡を取るなど、できる限り公的機関との連携に努める。

第 2　応急教育の実施

【学校教育班】

市教育委員会は、被災した学校の教育活動を早期に再開するための措置を講じるものとする。特に、被災した学校が一部の地域に偏る場合には、無被災地域の学校による応援協力は応急教育に際して大きな支えとなることから、学校間での施設や教職員等に関する相互協力体制を整備するものとする。

1　教育施設の確保

市教育委員会及び私立学校責任者は、教育施設等を確保するとともに、教育活動を早期に再開するための次の措置を講じるものとする。

ア　校舎の被害程度を速やかに把握し、応急修理可能な場合には可及的速やかに補修し、施設を確保して授業が再開できるよう、教育庶務班との調整によりその復旧に努めるものとする。

イ　校舎の被害は相当に大きいが、一部校舎の使用が可能な場合には、残存の安全な校舎で合併又は 2 部授業を行う。

ウ　被災により校舎の一部が使用できない場合には、学校運営並びに安全管理上緊急に修理を要する箇所については応急修理又は補強等により、学校教育に支障を及ぼさないよう万全の措置を講じ、2 部授業、圧縮学級の編成等により、できる限り休校を避ける。

エ　学校施設の使用不能又は通学が不可能な状態であり、短期間に復旧できる場合は臨時休校とし、家庭学習等の適切な指導を行う。

オ　校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、近隣の余裕のある学校に応急収容し、分散授業を実施する。

カ　余裕のある学校がない場合は、公民館、体育館その他の公共施設及び寺院等を利用して授業を行う。

キ　施設・設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば早急に校舎の再建、仮校舎建設の計画を立て、その具体化を図る。

2　教職員の確保

市教育委員会及び私立学校責任者は、災害発生時における教職員の確保のため、次の措置を講じておくものとする。

ア　災害の規模、程度に応じた教職員の参集体制を整備する。

イ　教職員の不足により、応急教育の実施に支障がある場合には、学校長は出勤可能な職員の人数及び組織に基づき、被災した教職員の補充もしくは交代要員の科目別必要数を算定し、教育部長に必要な措置を講じるよう要請するものとする。

また、教育部長は、災害状況に対応して、学校間における教職員の応援、県（教育庁）への協力要請、教員免許所有者の臨時採用、民間教育機関の協力支援、臨時の学校編成を行う等速やかに調整を図り、応急教育の早期実施に努めるものとする。

3　避難所との共存

学校は、教育施設であると同時に避難所にも指定されていることから、学校関係者と地域住民との融和・共存を図ることが必要である。学校が教育の場としての機能と避難所としての機能を有するため、災害応急対策を行う市担当部局、市教育委員会、学校（園）長は、事前に次の措置を講じておき、円滑な対応を図るものとする。

(1)　使用施設

市は、学校を避難所に指定する場合、教育機能維持の観点から、使用施設について優先順位を教育委員会と協議する。

(2)　市担当者

市は、避難所に指定する学校の担当職員を決め、市教育委員会、学校、自主防災組織等と災害時の対応を協議する。

(3)　教職員

学校（園）長は、避難所における教職員の役割を明確にしておく（救援庶務・避難誘導救援・救護・物資輸送・防疫衛生　等)。

第 3　教材・学用品の調達及び配給方法

【学校教育班】

市は、災害により教科書・学用品等（以下「学用品等」という。）を喪失又はき損し、就学上支障をきたしている小・中学校の児童・生徒に対して、学用品等を支給する。

なお、以下に災害救助法が適用された場合の取扱いについて示す。

1　実施機関

ア　教材・学用品の給与は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

イ　市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことが出来ないときは、救助に着手するものとする。

ウ　災害救助法が適用された場合においても、知事が救助を迅速に行う必要があると認めているときは、知事の指示により市長が救助を行うものとする。

2　対象者

ア　災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水の被害を受けた児童生徒であること。

イ　小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び各種学校）の生徒。

ウ　学用品がなく、就学に支障を生じている者であること。

3　支給品目

(1)　教科書及び教材

教科書は、小学校児童及び中学校生徒教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材であること。高等学校生徒が正規の授業で使用する教材であること。

(2)　文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

(3)　通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

4　支給方法

ア　学校及び市教育委員会の協力を得て行う。

イ　被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を樹立して行う。

ウ　教育に必要なものに限り支給する。

エ　文房具及び通学用品は、できるだけ同一規格、同一価格のものを使用する。

第 4　給食措置

【教育庶務班】

1　応急措置

ア　学校給食施設、設備及びパンその他の給食物資の納入業者の被害状況を速やかに把握し、必要に応じ学校給食を中止する。

イ　被害状況が判明した後において具体的な復旧対策を立て、速やかに実施する。

2　応急復旧措置

ア　給食調理場、給食用設備等の清掃及び消毒を徹底的に実施し、衛生管理に遺漏のないようにする。

イ　学校給食調理場の衛生検査を実施し、衛生管理に万全を期す。

ウ　児童・生徒、学校職員及び給食用物資の納入業者の赤痢その他の感染症の発生状況を調査確認し、防疫措置を講じる。

エ　給食用物資の調達が困難である場合に県教育庁に応援を要請する。

第5　文化財の保護

【生涯学習班】

文化財の所有者又は管理者（防火管理者を置いている場合は防火管理者）は、災害が発生した場合、次により適切に対応する。

1　災害発生時の措置（通報）

市は、災害により文化財に被害が生じた場合は、文化財の所有者又は管理者（防火管理者を置いている場合は防火管理者）を通報責任者として、直ちにその被害状況を市教育委員会へ通報させるものとする。

また、市教育委員会は、その結果を県指定の文化財にあっては県教育委員会へ報告する。

2　被害状況の調査

文化財の所有者又は管理者は、被害後速やかに巡回し、所有又は管理している文化財について被害の状況を把握するとともに、関係機関と協力して、二次災害の防止措置を実施するものとする。

《資料97》

第 11 節　障害物の除去・清掃計画

災害による大量の廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）の発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため市は、今後定める「市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害時の同時大量に発生する廃棄物やし尿の処理を迅速に行い、地域住民の保健衛生及び環境の保全を積極的に図っていくものとする。

なお、近隣市町及び協定締結市町村、民間の関係事業者に対して応援を要請できるよう、あらかじめ広域処理体制を整備しておくものとする。

第 1　障害物の除去

【防疫衛生班・建設部各班】

災害に際し、住居又はその周辺に運ばれた土石竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものを除去し、これらのり災者の日常生活の確保を図るとともに、道路、軌道及び港湾等の利用目的に著しい障害を及ぼしているものを除去して交通を確保し、応急対策活動の円滑化、住民生活の復旧を促進するものとする。

1　障害物除去の実施者

実施者は以下のとおりとする。

(1)　住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去

ア　住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

イ　市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことが出来ないときは、救助に着手するものとする。

ウ　災害救助法が適用された場合においても、知事が救助を迅速に行う必要があると認めているときは、知事の指示により市長が救助を行うものとする。

エ　市独自で処理不可能な場合は、隣接市町村や協定締結市町村、県、国、その他の関係機関等の応援を得て実施するものとする。

オ　災害廃棄物の資源化を行うことは、処理・処分量を軽減することができ、効率的な処理のためにも有効であることから、建築物解体時から徹底した廃棄物の分別を実施し、可能な限りリサイクルに努める。

カ　災害救助法が適用された場合は、「災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償《資料 93》」を参照することとする。

(2)　道路関係障害物の除去

道路上の障害物の除去は、自動車、死体等の特殊なものを除き、道路法に規定する道路管理者（国土交通大臣・県知事・市長）が行うものとする。

この場合においても、災害の規模、障害の内容等により関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、協力して交通の確保を図るものとする。

(3)　軌道等に障害を及ぼしているものの除去

軌道等に障害を及ぼしているものの除去は、法律により当該施設の所有者が行うものとする。

この場合においても(2)に準ずるものとする。

2　作業体制の確保

障害物の除去は、建設部が担当して行うが、迅速に障害物の除去、解体及び災害廃棄物処理を行うに当たり機材・労力が不足する場合は、関係機関及び民間業者の協力のもと作業員及び臨時雇用による応援体制を確立して行うものとする。

また、あらかじめ近隣市町、民間の廃棄物処理業者、土木・運送業者等に対して、災害時における人員、資機材の確保について応援が得られるよう、協力体制を整備しておくものとする。

3　住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去

災害救助法を適用した場合の住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去の基準は、以下のとおり。

(1)　対象

ア　日常生活に欠くことのできない場所（居宅、炊事場、便所等）で、しかも自分の資力をもって障害物の除去ができないもの。
イ　半壊家屋を優先し、次に床上浸水家屋とする。
ウ　障害物除去対象者は、次により選定する。
（ア）　生活保護受給者を第１次順位とする。
（イ）　半壊等の損害の著しい者を第２次順位とする。

(2)　期間

障害物除去の実施期間は、災害発生の日から 10 日以内で市長が指定した日数とする。

4　建築・道路・河川障害物の除去

市は、職員による巡視等から迅速に被災地域の状況を把握し、それに基づき、建築物、所管の道路及び河川施設について、建設部各班が協力し、障害物の除去、解体を実施するものとする。

除去作業に当たっては、県、近隣市町、民間業者等による応援協力体制を活用するものとする。

(1)　建築障害物

市は、災害によって破損あるいは倒壊した建物についての被災地における状況を把握し、必要と認められる場合は除去作業を実施する。

(2)　道路障害物

各道路管理者は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、道路交通に著しい障害を及ぼしているものについて除去作業を実施するものとする。その際、あらかじめ指定された緊急輸送道路を最優先とし、各道路管理者間の情報交換を緊密に行うものとする。

ア　国道

国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所に、除去作業を要請する。

イ　県道

県東葛飾土木事務所に連絡し、速やかに除去作業を要請する。

ウ　市道

（ア）　市建設部各班は協力して市有の機動力及び現業員により除去し、交通の確保を図るものとする。

（イ）　市有の機動力及び現業員が不足する場合は、業者への委託により実施するものとする。

(3)　河川障害物

河川管理者は、所管する河川区域内の漂流物等障害物の状況を把握し、危険と認められる場合は除去、しゅんせつ作業を実施する。

(4)　環境汚染の防止対策

防疫衛生班は、倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、環境汚染防止体制の強化を図る。

5　障害物の集積場所

除去した障害物の集積場所は、市汚泥再生処理センター（森のまちエコセンター）とする。集積場所が足らなくなった場合は、必要に応じ、住民の日常生活に支障のない場所を選定し集積するものとする。

(1)　廃棄

市の管理に属する遊休地又は空地、その他廃棄に適当な場所

(2)　保管

保管する工作物等に対応した適当な場所

第２　廃棄物処理

【防疫衛生班】

１　廃棄物処理の実施者

ア　被害時における被害地帯の清掃は、市長が実施するものとする。

イ　市は、風水害等による大量の廃棄物が発生し、市で処理が困難な場合は「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」や他市町村との相互応援協定等に基づき、他市町村等に援助協力を要請する。

ウ　市は、県から災害廃棄物処理に対する助言、情報提供を受ける。

エ　「市災害廃棄物処理計画」に基づき処理を行うものとするが、災害の状況に応じて内容を調整する。

２　ごみ排出量の推定

市は、原則として千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針で定めた推計方法に準じて発生量を推計し、処理体制の確立を図る。

３　作業体制の確保

市は、迅速に処理を行うため、平常作業及び臨時雇用による応援体制を確立するものとする。

また、あらかじめ近隣市町、民間の廃棄物処理事業者、土木・運送事業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保について応援が得られるよう、協力体制を整備しておくものとする。

《資料 33・35、様式 35・36》

４　ごみ処理の実施

(1)　住民への広報

市は、災害発生後速やかに仮集積場及び収集日時を定めて、住民に広報するものとする。

(2)　収集運搬処理

市は、住民によって集められた仮集積場のごみを管理し、あらかじめ選定した処分場にできるだけ速やかに運搬し処理するものとする。その際、被災地におけるごみの排出量が市の収集運搬能力を超え、その処理が緊急を要する場合は、近隣市町や他の民間廃棄物処理事業者に依頼してトラック等の車両及び作業員を確保して、収集運搬を能率的かつ衛生的に実施するものとする。

さらに、他に手段がない場合は県と協議して、環境への影響が最も少ない場所及び方法により、緊急措置を講じるものとする。

(3)　処理方法

ア　災害廃棄物

災害廃棄物は、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、分別、中間処理、リサイクルを行ったのち、適正に処分することとする。

イ　粗大ごみ

水害廃棄物として発生する粗大ごみは、畳、ふすま、家具、家電製品等で、汚水に浸かっていることから、衛生的な配慮を行う。とくに畳は腐敗による悪臭が発生するため迅速に処理する。

家庭用ガスボンベやガラス片等が混入して処理に支障が生じることもあるため、分別排出に努めることとする。

可燃性の大型のごみは、焼却（破砕を含む。）と埋立の併用処分により処理するものとする。

ウ　生活ごみ

生活ごみは、衛生、防疫に十分配慮するとともに、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討する。

（ア）　生活ごみの計画な収集、処理が可能となるまでの期間は、自治会、避難場所ごとに一時仮置場を設けて対応する。

（イ）　一時仮置場の整理、管理は、自主防災組織等の協力を得て行う。

（ウ）　一時仮置場は、定期的に消毒を実施する等環境衛生に十分配慮する。

（エ）　市民にごみ収集計画等を広報するとともに、ごみの排出抑制や不法投棄禁止等ごみ出しマナーの徹底を呼び掛ける。

エ　適正処理が困難な廃棄物

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。一般家庭から排出されるものは、適正な処理方法を住民に広報するとともに相談窓口を設置するものとする。

（ア）　悪臭等が発生するような場合は、適宜埋め立て等により自己処理する。

（イ）　環境上緊急を要する場合は、選定並びに確保した処理場において焼却又は処分するものとする。ただし、緊急時以外の野焼き等は、新たな環境汚染の原因となることから、実施しないものとする。

（ウ）　解体・撤去の家屋に使用されていたアスベスト、PCB を含む家電製品等やエアコンや冷蔵庫に含まれるフロン、感染性廃棄物など、震災時に排出される可能性のある適正処理が困難な廃棄物は、「千葉県市町村災害廃棄物処理計画策定指針」に示された処理方法に基づき、回収・処理を行う。

第３　し尿処理

【防疫衛生班】

１　し尿処理排出量の推定

浸水家屋、焼失家屋等の汲み取り式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日からできるかぎり早急に収集処理を行うことが必要である。このため市は、地区別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲み取り式便槽のし尿排出量を推計するとともに、作業計画を策定するものとする。

２　作業体制の確保

市は、し尿処理の実施に必要な人員、資機材の確保に努めるものとする。また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ早急に処理する必要がある場合は、近隣市町へ収集、処理の応援要請を行うものとする。

《資料 33・35、様式 35・36》

３　し尿処理の実施

(1)　状況把握

市は、職員による巡視、住民の電話等による要請から、迅速に被災地域の状況把握に努めるものとする。

(2)　住民への指導

市は、水洗トイレを使用している世帯の断水に対処するため、水の汲み置き、生活用水の確保等を指導するものとする。

(3)　仮設トイレの確保と設置

ア　必要台数の把握及び設置場所

（ア）　上・下水道の被災状況により、仮設トイレの必要箇所及び必要台数を把握し、設置する。

（イ）　仮設トイレは、まず避難所等公共施設に優先的に設置する。続いて、在宅の被災者のために、公園等に設置する。

イ　仮設トイレの設置基準

仮設トイレは、概ね、1 台／80 人を目安として設置する。

ウ　仮設トイレの調達

関係業者と早急に連絡を取り、必要数量を確保するとともに、協定締結都市や他都市に対し応援を求めるものとする。

エ　仮設トイレの管理

（ア）　設置場所の管理者及び自治会等の住民に対して、清掃等の管理を要請する。

（イ）　民間業者等に委託し、汲み取り及び消毒を行う。

(4)　収集運搬

ア　被災の状況に応じて市の指定委託業者の清掃車（バキュームカー）を動員して集中的に配置し、能率的かつ衛生的に収集処理するものとする。

イ　収集を要する量が市の指定委託業者の収集能力を超え、その処理が緊急を要する場合は、近隣の市町長を通じて業者に依頼し、清掃車及び作業員を確保して収集運搬するものとする。

(5)　処理

被災地から収集したし尿は、通常の処理方法で衛生的に処理するものとする。なお、一時に大量のし尿を処理する必要が発生した場合は、近隣の市町長や協定締結市町村等に処理を要請するものとする。

表 3-11-1　し尿処理施設

名　　称	所　　在　　地	処理能力	処理方法
流山市汚泥再生処理センター	流山市こうのす台 1594	56ＫＬ/日	浄化槽汚泥混入比率の高い脱窒素処理方式

第 12 節　公的住宅等の提供及び住宅の応急修理計画

市は、公的住宅等の提供及び住宅の応急修理計画を作成し、災害のため住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった被災者に対して、速やかに応急仮設住宅を含めた公的住宅等の提供、住宅の応急修理を行い、一時的な居住の安定を図るものとする。

第 1　応急仮設住宅の建設

【災対本部事務局・都市計画班】

1　実施機関

ア　応急仮設住宅の建設は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

イ　市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことが出来ないときは、救助に着手するものとする。

ウ　市独自で対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

なお、下記の各項の大半は災害救助法適用の場合の規定であるが、災害救助法適用に至らない場合にもこれに準ずるものとする。（災害救助法が適用された場合については、「災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償《資料 93》」を参照することとする。）

2　期間

応急仮設住宅の建設は、災害発生の日から 20 日以内に着工するものとし、その供与期間は完成の日から 2 年以内とする。

3　建設方法

(1)　建設戸数

災害救助法適用後の応急仮設住宅の建設戸数は、全壊、全焼及び流出等の被害を受けた世帯の 3 割（災害救助法適用市町村の各被害世帯数の 3 割ずつもしくは市町村相互において融通する場合は合計被災世帯数の 3 割）以内の範囲で県知事が決定する。

ただし、被害の程度、住民の経済的能力、住宅事情等による特別の場合にあっては、対象者の引上げを県に要請し協議する。災害救助法が適用できない場合については、市長が災害の状況に応じてその都度定める。

(2)　構造、形式

軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとする。

また、高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要するものを数人以上収容し、老人居宅介護等事業所を利用しやすい構造及び設備を有する施設（福祉仮設住宅施設）を応急仮設住宅として設置できる。

応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。

(3)　設置場所

仮設住宅の設置予定場所は、私有地又は市有地、国及び県から提供された公有地とし、その場所は飲料水が得やすく、保健衛生上適当な場所とする。現時点で表に示す 5 箇所を候補地としている。

表 3-11-2　応急仮設住宅建設候補地リスト

No.	名称	所在地	土地所有者	仮設住宅建設可能区域面積	建設可能戸数	配置図の有無	汚水等生放流可否	特記事項
1	少年野球グラウンド	流山市駒木台 207-10	市有地	4,800m²	48 戸	有	否	県道沿い
2	ピクニック広場及びミニアスレチック広場	流山市野々下丁目 100-1	市有地	10,000m²	30 戸	有	否	避難場所
3	加 1 号公園	流山市加 1 丁目 10	市有地	6,807m²	61 戸	有	可	流山駅より徒歩 5 分 車椅子対応設置予定（4 戸）
4	文化会館臨時駐車場	加 1 丁目 15-2	市有地	3,478m²	31 戸	有	可	流山駅より徒歩 5 分
5	南流山中央公園	流山市南流山 3 丁目 14	市有地	2,500 m²	36 戸	有	可	JR 南流山より徒歩分

(4)　規模

1 戸当りの規模は、県住宅課の計画に準じた 1 戸当たり 29.7m²（9 坪）とする。

(5) 建設費用

応急仮設住宅設置のための費用は、県災害救助法施行細則で定める限度額の範囲内とし、1 戸当たり 2,404,000 円以内とする。

(6) 工事

応急仮設住宅の建設は、建設業者との請負契約により実施する。

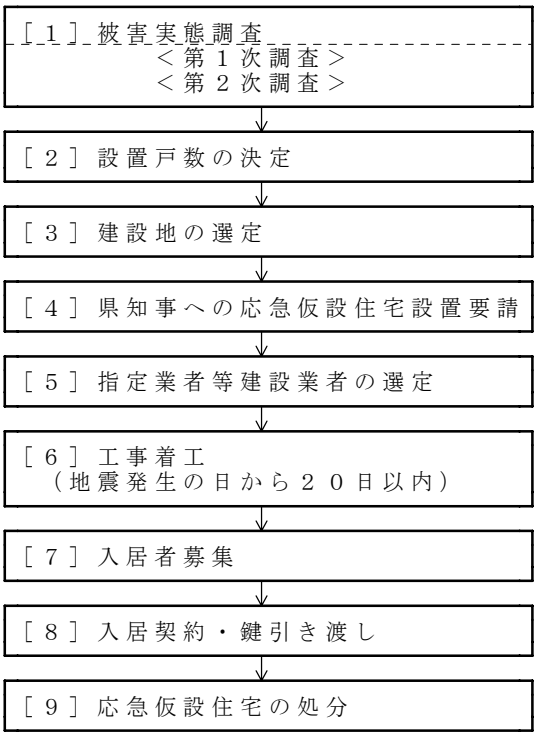

図 3-12-1　応急仮設住宅の建設フロー（災害救助法適用の場合）

4　応急仮設住宅の入居者及び管理運営

応急仮設住宅への入居によって、それまで生活していたコミュニティを喪失し、被災者の精神的なダメージからの回復が遅れることもある。したがって、コミュニティの持つ癒やしの機能に配慮しながら入居を進め、その後の管理運営に当たっても入居者の精神的な回復が図れるよう留意するものとする。

(1) 入居者の選定

災害救助法適用の場合、市は、県の協力を得て被災者の状況を調査し、これを踏まえて市が次の基準により入居者を決定する。災害救助法が適用に至らない場合にもこの基準に準じて市が行うものとする。

また、民生委員等の意見を参考にするとともに、災害時要援護者の優先入居にも努めるものとする。

●住家が全焼、全壊、又は流失し、居住する住家のない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者で、次に掲げる者とする。
ア　生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の被保護者並びに要保護者
イ　特定の資産のない失業者
ウ　特定の資産のない寡婦並びに母子世帯、
エ　特定の資産のない老人・病弱者並びに身体障害者等
オ　特定の資産のない勤労者
カ　特定の資産のない小企業者
キ　前各号に準ずる経済的弱者等

(2)　管理運営

災害救助法適用の場合は、県が応急仮設住宅の管理を行い、市は各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。

応急仮設住宅地区の運営に当たっては、集会場等を設置して入居者のコミュニケーションを円滑にするとともに、市の福祉担当者やボランティアの連携により、生活支援の活動を行うものとする。

運営の際には、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。
また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

第 2　公的住宅等の提供

【都市計画班】

市は、災害のために住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対して、民間住宅の賃貸や市営住宅等の公的住宅の空き家を提供し、保護していくものとする。

また、不動産会社との協定に基づくほか、旅館等と協議し、速やかに利用可能な民間賃貸住宅、旅館の空き室等の把握を行い、被災者に提供する。

第 3　建物の応急対策

【都市計画班・秘書広報班】

市は、大雨等により破損した建物に対して引き続き安全に使用できるか否かの判定（以下「応急危険度判定」という。）を行い、被災建築物による二次災害を防止するものとする。なお、被災

建築物の応急危険度判定は、二次災害を防止するために緊急に危険度を判定する作業のため、り災証明書発行のための被害状況の確認ではないことを周知する必要がある。

また、使用可能な住宅のうち必要なものについては応急修理を実施し、被災者の居住場所を確保するものとする。

1　被災建築物の応急危険度判定

被災建築物の応急危険度判定は、次のように実施する。

(1)　判定士派遣要請・派遣

ア　判定士派遣要請

市は、二次災害を防止するため、応急危険度判定士に不足が生じた場合には判定士の派遣を県に要請するものとする。

連　絡　先
千葉県 県土整備部 建築指導課 TEL　043-223-3183　　FAX　043-223-0913

イ　判定士の受入体制

応急危険度判定士はボランティアであることから、市内の地理や被害状況について不案内であったり、滞在場所や食糧について備えが不十分なこともあり得る。したがって市は、これらの問題点を解消し、判定士の活動を支援するものとする。

(2)　応急危険度判定活動

ア　判定の基本的事項

（ア）　判定対象建築物は、市が定める判定地区の建築物とする。

（イ）　判定実施時期及び作業日数は 2 週間程度とし、一人の判定士は 3 日間を限度に判定作業を行う。

（ウ）　判定結果の責任については、市が負う。

イ　判定の関係機関

市は、判定の実施主体として、判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。

ウ　判定作業概要

（ア）　判定作業は、市の指示に従い実施する。

（イ）　応急危険度判定は、「震災建築物等の被災度判定基準及び復旧技術指針」（(財)日本建築防災協会発行)の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の 3 種類の構造種別ごとに行う。

（ウ）　判定の結果は、「危険」、「要注意」、「安全」に区分し、表示を行う。

（エ）　判定調査票を用い、項目にしたがって調査のうえ判定を行う。

（オ）　判定は、原則として「目視」により行う。

（カ）　判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。

2　被災宅地危険度判定

豪雨等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減及び防止ならびに被災宅地の円滑な復旧に資する。

また、被災宅地危険度判定士に不足が生じた場合には判定士の派遣を千葉県被災宅地危険度判定地域連絡協議会に要請するものとする。

名　　称	連絡先
千葉県被災宅地危険度判定地域連絡協議会	千葉県県土整備部都市計画課長(会長) TEL　043-223-3162　FAX　043-222-7844

3　住宅の応急修理計画

災害によって住家が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態にあり、しかも自らの資力では住宅の応急修理が実施できない者を対象に、市は住宅の応急修理を実施するものとする。

なお、災害救助法が適用された場合については、「災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償《資料 93》」を参照することとする。

(1)　実施機関

ア　住宅の応急修理は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

イ　市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことが出来ないときは、救助に着手するものとする。

ウ　災害救助法が適用された場合においても、知事が救助を迅速に行う必要があると認めているときは、知事の指示により市長が救助を行うものとする。

エ　市独自で対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2)　修理対象者

住家の修理は、次の基準に基づき、災害により住宅が半壊又は半焼し、自己の資力では応急修理ができない者を対象とするものとする。

ア　生活保護法の被保護者並びに要保護者
イ　特定の資産のない失業者
ウ　特定の資産のない寡婦、母子世帯、高齢者世帯、障害者世帯、病弱者等
エ　特定の資産のない勤労者、小企業者
オ　前各号に準ずる経済的弱者

(3)　修理箇所

修理個所は、居室、便所、炊事場等日常生活に不可欠な部分について応急的に修理するものとする。

(4)　費用

修理に要する費用は、1 世帯当たり 520,000 円以内とする。

(5)　実施期間

住宅の応急修理は、災害の発生の日から 1 ヶ月以内に完成する。

(6)　応急措置及び応急復旧の指導・相談

関係各部長及び本部長は、被災した住宅の応急復旧を支援するため、住宅の応急措置や応急復旧に関する問い合わせ、相談、要望等に対応し、適切な指導を行うものとする。

第 4　建設資材の確保

【建設庶務班・都市計画班】

応急仮設住宅の建設資材及び建設工事労務は、県の協定に基づき以下のあっせんする業者を通じて確保するものとする。

ア　社団法人プレハブ建築協会
イ　社団法人千葉県建設業協会

第 13 節　ボランティア協力計画

大規模な災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため市は、被災者の生活救援のため、ボランティアの協力を得ることにより被害拡大の防止を図るものとする。

災害時には、被災地内外のボランティアから救援活動等の申し出が予想され、こうしたボランティアの協力は被災地の救援等を図る上で大きな力となる。そこで市は、円滑かつ効果的なボランティア活動が行えるよう、被災者の多様なニーズを把握するとともに、その活動拠点の環境整備に努め、多様な立場の能力が活用され、意見が反映されるよう、ボランティア活動を積極的に支援するものとする。

第１　公的団体活用計画

【救援庶務班・市社会福祉協議会・千葉県赤十字奉仕団・自治会・その他活動団体】

災害対策実施のため、公的団体として次の奉仕団を組織し、救護等の万全を期する。

1　奉仕団

市町村において災害奉仕活動の実態に即した編成をするものとする。

ア　日本赤十字社千葉県支部奉仕団

イ　青年団

ウ　婦人会

エ　自治会

オ　その他団体

2　奉仕作業

奉仕団は、主として次の作業に従事するものとする。

ア　炊き出しその他災害救助の実施

イ　清掃の実施

ウ　防疫の実施

エ　災害対策用物資の輸送及び配分

オ　上記作業に類した作業の実施

日本赤十字奉仕団の活動は、下表に基づき、救護奉仕、看護奉仕、炊出奉仕、物資配給奉仕、避難誘導奉仕等を行う。このため常に各奉仕団、関係者との緊密な連携を保持するとともに、その他の関係機関とも綿密な連絡に努める。

表 3-13-1　千葉県赤十字奉仕団の活用

奉 仕 団 名	災害時における活動（役割）
千葉県赤十字地域奉仕団	非常食の炊き出し、給食、義援金の募集、避難場所の運営補助（受付、清掃、案内等）、献血の呼びかけ・受付等
千葉県赤十字青年奉仕団	避難場所の運営補助（清掃・案内・乳幼児の世話・障害を持つ人の介助等）、救援物資の収納管理・配分等
千葉県赤十字安全奉仕団	災害現場又は救護所での搬送補助・応急手当、救援物資の搬送及び配分等
千葉県赤十字看護奉仕団	災害現場又は救護所での医療スタッフの補助・応急手当、巡回診療補助、避難場所での運営補助（健康相談、血圧測定等）
千葉県赤十字語学奉仕団	通訳（診療の補助、各種案内等）、外国人被災者の安否調査等
成田赤十字病院ボランティア会	外来患者の補助、入院患者の生活介助、院内の案内、清掃等
千葉県赤十字特殊救護奉仕団	災害現場又は救護所での搬送補助・応急手当、無線通信による情報収集、広報、救援物資の搬送及び配分等
千葉県赤十字安全水泳奉仕団	洪水による溺水者の救助及び応急手当等
千葉県青少年赤十字賛助奉仕団	避難所の子どもたちに対する遊びや学習の支援等

第 2　ボランティアの活動分野

【救援庶務班・市社会福祉協議会・日本赤十字社千葉県支部
・日本アマチュア無線連盟千葉県支部・その他ボランティア活動団体・個人】

1　ボランティアの分類

ボランティアとは、「災害発生後に、被災者の生活や自立を支援し、また行政や防災関係機関等が行う応急対策を、自発的に支援する個人や団体」である。

ボランティアは、専門性の有無により、一般ボランティアと専門（技術）ボランティアに区別することができる。

(1)　一般ボランティア

災害時に、被災者の救護活動、高齢者・障害者等の介護等の労務を提供するボランティアをいう。

(2)　専門（技術）ボランティア

医師や看護師、通訳、被災建築物の応急危険度判定等のほか、建築・土木関係の専門家、手話通訳者等の専門家であるボランティアをいう。

なお、医療・語学・アマチュア無線ボランティアの活用の詳細については、それぞれ、以下を参照のこと。

・医療ボランティア：本章第 6 節第 1「4. 医療ボランティアの活用」

・語学ボランティア：本章第 14 節第 3「5. 語学ボランティアの活用」

・アマチュア無線ボランティア：本章第 7 節第 2 2.「(3)アマチュア無線ボランティアの活用」

2　ボランティアの活動分野

一般ボランティア、専門（技術）ボランティアそれぞれの概ねの活動区分は、以下のとおり。

表 3-13-2　ボランティアの活動分野

一　般　ボ　ラ　ン　テ　ィ　ア	専　門（技　術）ボ　ラ　ン　テ　ィ　ア
ア　避難所の運営補助 イ　炊き出し、食糧等の配布 ウ　救援物資や義援品の仕分け、輸送 エ　高齢者や障害者等災害時要援護者の介護 オ　被災地の清掃 カ　その他被災地における軽作業等	ア　救護所等での医療救護活動 イ　被災建築物の応急危険度判定 ウ　被災宅地の危険度判定 エ　外国語の通訳 オ　災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報 カ　被災者への心理治療 キ　高齢者や障害者等災害時要援護者の看護、情報提供 ク　その他専門的知識、技能を要する活動等

第 3　ボランティアとして協力を求める個人、団体

【救援部各班・市社会福祉協議会・日本赤十字社千葉県支部
・日本アマチュア無線連盟千葉県支部・その他ボランティア活動団体・個人】

ボランティアとして活動する個人や団体としては、以下が考えられる。

(1)　個人

ア　ボランティア登録者

イ　被災地周辺の住民

ウ　被災建築物応急危険度判定士

エ　被災宅地危険度判定士

オ　その他

(2)　団体

ア　日本赤十字社千葉県支部奉仕団

イ　流山市社会福祉協議会

ウ　(社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部

エ　流山市消防協力隊

オ　その他ボランティア活動団体

第４　ボランティア参加の呼びかけ

【救援庶務班・秘書広報班・救援部各班・都市計画班・市社会福祉協議会】

大規模な災害が発生した際には、インターネットやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や県及び他市町村ならびに近隣都県の社会福祉協議会、日本赤十字社各支部等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

このとき、市及び関係機関は、ボランティアに依頼する業務内容を被災者からの情報により把握し、そのニーズに適合した支援を提供できるボランティアの参加を呼びかける。

第５　ボランティアの受入窓口

【災対本部事務局・救援庶務班・都市計画班・秘書広報班・市社会福祉協議会】

市は、市内のボランティア団体等を所掌する「市社会福祉協議会」との連携の下に、災害時のボランティア活動について有効かつ適切な協力体制を確立し、迅速かつ効果的な応急対策を実施するものとする。

１　一般ボランティアの受入れ

(1)　ボランティア本部の設置

市災害対策本部は、市社会福祉協議会と協議して、市社会福祉協議会を運営主体としたボランティア活動の中心となるボランティア本部を、市社会福祉協議会内に設置するものとする。

(2)　受入窓口の設置

一般ボランティアの「受入窓口」をボランティア本部に設置し、ボランティアを受入れるものとする。

なお、ボランティアが直接市役所や避難所等の現場に活動の協力を申し出た場合は、ボランティア本部へ誘導し、ボランティア本部にて登録の手続を行うものとする。

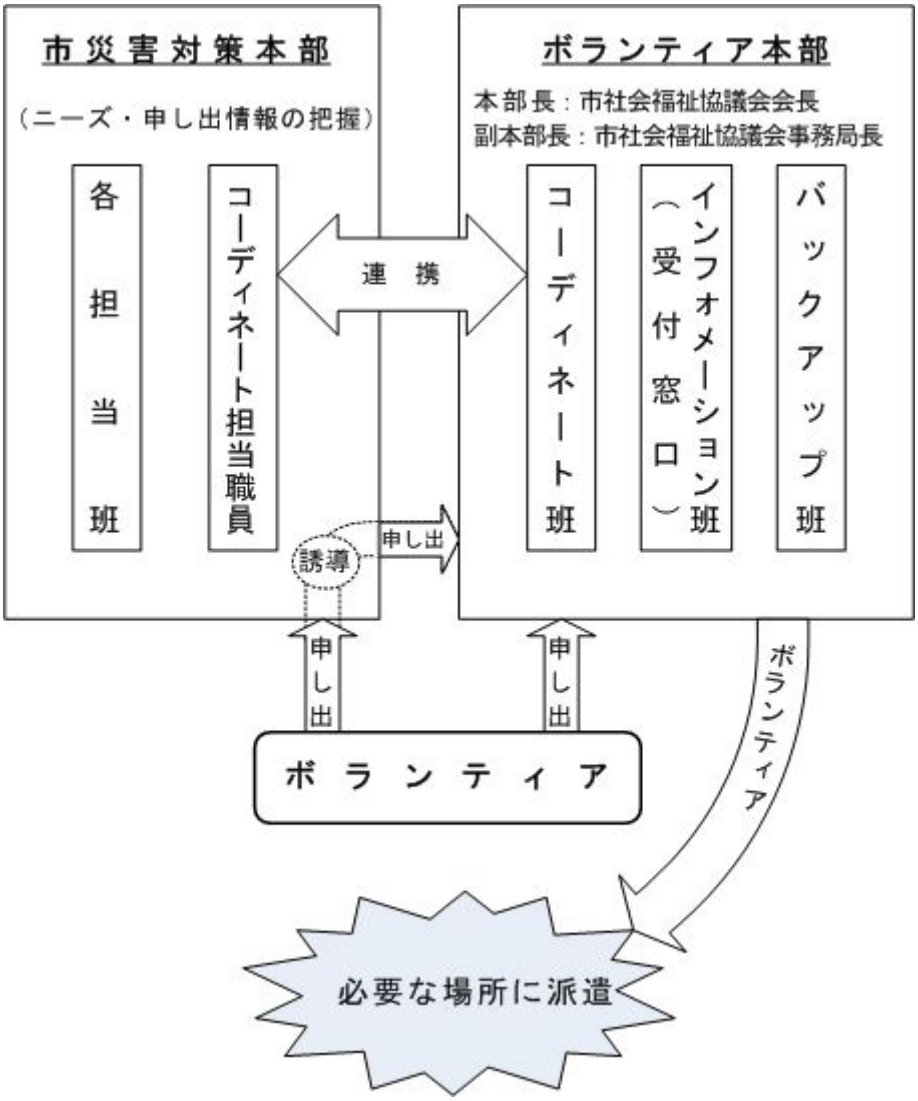

図 3-13-1　市災害対策本部とボランティア本部の連携体制

(3) ボランティア本部の構成

ボランティア本部の構成は、市社会福祉協議会の責任者が決定するものとし、概ね以下のような班構成と役割分担とする。

表 3-13-3　ボランティア本部の構成

班　　名	役　　割　　項　　目
コーディネート班	ア　市災害対策本部との連絡、調整 イ　ボランティア団体との連絡、調整 ウ　ボランティア派遣計画の作成、調整
インフォメーション班	ア　市内外からのボランティア申し出の受付・登録 イ　被災者等からの支援要請の受付 ウ　保険加入手続 エ　災害調査等の情報収集 オ　広報活動 カ　救援ニーズの発見やボランティア活動状況の情報収集 キ　活動実施に必要な資料、地図、マニュアル等の作成
バックアップ班	ア　資材、物資の調達・保管 イ　資金管理等の財務関連 ウ　人員、物資等の輸送 エ　パトロール等の防犯対策 オ　食事の提供

(4) ボランティアの登録

一般ボランティアの参加人員の規模や内容を把握し、組織的な活動を実施していくためのボランティア登録はボランティア本部で行うものとし、登録後は活動可能なボランティアの人員数や一般・技術等の種別、組織、非組織の別等の情報を市災害対策本部に連絡する。

(5) ボランティアの派遣調整

ボランティア本部は、ボランティアの派遣に当たっては市災害対策本部からの派遣要請を受け、必要な人数や人選、派遣先との調整、輸送及び通信手段の確保等の派遣調整を行うものとする。

2　専門（技術）ボランティアの受入れ

(1) 「担当窓口」の設置

市は、専門（技術）ボランティアの「担当窓口」を定め、県との調整を図り、専門（技術）ボランティアを受入れるものとする。

専門（技術）ボランティアの県の受付窓口と市担当窓口との関係は、次のとおり。

表 3-13-4　専門（技術）ボランティアの活動内容と受入窓口

活動分野	個人・団体	県受付窓口	市担当窓口
医療 看護	医師・看護師、薬剤師、歯科医師	県健康福祉部 医療整備課	健康福祉部 健康増進課 （救護班）
被災建築物応急危険度判定 被災宅地危険度判定	被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	県土整備部 建築指導課 都市計画課	都市計画部 建築住宅課 都市計画課 宅地課 （都市計画班）
高齢者支援	支援団体	健康福祉部 高齢者福祉課	健康福祉部 介護支援課 高齢者生きがい推進課 （避難誘導救援班）
障害者支援	支援団体	健康福祉部 障害福祉課	健康福祉部 障害者支援課 （避難誘導救援班）
外国語通訳、翻訳、情報提供	(財)ちば国際コンベンションビューローボランティア通訳	総合企画部 国際室	総合政策部 企画政策課 （秘書広報班）
通信、情報連絡	(社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部	防災危機管理監 防災危機管理課	市民生活部 防災危機管理課長 （災対本部事務局）

なお、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士については、平時に講習会を行い、登録を行っていることから、発災時に県、市、建築関係団体等と速やかに連携を図り、危険度判定士への連絡とその召集を行う。

(2)　「担当窓口」の運営

「担当窓口」における主な活動内容は、次に示すとおり。

ア　ボランティアの募集、登録、協力依頼、派遣

イ　県受付窓口との連絡調整

ウ　その他

第 6　連携体制及び受入体制の確保

【救援庶務班】

1　ボランティア本部との連携

市は、災害発生後、ボランティア本部開設時にコーディネートを担当する職員を配置し、市とボランティア本部との連絡調整、情報収集・提供活動等を行うものとする。

2　ボランティアニーズの把握

市は体制を整備し、ボランティアの需要状況の的確な把握に努めるものとする。

3　各種ボランティア団体との連携

県災害ボランティアセンターは、日本赤十字社千葉県支部、県及び市町村社会福祉協議会、独自に活動するボランティア団体等と、また、市は流山市地区赤十字奉仕団やその他の福祉団体及びボランティア団体等と十分な情報交換を行うとともに、必要な支援策を実施し、密接な連携の下に各種救援救護策を進めるものとする。

4　食事、宿泊場所の提供

ボランティアについての食事や宿泊場所の提供等が必要な場合は、原則としてボランティアを受け入れる市が対応する。

市独自で対応が不可能な場合は、近隣市町村、県及びその他の機関、民間施設の応援を得て実施する。

5　活動拠点の提供

市は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、その支援に努めるものとする。

6　ボランティアに対する活動費用の負担

ボランティアの活動に伴う経費は、必要に応じて市が負担する。

7　ボランティア保険の加入促進

市は、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険についての広報を実施する等、ボランティア保険への加入を促進するとともに、ボランティア保険に係る助成に努めるものとする。

第 14 節　災害時要援護者等の安全確保対策

災害時において高齢者・障害者・外国人等の災害時要援護者は、自力では避難できないことが予想されるほか、言葉の障害から的確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になること等により、非常に危険あるいは不安な状態に置かれることとなる。

このため、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等、あらゆる段階で災害時要援護者の実情に応じた配慮及び安全確保を図るとともに、必要な救助を行うものとする。

また、災害時要援護者に対する応急救助活動の実施に当たっては、市職員だけでなく地域住民やボランティア組織等、地域全体での協力体制を確保するものとする。

第 1　災害時要援護者関連施設入所・通所者等の安全確保対策

【救援庶務班】

1　情報の伝達

市は、メールやツイッター、防災ラジオ、FAX 等、災害時に利用可能な通信手段で、災害情報や避難情報等を災害時要援護者関連施設に伝達する。

また、施設管理者は、施設の被害状況や入所・通所者の状況を市に報告する。

災害時要援護者施設は、資料編のとおりとする。

《資料〇》

2　指示の伝達

市は、災害時要援護者関連施設に対して、災害発生後の対応等について、明確な指示を伝達する。

3　救助及び避難誘導

災害時要援護者関連施設等の管理者は、防災応急計画、避難計画等に基づき、入所・通所者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導するものとする。（第 2 章第 7 節第 2 款第 5「5. 災害時要援護者が利用する施設からの避難体制の確保」参照）

市は、施設等管理者の要請に基づき、施設入所・通所者等の救助及び避難誘導を援助するために職員を派遣するとともに、近隣の社会福祉施設、地域住民（自主防災組織）、ボランティア組織等にも協力を要請するものとする。

4　搬送及び受入先の確保

災害時要援護者関連施設等の管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先の確保を図るものとする。

市は、施設等管理者の要請に基づき、救急自動車等を確保するとともに、病院等の医療施設及び他の災害時要援護者関連施設等受入先を確保するものとする。

5　介護職員等の確保

施設等管理者は、介護職員等を確保するため、施設間の応援協定に基づき、他の災害時要援護者関連施設及び市等に対し応援を要請する。

市は、施設等管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の災害時要援護者関連施設やボランティア等へ協力を要請する。

6　巡回相談の実施

市は、被災した施設入所・通所者や他の施設等に避難した入所・通所者等に対して、近隣住民（自主防災組織）・ボランティア等の協力により巡回相談を行い、災害時要援護者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。

7　食糧、飲料水及び生活必需品等の調達

施設等管理者は、食糧、飲料水、生活必需品等についての必要数量を把握し供給するとともに、不足が生じた時は、市等に対し応援を要請する。

市は、施設等管理者の要請に基づき、食糧、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。

8　ライフライン優先復旧

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、災害時要援護者関連施設におけるライフラインの機能の早期回復を図るため、「応急復旧の行動指針」に基づき優先復旧する。

第２　在宅災害時要援護者の安全対策

【避難誘導救援班】

1　災害時要援護者自身の対応

災害発生時には、民生委員・児童委員や自主防災組織等の支援者自らが被災し、又は、通信・交通状況により、発災後すぐには安否確認や救助等の支援ができない場合がある。

そのため、発災時には、まず災害時要援護者自身が自分の身を守り、安全に避難することを考えるとともに、避難支援プランに基づく支援者がいる場合は、災害時要援護者自らが支援者に対し、安否情報や支援の要否等について連絡するよう努めるものとする。

2　安否確認、救助

市は、避難支援プランに基づき、在宅サービス利用者名簿等を活用し、民生委員・児童委員、地域住民（自主防災組織）、福祉団体（社会福祉協議会、老人クラブ等）、ボランティア組織等の協力を得て、戸別訪問等により安否等の確認できない災害時要援護者の安否確認、救助を行うものとする。

また、災害時要援護者の安否情報等については、関係者で共有する体制を確立する。

3　搬送体制の確保

市は、地域住民（自主防災組織）等の協力を得るとともに、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車の協力により、災害時要援護者の搬送を行うものとする。

4　福祉避難所の確保

市は、介護が必要な災害時要援護者のため、協定締結した社会福祉施設の協力により「福祉避難所」を確保するとともに、一般の避難所の中にも災害時要援護者が避難できるスペース（福祉避難室）の確保に努める。この場合、市は、福祉避難所や福祉避難室に対し、必要な支援を行う。

また、収容能力を超えた場合、又は対応が困難な災害時要援護者に対しては、県に対し、必要な措置を要請する。

5　要援護者の状況調査及び情報の提供

市は、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員等及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、在宅や避難所等で生活する災害時要援護者に対するニーズ把握等、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

6　食糧、飲料水及び生活必需品等の確保及び配布を行う際の災害時要援護者への配慮

市は、災害時要援護者に配慮した食糧、飲料水、生活必需品等を確保する。また、配布場所や配布時間を別に設ける等災害時要援護者に配慮した配布を行う。

7　保健・医療・福祉巡回サービス

市は、医師、ホームヘルパー、保健師等によりチームを編成し、住宅、避難所等で生活する災害時要援護者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケア等各種保健・医療・福祉サービスを実施する。

8　保健・福祉相談窓口の開設

市は、災害発生後直ちに保健・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じるものとする。

第 3　外国人の安全確保

【秘書広報班・避難誘導救援班】

1　外国人の避難誘導

市は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災行政無線等を活用した外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行うものとする。

2　安否確認、救助

市は、警察、地域住民（自主防災組織）及び語学ボランティア等の協力を得て、外国人登録等に基づき、外国人の安否の確認や救助活動を行うものとする。

3　情報の提供

(1)　外国人への情報提供

市は、外国人の安全な生活を支援・確保するため、外国人支援団体や語学ボランティアの協力を得て、外国人に配慮した継続的な生活情報の提供やチラシ、情報誌等の発行・配布を行うものとする。

(2)　テレビ、ケーブルテレビ、ラジオ、インターネット等による情報の提供

市は、外国人に適正な情報を伝達するため、外国人支援団体や語学ボランティアの協力を得て、テレビ、ケーブルテレビ、ラジオ及びインターネット等を活用した外国語による情報提供に努めるものとする。

4　外国人相談窓口の開設

市は、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じるものとする。

5　語学ボランティアの活用

(1)　「担当窓口」の設置

災害発生後、秘書広報班（企画政策課）に「語学ボランティア担当窓口」を設置し、語学ボランティアの受入れを行うものとする。

(2)　「担当窓口」の運営

ア　語学ボランティアの募集、登録、受入れ、協力依頼、派遣

イ　県の「受付窓口」との連絡調整

ウ　その他

(3)　語学ボランティアの活動内容

語学ボランティアの主な活動内容は、次に示すとおりである。

ア　外国語の通訳

イ　外国語の資料の作成・翻訳

ウ　その他、外国人被災者の生活支援に必要な活動

第 15 節　雪害対策

【災対本部事務局・建設庶務班・物資輸送班・警防班】

1　道路の除雪作業

(1)　除雪目標

除雪は主要市道及び通学路を主とし、次の区分により行うものとする。

表 3-15-1　除雪目標

区　　分	種　　別	除　　雪　　目　　標
車道部	バス路線急板	2 車線幅員確保を原則とするが状況によっては、1 車線幅員で待避所を設ける。
	立体交差	
	主要市道急坂	
歩道部	歩道橋	歩道橋及び駅前広場の歩道は特に留意し、積雪のあった場合は、早朝に除雪する。
	駅前広場	

(2)　除雪作業配備

状況に応じ、土木関係業者の協力を得て人力と機械力による共同作業を行う。

(3)　道路管理

日影等の危険な箇所については、交通規制等必要な措置を講じるほか、砂及び凍結防止剤等の諸資機材を準備し、早期に対応するものとする。

(4)　消防職（団）員の出動

本部長は、緊急輸送道路を確保するため、また緊急に除雪作業を行うため必要があると認めるときは、消防長に次の事項を明らかにして応援要請するものとし、消防長は、要請内容について職（団）員を出動させるものとする。

ア　応援出動を要する期間

イ　応援出動を要する人員

ウ　担当路線名並びに区間

エ　作業用器具の種別、数量

(5)　一般住民への要請

本部長は、市が行う除雪活動以外に必要があると認めるときは、自主防災組織及び自治会等に対し、協力を要請するものとする。

2　農作物の雪害応急対策

市及び農業協同組合等を通じて被害状況を迅速に把握するとともに、適切な指導による除雪及び融雪の促進に努める。また、以下の応急対策を実施するとともに、農作物の発育の回復及び病害虫防除に努めるものとする。

(1)　野菜

ア　降雪後は急激に気温が低下することが多いので、ビニールハウスやトンネルに定植したものは寒害を予防するため、夜間の保温に注意を要するが、この際、暖房器具の故障、調整等に注意しなければならない。

イ　露地野菜も降雪による凍害を受け易いので、できる限り除雪及び融雪の促進に努め、融雪後は追肥、薬剤散布等による病害予防によって発育の回復を早めるようにする。

(2)　果樹

ア　融雪が遅れると、枝折れ、裂傷のほか生理障害を起こすことがあるので、雪の上に黒土、灰等をまいて融雪を促進する。ただし、雪で埋った幼木や下枝の除雪は、気温が低い場合に行うとかえって凍害をうけるので注意する。

イ　融雪期間が長くなると、湿害が起こり易いので溝を掘って排水をよくする。

ウ　裂傷樹は、折れた部分で切り取り、剪定時に切りもどし、切口を削って保護剤を塗るか裂傷した樹を結束し、保護剤を塗り支柱を立てる。

(3)　花き

ア　降雪後は、直ちに除雪を行い、晴天の日は、遮光をして直射光線による害から守り、また、除雪とともに融雪に努め、施設付近に堆積しておかないこと。
融雪の際は湿害に注意し、二次的な病害から守る。

イ　露地ものについては、降雪後くん炭等をまいて融雪に努めるとともに、併せて湿害から守る。

第 16 節　帰宅困難者対策

風水害等により鉄道が停止し、通勤、通学、出張、買物、旅行等の理由で、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者の発生が予想される場合には、帰宅困難者の発生の抑制対策を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等の帰宅困難者等への支援を行う 。

【災対本部事務局・秘書広報班・避難誘導救援班】

1　帰宅困難者の発生の抑制対策

市は、企業や学校等に対して、気象情報等により鉄道の停止が予想される場合は、従業員のほか、訪問者・利用者等について、早めの帰宅を促すとともに、状況が悪化した場合は屋内待機し、災害の恐れがなくなってから帰宅を促すよう帰宅困難者の抑制対策を図る。

2　情報提供等

関係機関等協力して、帰宅困難者にとって必要な交通情報や町内の被害状況等の情報、市が準備する一時的避難場所等を、市ホームページや流山市安心メール、ツイッター等を活用して提供する。

3　一時避難場所への誘導

鉄道施設等が被災し、運行停止が長時間になった場合、市は、帰宅の手段を失い、駅周辺、市街地、観光施設等で滞留し、避難を希望する人に対し、一時避難場所を提供するとともに、鉄道事業者、県警察、事業所、沿道の自主防災組織（自治会）等と協力して帰宅困難者の避難誘導を行う。

第４章　災害復旧計画

第4章　　災害復旧計画

第１節　市民生活安定のための緊急措置計画

大災害が発生した場合には、住居や家財等を喪失する等多くの住民が被害を受け、心の動揺や生活の混乱をきたす。このため、市及び関係機関は相互に協力し、住民の生活の安定と社会秩序の維持を図るための措置を講じるものとする。

市は、災害後に被災者が余儀なくされる不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立を促していくために、相談窓口の設置や租税及び公共料金等の特例措置、雇用対策等の支援措置を実施するものとする。

また、市及び県は、災害時における被災者（事業者を含む）の自立的生活再建（生活復興）を支援するため関係機関、団体等と協力し、各種資金の貸付等の措置を講じるものとし、これらの被災者の自立的生活再建に対する支援措置について、被災地以外へ避難等をしている個々の被災者も含めて広報するとともに、市職員や弁護士等を配置した総合的な相談窓口を設置し被災者の利用を促進するものとする。

なお、これらの措置に当たっては、県及び市は被災者の自立的生活再建を的確に支援するため、手続の簡素化、事務処理の迅速化を図るものとする。

さらに、市は、災害時における被災者の自立的生活再建（生活復興）を支援するため県及び関係機関等と協力し、被災者に対する義援金品の募集及び配分等の措置並びに見舞金の支給を迅速に行うものとする。

なお、本計画で記載する義援金には、特定の個人、特定の施設、特定の団体等への配分を指定する見舞金及び寄付金等は含まないものとする。

第１　相談窓口の設置及び文書等の準備

【防災危機管理課・秘書広報課】

１　相談窓口の設置

市、県及び警察署は相談窓口等を設置し、被災者のための生活相談を行うものとする。（関連：第３章第２節「第４　災害広報計画」）

表 4-1-1　各機関の相談の取扱い

機関名	相談の取扱い
市	市は、被災者のための相談窓口を設け、苦情又は要望事項を聴取してその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、広聴活動を実施する。
県	ア　県庁内に被災者総合相談窓口を設置するとともに、税務、福祉・医療、商工、農林・水産、土木・都市、教育、女性のための相談等の個別相談窓口を設置する。 イ　被災者への相談事業等の展開 災害によるショック及び避難生活の長期化にも対応するため、被災地及び避難所において、専門家等による相談等の事業を行う。 （ア）　要介護者への巡回相談事業及びヘルプサービスの実施 （イ）　被災児童・生徒及び親への相談事業の実施 ウ　住宅被災者に対する相談等の実施 被災した住宅の復興を支援するため、住宅相談窓口を開設し、（独）住宅金融支援機構職員による住宅再建に関する相談を行う。 エ　被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、県各部局及び市との緊密な連携を図る。
警察署	ア　警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置する。 イ　相談活動を通じて把握した問題については、組織的対応により迅速な処理をするとともに、必要により関係機関へ連絡して、その活動を促す。

2　文書、様式の事前準備

災害復旧・復興対策に必要な文書、様式手続については、あらかじめ各事務担当課で用意しておく。

3　他の自治体に避難した被災者への情報提供

市は、他の自治体に避難した被災者等に対して、市ホームページ等で情報提供を行うとともに、専用窓口（電話回線）を用意し、担当職員を配置して相談受付や必要な情報等の提供を行うものとする。

第 2　租税及び公共料金等の特例措置

【税制課・市民税課・資産税課・保育課・日本郵政グループ（流山郵便局）・日本放送協会】

市は、国、県及びその他関係機関とともに、災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、災害の状況に応じ、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等の対策を積極的に推進するようにするものとする。

また、市及び関係機関は、これらの対策が活用されるよう被災者に対して情報の提供を充分に行っていくものとする。

1　市税の減免等

被災した納税者又は特別徴収義務者(以下「納税者等」という。)に対し、地方税法又は流山市市税条例の規定により、市税の申告等の期限の延長、徴収猶予及び減免等個々の事態に対応した適時・適切な措置を講じるものとする。

(1)　申告等の期限の延長

災害により、納税者等が期限内に申告、その他の書類の提出又は市税を納付もしくは納入することができないと認めるときは、次により当該期限を延長するものとする。

ア　広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由の場合

市長は、適用の地域及び期日を指定するものとする。

イ　災害その他やむを得ない理由の場合

市長は、納税者等の申請により、災害のやんだ日から納税者については 2 月以内、特別徴収義務者については 30 日以内において期日を延長するものとする。

(2)　徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税者等が市税を一時に納付し又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき 1 年以内において徴収を猶予するものとする。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに 1 年以内の延長を行うものとする。

(3)　減免

被災した納税者等に対し、次のとおり減免するものとする。なお、県では、不動産取得税、自動車税、軽油引取税が減免される。

ア　市民税(県民税)

被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。

イ　固定資産税、都市計画税

災害により著しく価値を減じた固定資産について減免を行う。

ウ　国民健康保険料

被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。

エ　特別土地保有税

災害により著しく価値を減じた土地について減免を行う。

2　保育料の猶予等

市長は、流山市保育料徴収規則の規定に基づき、災害等による経済上の理由により保育料を納入することが著しく困難であると認めたときは、保育料の全部又は一部の徴収を猶予し、又は免除することができる

3　その他公共料金の特例措置

(1)　通信事業

東日本電信電話(株)は、電話サービス契約約款に基づき、災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、被害状況を勘案し基本料金等及び工事に関する費用を減免する。

(2)　電気事業

東京電力(株)は、原則として災害救助法適用地域の被災者を対象に、関東東北産業保安監督部の許可を得て、以下の措置を行う。

ア　電気料金の早収期間及び支払い期限の延伸

イ　不使用月の基本料金の免除

ウ　建て替え等に伴う工事費負担金の免除(被災前と同一契約に限る。)

エ　仮設住宅等での臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除

オ　被災により使用不能となった電気施設分の基本料金の免除

カ　被災により１年未満で廃止又は減少した契約の料金精算の免除

キ　被災に伴う引込線・メーター類の取付け位置変更のための諸工料の免除

(3)　都市ガス事業

京和ガス、京葉ガス(株)等のガス会社は、被害の状況によって、関東東北産業保安監督部の認可を得て、以下の措置を行う。

ア　被災者のガス料金の早収期間及び支払い期限の延伸

イ　事業区域外の被災者が事業区域内に移住していた場合も、アを適用する。

(4)　郵政事業による特別取扱い

日本郵政グループ（流山郵便局）は、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

ア　郵便事業(株)

(ア)　被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が発動された場合、被災１世帯当たり、通常郵便葉書５枚及び郵便書簡１枚の範囲内で無償交付する。

なお、交付局は集配支店とする。

（イ）　被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す通常郵便物の料金免除を実施する。

なお、取扱局は取扱局は郵便事業(株)が指定した支店とする。

（ウ）　被災地あて救助用郵便物の料金免除

郵便事業(株)が公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。

なお、引受局はすべての支店とする。

（エ）　避難所への配達

被災地への配達に際し、全地域で原則として各戸配達を実施する避難されている方へは避難所に配達する。

（オ）　不在留置期間の延長

避難先・転居先不明で配達できない郵便物については、災害発生日から一定期間郵便局に留め置き、郵便局や避難所へお知らせ文を提出する。

イ　郵便局(株)

（ア）　災害時における窓口業務の維持を行う。

（イ）　郵便事業(株)の災害特別事務取扱い、(株)ゆうちょ銀行の非常払戻し及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱について、各社から要請があった場合、取扱う。

(5)　放送受信料

災害救助法に基づく被災者の受信料免除について検討し、総務大臣の承認を得て実施する。

第３　雇用対策

【松戸公共職業安定所（ハローワーク松戸）】

市は、雇用対策を効率的に行っていくため、災害時においても住民に対して雇用対策にかかわる情報の提供を充分に行っていくものとする。

１　離職者への措置

松戸公共職業安定所（ハローワーク松戸）の長は、震災により離職を余儀なくされた被災者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに以下の措置を行い、離職者の早期再就職へのあっせんを行うものとする。

(1)　窓口の設置

被災者のための臨時職業相談窓口を設置する。

(2)　松戸公共職業安定所（ハローワーク松戸）に出頭することが困難な地域への措置

松戸公共職業安定所（ハローワーク松戸）に出頭することが困難な地域においては、臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談を実施する。

(3)　諸制度の活用

職業訓練受講指示又は職業転換給付金制度等を活用する。

(4)　労働者のあっせん

災害救助法が適用され、市長から労務需要の要請があった場合には、労働者をあっせんするものとする。

2　雇用保険の失業給付に関する特例措置

(1)　証明書による失業の認定

松戸公共職業安定所の長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。

(2)　激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

松戸公共職業安定所の長は、災害対策基本法第 97 条に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）の指定を受けた場合においては激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号。以下「激甚法」という。）第 25 条の規定に基づき、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給するものとする。

(3)　雇用調整助成金の特例適用の要請

松戸公共職業安定所の長は、次のような場合において、休業手当に係る賃金負担の一部を助成できるよう、労働省へ要請する。

ア　被災地域の事業主が、労働者を休業させる場合

イ　被災地域以外の災害関連下請け事業所が、労働者を休業させる場合

ウ　被災地域の事業主が、新卒者等の内定取り消しの回避を図る場合

第 4　り災証明書の発行

【防災危機管理課・予防課】

り災証明は、被災者生活再建支援法および災害救助法による各種の施策や市税等の減免を実施するに当たって必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、市長及び消防長が確認できる程度の被害について証明するものとする。

1　り災証明の証明項目

り災証明書は、災害対策基本法第２条第１項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目を証明するものとする。

(1)　家屋の損壊等に関する証明項目

ア　全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊

イ　流出、床上浸水、床下浸水

ウ　その他

(2)　家屋の火災に関する証明項目

ア　全焼、半焼、部分焼、ぼや

イ　全損、半損、小損

ウ　その他

2　り災証明書の発行手続等

(1)　被害調査の実施

防災危機管理課及び予防課は、り災証明書の発行に先立ち、速やかに必要な被害情報の調査を行うものとする。この場合において、建築物の被害認定調査における点検項目リストをあらかじめ作成しておくとともに、専門的な調査を必要とするとき等においては、関係各部又は関係団体等の協力を得て行うものとする。

なお、り災証明書で認定する被害の程度によって、り災者に対する支援措置が異なるため、認定結果に対するり災者の理解を得られるよう十分な説明を行うこととする。理解が得られない場合は、被害程度の判定作業を再度行うものとする。

(2)　り災者台帳の作成

市は、上記の被害調査の結果を基に、り災者台帳を作成するものとする。

(3)　り災証明書の発行事務

防災危機管理課及び予防課は、被災者の「り災証明書」の発行申請により、上記り災者台帳で確認して証明書を発行するとともに、り災証明書交付簿に記録するものとする。

また、地理情報システム（GIS）を活用したり災証明書発行支援システムの導入を検討する。

3　その他

り災証明書の証明手数料は、無料とする。

《様式 56・57》

第 5　住宅の建設等

【防災危機管理課・建築住宅課・財政調整課】

自力での住宅建設ができない被災者に対する恒久的な住宅を確保するため、市は災害公営住宅の整備及び既設公営住宅の復旧を実施し、市で対応が困難な場合には市に代わって県に災害公営住宅の整備を要請し、居住の安定を図るものとする。

また、市は自力で住宅を建設する被災者に対して、(独) 住宅金融支援機構による住宅資金の貸付に対する情報の提供と指導を行い、迅速な事務処理体制を整えるものとする。

1　住宅整備及び復旧計画の検討

市は、迅速な災害公営住宅の整備及び既設公営住宅の復旧を図るため、県の助言・指導を受けながら住宅被害の実態を把握し、住宅災害確定報告書、り災者名簿、滅失住宅地図を作成するものとする。そのうえで、災害住宅整備計画及び復旧計画を作成し、予算の確保、用地の確保等を含めて県の支援を要請するものとする。

県は、市だけで住宅の整備・復旧に対応可能かどうかを含めて検討し、市と県の役割分担を決定し、合わせて市への支援内容を決定する。

2　公営住宅の整備・復旧

(1)　整備資金

市が激甚法第 22 条の規定に基づき、激甚災害により滅失した住宅に居住していた者に賃貸するための災害公営住宅の整備等を行う場合には、整備費用について国からの補助を受けるものとする。

(2)　整備事業の実施

市は、整備計画に基づき、災害公営住宅の整備及び既設公営住宅の復旧を実施するものとする。住宅建設に当たっては、災害時要援護者の入居を想定し、バリアフリー化に努めるものとする。

(3)　入居者の選定

市は、県の助言・指導を受け、新居を必要とする住民の被災状況、生活実態等に配慮しながら特定入居を行うときの選定基準を作成し、入居者を選定する。

3　(独)住宅金融支援機構の利用

(独) 住宅金融支援機構法 (平成 17 年法律第 82 号) 第 13 条 5 項に基づき、災害により滅失した家屋の所有者が、自らの居住あるいは賃貸のために家屋を建設、購入も

しくは補修しようとするときは、住宅金融支援機構から必要な資金の貸付が受けられる。

第 6　災害援護資金の貸付

【社会福祉課・県】

千葉県市町村総合事務組合は、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付を行うものとする。そのあらましは、次のとおり。

表 4-1-2　災害援護資金貸付の概要

対象となる災害	県内で、自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が 1 ヵ所でもある場合の災害により、負傷又は住居、家財に損傷を受けた者	
貸付対象者	上記の災害で被害を受けた世帯であって、当該世帯に属する者（以下「同一世帯員」という。）の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が以下の限度額を超えない者。（市町村民税における総所得金額） ア　同一世帯員が 1 人であるときは　220 万円 イ　同一世帯員が 2 人であるときは　430 万円 ウ　同一世帯員が 3 人であるときは　620 万円 エ　同一世帯員が 4 人であるときは　730 万円 オ　同一世帯員が 5 人以上であるときは 730 万円にその世帯に属する者のうち 4 人を除いた者 1 人につき 30 万円を加えた額に満たないものの世帯主 ただし、当該世帯の住居が滅失した場合にあっては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が 1,270 万円に満たない世帯の世帯主	
貸付対象となる被害程度	ア　世帯主が療養を要する期間が概ね 1 月以上である負傷を負った場合 イ　住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格の概ね 3 分の 1 以上の損害であると認められる場合	
貸付金額	ア　上欄アの場合 イ　上覧アと家財の損害が重複した場合 ウ　上欄アと住居が半壊した場合 エ　上欄アと住居が全壊した場合 オ　家財の損害の場合（上欄イの場合） カ　住居が半壊した場合 キ　住居が全壊した場合（クを除く。） ク　住居の全体が損壊もしくは流出し、又はこれと同等と認められる特別の事情がある場合	150 万円以内 250 万円以内 270 万円以内 350 万円以内 150 万円以内 170 万円以内 250 万円以内 350 万円以内
貸付期間	10 年（うち据置期間 3 年、特別の場合 5 年）	
利子	年 3%（据置期間中は無利子）	
保証人	連帯保証人になること。	
償還方法	年賦償還及び半年賦償還	
申込方法	市	

第７　生活福祉資金の貸付

【社会福祉課・市社会福祉協議会】

県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯、身体障害者世帯、知的障害者世帯及び高齢者世帯に対し、市社会福祉協議会が窓口となり生活福祉資金の貸付を行うものとする。

貸付内容、その他制度のあらましは、次のとおり。

表 4-1-3(1)　生活福祉資金の貸付内容(1/2)

資金種類		貸付用途	貸付限度額	償還期限(据置期間後)
総合支援資金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(二人以上)月 20 万円以内 (単身)月 15 万円以内 ※貸付期間 12 月以内	20 年以内
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40 万円以内	
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要な費用	60 万円以内	
福祉資金	福祉費	日常生活を送る上で一時的に必要となる費用	580 万円以内（貸付標準額は以下のとおり)	
		・生業を営むために必要な経費	460 万円	20 年以内
		・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計維持経費	130 万円	8 年以内
		・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250 万円	7 年以内
		・福祉用具等の購入に必要な経費	170 万円	8 年以内
		・障害者用自動車の購入に必要な経費	250 万円	8 年以内
		・中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6 万円	10 年以内
		・負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計維持経	170 万円	5 年以内
		・介護サービス、障害者サービスの経費及びその期間中の生計維持経費	170 万円	5 年以内
		・災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	150 万円	7 年以内
		・冠婚葬祭に必要な経費	50 万円	3 年以内
		・住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50 万円	3 年以内
		・就職、技能習得等の支度に必要な経費	50 万円	3 年以内
		・その他日常生活上一時的に必要な経費	50 万円	3 年以内

※据置期間：6 ヶ月以内、連帯保証人及び貸付利率：連帯保証人　有り⇒無利子　無し⇒年 1.5%

出典：千葉県社会福祉協議会ホームページ掲載の「生活福祉資金貸付条件等一覧」より(http://www.chibakenshakyo.com/)

表 4-1-3(2)　生活福祉資金の貸付内容(2/2)

資金種類		貸付用途	貸付限度額	償還期限(据置期間後)	据置期間
福祉資金	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に必要な生活費 ・医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき ・給与等の盗難又は紛失によって生活費が必要なとき ・火災等被災によって生活費が必要なとき ・その他これらと同等のやむを得ない事由によるとき	10 万円以内	8 月以内	2 月以内
教育支援資金	教育支援費	高等学校、大学、短期大学、専門学校、高等専門学校の修学に必要な経費	〈高校〉月 3.5 万円以内 〈高専・短大〉月 6 万円以内 〈大学〉月 6.5 万円以内	20 年以内	卒業後 6 月以内
	就学支度費	高等学校、大学、短期大学、専門学校、高等専門学校の入学に際し必要な経費	50 万円以内	20 年以内	
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金※1	高齢者が所有する居住用不動産を担保とした生活費（土地評価額 1,000 万円以上）	・土地の評価額の 70%以内 ・月額 30 万円以内	据置期間終了時	契約終了後 3 月以内
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金※2	要保護の高齢者が所有する居住用不動産を担保とした生活費(土地・建物評価額 500 万円以上)	・土地及び建物の評価額の 70%以内 ・月額は保護基準の 1.5 倍以内	据置期間終了時	

※据置期間：6 ヶ月以内、
　連帯保証人及び貸付利率：無利子
※1 連帯保証人必須、利子は年 3%又は長期プライムレートの低い方
※2 連帯保証人不要、利子は年 3%又は長期プライムレートの低い方

引用：千葉県社会福祉協議会ホームページ掲載の「生活福祉資金貸付条件等一覧」より
(http://www.chibakenshakyo.com/)

第 8　中小企業への融資

【商工課・県】

県は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関(普通銀行、信用金庫、信用組合)及び政府系金融機関(中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、国民生活金融公庫)に特別の配慮を要請し、災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置を実施する。市は、これらの措置に関する広報や事業者からの相談受付を行う。

1　適用の基準

ア　激甚法又は災害救助法の適用を受けた場合

イ　経済産業大臣が地域・業種を指定した災害

ウ　その他特に必要と認めた場合

2　融資

(1)　経営安定資金の融資

ア　市町村認定枠

(ア)　融資対象者

a.　激甚災害により被害を受けた者

b.　中小企業信用保険法第 2 条第 4 項第 4 号の規定による認定を受けた者

(イ)　融資使途

設備資金、運転資金

(ウ)　融資限度額

1 中小企業者 8,000 万円以内

(エ)　融資期間

設備資金　10 年以内、運転資金　7 年以内

(オ)　融資利率

年 1.7%～2.3%（融資期間により異なる。）

イ　市町村認定以外枠

(ア)　融資対象者

知事が指定する災害により被害を受けた者

(イ)　融資使途

設備資金、運転資金

(ウ)　融資限度額

1 中小企業者　6,000 万円以内

（エ）　融資期間

設備資金　10 年以内、運転資金 7 年以内

（オ）　融資利率

年 2.0％～2.6％（融資期間により異なる。）

(2)　利子補給融資

上記資金の融資を受けた者に対して、県が利補給する。（条件については、災害の度合いに応じて別途定める。）

第 9　農林漁業者への融資

【農政課・県・公共職業安定所・防災関係機関】

県は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るため、次の対策を講じる。

なお、申し込みは、天災資金については農業協同組合及び金融機関等へ、(株)日本政策金融公庫資金については(株)日本政策金融公庫、農業協同組合及び受託金融機関へ行う。

ア　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和 30 年法律第 136 号）の規定に基づき、指定された天災に基づく被害を受けた農林水産業者が必要な資金融資

イ　(株)日本政策金融公庫資金

ウ　県単農業災害資金による資金融資

市は、これらの措置に関する広報や農林漁業者等からの相談受付を行う。

第 10　義援金品の配布

【会計課・商工課・日本赤十字社千葉県支部・千葉県共同募金会】

1　義援金品の受入れ

(1)　義援金

義援金の受入れは、市に直接寄託された分の受け付けも含め、会計課が担当するものとする。

(2)　義援品

ア　民間企業や自治体等からの義援品

市は、関係機関等の協力を得ながら、協定を締結している民間企業や自治体等からの義援品について、受入を希望するもの及び希望しないものを明確にし、その内容のリストを公表し、周知を図る。また、避難所等における需給状況を把握し、同リストを逐次改訂する。

イ　個人等からの小口の義援品

市は、個人等からの小口の義援品については、原則受け入れないこととし、その方針について周知する。

《様式 53・54》

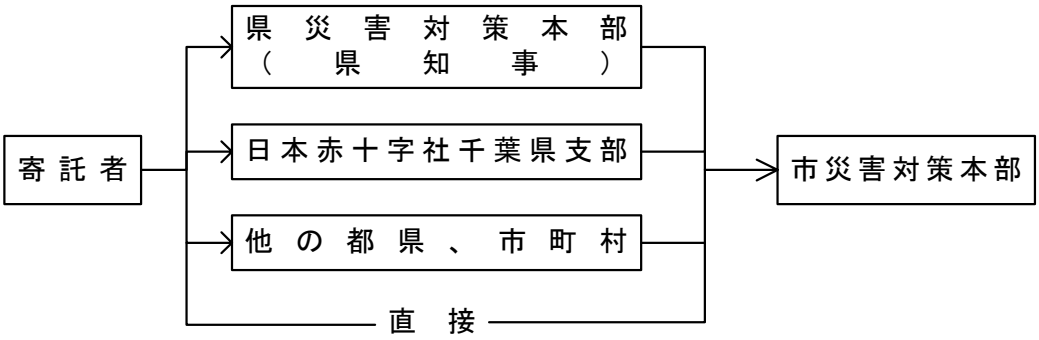

図 4-1-1　義援金品の受入経路

2　義援金品の保管

義援金については、被災者に配分するまでの間、会計課が出納機関の協力や指定金融機関の一時預託により安全かつ確実に保管する。また、管理に際しては、受払簿を作成するものとする。

義援品については、コミュニティプラザを一時保管場所とし、状況により他の公共施設を利用するものとする。また、一時保管場所から文化会館、公民館、小・中学校への振り分けを行うものとする。

3　義援金品の配分

ア　被害状況確定後、被災地区や被災者の状況を考慮し、本部長が決定する配分計画に基づき、その一部又は全部を公正に配分する。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努める。

イ　配分計画の立案は、財政調整課が行う。

ウ　被災者に対する配分に際しては、自治会等に協力を要請し、迅速に実施する。

エ　義援品のうち直ちに利用できる物資は、有効に活用する。

第 11　被災者生活再建支援金の支給

【社会福祉課】

県は、市町村単位又は県域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、法に定める基準を満たした場合に、被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）を適用し、支援金を支給する。これにより被災者の生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するものとする。

市長は、法の適用に向けて、当該の災害にかかる被害状況を収集し、知事に対して報告する。

また、市は、被害を受けた世帯に対して、支給対象世帯、支給限度額、支給申請手続等について説明し、支給申請書に添付する必要のある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。さらに、市は、被災者から提出された支給申請書及び添付書類を確認等とりまとめの上すみやかに県に送付する。

なお、被災者生活再建支援法人（以下「支援法人」という。）として、(財)都道府県会館が指定されており、県は、県が行う支給事務に関し支援法人（(財)都道府県会館）へ委託している。

内容の詳細については、被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）を参照のこと。

1　支給対象世帯

ア　全壊：当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯

イ　解体：当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯

ウ　長期避難：当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

エ　大規模半壊：当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イ及びウに掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。）

2　支給限度額

支給限度額は次のとおりとする。

表 4-1-4　世帯別対象経費及び限度額（複数世帯）

	定額	住宅の再建の態様等に応じて定額	合計
ア　全壊世帯 イ　解体世帯 ウ　長期避難世帯	100 万円	住宅を建設・購入する世帯　200 万円	300 万円
		住宅を補修する世帯　100 万円	200 万円
		住宅を賃借する世帯　50 万円	150 万円
エ 大規模半壊世帯	50 万円	住宅を建設・購入する世帯　200 万円	250 万円
		住宅を補修する世帯　100 万円	150 万円
		住宅を賃借する世帯　50 万円	100 万円

ただし、一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で 200（又は 100）万円とする。

また、単数世帯は複数世帯の 3/4 の額とする。

第 12　災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

【社会福祉課・日本赤十字社千葉県支部・千葉県共同募金会】

災害が発生した場合、市は、千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年千葉県市町村総合事務組合条例第 1 号)に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給するものとする。また、災害救助法が適用された災害にあっては、同条例に基づく災害援護資金の貸付を行う。

1　対象となる被害

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）第 2 条に規定する災害による被害。

2　支給対象者及び額

(1)　災害弔慰金

災害発生当時、本市の住民基本台帳に登録されていた者の遺族。

表 4-1-5　災害弔慰金の支給額

区　　分	支　　給　　額
主たる生計維持者	１人当たり５００万円
その他	１人当たり２５０万円

災害障害見舞金の支給を受けているときは、それを控除した額

(2)　災害障害見舞金

災害発生当時、本市の住民基本台帳に登録されている者が負傷もしくは疾病にかかり、治ったとき（症状の固定を含む。）に次に掲げる程度の障害があるとき。

ア　両眼が失明したもの

イ　咀嚼及び言語の機能を廃したもの

ウ　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

エ　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

オ　両上肢をひじ関節以上で失ったもの

カ　両上肢の用を全廃したもの

キ　両下肢をひざ関節以上で失ったもの

ク　両下肢の用を全廃したもの

ケ　精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度がア～クと同程度以上と認められるもの

表 4-1-6　災害障害見舞金の支給額

区　　分	支　　給　　額
主たる生計維持者	１人当たり２５０万円
その他	１人当たり１２５万円

(3)　災害援護資金の貸付

災害援護法による援助が行われた場合において、生活の立て直しに資するため世帯主に貸付を行うことができる。本節「第３　災害援護資金の貸付」参照。

第 13　災害見舞金の支給

【社会福祉課・日本赤十字社千葉県支部・千葉県共同募金会】

市は、災害により住家に被害を受けた住民に対し、災害見舞金交付規則（昭和 50 年流山市規則第 33 号）に基づき、災害見舞金を支給する。

《資料 11》

1　対象となる被害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、火災等の災害により生ずる被害で、災害救助法の適用を受けないもの。

2　支給対象者

ア　本市の住民基本台帳に登録されている者

イ　自己の居住の用に供している建物が被害を受けた者

3　見舞金額

見舞金額は、被害の程度により次の表のとおり。

表 4-1-7　災害見舞金の額

災害の種類	災害の程度	災害見舞金の額	
		一般世帯	準世帯
焼失	全焼（延床面積の 70%以上）	30,000 円	20,000 円
	半焼（延床面積の 20%～70%未満）	20,000 円	10,000 円
損壊	全壊（延床面積の 70%以上	30,000 円	20,000 円
	半壊（延床面積の 20%～70%未満）	20,000 円	10,000 円
浸水	床上浸水	30,000 円	20,000 円

第２節　生活関連施設等の復旧計画・復興計画

災害復旧計画は、被災した各施設の原型復旧に合わせ、再度の災害発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行うなど将来の災害に備えるものとし、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して策定するものとする。

第１　災害復旧・復興の基本方向の決定

【防災危機管理課・企画政策課・各課】

風水害等の発生後、市は復旧・復興についての基本的な方向を早急に決定するとともに、激甚災害の指定を受けた場合には激甚法の規定も踏まえ、適切な復旧計画を立て、実施するものとする。

すなわち、風水害等の災害発生後、市は被災の状況、地域の条件、関係者の意向等を勘案して迅速な現状復旧を目指すか、あるいは災害に強いまちづくり、さらに市の目指すイメージの実現を踏まえた計画的復興を行うかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定めるものとする。また、必要と考えられる場合には、速やかに基本的方向に沿った復興計画の作成及び関連事務手続等を行うものとする。

なお、復旧・復興に当たっては、住民の意向を充分に尊重し、市と住民との協働により計画的に事業を進めるものとし、復興調査や復興計画の策定について、事前に各方面からの研究を行うとともに、復旧・復興の推進のために国や県の協力を求めるものとする。

第２　災害復旧計画・復興計画の作成

【防災危機管理課・企画政策課・各課】

市は、所管する公共施設についての災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分調査・検討し、災害復旧計画・復興計画を速やかに作成するものとする。

この際、災害復旧計画作成の担当は防災危機管理課とし、災害復興計画作成担当は企画政策課とする。

災害復旧計画・復興計画の基本方針は、以下のとおりとする。

１　災害の再発防止

災害復旧計画・復興計画の策定に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう関係機関は十分連絡調整を図り、計画を作成するものとする。

2　災害復旧・復興事業期間の短縮

災害復旧計画・復興計画の策定に当たっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果が上がるよう関係機関は連絡調整を図り、事業期間の短縮を努めるものとする。

第 3　災害復旧事業に伴う財政援助

【財政調整課・各課】

市及び関係機関は、被災施設の復旧計画を速やかに作成するとともに、国・県が費用の全部又は一部を負担（補助）するものについては復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定し、査定実施が速やかに行えるよう努めるものとする。

このうち、特に公共土木施設の復旧については、被災施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号。以下「国庫負担法」という。）その他に規定する緊急査定が実施されるよう、必要な措置を講じるものとする。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同法施行令、同法施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により運営されるほか、災害復旧事業費の決定は、県知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定される。

法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担（補助）して行う災害復旧事業は、次のとおり。

表 4-2-1　財政援助対象事業

災害復旧事業計画	復旧事業対象	適用法令
公共土木施設災害復旧事業計画	河川 海岸 砂防設備 林地荒廃防止施設 地すべり防止施設 急傾斜地崩壊防止施設 道路 港湾 漁港 下水道 公園	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 注）以下の法令も適用 河川法　：河川の復旧事業 道路法　：道路の復旧事業 下水道法：下水道施設の復旧事業
農林水産業施設災害復旧事業計画	農地 農業用施設 林業用施設 共同利用施設	農林水産施設災害復旧費国庫補助の暫定措置に関する法律
都市施設災害復旧事業計画	街路 都市排水施設等 堆積土砂排除	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
上水道災害復旧事業計画	上水道施設	水道法
住宅災害復旧事業計画	公営住宅及び共同施設（児童公園、共同浴場、集会所等）	公営住宅法
社会福祉施設災害復旧事業計画	保護施設	生活保護法
	老人福祉施設	老人福祉法
	身体障害者更正援護施設	身体障害者福祉法
	知的障害者援護施設	知的障害者福祉法
	婦人保護施設	売春防止法
	児童福祉施設	児童福祉法
	母子福祉施設	母子及び寡婦福祉法
	精神障害者社会復帰施設	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
公共医療施設、病院等災害復旧事業計画	感染症指定医療機関 感染症法予防事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
学校教育施設災害復旧事業計画	公立学校	公立学校施設災害復旧費国庫負担法
社会教育施設災害復旧事業計画	公立社会教育施設	
その他災害復旧事業計画	災害により急を要する土地区画整理事業	土地区画整理法
	災害により特に必要となった廃棄物の処理	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
	臨時に行う予防接種	予防接種法

第４　災害復旧事業の実施

【各課・県・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関】

災害により被害を受けた公共施設の復旧を迅速に行うため、県、市、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業の事業費が決定され次第災

害復旧事業を早期に実施するため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置するものとする。

第３節　激甚災害の指定に関する計画

市は、風水害等の災害による被害規模が甚大な場合には激甚法に基づく財政援助等を受けて公共施設の災害復旧事業や被災者等への支援措置が迅速かつ円滑に実施できるようにするため、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害又は局地激甚災害の指定が受けられるよう措置するものとする。

第１　激甚災害に関する調査

【防災危機管理課・各課】

市は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等に協力するため、災害発生後迅速かつ正確に公共施設等の被害情報を把握するための体制を整えるものとする。

なお、県知事は、県内に災害が発生した場合には被害状況等を検討の上、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、県の各関係部局に必要な調査を行わせるものとする。県の関係部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を取りまとめ、県総務部を通じて県知事に報告するものとする。

第２　特別財政援助額の交付手続等

【防災危機管理課・財政調整課】

１　激甚災害指定の基準

激甚災害については、「激甚災害指定基準」（昭和 37 年 12 月 7 日中央防災会議決定。のち数次の改正あり。）と、「局地激甚災害指定基準」（昭和 43 年 11 月 22 日中央防災会議決定。）の二つの指定基準がある。

《資料 100・101》

２　激甚災害指定の決定

県知事は、被害調査結果を取りまとめ、内閣総理大臣に報告するものとする。内閣総理大臣は、県知事の報告に基づき中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断し、政令に基づき指定する。なお、中央防災会議は、激甚

災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを検討し、内閣総理大臣に答申する。

3　特別財政援助の交付手続

市長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、特別財政援助額の交付に係る調書等を速やかに作成し、県の関係部局に提出するものとする。

4　財政援助対象事業等

激甚法に定める財政援助等が受けられる事業等は、次のとおり。

表 4-3-1　激甚災害に係る財政援助措置の対象事業

1　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助［法第 3 条、4 条］［令第 1～5 条］	1　公共土木施設災害復旧事業 河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園 2　公共土木施設災害関連事業 災害復旧事業のみでは再度災害の防止に効果が期待できないと認められるためこれと合併して行う公共土木施設の新設又は改良に関する事業 3　公立学校施設災害復旧事業 4　公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業 5　生活保護施設災害復旧事業 6　児童福祉施設災害復旧事業 7　養護・特別養護老人ホーム災害復旧事業 8　身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 9　障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業 10　婦人保護施設災害復旧事業 10　感染症指定医療機関等災害復旧事業 11　感染症予防事業 12　堆積土砂排除事業 13　湛水排除事業
2　農林水産業に関する特別の助成	1　農地等の災害復旧事業等［法第 5 条、令第 14～18 条］ 2　農林水産業共同利用施設災害復旧事業［法第 6 条、令第 19 条］ 3　開拓者等の施設の災害復旧事業（県）［法第 7 条、令第 20 条］ 4　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通(県)［法第 8 条］ 5　森林組合等の行う堆積土砂の排除事業(県)［法第 9 条、令第 21 条］ 6　土地改良区等の行う湛水排除事業(県)［法第 10 条、令第 22 条］ 7　共同利用小型漁船の建造（県）［法第 11 条、令第 23 条］ 8　森林災害復旧事業（県）［法第 11 条の 2、令第 23 条の 2］
3　中小企業に関する特別の助成	1　中小企業信用保険法による災害関係保証［法第 12 条、令第 24・25 条］ ・付保限度額の別枠設定 ・保険填補率の引き上げ　70／100→80／100 ・保険料率の引き下げ 2　小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金（県）［法第 13 条、令第 26 条］ ・償還期限の延長　2 年以内 3　事業協同組合等の施設の災害復旧事業（県）［法第 14 条、令第 27 条］
4　その他の特別の財政援助及び助成	1　公立社会教育施設災害復旧事業［法第 16 条、令第 33～35 条］ ・公立の公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プールその他の社会教育施設 （2／3 補助） 2　私立学校施設災害復旧事業［法第 17 条、令第 36～38 条］ ・私立の学校（1／2 補助） 3　市町村が施行する感染症予防事業［法第 19 条］ ・費用支弁における国・県の負担率引き上げ 4　母子及び寡婦福祉法による国の貸付け［法第 20 条］ ・国の貸付金の割合の引き上げ（災害を受けた年度及びその翌年度） 5　水防資材費［法第 21 条、令第 39・40 条］ ・水防のために使用した資材に関する費用（2／3 補助） 6　り災者公営住宅建設等事業［法第 22 条、令第 41 条］ ・公営住宅の補助率の引き上げ　2／3→3／4 ・補助対象戸数　滅失戸数の５割 7　小災害債に係る元利償還金［法第 24 条、令第 43～47 条］ ・地方債に係る元利償還に要する経費を基準財政需要額に算入 8　雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例［法第 25 条、令第 48 条］ ・基本手当の支給

注）表中の［法］は「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」
［令］は「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令」